

平成20年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 平成20年9月1日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|---------------------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | て | |
| 日程第2 | 会期の決定 | 議案第15号 市道路線の廃止について | |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第17 | 議案第16号 名寄市固定資産評価員の選任について |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市ふるさと応援寄付条例の制定について | 日程第18 | 議案第17号 平成20年度名寄市一般会計補正予算 |
| 日程第5 | 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 日程第19 | 議案第18号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市表彰条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第19号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第20号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について | 日程第22 | 議案第21号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について | 日程第23 | 議案第22号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 合併特例区規約の変更について | 日程第24 | 議案第23号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算 |
| 日程第11 | 議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について
議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について | 日程第25 | 議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について
議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について | 議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について | |
| 日程第13 | 議案第11号 名寄市土地開発公社定款の変更について | 日程第26 | 報告第1号 平成19年度名寄市風連特例区会計決算の報告について |
| 日程第14 | 議案第12号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について | 日程第27 | 報告第2号 健全化判断比率の報告について |
| 日程第15 | 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて | 報告第3号 資金不足比率の報告について | |
| 日程第16 | 議案第14号 市道路線の認定について | 日程第28 | 報告第4号 専決処分した事件の報告について |

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市ふるさと応援寄付条例の制定について
日程第5 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第6 議案第3号 名寄市表彰条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第5号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について
日程第9 議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第7号 合併特例区規約の変更について
日程第11 議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について
議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について
日程第12 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について
日程第13 議案第11号 名寄市土地開発公社定款の変更について
日程第14 議案第12号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
日程第15 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて
日程第16 議案第14号 市道路線の認定について
議案第15号 市道路線の廃止につい

て

日程第17 議案第16号 名寄市固定資産評価員の選任について
日程第18 議案第17号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第19 議案第18号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第20 議案第19号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第21 議案第20号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第22 議案第21号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
日程第23 議案第22号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算
日程第24 議案第23号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算
日程第25 議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について
議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について
議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について
日程第26 報告第1号 平成19年度名寄市風連特例区会計決算の報告について
日程第27 報告第2号 健全化判断比率の報告について
報告第3号 資金不足比率の報告について
日程第28 報告第4号 専決処分した事件の報告について
日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員

2番	植松	正一	議員	総務部長	佐々木	雅之	君
3番	竹中	憲之	議員	生活福祉部長	吉原	保則	君
4番	川村	幸栄	議員	経済部長	手間本		剛君
5番	大石	健二	議員	建設水道部長	野間井	照之	君
6番	佐々木		議員	福祉事務所長	中西		薫君
7番	持田		議員	上下水道室長	和田		博君
8番	岩木	正文	議員	教育部長	山内		豊君
9番	駒津	喜一	議員	市立総合病院	香川		讓君
10番	佐藤		議員	事務部総務課長			
11番	日根野	正敏	議員	市立大	三澤	吉巳	君
12番	木戸口		議員	事務局学長			
13番	高見		議員	会計室長	成田	勇一	君
14番	高渡	正尚	議員	監査委員	森山	良悦	君
15番	高橋	伸典	議員				
16番	山口	祐司	議員				
17番	田中	好望	議員				
18番	黒井		議員				
20番	川村	正彦	議員				
21番	谷内		議員				
22番	田中	之繁	議員				
23番	東	千春	議員				
24番	宗片	浩子	議員				
25番	中野	秀敏	議員				

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	小室	勝治	君
教育長	藤原		忠君

○議長（小野寺一知識員） ただいまより平成20年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 大石 健二 議員

21番 谷内 司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月12日までの12日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月12日までの12日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第3 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成20年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、（仮称）自治基本条例について申し上げます。

市民懇話会では、自治基本条例のあり方について、これまで11回に亘る活発な協議検討が行われており、平成21年度の条例施行に向け提言をまとめるための作業を進めています。

次に、（仮称）地域連絡協議会の創設について申し上げます。

住民同士のつながりが希薄になってきていると

言われる中、地域における子どもたちの安全安心を守る活動、防犯、防災対策や地域福祉のネットワークなど地域全体としての総合的な課題解決が求められています。

これらの課題に地域住民と行政が連携して対応できる組織として、地域連絡協議会の創設をめざしており、7月から町内会長と協議を行い、小学校区域毎の創設に向けて、準備会を立ち上げていただいたところであります。

今後は、準備会の中で地域連絡協議会の運営方法や活動方針、事業内容について、協議を進めてまいります。

次に、「町内会長・行政区長と行政との懇談会」について申し上げます。

6月23日、ホテルメープルにおいて地域の連携をより強化するため、名寄市町内会連合会・風連町行政区長会共催による行政との懇談会が開催されました。本年度の主な事業について説明するとともに、地域から出された意見・要望などについて意見交換を行いました。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイとの交流については、2人の高校生を7月中旬から派遣しており、ホームステイを行いながらリンゼイ市民との交流を深め、今月中旬に帰国の予定となっています。

また、友好都市ドーリンスク市との交流では、8月5日から3泊4日の日程で名寄ピヤシリ少年少女合唱団を中心に25人が訪問し、音楽などを通じて、交流を深めてまいりました。

次に、国内交流について申し上げます。

山形県鶴岡市藤島との交流では、8月8日から3泊4日の日程で名寄ピヤシリサッカー少年団を中心に19人が訪問し、サッカーなどを通じて、子どもたち相互の友情を育んでまいりました。

東京都杉並区との交流では、6月15日に開催されました「第29回ふうれん白樺まつり」に、高円寺阿波おどり一行など関係者48人が来名し、

花を添えていただくとともに、清峰園への慰問も行われ、幅広い市民との交流が行われました。

本年度の「都会っ子体験交流事業」は、杉並区・名寄市それぞれ25人の児童が参加して行われました。7月28日から名寄会場、8月5日から杉並会場、それぞれ3泊4日の日程で、子どもたちはお互いの「まち」を知り、友情を深めながら、夏休みの楽しいひと時を過ごしました。

また、8月23・24日の両日開催されました「第52回東京高円寺阿波おどり大会」には、名寄市から代表団と市民合わせて35人が参加し、杉並区民並びに杉並区と友好関係にある自治体との交流を深めてまいりました。

次に、名寄ふるさと大使について申し上げます。

名寄市の知名度向上と発展に貢献していただくことを目的として「名寄ふるさと大使設置要綱」を制定いたしました。

第1号として、(株)エフエムなよろが、特産のグリーンアスパラPRのため選定している「なよろアスパ恋」のお二人を6月15日に委嘱し、「ふうれん白樺まつり」において、広く市民の皆さんに御紹介いたしました。今後、名寄市のPR活動などを担っていただくことになっています。

次に、病院事業について申し上げます。

本年1月に着工した増改築工事は、順調に工事が進んでおり、7月14日からレストラン棟が営業を開始し、救急外来棟については7月30日から救急搬送車の受け入れ及び救急外来患者の診療を行っています。

今後、9月下旬にICU病棟が完成しますが、医療機能が十分発揮できるよう、運用にあたる医師や看護師など、スタッフの確保に努めているところです。

次に、本年4月から6月までの第1四半期における一般科の稼働状況について申し上げます。

入院では、患者数2万4,575人で、前年に比べ816人、3.2パーセントの減少となりましたが、外来では、患者数6万4,555人で、前年より

も1,686人、2.9パーセントの増加となりました。

医業収益につきましては、入院収益で10億5,917万2千円となり前年比4,639万9千円、4.6パーセントの増加、外来収益では4億5,231万6千円で前年比8,917万6千円、2パーセントの増加となりました。

この結果、入院と外来合わせて15億1,148万8千円となり、前年実績から5,531万5千円、3.8パーセントの増加となっています。

今後も収益の確保と費用の抑制を図り、市民の信頼に応える病院運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年4月から実施された、後期高齢者医療制度への支援金を負担するため、国民健康保険税の体系がこれまでの基礎課税分、介護納付金分に後期高齢者支援分が加わった3税方式での初めての賦課が行われました。

その結果、平成20年度の当初賦課において応能応益割合は46.39パーセントと応益部分が若干少ない構成となっておりますが、本年度も7割、5割、2割軽減を実施することができました。

基礎課税分及び後期高齢者支援金で実施された7割、5割軽減の世帯数は1,903世帯、2割軽減で658世帯となり、合わせて軽減実施世帯は2,561世帯で国保加入世帯の54.6パーセントにあたります。

介護納付金の軽減では、7割と5割軽減で783世帯、2割軽減では286世帯で、合計1,069世帯は介護保険被保険者世帯の47.2パーセントにあたる結果となりました。

また、本年度から保険者に義務づけされた、特定健診および特定保健指導については、これまでの基本健康診査に代わるものとして、保健センターを中心に集団検診方式で各種がん検診と並行して進めています。なお、従前から補助を実施しております人間ドックにつきましても、特定健診の検査項目を満たしており、さらなる活用が今後の

受診率向上につながるものと考えています。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

本年4月、平成18年中の所得での暫定賦課による保険料でスタートした本制度ですが、7月中旬に平成19年中の確定所得により計算した保険料の通知を行いました。

制度実施から既に半年が経過しましたが、保険料の納付方法の変更や、保険料の軽減策に関わった改正が行われていますので、今後も被保険者に理解いただくよう周知に努めてまいります。

次に環境の保全について申し上げます。

温室効果ガスの排出削減等を目的に本年3月に策定いたしました「名寄市地球温暖化防止実行計画」に基づき、洞爺湖サミットと連動して、市内全小学校（11小学校）で出前講座及び写真パネル展を開催いたしました。また、地球温暖化防止講演会、市広報特集記事の連載（4月～9月）及び広報車による街頭啓発を実施し、温暖化防止啓発活動に努めてまいりました。

次に、消防事業について申し上げます。

1月から6月までの上半期における火災件数は7件で、前年比2件の増となっておりますが、幸いに死傷者はありませんでした。火災種別では、建物火災が5件、車両火災が1件、その他火災が1件となっております。

救急件数は508件で、前年比6件の減となっており、事故種別では、急病317件、一般負傷81件、転院搬送61件、交通事故30件、その他19件となっております。

救助件数は8件で、前年比3件の増となっております。交通事故による出動が5件となっております。

火災予防につきましては、4月から7月末までに一般住宅649世帯と高齢者住宅308世帯の防火訪問を実施し、住宅防火対策の推進に努めてまいりました。

消防体制につきましては、計画的に施設及び装備の整備を進め、初動体制の強化と効率的な部隊

運用を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

関係機関・団体及び市民の皆さんの御協力をいただきながら「交通事故防止」に努めてまいりましたが、本年3月と7月に死亡事故が発生し、お二人の尊い命が失われました。特に7月の死亡事故は、生活道路での事故であり、市内あらゆる場所での事故発生の可能性が考えられます。

この悲惨な交通事故を撲滅するために、8月7日、関係機関、交通安全団体及び防犯団体と連携し、北海道警察音楽隊・カラーガード隊及び東中学校吹奏楽部の演奏による、「名寄市民安全・安心まちづくりコンサート」を開催、さらに、8月8日には全市民を対象にした「交通事故抑止緊急市民総決起大会」を開催し、交通事故防止を広く市民に呼びかけたところです。

今後とも、関係機関・団体と連携を図り、悲惨な交通事故が発生することのないよう、交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

不幸な事件、事故を未然に防止するため、幼児、児童、生徒を不審者から守るための緊急避難場所として、関係機関・団体及び市民の皆さまの御協力により「子ども110番の家」、各小学校区においては、安心会議として「SOSこども110番の家」を設置してまいりました。

また、平成18年度に庁用車5台に青色回転灯を設置し、防犯パトロールを実施してきましたが、今年度も3台に設置し、体制の強化を図ってきたところです。

さらに、7月28日に安全安心円卓会議を開催し、安全対策について情報交換したところですが、残念ながら、その前日に通り魔による殺人未遂事件が発生しました。通り魔による殺傷事件は全国いたるところで発生しており、当市も例外ではないと強く認識したところです。

今後は、関係機関・団体との一層密接な連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただき

ながら、安全対策を進めてまいります。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

8月20日現在における発注状況は、建設・委託事業合わせて71件、発注率は73.2パーセント、事業費で5億5,947万円となっており、今後も引き続き、早期発注に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、解体工事完了後、8月に木造平屋建て4棟8戸を発注し、12月に完成予定で建設を進めています。

継続事業の屋根張替工事は、白かば団地の3棟12戸、新北栄団地の1棟4戸を7月に完了いたしました。

また、耐震改修促進計画は、庁内作業部会を8月から3回程度開催し、10月末に策定が完了する予定です。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の西町公園内のトイレ水洗化工事が完了し、8月13日の風連ふるさとまつりから利用をいただいております。

天塩川せせらぎ公園内の河川敷パークゴルフ場は、旭川開発建設部の協力をいただき整備を進めておりますが、36ホールのうち18ホールが完成し、6月29日には市内パークゴルフ愛好者200人の参加により、開園式を兼ねた市民大会を開催したところであります。

今後も、市民の健康増進と交流の場として多くの皆さんの利用を期待しています。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

施行者「株式会社ふうれん」では、北海道知事に権利変換計画の認可申請をしております。認可を受け次第、解体工事を行い、引き続き、建築工事に着手する予定となっております。

市では、事業が円滑に進行するよう施行者と連携を図り、支援してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来の給水量不足をサンルダムからの取水で補う内容を盛り込んだ第2期拡張計画について、風連地区及び自衛隊駐屯地の水源を緑丘浄水場に統合して、水道水の安定供給を図るなどの再評価原案を水道事業審議委員会に諮問し、9月下旬に答申を受ける予定です。

また、安定した給水を確保するための配水管網整備及び老朽管更新工事は、西10条北4丁目他2路線、延長で924メートルを供用開始し、現在、市道23線など4路線、延長2,031メートルの整備を行っております。

次に、個別排水処理施設整備事業について申し上げます。

農村部における環境整備を目的とした合併浄化槽工事は、風連地区9基、名寄地区6基の合計で15基の発注を終え、このうち7基を供用開始しております。

次に道路整備について申し上げます。

国土交通省関連事業での、交付金事業による東風連線智烈布橋架換上部工事と共和地区19線道路改良工事や、まちづくり交付金による風連地区瑞生通歩道改良事業は、天候にも恵まれ順調に進められております。

防衛施設周辺整備事業は、昨年から引き続き内淵地区菊山線舗装補修工事を実施し、7月に完了いたしました。新規事業の北1丁目道路改良ほか2路線や、都市計画街路緑丘通（北4丁目）改良舗装事業は、6月に実施設計の発注を終えましたので、本工事を9月に発注する予定となっております。

次に防塵対策事業について申し上げます。

未舗装道路のアスファルト乳剤による防塵処理補修工事につきましては、名寄地区において5月中旬から8月上旬にかけて142路線、延長で約27.9キロメートル、風連地区では2路線、延長で約0.2キロメートルを施工いたしました。

アスファルト再生合材による防塵処理工法については、名寄地区で郊外1路線、市街地2路線、

延長約719メートル、風連地区では、郊外1路線で、延長225メートルを実施いたしました。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

初めに、農作物の生育状況は、ほぼ順調に推移しております。

水稻につきましては、6月下旬の低温の影響で、出穂揃いは8月3日と平年より2日遅れましたが、穂数も多く、穂長もあり、7月以降の天候に恵まれ順調な生育となっています。

畑作物は、豆類で大豆が平年並、小豆が良好、馬鈴しょ・てん菜については平年より6日早く良好な生育となっています。秋まき小麦は、収穫作業が7月24日から始まり8月6日に終了し、現在は規格内に調製されていますが、収量は10アール当たり380キログラム程度と見込んでおり平年並みの収量、品質となっています。

露地のアスパラガスは、4月26日及び5月9日から13日の降霜・低温により、ほぼ全面積が被害を受け、共選受入は466tで計画540tに対し86.2パーセント、前年対比で94.1パーセントとなりました。

また農業振興センターでは、アスパラの新規植栽、更新に向けて、大苗・セル苗を延べ68戸に14万3,200株を供給いたしました。

次に、「名寄産業まつり」について申し上げます。

今年は30回の節目を迎え、名寄市の産業を広く市内外に発信すべく「もち米日本一フェスタ」をサブタイトルとし、名寄産品の良さと地産地消の普及、農業・農村への理解を深めることを目的に、8月31日になよろ健康の森を会場に盛大に開催されました。

また、サッポロビールの協力により、名寄産もち米を副原料とした「もちビール」を販売しPRに努めました。

御協力をいただきました実行委員を始め関係者の皆さんに感謝とお礼を申し上げます。

次に、水田畑作経営所得安定対策について申し

上げます。

この制度への本年度の加入申請は6月に終了しましたが、加入状況は、米2,334ヘクタール、小麦523ヘクタール、大豆421ヘクタール、てん菜213ヘクタール、澱原用馬鈴しょ38ヘクタール、合計で3,529ヘクタールと対象作物作付面積の95.2パーセントとなりました。米を除く4品目では、1,195ヘクタールで作付農家全戸が加入しています。また、認定農業者の内、対象作物作付け農家の全てが申請し、加入者数については実数で522件、固定払・成績払交付金443件、収入減少補てん交付金469件となりました。

次に農業農村整備事業について申し上げます。

道営事業では、畑地帯総合整備事業「智恵文地区」、地域水田農業支援緊急整備事業、「名寄地区・風連地区」、経営体育成基盤整備事業「共和地区・瑞生地区・東豊地区」で8月末までに約90%を発注し、農作物の収穫後に暗渠排水、区画整理や用排水路の整備を行います。また、来年度採択予定の名寄東地区では、事業計画樹立に向けた現地調査や換地計画に必要な資料の収集や図面の作成等を進めています。

市の単独事業であります「智恵文12線農道整備事業」は、9月中旬の完成に向けて工事を実施中であり、完成後は、農作物への防塵対策や荷痛み防止等に効果を上げることとなります。

次に、商工業関係について申し上げます。

商店街の賑わい支援策の一つとして市内バスの活用策について、関係機関、団体と協議してまいりました。一昨年、昨年に引き続き市内バス会社の協力により、無料実験運行を「てっし名寄まつり」期間中の8月3日から6日まで、市内循環バスに東西線を加えて運行いたしました。1日当たりの平均乗車人員は242人となっており、通常運行との比較、商店街の賑わい創出についてどうあるべきか商工会議所、商店街連合会と協議・検討を行ってまいります。

なよろ全市連合大売り出し実行委員会では、抽選で現金が当たる「なよろ宝くじ」付の「なよろ全市連合大売り出し」を7月19日から8月24日まで実施いたしました。消費者の購買意欲を高め、夏物商戦を盛り上げ、中心市街地の商店街活性化及び売上げ増加を期待するところでもあります。

また、商店街連合会主催の「北のカーニバル」は、9団体の参加があり、沿道の市民から温かい拍手と歓声が沸いていました。今後も、地域と一体となった催行事を支援してまいります。

次に、住宅リフォーム促進助成事業について申し上げます。

平成19年度から実施し、2年目となりますが、市民の関心が高く、150件の予定枠の申請受付が6月末で終了いたしました。登録業者84者のうち施工業者は48者で、受注額は3億4百万円となり、市内建設業者の振興及び雇用の促進に寄与していると考えています。

次に、中心市街地活性化基本計画策定作業の状況について申し上げます。

商工会議所まちづくり委員会では、これまで6回の会議を開催し、医・食・住など健康をテーマに28事業の推進決定をしました。各事業の事業主体について精査を行うとともに、まちづくり会社、活性化協議会の動きについて議論をしています。並行して活性化基本計画の作成につきましても、関係機関と十分連携し、協議しながら進めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

8月に公表された政府の月例経済報告では、これまでの「足踏み状態」から「弱含み」との表現に改め、景気後退に転じたことを示唆しました。公共事業の依存率が高い道内において、特に道北における経済状況は、原油・原材料の高騰により、総体的に不況感が強く、労働者を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。厳しい環境下ではありますが、高校生の職業意識の向上と新卒者が地元企業に就職できるよう啓発活動の一助

として、本年度も商工会議所と連携し市内各高校、各事業所の協力により、市内高等学校インターンシップ職場体験事業の取り組みを支援してまいります。

また、季節労働者の通年雇用に向けた取り組みとして、6月に実施しました「季節労働者雇用実態調査」の分析作業を行っています。また、7月29日に通年雇用支援セミナーを開催し、多くの事業主の参加をいただいたところであり、今後も新分野進出セミナー・資格取得に関わる助成等、季節労働者の通年雇用支援を行ってまいります。

次に、観光について申し上げます。

「第29回ふうれん白樺まつり」は、6月15日にふうれん望湖台自然公園を会場に開催され、好天の中、交流都市東京都杉並区からの参加もいただき、多くの市民で賑わいました。

なよろ観光まちづくり協会の韓国観光客誘致事業の一環として、7月7日から20日にかけて、韓国13の大学から20人の大学生が名寄を訪れました。名寄市立大学では、日本文化や語学の研修と地元学生との交流を深め、なよろ観光まちづくり協会からは、名寄の自然・文化・観光資源を韓国にPRしていただくため「なよろ観光広報大使」の任命状が一人ひとりに授与されました。

「てっし名寄まつり」は、8月3日から6日まで天塩川河川敷と市内中心部において開催されました。数多くのイベントが繰り広げられ、特にライブコンサート、花火大会には1万1,500人の市民、観光客が訪れ、夏のひとときを楽しみました。

「第30回風連ふるさとまつり」は8月12日に道の駅「もち米の里☆なよろ」で前夜祭が開催され、翌13日は風連駅前通りを会場に14団体、16基の勇壮な「風舞あんどん」が観衆を魅了しました。

道立公園サンピラーパーク全面開園記念「ふるさとフェスティバル in サンピラーパーク」が7月26日に開催されました。記念式典では、北海

道をはじめ、各関係機関から御来賓の御出席をいただき、テープカットで全面開園を祝ったほか、演奏会や人形劇など各種記念イベントや上川北部「道の駅」物産販売コーナーが設けられ、多くの市民で賑わいました。また、花と緑のイベント「ガーデンアイランド北海道2008」の登録会場となり、春から秋までの花のコンセプトは、シバザクラ、ラベンダー、ヒマワリ、コスモスなどで、各関係機関、団体、サークル等の御協力により、季節に合った演出が施され、訪れた市民や観光客の目を楽しませてくれています。

次に、道の駅事業について申し上げます。

4月20日のオープン以降、来場者数は7月末で9万9,000人と予想を超える状況となり、8月7日には11万1,111人目の来場者に記念品を贈呈した旨、指定管理者より報告を受けました。また、6月28日からは、市内の野菜生産農家で組織する「道の駅農産物直売コーナー会」が、新鮮な野菜を販売し、好評を得ております。

道の駅修景整備工事につきましては、道の駅の一体感を出すために隣接する特産館施設の外壁改修、芝張りなどの整備工事を9月上旬の着工に向け準備を進めているところであります。

次に、社会教育について申し上げます。

第3回名寄市花壇コンクールが8月7日・8日に開催され、80点の花壇の応募がありました。いずれも力作ぞろいであり、市内全域で花いっぱい運動の広がりを感じたところです。

次に、市立図書館について申し上げます。

夏休み期間中には、子どもを対象としたミニ展示「課題図書」「北海道指定図書」「小学1・2年向けおすすめ本」などを実施し、読書普及推進に努めてまいりました。

また、子どもの読書活動推進については、「名寄市小中学校図書室担当者会議」や「名寄市子ども読書活動推進連絡会議」などで要望のありました「小学1・2年向けおすすめリスト」を7月に作成し、市内の小学1・2年生や各関係機関に配

布いたしました。今後、幼児、小学校中学年、高学年を対象に順次作成するなど、本に親しめる環境づくりに一層努めてまいります。

次に、プラネタリウム館、市立木原天文台について申し上げます。

プラネタリウム館では、7月2日から5日間、幼児・児童を対象に「七夕無料投影会」を実施し、336人の利用をいただきました。

市立木原天文台では、「七夕観望会」や道立サンピラーパーク主催の「観望会」において、昼間に見える夏の星や天の川など、多くの市民に素晴らしい星空を見ていただきました。

次に、学校教育について申し上げます。

教育施設の整備につきましては、南小学校と名寄中学校の水飲場直圧給水工事、西1条南12丁目教員住宅4棟7戸の解体工事を実施いたしました。

シックスクール対策につきましては、夏期休業期間中に名寄小学校を除く全小中学校においてホルムアルデヒド・揮発性有機化合物の検査を実施いたしました。検査結果は9月に出る予定となっており、今後も施設や環境の整備を進め、安全で安心できる学習環境の整備に努めてまいります。

児童生徒の安心安全の確保では、7月27日に大学公園で、通り魔による殺人未遂事件が発生いたしました。このような事件に児童生徒が巻き込まれる事がないよう7月28日には、安心安全円卓会議に協力を要請いたしました。今後も関係機関との連携を深め児童生徒の安心安全の確保に万全を尽くしてまいります。

特別支援教育グランドモデル地域事業につきましては、7月に名寄市特別支援連携協議会を開催し、相談支援ファイルの活用により関係機関が情報共有を図り、発達障がいを含む障がいのある子どもの、成人期までの一貫した支援体制の整備を図ることといたしました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

第36回名寄～下川間往復駅伝競走が6月22

日に行われ、昨年より少ない42チームの参加となりましたが、中学生や高校生チームの参加が増え、健脚を競いました。

8月11日には、北京オリンピック女子柔道57キロ級に名寄市出身の佐藤愛子選手が出場しました。

名寄市民を挙げて佐藤選手を応援するため、現地に20人の応援団を派遣したほか、名寄市民文化センターにおいてテレビ応援会を開催し、市民後援会の会員や柔道少年団など200人以上の皆さんが声援を送りました。残念ながらメダルには手が届きませんでした。佐藤選手の勇姿は市民に感動と勇気を与えてくれました。

これまでの国際大会での実績と、名寄出身では初となる夏のオリンピック出場の快挙をたたえるため、表彰規定の改正を行い「特別表彰」授与の準備を進めているところです。

今後は、新たな目標に向かって活躍していただくことを期待しています。

次に青少年の健全育成について申し上げます。

本年度の野外体験学習事業「へっちゃんLAND 2008」は、7月29日から3泊4日の日程で、小学4年生から中学3年生まで36人の参加と、名寄市立大学生、市内小中学校教職員、名寄山岳会、名寄振興公社の皆さんなど、多くの方々の御協力により無事終了することができました。参加した子どもたちは、自然体験、集団生活を通じて、たくましく成長し、友情を育み、たくさんの思い出をつくることができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年センターでは、7月24日に名寄警察署とともに、有害図書類の販売店、自動販売機などについて、青少年の非行防止全道一斉立ち入り調査を実施いたしました。北海道青少年健全育成条例違反はありませんでしたが、店舗の営業者や従業員に条例の趣旨、規制内容を説明し、引き続き理解と協力を求めたところです。

また、名寄市児童生徒補導協議会との連携によ

り、夏休み期間中の祭典時での特別巡視による街頭指導を実施いたしました。今後も、町内会推薦の指導員とともに、地域住民の目線で日常の指導活動を通じて、青少年の問題行動の早期発見に努め、適切な指導に取り組んでまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市の短い夏を締めくくる市民納涼盆踊り大会を8月16日と17日の2夜にわたり実施し、仮装盆踊りには、個人の部に15人、団体の部に8組の参加があり、延べ1,650人の人出でにぎわいました。実施に御尽力いただきました実行委員会をはじめ、御協力をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月19日から8月24日まで開催しました特別展「昭和のくらし」は、昭和40年代の生活用品を中心に350点余りを展示いたしました。

生活の中で使用体験のある用具が多く、昭和を振り返る懐かしい場面を再現し、2,000人を超える方々に御観覧いただきました。

また、6月から8月にかけて6回開催しました天塩川流域史講座では、150年前の松浦武四郎の足跡を受講者とともにたどりました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第1号 名寄市ふるさと応援寄付条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市ふるさと応援寄付条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平

成20年4月30日に公布され、ふるさと納税制度が創設されたことに伴い、名寄市を愛し、応援しようとする皆さんの思いを形にするため寄附金の使途、管理運用等について定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ふるさと寄付条例について1つ御質問というか、お願いもあわせて発言をしたいと思えます。

この条例が今決まればホームページ等で案内、また募集が始まることと思えますが、名寄市の大きなPRの機会になるのではないかというふうに思っています。寄附をしていただく方にとっても自分たちが寄附したお金がどのように使われるのか、そんなことが具体的に示されることが本当に必要ではないかというふうに思っています。今使途の指定について5つの項目が出されています。例えば大学を生かしたまちづくり事業、天体観測を生かしたまちづくり事業というふうにあるわけですが、こういった日本の本当に最北端にある公立の大学で4年制の大学、こんなこともPRする、また天体観測についても星空が本当にきれいなこういう名寄市であるというようなこともぜひ織り込んでいただけたらというふうに思っているわけです。寄附をしていただく、またそして全国の皆さん、名寄を知らない皆さんにも名寄を知っていただいて、名寄に来ていただけるような、関心を多く持っていただけるような、そんな案内にしていただきたいなというふうに考えているわけですが、そういったお考えがあるかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今の御提案なのですが、今回事業の区分を大きく4つの項目に分け

まして、その他寄附者の方がどんな事業にも対応できるように5項目をつくって対応しています。

これにつきましては、大学については議員も御存じのとおり全国から学生が集まってきて、医療、福祉、看護、栄養の部分につきまして全国に人材を供給しているということも含めまして情報の発信力があるものと考えております。それから、天体につきましては超新星の発見であるとか、名寄が全国で一番天体観測に適した地理的条件も含めまして、それから雪を生かしたものにつきましてはサンピラー現象、ピヤシリジャンプ施設の関係も含めまして、それから医療の関係につきましては今全国的に地域医療の確保という問題が叫ばれておりますので、議員おっしゃるとおり今議会で成立された後につきましては速やかにホームページにわかりやすい情報提供をして名寄のPRをして、全国から御寄附をいただけるような取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

○議長（小野寺一知識議員） 高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 条例そのものについては全国的な展開も含めて原案に賛成をするものでありますけれども、今ほども話がございましたように問題はこのふるさと応援寄付条例がどれだけPRと申しましょか、浸透をどれだけ図るかということにも一つ大きな課題があるのでないのかなというふうにも考えまして、今同僚議員からも話がございました。総務部長からの答えではホームページ等を含めて、インターネットの配信を含めて全国的な展開をすると、こういう答弁もありましたけれども、より具体的にそれ以外にいわばこの条例の趣旨、あるいは関係者にPRを含めしっかりと理解を求める具体的な考え方と申しましょか、そういうものがあるとすればこの際お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 広報なよろを使いまして名寄の市民の方々にまずPRをさせていた

だいて、これを含めまして全国にいる知人、友人の方々への浸透もお願いしたいと考えております。それから、名寄も東京なよろ会であるとか、いろいろ国内交流という形で杉並であるとか藤島であるとか交流を続けておりますので、そういう国内交流者のほうにつきましても御案内をしたいというふうに考えています。それから、独自のパンフレットもつくりまして、関係する機関であるとか名寄にゆかりのある方のほうにつきまして情報を集めまして、その辺の情報についても発信をしたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 基本的には私は東京なよろ会等々、ふるさと会含めて、決して強要をするものではありませんけれども、ふるさとに思いを寄せるそういう方々を通じてぜひ積極的なPR、あるいは理解を求める活動と申しましょうか、そういうのが必要だというふうに思うのでありますけれども、いま一つ、ただいまの市長の行政報告の中にもありましたけれども、名寄ふるさと大使の設置要綱というのがなされて、そしてお二方について大使として委嘱をしたという行政報告があったわけでありまして、私も極めて不勉強でありまして、大使の設置要綱について具体的に承知をしていなかった部分もあるわけでありまして、私はこれらの部分も大使の設置をして、いわば市内向け、あるいは近郊向けにやるのか、道内中心にやっていくのか、あるいは道外も含めてこうした方々に幅広く名寄にかかわりのある、決して有名人ということばかりではありませんけれども、企業関係だとか、あるいは関連する人材というものが私は輩出をされておられないのかと。そういう人たちを幅広く例えばピックアップをして、道内外に広く名寄の知名度を上げる、あるいはそれがふるさと納税に直接つながるといことになるかならないかは別にいたしまして、私はこのふるさと会のこととあわせて名寄ふるさと大使の設置をしたことにもっと積極的な

活動と申しましょうか、掘り起こしをし、そして理解をいただいて委嘱をする活動を展開をすることによってこうしたふるさと納税の関係、あるいはふるさとに対する理解をより一層深めていくのではないかというふうにも考えるわけでありまして、けれども、そうした具体的な考え方があるのかどうか、この点についてもお答えをいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先般道内他市の視察を研修する機会がちょっとございまして、そのところで名寄につきましては東京なよろ会、杉並区との交流、藤島の交流も含めて長い歴史を持っているのですが、ふるさと大使という全国に情報を発信したり、企業誘致の関係でいろんな情報をいただいたり、それから今回のふるさと納税についてもふるさとを愛し、ふるさとに寄附をということで具体的に呼びかけていただけるについてはチラシを配ったり、パンフレットを配ったりするだけ以上の非常にいい効果があるものだというふうに理解しておりますので、今回6月にアスパ恋の関係について大使の任命をいたしました、今後ともさらに名寄市から情報を発信できるような仕組みになるよう検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 了解をいたしました。

いずれにしても、ふるさと名寄をどういうふうに関係をとらえてPRをしていくというか、理解を求めていく活動というのは極めて大切なことだというふうに思うわけでありまして、そういう面では私は一面的に今申し上げましたふるさと大使の関係についても単に行政側だけの人材発掘と申しましょうか、それにはいささか限界もあるのでないのかと。そういう面では、やっぱり市民の皆さんに広くふるさと大使ということの名寄市としてしっかり取り組むということのある面広報等を通じて理解を市民の側に求めていくことによって

市民の側からこういう人材、こういう人がおりますというようなことの情報提供にもつながっていくのではないのかというふうにも考えますので、そういう面ではぜひいろんな機会をしっかりとらえて、そして名寄のより一層PRなりを含めて、こうした条例が生きる形に取り組みをしていく必要があるというふうにも考えますので、その辺についてもよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑を集結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、さきの通常国会において制定された地

方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市の関係条例において所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、引用している地方自治法の項番号を改めること及び議員の報酬を議員報酬に改めることであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第3号 名寄市表彰条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市表彰条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、毎年11月3日に行っている功労表彰、善行表彰及び栄誉賞の表彰式を必要に応じて行うことができるようにするため、名寄市表彰条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市職員の育児休業等に関する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児短時間勤務制度が新設されたことに伴い、平成19年第4回定例会におきまして本市の職員も同様の措置を講ずるべく改正されましたが、本件は未整備であった給与等の取り扱いについて整備するため、本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第5号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、道路運送法の改正により、車いすや寝たきりの高齢者を対象に医療機関と利用者の居宅との間の送迎等を行う外出支援サービスの利用料について見直しを行い、現行1回200円から無料とするため、名寄市高齢者自立支援事業条例を改正し、より支援を必要とする方に対する福祉サービスの充実を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第9 議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市では、一般廃棄物を適正に処理するため内淵一般廃棄物最終処分場及び風連一般廃棄物最終処分場を設置しておりますが、両施設の廃棄物処理手数料は現在も合併前の体系で算定されており、内淵では従量制、風連では累進制を採用しております。本件は、受益者に対する負担の公平を確保するため、両施設で異なる廃棄物処理手数料の算定方式を従量制に統一すべく名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により民生常任委員会に付託し、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、民生常任委員会に付託し、閉会中審査することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第10 議案第7号 合併特例区規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第7号 合併特例区規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、合併特例区規約第5条の合併特例区で処理する事務の一部について平成21年度から市長の権限に属する事務へ移行するため、合併特例区規約を変更しようとするものであります。

主な変更の内容について申し上げます。まず、天塩川パークゴルフ場の管理につきましては、同パークゴルフ場を含む天塩川流域の整備が完了し、平成21年4月から新たに都市公園として管理運営をするため、市の事業に移行するものであります。次に、町民農園管理につきましては、現在天塩川土地改良区用水埋設跡地を借り受け、家庭菜園用地として開放しておりますが、名寄地区のほのぼの農園と窓口を一本化することで利用者に対する利便性の向上を図ろうとするため、市の事業に移行しようとするものであります。次に、街路灯、防犯灯管理事業につきましては、合併協議におきまして旧名寄市と旧風連町とでは電気料の負担内容に相違があることから、合併後に調整し、再編することとしておりましたが、このたび風連地区で街路灯の維持管理をしております市街地街路灯管理組合と本市との協議におきまして今後は名寄地区と同様の取り扱いをすることで協議が調いしましたので、農村地区の防犯灯も含め市の事業に移行し、統一を図ろうとするものであります。

以上、市町村の合併の特例に関する法律第5条の14第2項の規定により議会の議決を求めるも

のでありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について、議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について及び議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

平成12年度から河川環境整備事業の一環として整備を進めておりました風連地区の天塩川パークゴルフ場を中心とした天塩川さざなみ公園が本年度中に工事が完了し、平成21年度から本公園のすべての施設が供用開始することから、本公園の設置及び管理について必要事項を定めようとするものであります。また、これに伴い名寄公園パークゴルフ場及び健康の森パークゴルフ場の利用料金について天塩川さざなみ公園パークゴルフ場

との均衡を図り、名寄市内のパークゴルフ場との共用料金を設定するため、名寄市都市公園条例及びなよろ健康の森条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号については、本会議質疑を省略し、12名の議員をもって構成する名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会を設置し、これを付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、植松正一議員、竹中憲之議員、駒津喜一議員、木戸口真議員、高橋伸典議員、山口祐司議員、川村正彦議員、谷内司議員、田中之繁議員、東千春議員、宗片浩子議員、中野秀敏議員、以上12名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員に選任することに決定いたしました。

正副委員長長の互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には中野秀敏議員、副委員長には木戸口真議員、以上であります。

○議長（小野寺一知識員） 日程第12 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、診療報酬の算定方法を定める厚生労働省告示の制定等に伴い、名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例について所要の文言整理を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第13 議案第11号 名寄市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 名寄市土地開発公社定款の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、郵政民営化法等の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律が施行されたことにより公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されたことから、名寄市土地開発公社定款について所要の文言整理を行おうとするものであります。

以上、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第14 議案第12号 北海道市町村備荒資金組合同規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 北海道市町村備荒資金組合同規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

近年市町村におきましては財政が急激に悪化する中、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、健全化判断比率に基づく財政悪化度合いに応じて財政の早期健全化及び再生が求められておりますが、道内においては依然財政基盤が脆弱で、厳しい財政運営を余儀なくされている市町村も多く、景気動向等によっては本市を含め全市町村において財政危機に直面し、円滑な行財政運営に支障を来すことも懸念されます。このことから、本件は北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更し、財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、普通納付金の返還の特例制度を創設しようとするものであります。

以上、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第13号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

交通事故の内容は、本年2月28日午後1時40分ごろ、旭川市東鷹栖4線2032番地の1、道央自動車道におきまして経済部が所管する公用車が吹雪で視界不良の中、前方不注意のため交通事故により停車していた車両に衝突したことにより衝突された車両が回転し、交通事故の被害確認をするため車外に出ていた名寄市西5条南4丁目39番地、吉岡ユキ子氏に接触し、負傷させたものであります。

過失割合は本市が100%であり、相手方に対する損害賠償として本市が134万6,807円を負担することで本市と吉岡氏は合意に至りました。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を134万6,807円に決定するため、議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第14号 市道路線の認定について、議案第15号 市道路線の廃止について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 市道路線の認定及び議案第15号 市道路線の廃止について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第14号 市道路線の認定について申し上げます。本件は、平成20年4月、都市計画法第29条に基づく開発行為により造成され、その後道路法第40条第2項により帰属を受けた道路について整理番号4085、路線名、豊栄団地1号線として新たに市道の認定をしようとするものであります。

次に、議案第15号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号8012、北3号線について開発局による築堤改修工事が行われるため、開発局の依頼により市道路線の認定を一たん廃止するものであります。

以上、議案第14号につきましては道路法第8条第2項の規定及び議案第15号につきましては同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第14号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 議案第16号 名寄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 名寄市固定資産評価員の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市固定資産評価員は、評価事務を所管する総務部長の職にある者を選任しておりますが、本件は7月1日付人事異動に伴い新たに総務部長、佐々木雅之を同評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

議案第16号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は同意することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第17号 平成20年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成20年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款の臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億425万2,000円を追加して、予算総額を189億6,549万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして名寄東病院振興基金積立金2,500万円の追加は、平成15年12月に国から移譲を受けて開設した本院を国の用途指定期間の10年が終了する平成25年12月以降に民間へ移譲する際に施設の改修支援を行うための積み立てをしようとするものであります。また、病院事業会計繰出金の3,410万円の追加は、施設整備に伴う合併特例債相当分を繰り出ししようとするものであります。

9款消防費におきまして上川北部消防事務組合負担金100万円の追加は、平成19年度の寄附金を備品購入に充てようとするものであります。

10款教育費におきまして学校給食用食材供給施設設計委託料250万円の追加は、パン製造施設として活用を予定している旧風連学校給食センターの改修にかかわる設計委託料であります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、財源不足額を地方交付税で調整いたしました。

1款市税におきまして市民税均等割で納税義務者の増により41万3,000円を、市民税所得割で特別徴収の増加などにより2,198万6,000円を、軽自動車税で軽4輪自動車の台数増加によ

り156万7,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

11款地方交付税では、普通交付税の本算定で当初予算を968万9,000円を上回る結果となりましたが、財源が不足する368万1,000円を調整財源として追加し、残り600万8,000円を留保財源といたしました。

15款国庫支出金におきまして2,525万1,000円の追加は、事業費の増減のほか道路交付金の補助率が60%から65%にかさ上げになったことによるものであります。

次に、第2表、継続費補正では、事業費の増加により天文台整備事業について変更しようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、学校給食用食材供給施設整備事業を追加し、名寄市立総合病院整備事業ほか6件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

その前に、本日正誤表を提出させていただきました。その前に、本日正誤表を提出させていただきました。その前に、本日正誤表を提出させていただきました。その前に、本日正誤表を提出させていただきました。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第17号の12から13ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費でアスベスト分析調査委託料53万7,000円の追加は、調査基準の変更により市民会館、食肉センター、市場、スキー場、下水道処理場の5施設6カ所のアスベストの含有量調査などを実施するものです。

同じく1項4目の広報広聴費で町内会館等建設費補助金29万8,000円の追加は、智恵文智北町内会の補修工事に伴う補助金2分の1を支出するものであります。

14ページから15ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金265万円の追加は、普通交付税の国保基盤安定事業分が確定したことに伴い、繰り出しルールに基づき調整を図るものでございます。

16、17ページをお開きください。4款衛生費、1項5目環境衛生費で食肉センター事業特別会計繰出金180万円の追加は、食肉センター建屋構造調査の実施に伴う一般会計からの繰出金であります。

18、19ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で街なかにぎわい事業補助金66万6,000円の追加は、空き地空き店舗活用事業で6丁目商店街に開店した衣料品店及びボックスショップに対する助成であります。

20ページから21ページをお開きください。8款土木費、4項1目都市計画総務費で旅費16万2,000円の追加は、名寄、風連都市計画合併に伴う関係機関との協議に要する旅費を支出するものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。8ページから9ページをお開きください。17款財産収入、2項2目物品売払収入の不用品売払収入273万1,000円の追加は、スキー場のショベルローダー及びしらかばハイツのワゴン車の廃車に伴う売払収入であります。

19款繰入金、1項5目公共施設整備基金繰入金200万円の追加は、平成19年度の寄附を一たん公共施設整備基金に積み立てておりましたが、予算化に当たり同基金を取り崩し、繰り入れするものであります。

10ページから11ページをお開きください。22款市債、1項5目教育債で学校給食用食材供

給施設整備事業債230万円の追加は、旧風連学校給食センター改修に伴う実施設計委託料の合併特例債分であります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 1点だけお尋ねをしたいと思います。16ページの4款衛生費、1項4目の積立金の関係で御質問いたしたいと思いません。

積立金で、今市長の提案理由の説明の中で、私が聞き違えていなければあれなのですけれども、名寄東病院の振興基金の積み立ての提案の説明の中で、平成15年12月には御案内のとおりこれは国から移譲を受けて、10年後の25年12月には民間に移譲するというか、そのためのいわば基金の積み立てとして積み立てをしているというような趣旨での説明であったのかなというふうに、私の聞き間違いでなければそういうふう感じたわけでありますけれども、基金の積み立てそのものについては私は異論を挟むものではありませんけれども、25年12月以降はもう民間に移譲するということが決定的なようなイメージでお話がありましたけれども、これはもう少し丁寧に御説明をいただいて、私の理解が悪いのか、民間に移譲するということがもう決定をされているのかどうか、この点について少しく丁寧に御説明をいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 国のほうから市のほうに移譲を受けるときに一部国の責任で、3億円強のお金だったと記憶していますが、内部、外部も含めた改修工事をして市のほうにいただいたということでもあります。それを受けまして、10年後には国から譲渡を受けた用途指定の期間が10年間過ぎますと満了しますので、市が直営で続

けなくて民間にお願いする場合については、国がやったのと同じような形で一定の外部改修工事等が必要になるやもということの想定をしまして、たまたま東病院の関係につきましては交付税が普通交付税で施設整備に関する分の財源として来ておりますので、そのお金を一部積み立てておきまして、国がやったのと同じような状態を想定して名寄市から民間に譲渡するときには一定の改修工事に必要な資金として備蓄をしていくということでの積み立てをしております。譲渡するかしないかの話については、ちょっと私の段階ではわかりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 平成15年12月から国が国立療養所名寄病院の廃止ということでありまして、その受け皿については既に議会の皆さんにも御理解をいただいて公設民営と、こういう状況で現在運営をされております。幸いにして名寄の東病院の運営が医師も含めて人材の確保が順調にいつているということで大変私どもも喜んでるわけですが、当然国との移譲のときの契約で10年間利用に対する制限というのがあるわけですが、運営をしております。しかし、この施設を平成15年から以降の中でどのような状況変化が出てくるかということについてはなかなか予測のつかない部分もありますけれども、当時上川北部医師会との協議の中ではこの国との移譲に伴う制限が解かれたときにはどのようなのかと、こういうことを問われてきた経過があります。私どもも上川北部医師会のそうした要望に沿って、施設については公設民営からまさに民設民営と、こういう状況が好ましいのではないかと、こういうことも含めて協議をしてきた経過があります。まだ相当時間があるわけですが、医師会との協議についてはそのような協議をしている経過があるということでお答えをさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 基本的には東病院の振興基金の積立金については、私もそれなりに理解をいたすところであります。平成15年からそうした形で例えば市直営であろうが、あるいは民間に移譲というような形になろうが、一定の単年度のいわば収益の出る部分について、その後の対応に積立金を持つというのは極めてしかるべきことだというふうに感じますので、これについては全く異論がないわけでありましてけれども、私提案理由の中で本当に気になったのは、さらには今加えて市長のほうから答弁がありましたけれども、確かに平成15年に国立療養所というか、国立病院から移譲を受けて、10年後にはいわばそうした国の縛りが解けるといふようなこともあって、公設民営、指定管理者等々を含めて、こうした状況で医師会含めて御理解をいただきながら今日の運営にあると。そして、極めて良好な形で運営をされているということについては私自身も極めて喜ばしいことだといふふうにここは認識をとにもするものではございますけれども、ただ私は10年後まさに今提案理由にあったように民間に移譲するということは公の場では全く議論がないのではないのかといふところにいささか驚きと申しましようか、を感じたわけでありまして、これは例えば議会の中でそういう議論があったとすれば私の認識が極めて不足しているということになるわけでありまして、少なくとも民間に移譲する是非は別にしても移譲することになれば公共施設の廃止の問題等々を含めてやっぱり議会議決等が、3分の2になるのかと私は理解をしておりますけれども、議決要件になってくるのではないのかといふふうに思ひまして、そういう面ではこの東病院を民間にいわば移譲していくということになれば、確かに25年までまだ時間はあるということでありまして、市が、執行の側が基本的な考え方を持ち合わせているのであれば、私はそうした議論なり、考え方というのが少なくとも移譲される直前に議論することではなくて、執行機

関の考え方を議会なり、あるいは市民の皆さんに明らかにしていく必要があるのではないのかと。決して私は民間移譲が悪いと言っているわけではないわけですが、そういう手続というものが私は一つには必要でないのかというふうに思うわけですが、そうした考え方について市長はどのような見解をお持ちになっているのか。あるいは、あわせて民間に移譲するということを受け皿はもうでき上がっているということなのかどうなのか、この際お伺いしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 平成15年の時点でも名寄市が直接に運営をするという体力も含めて能力の持ち合わせはないと。市立病院の運営についても大変な苦勞をして今日まで至っているわけですが、幸いに上川北部医師会が受け皿となつての現在の運営が続いているということでもあります。

今回の提案の中で言及をしておりますのは、やはり直営でこれからもやっていくという議論が市民の中からわいてくるかどうかということですが、今公立病院等については非常に厳しい状況が続いております、民間の発想というものがなければ同じ市内に2つの病院を運営するということは非常に困難であると、そういう率直な私ども受けとめ方をしております。ですから、これらの施設を公設から民間に移していくという手続論については十分に議会の皆さん、あるいは市民の皆さんも含めて合意形成を図っていく必要があると、このように思っておりますから、改めてこの課題については平成25年という期限の指摘ありましたように直近でそのような議論するのではなくて、一定の時間を配置をして議論をしていただくという場を設定したいと、このように考えているところであります。

なお、民間というのは、全く現在の状況が続いていただきたいという期待を含めてそういう考え方を持っているということでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） ただいま市長のほうから答弁ありましたけれども、私も医師会が中心になってそういう受け皿をつくっていただいて、今日的に東病院が極めて健全に、そしてこの厳しい状況の中で善戦をしていただいて、あるいは地域の皆さん方の医療機関としての信頼をしっかりとち得ていることについては高く評価をいたしますし、今後もそうあってほしいというふうに思っていることには全く違いはないわけでありまして、ただ私は今回の提案理由を聞いて、おやと思ったのは、少なくともこうした病院問題いろいろあるわけでありまして、市長から答弁があったように市立病院が2つ、あるいは診療所も抱え、名寄の実態から見てどういう形がいいのかということについて民間移譲の議論が出てくることについても私はすぐさま否定をするものでは決してありませんけれども、しかしただ公共施設として、公の施設として持っている部分については、決して不用意とは申し上げませんが、しっかりと手続をやっぱり経て、一つの方向を見出していくと。このことが私から言うまでもなく何より必要なことではないのかというふうに思いますので、いわばこの補正予算の中で民間移譲の話が出てくるのではなく、少なくとも行政報告なり、執行方針の中で私はこの種の部分が基本的な考え方としてどういう立場で出てきて、そういう中で議論をしていく時期というのがあるのであればしかりだなというふうに思うわけでありまして、今回の提案が極めて私から見ると唐突的に民間移譲の話が出たものでありますからあえて御質問を申し上げたわけでありまして、そういう面では今後の取り組みについて私どもの議会の側も理解を得られるような形でのまた議論をさせていただくことをお願いを申し上げて、終わりたいと思いません。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。17号についてまだまだたくさん質疑あるのではないかと思います、何人ぐらいいらっ

しゃいますか。お二人ですか、3人……。

それでは、13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） それでは、質問をさせていただきます。

議案第17号の11のところの教育費についてなのですが、風連のもとの学校給食センターの改築なのですが、230万円ですか、の予算なのですが、230万円ぐらいの予算計上の中で全部ができると思いませんので、それで最終的にどれぐらいのお金がかかるのか。それと、当然あれは公共施設の中で、市の持ち物ですので、それを使うことによってどれぐらいの使用料が発生するのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 議案の11ページの関係については、実施設計の250万円に対する事業債ということでありますから、これは借り入れということであります。実際に実施設計については250万円ということであります。基本的に旧風連の学校給食センターについて、現パン製造業者がやっているわけですが、その機器が老朽化をしているということで、このたび旧風連の学校給食センターの内部を改修をして、市直営で行っていききたいということであります。その改修に当たって250万円の実施設計ということであります。それから、今後の改修費用、それからパン製造機器の導入という部分の中では4,000万円前後ということで考えております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 済みません。使用料の関係だと思えますけれども、今学校給食のパンの供給につきましては月2回ということでありまして。現在考えている旧風連の学校給食センターの使用については、業務委託をとということで考えております。それで、パンの供給については月2回ということでありまして、それに見合う使用料ということで考えております。また、電気あるいは上下水道の使用についても、直営ということでありまして、これは基本的に市で払うということになりますけれども、これは業務を委託された業者が実際に使ったということでありまして、その辺につきましては実費徴収ということにしたいというふうに思っております。使用料の部分につきましては、先ほど言ったように月2回ということでありまして、月の使用料になるのか、あるいは年の使用料になるのか、この辺については今後詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それでは、2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

1つは、第2表、継続費補正のところにあります10款教育費の天文台整備事業費についてですが、補正前から補正後について約1億6,000万円もの増になっています。やっぱりかなりの金額という意味では市民の皆さんの受けとめる感覚としても大きいのではないかとこのように思います。そこで、市民への説明責任といいますか、そういったものが必要ではないかというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一点ですが、ただいま給食センターの整備事業の質問がありましたが、その設計委託料が250万円というふうになっています。この設計委託料ですが、せんだって総務文教常任

委員会で視察しました室蘭市では学校統廃合に伴って学校の設計を自前で行って、設計士というか、資格を持った職員の皆さんが自前でやって、コストダウンに結びつけたというようなことをお聞きしてきました。財政健全化も今言われて、動き出しているところですので、やっぱりこういったことが自前でできるという市民へのアピールでいえばまた市民の皆さんの受けとめ方も違うかなというふうに感じているのですが、この点についてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 天文台について御質問いただきました。当初より1億6,000万円近く費用が膨れるということでありまして、これについては、当初構想では面積が890と、それから事業費が7億2,500万円ということを出発をしております。これが実施設計に入っていく段階の中でいろいろ協議をいたしました。そしてまた、北大が望遠鏡ということでありまして、夜間に使うという部分も含めて管理区分なんかの問題がございまして、そういったことも含めて平面設計をしてきたわけですが、この中で面積が1,037平米にということで147平米ほど膨らんできたということでありまして、その面積の部分と現在の資材高騰を含めて、本体の部分で1億1,000万円ほど事業費が膨らんでいるということでありまして、資材高騰の部分では1.6倍、大体6,500万円ほど高騰したのかなというふうに思っております。

それから、天文台のプラ館、ドームの関係ですが、プラネタリウムにつきましては当初予定していた投影機について視察をしましたが、これでは十分な投影ができないと、私どもで考えている部分で十分にできないということでグレードアップしたということでありまして、これについては3,000万円ほど膨らんできているということでありまして、

それから、屋上に望遠鏡をつくるわけですが、これは40センチあるいは30センチ、20センチということで考えております。今木原天文台で使っている望遠鏡につきましては25センチということと移動観望車に使っているのが40センチということでありまして、そういった意味では非常に精度の高い望遠鏡で、ドームと比較したらちょっと小さいわけですが、同じような使い方ができるということで、そういったことも含めて、研究にも使えるということも含めてグレードアップしたということでありまして、これについては1,100万円ほど膨らんでいるということでありまして、トータルで1億6,000万円ほどふえたということでありまして、

非常に当初から890に近づけるべく努力をしておりましたが、今の天文台、皆さんが思い描いている天文台をつくるには、これだけの面積で、今の職員を活用するということではこの部分が最低必要だろうということでありまして、ぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 給食センターのパン製造工場の設計の件でございます。私ども建築の設計に関しては、できる部分は基本的には自分たちで行いたいというふうには考えているけれども、時間的なこともございまして、このごろ構造的な部分も1級建築士を持っていても構造的な部分は非常にシビアになっていまして、設計を委託せざるを得ない状況にもなっております。特に学校設計などは、多分もとの設計がしっかりしたものがあったというふうに考えますが、基本設計の中で構造計算を何回も繰り返して、他都市の今の建築の状況を見ながら設計しなければならぬという意味では、人員的な配置も含めて非常に難しい状況にあります。

それと、今回のこの給食センターの部分は、建物そのものは基本的にはそのまま生かしていくと、

先ほど教育部長からお話があったように機械を入れる部分を今回は設計をしよう。主にこの機械の設備の件に関して実施設計をすると。機械、パン製造機をどのような配置をして、乾燥機をどのような配置をすると。そうすると、ダクトはここら辺につけて、こういう形にしなければならないという設備の設計ですから、私どもの建築屋さんにも設備の専門家はいないということも含めて、少額ですけれども、業者委託をせざるを得ないという状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。天文台については、28ページのところに調書が出されているわけですが、前回定例会でも質問させていただきましたが、全国的にも、世界的にも本当に優秀な天文台ということですので、国、道の支出金が本当に少ない中、もっと出してもらうようにうんと働きかけていただきたいなというふうに思っているところです。市民負担が本当に大きくなならない工夫、知恵も出していただければ幸いかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、今設計の問題も、なかなか私も専門的な部分詳しくないのですが、ただ市民感情的な部分でいうとそういった部分もあるかなというふうに思いますので、このところをこれからはいろいろなところに生かしていただければというふうに思って、質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、1点だけ、ちょっと先ほど市長あるいは総務部長も説明がされていなかったというふうに思いますので、もう少しきちとした説明をお願いをしたいのは、7款の商工費のところでの道の駅の管理運営事業費というのが47万円ほど補正でかかっています。若干話は聞いておりますが、基本的には19年度決算の中身になるのかなというふうに私は思ってい

ます。市長の行政報告の中では当初の予定よりも道の駅活用が多いという評価がされていて、私もそのとおりだなというふうに思っていますが、基本的には19年度の決算に上がるものが新年度に47万円も補正をかけなければならないという、そういう状況にある内容についてもう少し補足説明をお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） では、私のほうからお答えをいたしたいと思いますが、今議員御指摘のとおりこの予算につきましては19年度の当初に50万円ということでお認めをいただいて、予算スタートさせていただきました。19年度というようなことで、実はこれは内容はリーフをつくるということで、3万部つくるということで準備をさせていただいたところでございます。御案内のとおり4月20日の日のオープンに向けて、最後の追い込みというようなことでいろんな準備をしていたところでございます。リーフが間に合ったというようなことで、3月にぎりぎり納品されて、4月20日のオープンに間に合ったというようなことでございます。その折に私どものほうで納品書なり、請求書というものがそれについていけば気づいていたのしょうけれども、お互いに忙しいというようなことでございまして、とりあえずリーフを届けてくれというように届けていただいたというようにございまして、そんなことで、本来4月に入ってでも、5月31日までの出納整理期間があったわけですから、それに間に合うような支出負担行為を北都新聞社（株）の会社のほうと連絡とりながら行為を起せばというようにございましてけれども、行為がついついできずに忘れてしまったというように、過年度支出ということの事態に至ったわけでございます。今後こういったことのないようにというふうなことで市長のほうにもお話をさせていただきまして、それから所管の委員会にもその旨ちょっとお話をさせていただきました

けれども、これもまた同じお話になるかと思いませんけれども、今後十分にこういったことのないように努めてまいりたいと思ひますし、それからチェック機能がどうも機能しなかったというようなことをございます。そんなことでおわびを申し上げたいと思ひますし、また実は北都新聞社（株）のほうからその後の請求につきましては8月に入って4日の日に来たときに何だというようなことで発覚したというようなことをございます、既に出納が閉鎖されていたということをございます、こういった事態になったということでございます、申しわけないと思ひしておりますし、今後ないようと思ひしているところをございます。

以上、経過についてお話をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今の答弁ですと、8月に入ってから北都新聞社（株）から請求がという話でしたけれども、基本的にはパンフレット、リーフですか、納入されたときにその納入する際の伝票というのは必ずあるはずですよ。そのチェックがなぜ、恐らくこれは3月に納入されたと思ひますから、3月の伝票整理ができるはずなのです。6月まで延びても前年度の19年度の決裁が私はできると思ひます、今部長言いましたように、なぜそのチェック機能がきちっとされなかったのか、私そこが疑問なのです。現実47万円ですから、50万円の予算の47万円ですから3万円ほどの減ということでありますけれども、疑問なのはこのこと1つだけでなく、まだ多くこういうチェック機能が果たせなかったという中身も私はあるのではないかとこのように非常に疑問に思ひしているところなのです。そういった意味では、聞くところによると担当者がかわったとかという話もちらっと聞きましたけれども、それだけの問題ではないなというふうに私は思ひますから、きちっとこの扱いについては今後もこのようなことのないように整理を、チェック機能を果

たせるようなことで進めていかなければならないと思ひますから、そういうことで再度答弁をもらって、終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 繰り返しになるかと思ひますけれども、請求が納品書あるいは請求書がなくても4月に入ってでも、5月31日までの整理期間があるということをございますから、その段階で負担行為を起せば十分に間に合つたと。それから、会社のほうと連絡をとり合えれば十分行為として行えたというふうに理解をさせていただきます。経理システムがちょっと変わってはきていますけれども、そうはいいましてふだんチェックしていれば十分にわかるというようなことをございます、50万円に対しまして47万円をございますから大きな額をございます。そんなことでは本当に申しわけないなと思ひしておりますけれども、今後に向けては、今職員にもお話ししているのですけれども、十分チェック機能をというようにございます。それから、あわせて庁議の中でも、部長会議の中でも十分にチェックして支払い漏れのないような注意事項も出ていたにもかかわらずこういった事態になったということをございます、今後十分にこういったことに留意しながら、二度とないようにということでございます、二度とないようにとございます、御理解をいただきたいと思ひます。申しわけございませんでした。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第19 議案第18号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第18号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ883万8,000円を減額し、予算総額を31億8,716万2,000円に、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ98万5,000円を追加し、予算総額を1億3,167万4,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定について歳出から申し上げます。3款後期高齢者支援金等から6款介護納付金までにつきましては、各納付金等の額の確定により追加及び減額しようとするものであります。

8款保健事業費では、国保ヘルスアップ事業委託料として199万5,000円を追加、特定健診等データ管理システムの増設として38万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では、当初賦課の確定により一般被保険者分で100万円、退職被保険者分で1,200万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

2款国庫支出金では、財政調整交付金におきまして199万5,000円を追加しようとするものであります。

4款前期高齢者交付金では、交付金の額の確定により5,531万2,000円を減額しようとするものであります。

8款繰入金では、一般会計繰入金におきまして国保会計財政安定化支援事業として地方交付税の措置分265万円を追加、基金繰入金におきまして2,217万6,000円を減額しようとするものであります。

9款繰越金では、前年度繰越金5,100万5,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、風連国民健康保険診療所において使用していた軽乗用車が交通事故のため修理不能となり、今回更新することから、取得にかかわる諸経費を含めて98万5,000円を追加しようとするものであります。

3款施設整備費では、電子カルテシステム導入事業にかかわる委託料の一部を備品購入費に組みかえようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。4款繰入金では、一般会計繰入金におきまして98万5,000円を追加し、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第20 議案第19号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第19号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして主に介護予防事業の組みかえ及び平成19年度介護給付実績にかかわる国、道負担金等の返還に伴うものでありまして、歳入歳出それぞれ3,654万3,000円を追加し、予算総額を18億7,772万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。4款地域支援事業費では、通所型介護予防事業にかかわる対象者である特定高齢者の減、シルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費にかかわる一般会計からの組みかえ等により385万1,000円を追加、7款諸支出金では、前年度決算にかかわる負担金の返還金として3,269万2,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。4款国庫支出金では、前年度決算の繰越金の調整で352万8,000円を減額、9款繰越金では現年度繰越金として3,917万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第21 議案第20号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第20号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、予算総額を21億5,506万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、受益者負担金全納奨励金として6万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、新築住宅等による新たな受益者分担金及び負担金として93万4,000円を追加しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金におきまして86万8,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、平成2年度及び平成3年度下水道事業借換債について変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第21号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、予算総額を1,706万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センターの老朽化に伴う建屋構造調査の実施により180万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では、一般会計繰入金におきまして180万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 議案第22号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、一般会計におきまして名寄市立総合病院整備事業にかかわる合併特例債が内定したことによるもので、資本的収入について調整しようとするものであります。

第3款資本的収入では、第1項企業債3,410万円を減額、第5項負担金を3,410万円追加し、科目の組みかえのみを行うものとするものであります。

なお、資本的収入の不足分につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第24 議案第23号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、上水道変更認可申請書作成委託等にかかわる経費について補正しようとするものであります。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、浄水場における残留塩素計取りかえ修繕等により174万3,000円を追加し、合計を5億9,674万円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では、上水道変更認可申請書作成業務等により936万9,000円を追加し、合計を3億3,422万8,000円とし、資本的収支の

不足額につきましては2億1,788万4,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金2億1,206万4,000円及び当年度消費税資本的収支調整額582万円で補てんしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第25 議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について、議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号から議案第26号までの平成19年度における各会計決算、病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第24号は平成20年5月31日、議案第25号及び第26号は平成20年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたの

で、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定をお願いするものであります。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号外2件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号外2件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第26 報告第1号 平成19年度名寄市風連特例区会計決算の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 平成19年度名寄市風連特例区会計決算の報告について申し上げます。

合併特例区では、合併特例区規約で定められております事業を執行しておりますが、本件は本年8月26日開会の合併特例区協議会におきまして平成19年度名寄市風連特例区会計決算の認定を了したことから、市町村の合併の特例に関する法律第5条の27第6項の規定により決算の報告をするものであります。

決算の詳細につきましては、お手元の決算書に記載のとおりであります。歳出の主なものにつ

いて申し上げます。NPOまちづくり観光支援及びイベント活性化事業で825万円、区域育英基金事業では1,134万6,000円、地域施設管理事業で1,181万167円などとなっております。今後も引き続き地域の特性を生かしながら合併に伴う変化の緩和に努めてまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第27 報告第2号 健全化判断比率の報告について、報告第3号 資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 健全化判断比率及び報告第3号 資金不足比率の報告について、一括して御報告申し上げます。

地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、財政等の健全性に関する比率の公表及び当該比率に応じて財政等の健全化を図るための計画を策定することが義務づけられたところですが、本件は本市において平成19年度決算をベースとして健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、同法第3条第1項の規定により御報告を申し上げます。

なお、細部につきましては、総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う

健全化判断比率及び資金不足比率について補足説明をさせていただきます。

まず、別途配付しております資料の1ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、上段に本市の平成19年度決算ベースによる4つの健全化判断比率をあらわしています。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字額がないことからバー表示をしております。実質公債費比率は18.9%、将来負担比率は161.5%となりました。また、下段では早期健全化基準と財政再生基準の率をあらわしています。上段の4つの指標のいずれか1つでも早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、さらに将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか1つでも財政再生基準以上になると財政再生団体になることになります。

それでは、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。ここでは一般会計と特別会計の実質収支額、企業会計における資金不足額等をあらわしています。一番上の右側の欄には実質赤字比率、連結実質赤字比率を計算する際の分母となる標準財政規模、これは市税や交付金、普通交付税など毎年度安定して入ってくる一般財源の規模を示しております。名寄市では113億375万4,000円となっています。

初めに、一般会計を対象とする実質赤字比率につきましては、実質収支額が1億4,063万5,000円の黒字となっていることから、実質赤字比率はマイナス表示でマイナスの1.24%となりますが、実質赤字が出ていないことから1ページでの表示はなし、いわゆるバー表示となっております。

次に、一般会計に企業会計、特別会計などすべての会計を対象にした連結実質赤字比率は、連結実質収支額が16億9,176万4,000円の黒字となりましたので、連結実質赤字比率はマイナス表示でマイナス14.96%となりますが、実質赤字比率と同様に連結での赤字がないことから、連

結実質赤字比率はバー表示となります。

なお、病院事業及び水道事業の企業会計につきましては、連結実質赤字比率の算出に用いる数値は流動資産から流動負債を差し引いた資金不足剰余金となります。

次に、3ページをお開きください。ここでは実質公債費比率の状況をあらわしています。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加えて企業、特別会計及び一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金、負担金など公債費及び公債費に準ずるものをすべて合算し、そこから地方交付税などで措置される分を控除して標準財政規模に占める割合をあらわすもので、平成19年度は18.9%となりました。これは、平成17年度から19年度までの3カ年の平均の数値であります。

次に、4ページをお開きください。ここでは将来負担比率の状況をあらわしています。これは、一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債をとらえた比率で、上段の将来負担額については地方債現在高を初め債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等への繰り入れ見込額、上川北部消防事務組合と名寄地区衛生施設事務組合が起こした地方債の負担見込額、一般会計等で負担する退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額など将来にわたり負担しなければならない金額をあらわしています。また、中段には基金残高や地方交付税の標準財政需要額算入見込額など将来負担額に充当可能な財源をあらわしています。その結果、将来負担比率については161.5%となったところであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第2号外1件を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第28 報告第4号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第4号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

1件目の事故の内容は、議案第13号の交通事故において吉岡氏とともに被害確認をしていた札幌市白石区東札幌2条5丁目2の1、大西進氏を衝突事故に巻き込み、負傷させたものであります。

過失割合は、本市が100%であり、相手方に対する損害賠償として本市が15万8,573円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

2件目の事故の内容は、本年7月4日午後3時50分ごろ、名寄市風連町大町風連北2条線におきまして風連国保診療所所管の公用車が駐車場から市道に出る際、右側確認不足のため、直進してきた名寄市風連町大町85番地の1、櫻庭大所有で櫻庭加奈子氏が運転する普通乗用車に衝突し、破損させたものであります。

過失割合は本市が90%であり、相手方車両の修理代として本市が25万9,308円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、2件を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求

めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成20年12月31日をもって野津眞喜子委員が任期満了となります。本件は、再度同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より9日までの8日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より9日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 大 石 健 二

署名議員 谷 内 司

平成20年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年9月10日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐々木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
福 祉 事 務 所 長 中 西 薫 君
上 下 水 道 室 長 和 田 博 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 院 長 内 海 博 司 君
市 立 務 部 長 三 澤 吉 巳 君
市 立 大 学 学 長 成 田 勇 一 君
会 計 室 長 成 田 良 悦 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に熊谷吉正議員より遅延の申し出がありますので、御報告いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 佐々木 寿 議員

20番 川村 正彦 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市立総合病院の諸課題について外3件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次御質問を申し上げます。

1点目は、名寄市立総合病院の諸課題についてであります。まず、公立病院改革プランについては、さきの第2回定例会においても同様の質問を行っております。その際提出期限の10月をめぐりにプランを完成させたいとしておりました。しかし、提出時期の誤りもあって、当初計画どおりの年内めどとなったようですが、改めて策定までのスケジュール及び進捗状況についてお伺いします。

また、7月30日から診療を開始した救急外来の状況及び9月下旬に完成するICU病棟の受け入れ開始時期についてもお知らせをいただきたいと思います。特にICU病棟にかかわって市長は行政報告の中で、医療機能が十分発揮できるよう運用に当たる医師や看護師などスタッフの確保に努めていると述べておりますが、現在の状況及び見通しについてもお伺いします。加えて院内体制

を確立するため、10月1日を採用期日としている看護師、助産師の応募状況、21年度20名としている看護師採用、若干名の助産師採用の見通しもあわせてお知らせいただきたいと思います。

佐古院長は、この8月地元紙のインタビューに答える中で、医療従事者の確保には待遇面の改善が必要です。給与体系の見直しに加え、働きやすい環境、働くことが本人のキャリアアップにつながるような病院にしていくことが重要、地域の医療支援活動の一環として総合診療科を設置すること、救急専任の医師を雇用し、各自治体から運営費を賄い、医師の当直明けの休みを確保したいなどと発言をしています。名寄市立総合病院の役割上も重要なことと考えますが、現在までの検討経過及び見通しについてお伺いします。

2点目は、職員の意識改革についてであります。国の三位一体改革以降市町村の財政は急激に悪化し、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しました。全国どこに住んでいても安心して生活できるシステムはある意味崩壊したため、人口減少に拍車がかかるとともに少子高齢化が急激に進んでいます。この状況下において、今行政、企業などすべてに求められているのは意識改革であります。当然ながら名寄市にあっては理事者も職員も、そして議員にもこの意識改革の必要性を求める声は強くなっているように思えてなりません。そこで、名寄市にあってはこの意識改革にどう取り組まれているのか、特に職員研修にあってはどう意識されているのかをまずお伺いします。

私は、目まぐるしく変わる諸制度の学びも必要ですが、地方自治体が忘れてならないのは市民の皆さんが何を求めているか、つまり言葉だけではない市民目線の名寄市政の展開だと考えています。市民の皆さんとの対話を恐れず、諸施策展開にあっては市内に在住するさまざまな有識者の声を聞くことも大切だと感じますが、これらを含め今後の研修のあり方の考え方についてお答えをいただきたいと思います。

3点目は、ノーレジ袋運動についてであります。ノーレジ袋運動については、今さら申し上げるまでもなく、原料の石油消費を減らす資源削減の観点、ごみとして焼却されるときに排出されるCO₂削減につながる地球温暖化防止の観点などから消費者団体を中心に展開をされています。名寄消費者協会、風連消費者協会でもここ数年マイバッグ持参運動とあわせて取り組んできましたし、北海道消費者協会は従来のノーレジ袋運動を発展させ、より効果を高めるためレジ袋の有料化運動を展開することを決めました。実際市内に営業店を持つイオン北海道、ラルズでは各地で大袋1枚5円、小袋3円の有料化に踏み切っており、近いうち名寄市でも実施されることが予想されます。そこで、お伺いします。これまで名寄市に対してレジ袋有料化に踏み切る情報は得られているのか、また名寄市においては依然として資源ごみを透明、半透明袋で回収しておりますが、レジ袋の有料化に向かっている情勢下にあっては市民の皆さんに一種混乱を与えたいと思いますが、今後の対応をどう検討されているのかをお聞かせをいただきたいと思ひます。

日本のレジ袋使用量は年間25万トンと言われ、枚数で313億枚、国民1人当たりで年間260枚使っている計算となります。名寄市民に換算すると年間で81万2,000枚を使用していることになり、1枚のレジ袋を作成するため34.56ミリリットルの石油が必要となりますので、名寄市だけで1年間に8,112リットル、490リットルのホームタンクで換算しますと約17個分が使用されることとなります。以前同種の質問を行った際、当時の今副市長はレジ袋有料化の動き、他市町村の状況を見ながら検討したいと答弁されておりましたし、機は熟した感がありますので、明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

最後に、名寄地区で検討を進められている中心市街地活性化についてお伺いします。名寄地区の中心市街地活性化基本計画策定協議の進捗状況な

どについては、さきの経済常任委員会で報告されているようではありますが、この際改めてこれまでの協議経過と今後のタイムスケジュールについてお知らせをいただきたいと思ひます。

また、中心市街地の活性化に関する法律に基づく基本計画の申請を年内に予定されておりましたが、事業主体がいまだ明確化していないこと、認定後5年間で検討された諸事業の確実な実施と得られる所要の成果などについて計画どおりの取り組みが可能とお考えなのか、申請のめどについてもお伺いします。

加えてこれら期間で市民の理解を得られる取り組みが可能とお考えなのかについてもお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） おはようございます。ただいま佐藤靖議員より大きな項目で4点にわたり御質問がありました。1項目めは私から、2項目めは総務部長から、3項目めは生活福祉部長、4項目めは経済部長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

市立総合病院の課題につきまして4点にわたり御質問をいただきました。最初に、公立病院改革プランの策定期限についてお答えいたします。6月の第2回定例会におきまして改革プランの策定期限は10月とお伝えしましたが、この期限につきましては病院特例債の対象となる病院の策定期限で、当院は病院特例債を適用しないため年度内の策定でよいこととなります。期限を取り違え、誤りましたことをおわびし、訂正いたします。

改めて今後のスケジュール等についてお知らせをいたします。策定手順といたしましては、病院内に設けられている経営企画対策小委員会が実績等のデータ収集及び収支予想を行い、副市長を委員長とする改革プラン策定検討委員会、仮称でございますが、プランの作成に当たります。その後、外部の委員7名で構成されている病院運営委員会

と院内組織の病院管理運営委員会に素案を提示し、意見、助言を受け、修正を行いながら、年明けの1月中にプランを策定したいと考えてございます。現在まで経営企画対策小委員会につきましては、1回目、4月に開催し、2回目、7月、3回目には8月、4回目、8月14日、5回目を8月24日に開催をしております。

2点目の救急外来及びICUについてお答えいたします。救急外来につきましては、7月30日の午後5時から診療を開始をしております。時間外診療と救急車による搬送の動線を別々にするとともに、これまでに比べ救急初療室を2室、診療室を3室にふやしたほか6ベッドの点滴室を設けるなど診療機能の強化を図りました。新しい施設で診療を開始してから間もなく1カ月半が経過をいたします。看護師は以前と同じ勤務体制でございますが、機材、物品等の収納スペースを十分に確保したので、効率よく動けるようになりました。また、初療室と診察室及び点滴室が完全に分離されたことで、来院された患者、家族の方にとっても快適な治療環境が整備されたものと考えております。

次に、ICU病棟につきましてお答えいたします。建物は9月中旬に引き渡しを受けて、9月下旬までにドック検査室、診療部長、看護部長の異動を終える予定であります。また、ICU部門につきましては、9月2日に院内の関係職員による集中治療室運営準備会議を開催し、今後の運営方針の概要を決めております。細部につきましては、今後つくられる集中治療室運営委員会で要綱等をつくることとなります。医師が確保されるまでの間につきましては、通常の病棟として10月20日以降の稼働させる予定でございます。

3点目の院内体制についてですが、本年7月に2名、8月に1名、合わせて3名の看護師を採用しております。10月1日を採用期日とする募集を行い、9月の中旬に採用試験を行う予定ですが、現在のところ応募は助産師1名にとどまっている

状況でございます。今後は、採用希望者がいれば職員の臨時採用をしていきたいと考えております。なお、当初は10月1日までに10名を採用したいと考えておりましたが、それに満たないことから、臨時職員の雇用による対応も視野に入れているところであります。

平成21年度の職員採用に関する見通しにつきましては、現在のところ9名の応募となっております。また、1次募集で集まらなければ2次、3次募集も含め、またナースバンク事業の合同面接会などに参加をいたしまして、看護師確保に努めたいと考えております。

4点目、近年地方の医療を取り巻く環境はますます厳しくなっております。医師を初めとする医療従事者の不足、診療報酬抑制による経営の圧迫、これらが引き金となり、地方の医療機関はまさに窮地に立たされているのが実情であります。幸いな名寄市立総合病院は、道北第3次保健医療福祉圏地方センター病院として他の公立病院に比べれば比較的恵まれた状況にあると言えます。しかしながら、周辺医療機関の診療機能が縮小しますと、当病院の役割はこれまで以上に大きくなっていくことは間違いありません。私どもの病院がその大きな役割を果たしていく上で、今後考えていかなければならない事項につきましてさきの地元紙のインタビューで述べさせていただいたところであります。ただいまこの件に関しての御質問がございました。紙上に報道された3点につきまして院長の考えを申し上げさせていただきます。

1点目の医療従事者の確保には待遇面での改善が必要、給与体系の見直しに加えて働きやすい環境、働くことが本人のキャリアアップにつながるような病院にしていくことが重要といった点に関してでございます。平成19年3月に自治体病院協議会北海道支部で行いました道内の公立病院勤務医を対象に行ったアンケート調査結果によりますと、病院勤務を続けていく上での待遇改善、あるいは現在不満に思っている項目につきましては、

給与体系、労働条件が上位2項目でございました。また、業務量に見合った報酬等の充実の要望としては、当直体制で当直明けの勤務免除、当直回数減少、当直を超過勤務扱いとするなどの要望が挙げられております。これらの調査結果、また別の全道市立病院の医師年収調査では、名寄市立病院につきましては全道市立病院の中では中位にある結果となりました。しかしながら、名寄市立病院は地方の中核病院で救急が多く、時間外も多いという実態からすると、必ずしも業務量に合ったところでの中位に位置するとは言えない状況にあるのかなというふうに考えてございます。

次に、地域医療支援活動の一環として総合診療科を設置する点についてでございます。高齢の患者が多くなり、1人で複数の疾患を患うという方が珍しくない状況で、従来の専門医では柔軟に対応ができません。例えば高齢者の肺炎については、現在当院には担当する科がなく、幾つかの診療科で当番制をしいて診療に当たっております。こういった問題を解決するには十分研修を積んだ総合医の確保が望ましく、また小規模病院、診療所でも同じ要望がございまして。これらの状況を考え、将来当院に総合診療科を設置し、地域医療支援を行うというのが構想でございます。

最後に、救急専任の医師を雇用し、各自治体から運営費を賄い、医師の当直の休み明けを確保したいという点についてでございますが、現在地方の救急体制は崩壊しつつあるのが現実であります。近隣自治体から名寄市立病院に直接搬送される1次救急が増加をしております。これには当院の医師からも不満が出ており、自治体間で協議をして、ルールをもう一度見直す必要があるというふうに考えてございます。名寄市立病院としては、救急の専任医師を確保し、救命センター化することで増収が図られ、また医師の労働条件の改善も図られますので、この方向を目指しております。あとは医師、看護師、薬剤師、検査、放射線技師の確保ができれば救急センターとしてスタートで

きる体制にあると、このような考えで述べたものでございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

以上、私よりの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから質問事項2、職員の意識改革について、御質問のありました（1）から（3）まで一括して答弁させていただきます。

名寄市では、職員を研修機関に派遣して行う派遣研修、勤務年数、職制に応じて行う集合研修、専門的課題で行う特別研修、専門研修等を行っています。これらの研修は、政策課題、実務研修が主であり、専門的な知識を習得することを目的としています。実務研修では市の職員が講師を務め、名寄市の財政、法制、災害時の対応等職員として知っておくべき課題の研修も行っているところで、今後職員が減少する中、国や北海道のやり方を模倣すればよいという意識を改め、個々の自治体の政策実現のためにはどうすれば一番いいのかをみずから考える職員が求められていると考えています。職員の意識改革に関しては、時代の変化、行政需要の多様化に的確に変化に対応し、市民の視点に立ち、市民の要望にこたえられる行政サービスの仕組みを継続し、改善、改革できる組織づくりを進めるため、職員一人一人が原点である市民とのコミュニケーションを図り、最適な判断を下せるよう進めていかなければならないと考えております。現在セミナー、講演会等に職員を参加させておりますが、職員の意識改革の対策としては十分と認識はしておりませんので、さらに他市の研修内容を精査しながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、系統立った職員研修と位置づけたプログラムではありませんが、重要な、または全庁的な各種計画策定及び行政課題の解決に積極的に係長以下の若手職員を活用したワーキンググループによる検討も行い、政策形成への参画と能力向上に

は努めてまいりました。また、政策形成、行政課題の解決に対して職場の垂直及び水平、両方向から共通認識を持つことが重要と考えておりますので、庁内各級会議を開催し、情報の共有、意見の集約、指示の徹底等を図ってまいります。

市民目線の市政の展開については議員と同じ考えでありまして、職員の地域とのかかわり、さらに各体育文化団体、サークル活動に多くの職員が一層積極的にかかわり、その中から市民の声を聞き、市政に反映していかなければならないと思います。これは、職員として資質を高めるとともに、市民との協働を進めるときも大切なものと考えています。市内には各協議会、団体等で活躍されている方、長年の知識や技術を持った多くの市民の方もいらっしゃいます。過去冬期間の道路除排雪事業のあり方について御提言をいただき、職員研修を実施したこともあります。今後これら有識者の方々を招いての講演会、意見の交換会等も企画し、より住民の目線に立った市政を目指し、研修に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知識員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 私のほうからは、大項目3、ノーレジ袋運動について、最初にレジ袋の有料化の動き等についてお答え申し上げます。

まず、マイバッグ持参運動についてであります。名寄市といたしましてもBDFとともに運動を展開しているところであり、ことしは6月の町内会長、行政区長会議の中で説明させていただき、マイバッグでは名寄地区で8町内会、風連地区で3町内会の約2,200世帯にアンケートとマイバッグの取り組みをお願いしてきたところです。

次に、レジ袋の有料化に関する情報の収集につきましては、現在全国、全道的に有料化の動きが加速化しており、名寄市におきましても8月8日付で北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会よりレジ袋無料配布中止の実施参加のお願いの要請がありました。さらには、8月22日にはマックスバリュ北海道より名寄市と士別にある店舗を対象に

レジ袋の有料化について年内に取り組みたいという連絡がありました。また、ラルズにつきましては、年内に道内全店で有料化の方針が明らかにされ、地元大型店につきましてもそれらの動きに連動して年内に実施する旨の情報を受けているところであります。一方、本年7月開催の洞爺湖環境サミットを一つの契機として、道内各地におきましても自治体、事業者、消費者協会が一体となって3者協定を締結するなど有料化の動きが一段と進んでおります。こうした状況を踏まえ、名寄市といたしましても年内をめどに消費者協会、商工会議所など関係機関、団体とレジ袋の有料化について積極的に協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、資源ごみ回収手法の見直しについてであります。容器リサイクル法、さらには循環型社会形成推進基本法の施行により、3Rの順番が明確になり、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分となり、ノーレジ運動は最も重要な発生抑制に当たると認識しております。また、ごみ袋としての使用も再使用、再利用に当たり、同じ3R運動であると考えているところでございます。

レジ袋の大きな問題点は、店舗から自宅までの比較的短時間に使うだけのために大量の袋が消費されるという点です。すべての市民がマイバッグを持ち歩き、レジ袋は世の中からなくなるのが理想であります。一方ではレジ袋はとても便利な袋であることも事実でございます。レジ袋を一回で捨ててしまう人ばかりではなく、袋として再利用することも多く、最後はごみ袋として使用している方も多くおりますし、透明、半透明の袋に取っ手つきのレジ袋と同じものも売られております。

私どもがまず取り組まなければならないことは、無駄なレジ袋をなくすこと、これは何といたっても有料化が最善策であると考えているところでございます。問題は、レジ袋をごみ袋として使用してよいかどうかという点だと考えますが、ここは多様に意見の分かれるところでございまして、全国的に

も明確な答えは見出せませんが、有料化に伴いごみ袋としての使用が一層減少するのは明らかであるとも考えているところでございます。現在隣の士別市では、昨年平成19年4月よりレジ袋のごみ袋使用を禁止し、その削減に取り組んでおります。レジ袋の有料化が全国的に進展する中、マイバッグの持参率が80%以上という自治体も出てきており、こうした大きく情勢も変わりつつある中、名寄市といたしましても有料化により無駄なレジ袋がどれだけ削減できるのかなどについて引き続き情報収集や調査を進めてまいりたいと考えております。

これらを踏まえまして、まずは廃棄物減量等推進審議会、さらには名寄市環境推進協議会などにおきまして資源ごみ回収におけるレジ袋の取り扱いについて協議を重ねるなど、市民の皆様の意向の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きな項目の4つ目でございますけれども、中心市街地活性化についての今後のタイムスケジュールについてお尋ねをいただきました。

中心市街地活性化基本計画の策定作業につきましては、これまで商工会議所と市においてそれぞれ委員会、調整会議等を設けながら協議を進めてまいりました。商工会議所内におきましては、中心市街地活性化特別委員会、活性化設立検討会、それからまちづくり委員会で協議を行うとともに、一方実効性确实サポート事業として中小企業基盤整備機構のサポート事業、アドバイザー事業を実施し、さらには中小企業総合支援センターからのコンセンサス形成事業に取り組んでおります。市といたしましては、庁内調整会議、民間の方々とともに協議をいたしてきましたプロジェクト会議を進めてきたところでございます。5月からのまちづくり委員会では健康をテーマに28事業が今

後取り組む事業として確認され、その個別事業を具体的かつ主体的に取り進める内容の精査を行っているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、事業主体の調整、まちづくり会社設立、法定協議会設立、そして内閣府への申請というふうな流れになるというふうに理解をさせていただいております。官民協働で実効ある計画が求められておりますので、現在協議中です。しっかりとした議論を期待すると同時に実効性の高い事業を求め、作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、申請のめどはとのお尋ねをいただきました。基本計画の策定は、5か年間で確実視のある事業の組み立てがされていなければなりません。単に事業実行がされていても、数値目標、例えば通行人の人数、販売額数値などがクリアされない場合には補助金の返還もあり得るというふうに理解をしております。これらのことを考えますと、より一層今の段階での議論が大切になってくるものというふうに認識をしております。事業の中には市が進めていくものがありますけれども、総じて行政ではなくしてかかわる皆さんが進めていく、行政はそれを支援する、この形を構築していかなければならないものと思っております。その上で協議会の設立と並行した申請という作業の手順となります。いずれにいたしましても、事業主体での議論、協議を経て、しかるべきその場の対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目、市民理解を得られる取り組みをとのお尋ねをいただきました。市民理解につきましては、これまで懇談会、アンケートによる民意を感じてきております。商工会議所の特別委員会での議論について多くの方々からも意見をいただいているというふうに聞いているところでございます。現在事業主体での議論を行っておりますので、この後まちづくり会社設立の時期を見守って、再度市民からの意見を聞いていく考えであります。

今後認可までには計画書の熟度を含め、内閣府とは幾度となく話し合いの場が持たれるというふうに理解をしております。最短でも申請から8カ月を要しているというふうに聞いております。そのような中では大変厳しい日程と局面を迎えているというふうに感じているところでございます。5年間の事業組み立て次第によって推進状況が変化してきますけれども、市民意見を尊重し、官民一体となった取り組みが本事業の推進には欠かすことができません。まちづくりはそこに住む者の意見をしっかりと聞き、展望していかなければなりませんので、その手法をパブリックコメントの形でいただき、受けとめてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず市立病院の関係でありますけれども、公立病院改革プラン、いずれにしても年度内に策定ということで、これは数値目標をしっかりとしていかなければいけないということですので、とにかくきちっとした話し合いのもとに相互理解と成果が得られるような策定作業を進めていっていただきたいと思っておりますけれども、一方で看護師を含めさまざまな職員採用の医療従事者の採用の厳しさもありましたけれども、1つは薬剤師の関係も9月1日では採用1名ということでインターネットに載っておりますし、21年度も7月から募集をして1名と。言語聴覚士についても7月から募集で21年度で1名採用したいという状況がありますが、その辺についてはどういふような現状になっておりますでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 看護師並びに薬剤師、言語聴覚士につきましては、今議員の御指摘のとおりであるというふうに思っております。現状かなり難しい状況にあるというのが

現実であります。看護師につきまして先ほども述べさせていただきましたが、正職員の募集をしておりますが、まだそれに至っていないという状況でございますので、臨時職員等の採用も含めて考えているところであります。薬剤師につきましては、全国的に見まして足りないといいますが、なかなか採用ができないという状況がうちの病院に限らず多く見受けられます。そんな中でも今後の方策といたしましてどうしていけばいいのかという部分は本当に問題として残る部分でございますけれども、引き続き募集を続けていきたいというふうには考えてございます。また、言語聴覚士につきましても昨年、一昨年と募集をしておりますが、なかなか応募がないというのが現実でございます。関係機関に出向くなり、あるいは応募要領、募集要領等をお送りをしてございますけれども、なかなか応募がないという状況になってございます。これといった特効薬がないというのが現状でございます。例えば待遇面で給与を大幅に引き上げるといふようなことがあれば可能なのかもしれませんが、その辺につきましては現行のところ行政職給与表を使っているところがございますので、医療職給与表の適用も視野に入れて今後検討していかなければならない状況かなというふうに考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 今内海事務部長がおっしゃるとおりだと思うのです。確かに待遇面の改善というのは重要なことでもありますけれども、一方改革プランの中では収支を合わせろということでもありますので、痛しかゆしだと思いますけれども、ただ心配されるのは例えばそういう状況の中で医療事故というのがやっぱり最も心配されると。そういう意味では、その前段でありますヒヤリハットの関係でありますけれども、19年度の実績、実績というか、ヒヤリハットの件数を含め、最近の傾向あればちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） ヒヤリハットにつきましては、どの部分がヒヤリハットなのかという部分は論議があらうかと思いますが、当病院で把握をしております数値につきましてお知らせをさせていただきます。

過去2カ年の部分でお知らせをいたします。平成18年度につきましては、レベルゼロAからレベル2までのインシデント報告が829件、レベル3A以上のアクシデントが51件で、合わせて880件、平成19年度で申しますとレベルゼロAからレベル2までのインシデントが826件、レベル3A以上のアクシデントが41件で、合計867件でございます。当院といたしましては、インシデントとアクシデントの2つを総称いたしましてヒヤリハットとして理解をしているところであります。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 今お知らせいただいたように18年度で881件、19年度867件ということでありますので、そんなに件数も減ってもいない、ふえる傾向もないのかもしれませんが、減ってもいない。なぜそういうふうになるのかというと、やっぱり看護師を含めていろいろな方々のセクションが不足しているのではないかと。それと、もう一つ、こういう状況の中でこれからも含めて懸念されるのは、やっぱり医療従事者の労働過多につながっているのではないかと。例えば先ほど事務部長が臨時職員の採用もと言いましたけれども、臨時職員というのはまさにその手助けするのが役割、正職ではありませんので、ということでもありますけれども、今の病院の状況からいうとスタッフが不足している部分もあるのではないかと思いますけれども、1つの科だけではなくて何カ所の科も臨時職員が請け負うということも状況的にはあるのではないかと。それはまさに臨時職員を含めて、正職員は当然でありますけ

れども、医療従事者すべてが労働過多になっている状況があるのではないかと思いますけれども、その辺は事務部長はどういう認識をお持ちでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 内海部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） まさに正職員と臨時職員の垣根がどこにあるかといった部分も当然問題になるのかなというふうには考えてございます。当然施設基準を満たすために職員を配置しなければならないわけですので、その中で正職員が配置できない部分についてはいたし方なく臨時職員での配置と、あるいはパート職員でその部分を埋めるといったようなことはどうしても必要になってくるという状況になると思っております。当病院の一般病棟の10対1、あるいは精神科病棟の15対1をクリアするためにも現状あえて臨時職員を使っているという意味ではなくて、その部分を補完していただくということで使っているというふうに理解をさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 労働過多と簡単に一言で言っても、これは職員の皆さんが応募に来なかったらどうにもならないのですけれども、いずれにしても医療事故に発展するというのは安心、安全の病院としてはあってはならないことだと思いますので、これからはぜひそこには十分注意をしていただきたいと思うのですけれども、そういう意味では名寄は名寄大学ということで看護学科を増設しました。来年度は卒業生は出てこない状況ですけれども、今現状看護科の学生で名寄市立病院に実習に行っている生徒の割合というのはどのぐらいの数と事務局長は押さえていらっしゃるんですか。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） ちょっと突然の質問で、具体的な数字は押さえておりませんが、市立病院を中心に実習機関としてお世話になっているという現状になっています。具体的な数

字については、後ほどお答えをさせていただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） これも以前ちょっと調査をしたところ、やっぱり実習で行く学生がどんどん、どんどん少なくなっていると、市立病院。それはなぜかという、あそこに行くが大変だと、仕事が大変だと。それならふるさとに帰ってほかの病院で実習を受けるとか、近くの違う病院で受けるとか、そういう状況があるのではないかと思うのですけれども、そういう意味では、これも以前質問したのですけれども、地元でせっき看護学科を持つ大学があるのですしたらやはり地元枠というのをもっと拡大して、せめて市民の皆さんがいろいろな思いを持ってつくり上げた大学ですので、そこで資格を取る看護師の皆さんが逆に市立病院で働けるというような状況をつくり出すためにも地域枠を改めて拡大する検討をすべきではないかと思っておりますけれども、その辺これまでの検討経過や何かありましたら事務局長のほうでお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） さきの議会において佐藤議員のほうから看護学科の地域枠の拡大ということで御質問がございまして、病院事務局長からお答えをさせていただいております。設置申請の関係等もございまして当面困難ということで、完成年次以降の課題ということで検討させていただきますと、こういう答弁をさせていただいたところでございますが、実は推薦制度あるいは地域枠指定の関係は短大時代から枠を持ってございまして、当初は3名ぐらいだったと聞いておりますが、それを5名に拡大をしたと。そのときに相当学内の中で議論をしたという経過があったようにお聞きしております。1つは、今お話がございましたように地域の期待といいますか、人材育成の部分で地域枠をひとつ持っていくということで、3名あったものを5名に拡大したという

経過があるわけなのですが、一方では幅広く多様な人材を求めていくと、優秀な人材を求めていくと、こういう観点からいきますとやはりむやみに枠を拡大するということはいかがなものかというふうなことで、使命として公立大学という部分もございまして、そういうことで話の経過があったように聞いておりますが、今後の部分としては学内の入試センターの中できちっと論議をしたいというふうに思っておりますが、実は御案内のとおり看護学科の入学生の状況というのは道内、道外の比率からいきますと道外が約1割ちょっとぐらい占めております。8割から9割が道内なわけなのですが、上川と石狩で大体半分ぐらい占めている状況になってございます。全国的に今国公立含めて推薦制度を持っておりますし、その中で地域枠を持っている学校もあるわけなのですが、看護医療系の大学をちょっと調べますと推薦入試を実施している大学というのは34校でございまして、その中で地域枠を指定している大学という、優遇措置を講じているのは名寄大学のみと、看護の部分ではそういう状況になってございます。いずれにしても、推薦制度、あるいは地域枠の制度につきましては高等学校との密接な関係なり、理解がないと有効な人材確保できないという部分がございます。先ほど言いましたように短大時代からそういう歴史を持ってございまして、一定程度支持されてきているという状況もあるのかなと思っております。そういう状況の中で、学校訪問なんかをしていく中では一律というようなことで一定の地域枠を持っている部分については御理解いただいているのですが、さらにその部分を拡大をしていくということになりますと、やはり18歳人口が減少している中では学生確保という部分では難しい部分も出てくるのかなと、こんな感じもしておりますが、いずれにしても学内の入試センター会議の中できちっと検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員）　そこで、市長にお伺いをしておきたいと思いますが、これは言葉として非常に語弊があるのかもしれませんが、今の病院の状況はある意味でひとつ名寄市の財政いろんなことを考えたときに、表現悪いですが、爆弾であるような可能性があると思うのです。ちょっと一歩違えば大きな市の財政負担になっていくというところはあると思うのですけれども、一方ではやはりこの地に住んでいる人たちの命をしっかりと守り育てていかなければならぬ、そういう役割も持っていると思うのですけれども、今の大学の地域枠や何かの部分を含め、さらには今行っている交付税プラス1億円のさらに拡大を、あるいは院長が願う近隣の財政分担みたいなことも含めて、やっぱりここは真剣に市立病院の将来像というのを考えていかなければいけないと思うのですけれども、市長はその点についてどうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（小野寺一知識員）　島市長。

○市長（島 多慶志君）　公立病院の果たす役割というのはもう既に御案内のとおりでございます。特に名寄市の場合には地方センター病院ということで、名寄市民のみならず北北海道の住民の医療を担っていると、このような大変重い責任を持っておりますが、しかし運営の仕組みとしては名寄市の運営と、こういうことでございますから、患者さんが来ることも含めて、あるいは医療スタッフの確保も含めて名寄市が全面的に責任を負っていると、こういう状況にあります。

他の公立病院も同様なのですが、医師の確保を初めとする医療スタッフがなかなか集まらないと。これは、院長も地元紙のインタビューに答えているのですが、原因がやはり忙しくて大変だからという敬遠される要素ももちろんありますし、あるいは仕事に見合った給与条件が確立されているかどうかと、こういうことであります。私どもは、医療職でありながらも今までの職員の処遇については行政職給料表を使っておりますが、18年に

私は組合の皆さんに病院の運営についてはやはりこれだけ職員の数も専門職がふえてきている中で行政職給料表だけで対応するには無理があると。現在も行政職給料表と比較をして、看護師あるいは薬剤師等の格付は学歴の比較では条件を底上げしているわけですが、それだけではなかなか難しいと、こういう状況にあると、そんな認識をしております。それだけにこの機会に病院の運営についてそのような面も含めて議論をさせていただいていると、こういう実態であります。

しかし、それだけで看護師等が十分に確保できるのかと。このことについては、国が大規模病院について看護師等のスタッフを一定条件以上そろえることによって診療報酬を厚くというような制度改正が伴っているわけでありまして、そのことによって都市部における大病院に名寄の大学の看護学科の卒業生も引き抜かれているといたしましよいか、そういう状況が続いていると、こういう認識をしております。このことが一定の落ちつきを見せると、今まで実習等で頑張っていた名寄大学の卒業生も今までも一定数は当然勤めていただいているわけですから、そのことをしっかりと地元の地の利を生かした補充をしていきたいと。薬剤師等ですとかそのほかの医療技術員については、事務部長から答弁をしておりますようになかなか総体の人材が不足をしているということでは期待する人材確保ができていないというのが実態であります。しかし、そういう中であっても一定の条件をクリアして頑張っていくと、こういうことが今病院に求められているわけでありまして、私どもも今回19年度、20年度で施設整備をしたというのは1つには職員の仕事をする環境を改善をしていきたいと。あるいは、センター病院に来る患者さんに対して環境を整えることによって安心して診療を受けていただくと、こういうことも含めての整備を図っているわけでありまして、これに加えて経営の収支を出していかなければならないという中では当然地方交付税に対する期待とい

うのがあります。これはどうしても公立病院であるがゆえに、広域であるがゆえに、あるいは今回のように救急部門の充実を図るということは、不採算の分野をあえて整備を図っているわけでありますから、そういう意味では救急部門等に対する国のてこ入れをしっかりと要求していきたいと、こんなふうを考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、最近千葉県銚子市立病院のように急に病院をやめると、地域の住民に大きな混乱を与えるという状況もあります。まさかそんなことにはならないとは思いますが、ぜひそうならないように、また医療スタッフの皆さんが市立病院に見切りをつけるような状況をつくり出さないように、ぜひ話し合いをしっかりと進めていっていただきたいと思えます。

時間もなくなりました。意識改革の部分で、私は最近どうも気になっているのは行政からこのところ出てくる情報は全部数字が先行しているのではないかと。例えば特別委員会に付託したパークゴルフ場の使用料や何かもそうでありますけれども、これは特別委員会つくったので、ここで議論するつもりはありませんけれども、なぜそうなったのかという理論が非常に希薄だと。もっとやっぱり利用者の立場、市民の声にきちんと耳を傾けて、その後つくり上げていって、最後に出てくるのが財政ではないかと。それは、数字が大事なものは私も十分わかりますけれども、数字が先に出て、どうにかということではなくて、今何をしなければいけない、そのとき財政はどうやっていくのだというのが私は従来の地方自治体のシステムだったと思うのです。それがどうも最近数字が先行しているものですから、やっぱりこれからの団塊の世代の職員の皆さんが退職された後いろいろなことを考えたときに、もっともっと市民の皆さんに目を向ける職員を今からつくり上げていかないとならないという認識を持っております。

先日も総務文教常任委員会で奈井江町の北町長にお会いする機会がありました。北町長に職員の意識改革というのはどうやってやっているのですかと言ったら、あそこは合併があったので、それで職員と市民が同じ目線に立てて物事を話し合えた。だから、職員の意識改革というのはそれがやっぱり一番で、これは当然ながら佐々木総務部長も同行いただきましたので、聞いていたと思えますけれども、ぜひそういう取り組みを今から恐れずにやっていただきたいと思えます。

レジ袋に関しましては、部長のほうから御答弁をいただきました。いずれにしても、協議を積極的に進めていっていただきたいのですけれども、私は2008年クリーンなよろ作戦をやりました。あのときに建設部から各町内会に説明ということでやりました中に、レジ袋でごみを出してくださいという表現がありました。また、各学校で新年度に児童生徒に対してぞうきん3枚と、もう一つはレジ袋を持たせてくださいと。やっぱり今このレジ袋をどうするのだというのは本当に市全体で考えていかないとならないと思えます。確かに佐々木総務部長のようにいつもセカンドバッグの中に使い古しのレジ袋を入れている方もいらっしゃいます。中尾副市長のようにこの前も買い物見たらちゃんとマイバッグを持って買い物をされておりました。当然市長を含め理事者の皆さん全員そうだと思いますけれども、やっぱりその中で名寄市で資源ごみや回収にレジ袋を使っていいのかという議論を本当に真剣にさせていただかないと、私たちを含めて一種混乱することがあると思えますので、その辺は改めて積極的な話し合いをぜひ求めておきたいと思えます。

最後に、名寄地区の商店街活性化にかかわるまちづくり委員会が部長の説明にあったように28事業を出しました。既にこの事業については一定程度こんな内容であるとあると思えますけれども、今この事業を見て、あくまでも主体は今向こうでありますけれども、行政側としてこの事業が展開

された場合の総事業費というのはどのぐらいというふうに押さえていらっしゃるでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まだ数値申し上げる積算はできておりませんが、まだ新聞にも載っていないと思うのですけれども、いずれにしても既に事業として取り組んでいる部分もこの28の中に含まれておりますから、ハード、いわゆる核、コア事業というのですけれども、そういった事業がどういうふうに展開されるかによって数字が大きく変わるなという思いをしております。1つ目には駅横、駅前といいたし、駅横の事業がどういうふうになるのか、それから2つ目には3・6の部分はどういうふうに展開されるのか、あるいは南広場ですか、そこから連絡するプロムナード事業、こういったものについてもどうなるのか、その事業の内容によって積算が変わると思っておりますけれども、でも今申し上げる段階では少ない数字ではないなというふうな思いをしているところでございますし、これから今盛んに議論をされていくと思っておりますから、それと同時に並行しながらかかる経費の積算をしていきたいというふうに思っておりますので、後ほどまたお示しをしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） この部分については、これ言っているかわからないですけれども、聞いているところによれば40から50億円かかるのではないかという話もありますし、それであればより市民の皆さんに理解を求めると、ただもう一つは、これはこの中心市街地活性化というのは一定程度ポスフルの進出のときを含めてやっぱりずっと議論してきたことであります。またこれから今まちづくり委員会商工会議所なんかを含めて物が出てきた、申請してまた8カ月だ、パブリックコメントを受けるのにまた一、二カ月だといったら、また1年、2年と延びていく。本当にそういうことでどんどん、どんどん先延ばしを

していいのか。一定時期にきちっと例えば中活でいくのか、風連方式でいくのか、総合計画に基づいた施策としていくのか、この3つをしっかりとやっぱり早急に私は方向を出すべきだと。そして、もう一つは、やっぱり駅南にずっと、この前も市民の方に言われましたけれども、生協はどうなったのだという話もあります。生協が本当にあきらめたのか、まだまだ望みを持っているのか、その辺も含めて一定私はある意味では年度内、できれば来年度の前半早い時期に一定の結論を出す課題だというふうに思いますけれども、その辺の認識は市長あるいは部長はどういうふうにお持ちでいらっしゃいますか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今の御心配でございますけれども、実はことしの春の1月の段階からプロジェクト会議を経ずと議論をしてまいりましたし、これまでも8カ月既に経過をしております。

今後の部分なのでございますけれども、今まちづくり委員会で一定の28事業を確認をさせていただきました。これからどういうふうに事業主体の方々がお集まりいただいて、事業に参画をしてもらえるのか、それからどのぐらいの規模で参加されるのかという部分も大きな局面に入ってきております。場合によったら、私ども当初の段階でもちょっと懸念はしていたのですけれども、今この場で拙速に物事を進めるというのではなくして、どこまで時間許される範囲というのはあるのでしょうかけれども、タイムリミットもあるのでしょうかけれども、いましばらくしっかり時間をかけて議論をしていかないと、また次の議論にはつながっていかないと、そんな思いをしておりますから、計画は年度いっぱい立てるというふうなことで当初執行方針の中に書かせてもらいましたけれども、しっかりした気持ちを寄せ集めて計画づくりになった段階で、そして計画書を策定と、こういうような手順を進めていきたいなという思いをしております。

ところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

廃棄物の適正処理と旧焼却施設について外1件を、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきますと思います。

廃棄物の適正処理と旧焼却施設について4点について質問をさせていただきたいと思っております。今年7月7日から3日間、地球の環境を大きなテーマとして洞爺湖サミットが開催されました。本市においては、協賛として町内会や小学校の生徒、保護者の協力で通学路などの美化作業を実施しております。また、本定例会の行政報告の中にも本年3月に策定された名寄市地球温暖化防止計画に基づいたさまざまな啓発活動の取り組みが報告されました。これらの活動をよりよいまちづくりのために今後とも継続して進めることを希望するところでもございます。また、新名寄市総合計画では廃棄物の処理に当たり枯渇するエネルギーの節減や環境保全に対処すべく、発生抑制、再利用、再資源の3R運動と旧焼却場の処分、または有効活用が課題として挙げられているところであります。発生抑制と再資源化は、ごみの分別収集で一定程度の効果が得られていると思っておりますが、4点についてお伺いをいたしたいと思っております。

1点目、両地区の埋め立て計画期間と残存年数と埋め立てごみのうちビニール、プラスチックの推定量は幾らかお尋ねいたします。

2点目に、分別回収のペットボトルとその他廃プラスチック系の重量と分別方法、処分経費及び農業用ビニール類の処分状況と重量についてお伺いいたします。

3点目に、両地区の焼却施設の後利用についてもお伺いいたしたいと思っております。

4点目に、埋め立て及び回収プラスチック系の

ごみの再資源化についてもお知らせいただきたいと思っております。

次に、消防署、風連出張所の受信体制一元化による出動態勢についてお伺いいたしたいと思っております。消防署は、市民の財産と生命を守るのが第一であり、一分一秒でも早くと言われるところであります。事故や災害は、発生する前の予防が大切であり、消防署職員、団員の皆さんの努力に感謝しているところでもございます。昨年の実績では、火災が8件、前年度より8件の減、救急出動は1,013件で93件の減であると報告をされております。いつ発生するかわからないところでありますので、本年4月1日より風連地区の受信体制の一元化による出動態勢が変わったことにより市民より不安の声が多く聞かれるところから、2点についてお伺いいたします。

1点目、昼のサイレンのおくれについて。サイレンは、昔から昼のサイレンであり、時報に合わせて鳴っておりました。今では1分20秒のおくれがあるところでありますが、その辺についてお知らせをください。

2点目に、救急車、または消防車が出動した後の再出動についてお伺いしたいと思っております。救急車が出動した後に火災が発生したときは風連出張所は無人になります。その対応についてお知らせをいただきたいと思っております。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま谷内司議員から大きく2点にわたり質問がございましたので、1点目は私のほうから、2点目は総務部長から答弁させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

1点目の廃棄物の適正処理と旧焼却施設について、その中の両地区の埋め立て計画期間と残存年数、埋め立てごみの中のビニール、プラスチック系の推定量についてお答え申し上げます。両処分場の埋め立て計画期間につきましては、内淵処分

場は当初昭和63年度から平成10年度までの10年間の計画で供用され、その後第2期造成に伴い平成11年4月から平成21年3月の10年間の計画で進んでおります。風連処分場につきましては、平成12年7月から平成27年3月までの約15年間の計画期間となっております。現在の処分場の残余容量でございますが、測量を実施しておりませんので、あくまでも目視、視認調査となりますが、内淵処分場で50%、風連処分場で約70%程度の残余容量でございます。ごみの減量化対策等が進んでおまして、現在の状況から勘案いたしますと内淵処分場で今後なお8ないし9年、風連処分場につきましては約12年が残存年数と思われるところでございます。

埋め立てごみのうちビニール、プラスチック系の推定量でございますが、名寄市のごみ組成調査につきましては7年前に実施しておりますけれども、データとしては古いため平成19年度の組成調査で札幌市のデータから推定いたしますと、プラスチック類は約2,200トン、他市のデータから多くて約3,800トンということでありまして、おおむねプラスチック類の推定量につきましては、若干幅がございますけれども、約2,200から3,800トンと推定しているところでございます。

次に、2点目、分別収集のペットボトルとその他のプラスチック系の重量と処分方法、処分経費及び農業用ビニール類の処分状況と重量についてお答えいたします。ペットボトルの処分方法につきましては、平成19年度実績で日本リサイクル協会に約89トン、民間事業者2社で19トンの合計約108トンで、売り払い額は290万6,000円の歳入となっているところでございます。プラスチック容器包装類は、日本リサイクル協会に397トンの処理をお願いし、処理費用約102万円となっております。農業用廃プラスチックの回収につきましては、JA各支所ごとに6月末から7月上旬、10月末から11月上旬の年2回実施しており、その処分状況はJA道北なよろ本

所で8万7,080キログラム、名寄支所で6万3,240キログラム、智恵文支所で3万3,280キログラムとなっているところでございます。

次に、3点目の両地区の焼却施設の後利用についてお答え申し上げます。焼却施設の後利用につきましては、新名寄市総合計画策定後平成19年5月に検討の結果、1つには交付金助成制度が3分の1と補助率が低いこと、2つ目には解体後の跡地利用が廃棄物処理関連施設の転用が義務づけられること、3つには耐用年数などなどを判断いたしまして前期5カ年計画に盛り込めず、後期計画に送り込みとなったところでございます。

次に、解体費用でございますが、炉内煙突内のダイオキシンの濃度などにより処理方法、処理費用が大きく異なりますが、後利用がない場合の名寄地区につきましては約2億円、風連地区につきましては約7,500万円と試算しております。後利用がある場合につきましては、交付金3分の1を見込み、名寄地区で約1,400万円、風連地区で約5,000万円と試算しておりますが、昨今の原油高騰に伴う経済情勢により、さらなる費用の増加が想定されるところでございます。

次に、4点目の埋め立て及び回収プラスチックへのごみの再資源化につきましては、前段議員のお話にもありましたように、そういった再利用なり、再資源の観点から申しますと資源でありますと認識していますし、さらにそこから、プラスチックから油なども抽出できることも認識しているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから消防署、風連出張所の受信体制一元化による再出動態勢について説明させていただきます。

昼のサイレンの遅延作動につきまして、平成20年4月より旧名寄市と旧風連町の災害受理装置を一元化したために本署通信指令室に名寄地区と風連地区のサイレン吹鳴装置を2台セットし、吹

鳴させております。無線により吹鳴させておりますので、機械の設定上どうしても1分間の差が生じることとなります。このサイレンは、昼の時報に合わせて吹鳴しておりますが、本来の目的は災害時に吹鳴されるかどうかの試験として吹鳴しております。災害時にはこのようなおくれは発生しませんので、御理解をお願いいたします。

救急車、または消防車が出動した後の再出動態勢につきましては、災害受理の一元化により本署、出張所間の勤務体制の統一を図ることができ、災害出動に対しましても出動態勢の見直しにより地域住民へのサービスがより強化されたと考えております。現在出張所において災害出動後に同地区で発生した災害につきましては、本署より出動し、対応いたします。今後とも地域住民の安全、安心のための業務の向上を図ってまいります。

なお、もう少し詳しく名寄消防署、風連出張所の出動態勢等について説明をさせていただきます。救急出動につきましては、消防法施行令第44条第1項により3名の出動態勢とし、心肺停止等により応援が必要な場合には本署より応援態勢をとり、また出張所勤務者の中に救急救命士が不在の場合は本署からも救急隊が出動します。火災の場合は、火災の種別により対応することとなりますが、建物火災の場合は出張所より消防隊が出動し、本署からも1隊の消防隊が出動します。また、風連地区全地区の招集サイレンを吹鳴し、職員、団員を招集するとともに火災状況により応援態勢をとることにしており、車両火災及び警戒出動の場合は出張所からの出動隊の現場状況報告により出動態勢を決定します。

災害受理体制につきましては、4月1日より風連地区の119番及び災害弱者緊急通報システムの受信、さらに携帯電話等において本署受信となり、職員、団員の招集サイレンの遠隔操作も本署で実施することが可能になりました。災害出動時の対応につきましては、通常の勤務編成は平日5名、土日、祝祭日及び夜間については4名体制と

しています。振りかえ休及び有休により3名体制時は、出動により出張所が施錠後無人になる場合があります。住民からの駆け込み等の通報者については、出張所玄関内の直通電話、さらに出張所の一般加入電話、3局の2119については5回コール後に本署通信室に接続されるよう無人時の通信受理体制もっております。災害時の施設対策は、出張所勤務者風連居住者で本署勤務者に対しても出張所玄関のナンバーロック番号について連絡をしております。風連地区消防団員には施錠時の対応を連絡しており、無人状態になっても直ちに出動できる体制をとっております。出張所の職員の勤務体制についても想定される課題を解決して、本署と同じ2徹2公休の隔日勤務を実施したことにより人事交流も可能になり、災害時に非番の7から9名の風連地区在住の職員が活動できる体制となりました。また、消防及び救急の研修参加も可能になり、スキルアップにつながるものと考えております。

災害受理一元化等の変更につきましては、広報紙等でお知らせしましたが、住民の安全、安心にかかわる重要な問題でありますので、今後も機会あるごとに周知に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 大変細かく数字まで御答弁いただき、まことにありがとうございます。このことにつきましては、最後に出てきましたけれども、ごみの有効活用で油をつくれぬか、この質問なのです。その辺で質問をさせていただきますので、理解を願いたいと思います。

民間で廃プラ研究会というのが立ち上がりまして、1年以上の研究の中で油の抽出を第一人者を招いてその研究会を何回かやっています。大変私も興味がありまして、その研究会に行っているいろいろ勉強させていただきました。その中で、今の油をつくる機械の中で大型機の機械を導入している

ところが札幌と新潟にあります。これは機械が大き過ぎて、その資源、材料というのですか、が集まらない、こんな心配があると。でも、小型化ならどうなのだというので、小型化にも以前には大変問題があったのですが、その第一人者の説明の中ではそれはもう解決したと。それで、今現在第1号機として山形県の新庄市で運転していますよと、こんな報告を受けております。そして、その1号機をこの名寄市で、新庄市のような機械を使えないかと。それで、その廃プラ研究会の人は名寄市でもその研究もしていますよと。また、それを油化をすることによって燃料の経費の節減が図られないかと、そんなことから私自身も大変興味を持ったところでもあります。また、この地区にあります旧焼却施設、それも何とかならないかと、そんなことを一生懸命勉強しているのを私は聞かせていただきました。本当に熱心に、私自身想像もつかないような勉強なのです。そのためにもぜひこれを実現させてあげたい、こんな形の中で今回の質問をさせていただいたことに御理解をいただきたいと思います。

それで、質問の内容なのですけれども、本当に焼却施設のこれからの利用量については何年、大変難しいのですけれども、それをお答えいただいております。また、埋め立てごみについては2,200トンから3,800トン余りということで、本当に推定が出てこないと思うのですが、それだけの資源ごみがある。その中から何を得るかという、この2,200トンから3,800トンの中のその中でどれだけ油を搾れる、もともと油からつくったものですから油になるのですが、プラスチック系統はあるのです。その資源、埋め立て地区行きますとたくさんのごみが投げた。その中にいろいろなものがあります。その中には資源ごみの中でそれを油にできるもの相当あります。その研究会の人の話ですと、5%以上、最低でも5%はあるよと、油は搾れるのだと、そんなことが言われています。それで、その次にありま

す農業用の廃プラスチックなのですけれども、ペットボトルについてはお金になるからそれでいいと思うのですけれども、風連、名寄、智恵文の中で合わせますと1万8,370キロありますよね。その処分料なのです。およそ500万円かかります。これは、市と農協と農業耕作者、私も農業ですからそうなのですが、3分の1ずつ負担して焼却処分するのです。今農家は大変な時期を迎えている、みんな御存じだと思いますけれども。肥料が75%上がったよ、袋も上がったよ、あらゆるものが上がっています。そんな中で、その高いマルチビニールその他いろいろ買うのです。それも高い値段で買うものをまたなおかつ処分するのにお金がかかるのです。そうでなくて、それを油搾っていけばその処理料はかからないだろうと。そんな点からもこういう点を油に搾っていく、この辺をお伺いしたいのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 答えの前に最初の答弁で訂正させていただきます。若干緊張しておりまして、焼却施設の解体費用につきまして私のほうで後利用がある場合の名寄地区の費用につきまして1,400万円とお答えいたしました、1億4,000万円の誤りでございますので、訂正させていただきますと思います。

それで、ただいまの再質問のお話の件でございますけれども、これにつきましては平成19年度に設立されましたプラスチック油化還元研究会の活動と認識しているところでございます。この研究会は、名寄市衛生施設事務組合、名寄市立大学、民間事業者など官民が一体となって廃プラの処分とエネルギー創出をテーマに数回の会議と実験を行い、本年5月に将来的には炭化センターの重油代替燃料としての活用が期待できるなどの研究成果を取りまとめたところでございます。

この課題といたしましては、小型施設の稼働実績が1つには少ないために施設の維持補修費がど

の程度かかるかが不透明なこと、あるいは収集区分の変更、施設整備費などが考えられるところでございますけれども、一方ではメリットといたしましては1つには最終処分場の延命が図られることやリサイクル処理手数料の削減、あるいは抽出油使用による公共施設の維持費の軽減、さらには雇用の創出などの効果が考えられるところがございます。ただいまの谷内議員の御提言を踏まえ、焼却施設の後利用の一つの選択肢と考え、今後調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 大変ありがとうございます。前向きに検討していただき、それはいいのですけれども、今お答えになった中で焼却施設の後利用についての総合計画ありまして、19年5月に検討したよと。でも、前期の5年間の中に盛り込めなかったと。だから、後期になりますよというのは私は違うと思うのです。その中で焼却施設の補助事業ありますよね。ちょっと勉強させていただいたのですけれども、環境資源利用促進設備、設計かな、費補助事業というのが北海道にあります。その補助が最高1億円です。それで、後利用があった場合とない場合は違うのですけれども、後利用があった場合、多分資源ごみはだめですよというのですけれども、先ほど申し上げましたように農家で出るプラスチック類はそれに該当するのです。そうすると、市が事業主体になってやった場合については2分の1の補助があります。それが最高1億円ですよと。民間がやったときが3分の1だよという事業です。その事業なのですけれども、たまたまいろんな面で情報いただいたのですけれども、今北海道にありますその事業が21年度はもう満杯ですと。22年度になるでしょうと。それだけ北海道のいろんな自治体などが関心を持って、いろんなもの、煙突を壊す、ダイオキシン問題もあるのですけれども、使いた

いと、それでやっているのです。それなのに名寄市としていまだにそれを何もやっていない。それで、前期だめだから後期になりますよ、そんなおかしいのです。ほかの市町村みんな取り組んでいるのに、まだ名寄市としてそれに取り組んでいない。これは、私としてはおかしいのではないかと。当然それだけほかの市町村がやっているなら、名寄市もそれに対して取り組むべきだと思います。情報が少なかったのか何かその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいまお話のありました1つには補助金の関係でございますけれども、北海道が実施しております循環資源利用促進施設設備整備費補助金でよろしいですね。私どもの認識といたしましては、この対象が産業廃棄物という理解をしております、その場合ですと自治体がした場合なんかは2分の1あるという認識しておりましたけれども、今議員のほうからお話ございましたので、再度この補助金の内容については調査を早急にしてまいりたいと考えておりますし、総合計画の関係につきましても現時点では先ほどお答えいたしましたように後期計画ということでございますけれども、ただいまのお話なり踏まえまして、いずれにしても毎年ローリング等を行っておりますし、今年度については今月の下旬に総合計画のローリングが行われる予定になっておりますので、そういった中でもあわせて時期の関係についても再度検討をしてみたいとも考えていますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） ちょっと理解できないのですけれども、5年後でなくて、私自身は早急に取り組まなければならないと。そんな情報は北海道から出ているのですからあつたろうと。その北海道から出ている情報が名寄市としてはそ

れを得ることがおくれたのかなと、そんなことも考えるのですが、5年間でなくて、この研究会からしたら、その内容を詳しく説明する時間がないからできないのですけれども、ただ名寄市として今財源不足で大変だということになっていますよね。それによって今現在、一部だけ申し上げますけれども、名寄市、風連のと内淵のありますけれども、その埋め立てごみありますよね。その中の埋め立てごみについては幾らあるか。6,669トンあるのです。いろんなデータもらって調べてきたのですけれども、あるのです。そのうちの5%以上があるのです。そうすると、それにあわせて農業の廃プラスチック、先ほど申し上げましたけれども、180トン余りがあるのです。そうすると、4,000トン以上の6,000トンか7,000トンになりますよね。そうすると、その中から、この6,669の中から油として搾れるプラスチック、雪押し、子供のおもちゃ、テレビの側いろいろあるのですけれども、あれをこの間調査したときには相当あります。それを拾ったら5%であったら400トン以上のものがそこ埋まっている。それに農業の廃プラスチックを合わせると500トン以上あります。そうしたら、そこからできる油は何ぼできるのですか。それを計算したら400トンでその資源ごみのプラスチックをやれば37万リットルできるのです。ですから、その研究会の人がやっている話を聞かせてもらって本当に感心したのですけれども、今炭化センターで使っている油が何ぼですか。50万リットルでないですか。ですから、その資源ごみを搾ったことによって、それが400トンのそれができれば500トン、600トンが出てくれば炭化センターの50万リットルの油がそこにできるだろうと。そして、それを計算していけば、その人たちの研究会の中の話聞いたら5年あればそれを借り入れを起こしてやってもどうにかなるだろうと。5年後になったら数千万円の純益が出るだろうと。そのお金は、財源がないのなら財源を生んだらいいので

ないか。その財源で福祉が困っているなら福祉に使えるいいではないか、ごみ袋はどうだといって、40円のごみ袋はどうだというのならそれを無料にして配ればいいではないか、そんなことを一生懸命研究しているのです。それを5年後にやりましょうと、それではおかしいのではないか。ほかの町村はもう取り組んで、来年の事業満杯になっているのです。それぐらい取り組んでいるのに、名寄市として5年後にやりますよということになりませんけれども、その辺再度お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま焼却施設の関連と、それから総合計画に絡んで御指摘をいただいておりますけれども、総合計画で後期に振ったということにつきましては、総合計画を策定する段階で名寄地区あるいは風連地区のそれぞれの焼却場の後利用が固まっていなくて、こういうことでありまして、それぞれ解体費用については名寄で2億円、風連地区で7,500万円かかる財源がなかなか見出せないということでの整理をさせていただいております。今谷内議員からもお話ありましたようにプラスチックを利用しての再生産をすると、それにつきましては部長も答弁しているとおりに今後また重ねて検討していきたいと、そういうことをございまして、それが果たして事業として焼却施設のある土地の後利用として可能なかどうかも含めて検討しないと事業としてのっていかないということをございしますので、ぜひ研究させていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかるのですけれども、この研究グループというのは本当に私自身何回か会議に参加させてもらったのですけれども、すごいのです。それで、この市役所の中でその研究会の会議が何回も行われています。その結果こうなりましたよというのは市長のほうにも報告が行っていると思っております、その文書を見せていただきましたけれども、ですから、これも総合計画の

中で5年というのですが、そうしたらこういうことやっていますということを市長のほうにもこうなって今はこういう状態でこうだよという報告が行っているならば、そういうものを廃プラ研究会が一生懸命やっているとわかっているのです。そして、産業廃棄物がどうだと、だからその後利用で、さっき言ったようにこの事業については産業廃棄物、それがなければだめだと言ったけれども、農業から出るビニール、ポリ、それらをすれば想定になることです。そういうことも研究踏まえて、それはその担当のほうからそういう研究会が聞いたのですが、この事業は使えますよという理解を得ています。あなた方向やっていますのですか。民間の事業はそこまで一生懸命進んでやっているのに行政の人がそんなこともわからないよと。これから勉強して、この事業使えるかやりますよと、あなた違いますよ。当然やらなければならぬことでないですか。ほかの町村一生懸命やっていますのです。それでも来年度の枠はもう満杯だ。22年度もある程度来て、22年度の枠ももうないよ、これぐらいまで各市町村は一生懸命取り組んでいるのに、我が名寄市は何をやっているかと。だから、情報を得るの遅かったのかなと言っているのです。ですから、その点からいってもその方法をすぐやるなり、早急に私はやっていただきたい。そして、この後財源確保のためにも、だから建物をつくれば維持費がかかるから、もう建物要らないと言っているけれども、この建物からつくることによってお金が捻出できる。そして、まちの財源ができるだろうと、そんなことも考えて私自身は早急に対応していただきたいと思うのですが、再度お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 山形県の新庄市で取り組んでいる例も含めてお話をいただきました。私どもでもこのプラスチックから燃料を生み出すということのほか、ソフトセルローズといいますか、稲わらでの実験をした経過もございまして、

安定供給が果たしてできるのか、あるいはコストがどうなのかという全体的な計画も含めて検討しないと市としての事業化ということにはなかなか進めませんので、ぜひその辺も含めて研究、検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。研究する、よろしいのですけれども、当然勉強していろいろなことを考えてやらなければいけないのですけれども、そのときはぜひその研究会の人たちの意見を十分聞いてください。そして、その人の意見も聞いて、どうだということ聞きながら、これから資料を得るのでなくて、その人も資料持っていますから、そういうものをいただきながら、勉強しながら、お互い協議しながら、早急にこの施設を建築していただきたい。そのことを強く要望するところであります。

そこで、お願いなのですが、この問題について、山形の新庄に第1号の機械ができています。それを私のところの会派の中で近日、今年中までにそこを視察に行きたい。それで、私らだけで、議員だけで視察に行ってもいろいろあると思いますので、その中で職員も、担当の職員でいいのですけれども、職員の同行をさせていただきたいのですが、その辺はどうですか

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 従来から議会の各会派の視察ということは、道内につきましては担当する部長を含めて御一緒させていただいておりますけれども、道外につきましては職員の随行はなしということでこれまで継続しておりますので、果たしてこのケースについて実証も含めた研究の一環として市の側で行けるものかどうか、ちょっとこれにつきましても、歯切れが悪いということでおしかりを受けるかもしれませんが、ぜひ検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 本当に今の世ではいろいろ経費あって道外となるのですけれども、そうでなくて、やっぱりこれだけ重要なものであって、その後利用をしていく、油を搾ってやっていく、そして市の財源を生むのだ、そんなことを考えれば、当然そういう施設があるところ行って、聞くだけでなく目で見て、それで確認をして、これはいいな、これはどうだと、そういう判断の中で建設の中でいろんな改善する点があればこのような改善がいいのではないかと、あればそういうことを勉強していただく、そのためにもぜひ、いろいろあるところですけども、職員の派遣をお願いしたいと思います。これから前向きにおいてぜひその事業が早急に完成するようにお願いして、この問題については終わらせていただきたいと思っています。

次に、消防なのですけども、サイレンは本当に昼のときに鳴るのでなくて、そうだと思うのですが、でも私が生まれて小さい子供のときからサイレンはお昼のサイレンという形の中で、そのサイレンの中身で御飯だというように育ってきました。それは試験的にやるのだと言われればそうなのでしょうけれども、それが1分20秒おくれるのです。テレビ見ていたときに時報が鳴っても、この間から見ていたときにおくれるのです。これは、私がなぜそういうことを言うかといったら、本当にこれ1分20秒おくれるのが現実ですから、答弁の中で火災なり、緊急の場合にそれはないというのですけれども、このサイレンがおくれて、1分20秒おくれたときに、仮に火災のサイレンだとしたら1分20秒おくれてしまったらとんでもないことだと、そんなことで今回質問させていただくのですけれども、緊急のときにはそれに支障がないというのですが、その辺はどうして支障ないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほども言いまし

たように吹鳴装置は試験的に流して、吹鳴装置が稼働するかどうかの点検しておりますので、災害優先、火災優先という形でやりますので、ボタンを押すタイミングを災害時のほうに優先して押すということを考えていますので、それについては対応可能かと思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかるのですけれども、そうしたら火災のときは支障ないけれども、お昼のサイレンのときはそうなるということは一遍に鳴らすからなのか、なぜそれおくれる、それを直すことはできないのですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 吹鳴装置の関係につきましては、先ほどそれぞれ風連、名寄で持っていたものを一元化で1カ所にしましたので、どうしても機械の作動の関係で2つ同時に一遍に押すことはできませんので、名寄が先、風連出張所が後という形になっていきますので、災害時の場合については災害優先でボタンを操作しますので、そういう形でありますので、支障は出ないと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） ということは、つまり同時に鳴らすから鳴らないということではないのですね。そうしたら、こんなことないと思います。想定で、もし同時に火事があった場合だったら、同時になったら風連おくれることになるのですか。なぜこういうこと言うかという、本当に前回栃木県であったでしょう。水害で車が埋まった奥さんが何回も消防にも警察にも電話をしても来てくれなかったと。最後は死んだのです。あのときは別なほうへ行って確認したけれども、そこに異常なしと確認して帰ってしまった。だけれども、本当に言ったのと違うのです。それもそういうぐあいに緊急で、本当にとんでもないときに緊急でとっさで起きるのです、ああいう事故は。そのとき

その死んだ奥さん最後に携帯電話したときには、助けに来てくれない、お母さん、ありがとうございました、そんな電話して死んでいっているのです。そんな緊急な事態があるのです。だから、今言ったように同時に火災が起きたときは風連のほうは1分20秒おくれると、名寄は鳴ると、そういうことになるのですから、それはないと思うのです、あったら困るのですが、そういうことも推察した中ではやはり同時に鳴るような形の設備をしなければならぬかと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今の救急車の出動の関係については、消防本部のほうで現在地確認できるシステムの導入ということで現在検討しておりますので、その結果を待ちたいかと思っております。

それから、吹鳴装置の関係につきましては、議員も御存じのとおり相当年数が経過しておりますして老朽化をしています。それで、1次出動の関係についてはサイレンをすべて鳴らすわけではないのです。1次出動は、まず風連出張所の消防隊が行って、名寄本署からも応援して、状況を把握して、火災の規模が大ききことによって2次出動からサイレン鳴らすという部分ありますので、その辺については同時に起きたらどうするのだというのは仮定の話だと思っておりますので、現実的な部分過去その辺の部分についてはなかったというふう聞いておまして、今後吹鳴装置の更新の関係についてはもう少し今懸念される部分についての検討を加えていきたいなと思っております。現実的には最初の出動にはサイレン鳴らしませんので、現場の状況を確認してということになりますので、同時に起こったか起こらないかについてもその段階で判断できますので、御理解賜りたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのサイレンについ

ては、本当にそういう手順とかいろいろあるかもしれませんが、それはお金もかかるから、そうやって言うのは仕方ないのですけれども、それは現実にはないかもしれませんが、そういうことがあったら困ると私は推定します。

それから、その中で、次なのですけれども、救急車出たとき無人化になりますよという問題なのですけれども、そうしたら救急車が出て、無人化になった。そこで風連で火事が発生した。そのときにサイレンを鳴らして署員なり、団員を招集するのでないのですか。ですから、そのときにおくれたら困るというのですが、おくれまいといいのですけれども、間違いなく鳴ればそれはいいのですけれども、そうしたときにサイレンを鳴らして団員なり、署員を集めるというのは間違いありませんよ。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどの1回目の答弁で続けて説明したものですから、もしかすると谷内議員ちょっと出動態勢の関係について混同されているかもしれませんが、もう一度、先ほど火災の種別によりということの前置きはさせていただいて、まず風連出張所より消防隊が出動と。その後名寄消防署から、本署のほうから出動と。これについても第1種火災についても常備消防のみで対応することになっております。火災の状況を現場確認させていただいて、招集かけるときには第2出動、さらにまたもうちょっと大きくなると第3出動ということで火災の規模、種類等によって出動の体制変わりますので、最初はまず常備消防が出動して、それも風連だけではなくて名寄からも応援が駆けつけると。その状況を見て、これでは足りないというときには非番の消防職員、それから消防団員にも招集かけます。そのときに初めてサイレンを、吹鳴装置を使いますので、現実的には最初から消防団を呼び、招集するという体制になっておりませんので、先ほど火災種別によりとお断りはしたのですが、1種、2種、3種の

区分について説明しなかったもので、ちょっとその辺がもしかしたら混同されたかもしれませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかるのですけれども、ただどうも理解できないのは無人化になるのだ、救急出たときに。そのときに火災が発生したときは団員なり、署員どうやって招集するの。やっぱりサイレンを鳴らしたことによって署員や団員が無人化になったので、そこに来るのでないですか。なぜそういうことを言うかという、うちの町内というのはちょうど消防署の目の前なのですけれども、その町内の会合あったときに無人化になってだれもいないのにどうするのと、そんな不安がすごいのです。ですから、大きな声がいっぱいあったよと、不安の声があったよというのですが、そこでお尋ねしているのですけれども、私自身もそういうことを言われまして、2回だったかな、9時過ぎ、10時ごろに救急車出ていきました。そのときに消防署に行ってみました。だれもいません。玄関のかぎはかかっている、消防車が入り出るシャッターも全部かぎかかっているのです。そこへ行ったときに、こんなときに本当にどうしたらいいのかな、そんなことを私自身も考えました。その後で消防署に行つてこういふときどうなのですかと聞いたら、玄関の1枚のドアあいて、その2枚目のドアの中にそこに何か押すボタンみたいなのあるのですけれども、それ押したら名寄消防署が出る、5回コールしたら出るとか何か言っていましたけれども、そうすると消防団員なり、署員が集まってきて、その体制してくれるように話ししてくれるのだというのですけれども、そこにするために無人になったときに消防職員なり、そういう団員集めるときはサイレンを鳴らして集めるのか、サイレンを鳴らさないでどうやって集めるのか、サイレンを鳴らして集めると思うのですが、サイレンを鳴らして集めるのかと、それをお聞きしているのですけれども、お

答えください。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 1種の出動から消防団員と非番の職員を集める体制にはなっていないのです。多分谷内議員も御存じだと思うのですけれども、名寄消防の活動要領ってありますね。そこには1種、風連で昨年火災出動したものについては、19年1月から12月で出張所から出たのは1件あります。そのときに消防署に勤務する職員で実は対応していると思います。だから、火災の規模で大きな火災になると消防団員、非番の消防職員をサイレンで集めることになります。そこにはまず火災の規模を現地確認するなり、電話の状況でどの程度の規模かというのを判断して、第1次出動は常備消防で出ておりますので、すべての火事が全員が、消防団員全員集められて対応するという仕組みではないので、この辺御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 合併して一元化したのですから、そんなわがままばかり風連としては言えないのかもしれませんが、ただ私自身思うのは風連にも送水車というのですか、ポンプ車というのですか、水の入った車、それが通報が一番先に行つて消火をしたと。そして、それによって、そのときに火災の状況によっては大きなサイレンを鳴らして団員の出動もお願いしたり、そういうような形でやっていたのが事実なのです。でも、今の中で、こんなことあり得ないのかもしれませんが。まだことしは風連でゼロですから、ないのかもしれませんが、もしあったらと当然仮定しなければなりませんから、そこで救急車に乗って3人、救急車だから3人行かなければ、3人行ってしまったよと。さっき言ったように無人になって、かぎがかかったよと。そんなときにどうするかといったときに、私も経験あるのですけれども、私自身住んでいるところが本当に消防署の前なものですから、電話をしないうで行つて

お願いした経過があるのですが、そのときにすぐ来てもらって、消していただいて、本当のぼやぐらいで終わったのですけれども、私がかもし仮に火事になったときに行ったときにだれもいない、そこでボタンを押して話をして来てもらおうと。そして、とんでもない時間がかかってくるだろうし、当然何かの方法でサイレン鳴らすか何かわかりませんが、そこで署員なり来てもらったら、それで対応してもらえるのだと思うのです。ただ、そこにおいてそういうことするのだったら、とんでもないおくれも出てくるだろうと。それだったら、何かの方法はないかなというのが私の今回の質問なのですけれども、そこでこんなこと申し上げづらいことなのですけれども、当然3人の人が夜の勤務をしていたときに、あとの人はみんな家のほうへ帰りますよね。1日仕事が終わった、やれやれ、よかったなど、そんな形の中で暑い日になればビールも飲むでしょう、酒も飲むでしょう。そうやって家にいたときに火災が発生したときに一番心配するのですけれども、全員かどうかわかりませんが、あったときにだれがそこへ出てきて消防車を運転するか。だから、全員飲まなければいいのですけれども、そういうことになりませんよね。もう勤務終わって帰るのですから、皆さんもうちに帰って飲むと思います。そうなったときに、そこにおった署員の人たちあたりがうちに帰ったときに酒を飲んでしまった。そうしたときに火災が発生した。出てきた。消防車運転することできませんよね。そんなことも想定したときに、そういうときもあるのですから、そのためにはどうにか方策はないのか。そういうときこころしよう、このときはこころしようという、そのようなマニュアルなどがあるのならお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 風連消防署の勤務体制の関係については、先ほど平日で5名体制、土日、祝祭日、夜間勤務については4名体制と、

そういう体制とっておりますので、救急出動した場合でも3名体制、そういうこともありまして、レアケースとして谷内議員おっしゃるとおりたまに駆け込んだときにいなかったなというのは365日で何日間か恐らくあろうかと思えます。この辺は、消防の本署のほうと風連出張所のほうで過去の火災のデータやら出動データやらそれらをとって、風連の火災の関係については名寄消防署のほうからも1隊出ますという仕組みにしてありますので、現実的な問題についての対応は風連出張所のほうと名寄本署のほうで十分時間をかけて、合併してからずっと時間をかけて検討してきた内容だというふうに聞いておりますので、人的配置も旧風連時代から著しく減ったかどうかちょっと私今手元に資料ないからわかりませんが、その辺を全部考慮した中での今回の一元化対策というふうに思っております、それからもともと風連の関係については通信の専門要員ということで1名置いていたものが一元化によって割愛というか、省くことができました。それから、勤務体制の同日化によっていつ起きかわからない火災の関係で一定の職員をストックしておくことも大事なのでしょうけれども、今消防とか災害出動とか救急業務の関係については相当高度化が求められておりますので、それへの研修もなかなか風連出張所時代にはでき得なかったと。人事交流の関係によってそれらについても解決して、住民の望む高度な技術習得の研修も可能になったと聞いておりますので、私はトータルの面で今回の一元化については、一定の時間をかけての検討だというふうに聞いておりますので、その辺の部分については解決されているものだなというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりますけれども、本当に無人になるということは大変であって、名寄の本署から行くってわかるのです。だけれども、名寄の本署から風連に火災が出たときに何分かか

りますかといったら5分や6分、7分かかりますよね。それが先に来て、風連の消防車とかポンプ車が後から来るとはなりません。やはり風連地区にポンプ車があるのだから、一番先に始めるのは風連のポンプ車でなければならない。名寄の本署から行くからいいのだという、そういうことにならないのですから、だから風連のほうに起こったときに無人になったときにでもそれを何かの方策をやって、一番先に風連にある水槽車、2台あるそれが出動できる体制をつくってほしい。名寄から行くからいいでなくて、本署から行くのでなくて、それはいろいろ1班、2班とか読んだときにあるのですが、あれでは無人になったときにどれが行くのだ、1班が行くにしたって何かのやっいてサイレンが鳴ってあれがしてうちにおったら、寝ておったら、それをしなければいろいろあるのです。そうでなくて、そういうときがあったとき駆け込みもあるだろう、無人にならないような方策はとれないのかと。そんなことを考えて今回お願いしているのですが、やっぱりこれから今まで合併後1年もかけて協議したってわかるのです。何ば協議したってその中でいざやってみたらミスは、これはうまくないなということはあるのです。だから、我々としてはそういう意見も聞き、町民もそういう形で私のところにこれは困るよという意見が来たのですから、やはりその辺を改善しなければならぬと思うので、その辺を何とか、そうしたけれども、なおかつそういうのないようにする、それ以上のサービスができるような形でやってほしいと思います。

それで、いろんな形の中でこういうぐあいになりましたよという形でいろいろ住民に周知したというのですが、周知したのがどのような方法で何回ぐらいの周知をしたかお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今手元のほうに消防のほうからその辺の詳しい資料もらっておりませんが、広報等を通じまして数回周知をしたとい

うふうに聞いています。

それから、ちょっと先ほどの答弁で、名寄地区、風連地区という考え方ではなくて、名寄地区と風連地区は距離で8キロ程度の、幸いにして8キロの近さの距離というものが、今消防関係については広域消防という形で、上川北部、旭川とか士別とか大きな市の中でいかに常備消防を広域化するかという問題も同時進行で進んでいます。そういう中で見ると、名寄と風連は合併して消防力が機動的に動くようになったという形のほうの判断が私は大事だなと思っておりまして、今回の一元化の関係についても職員の研修のスキルアップという問題も含めて、名寄消防署のほうから1隊が同時に出るということも含めて、私は地域住民の安全、安心を守るために一風連出張所だけで対応するのではなくて、そこが無人化になってもほとんど支障出ない形での対応を今回検討された内容だと思っておりますので、広報の関係につきましては具体的にどういう形でやったかについて私自身ちょっと確認とっておりませんので、後から回数やら内容やら、多分風連の風という広報紙を使ってされたのではないかと思いますのですけれども、その辺ちょっと後から連絡させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 住民周知が一番大切だと思うのです。お年寄りにしたら119番さえかけることを知らないで、前は風連は2119だったのですけれども、その番号もわからなくてかけられなかったという人いっぱいいますし、それでそういう体制になったときにはボタンを押したら消防署へ鳴るのですよといっても、そんなところ押すボタンがあるよなんてそんなことも全然知らない人が多いし、私自身もそんなのはこの間消防署伺ったときに初めて見て覚えたということなので、そうでなくて、広報に出たのは1回ちょっと消防の体制変わりますと見たけれども、やはり1枚何か物をつくって全戸配布するなり、名寄市のほうの人は体制は変わらないけれども、風連のほ

うは変わったのですから、こういうふうになったからとやっぱり印刷物を広報と一緒に中に入れて出すなり、そういうことをするなり、何か機会あるごとにそういうことをするなり、やはりそういうようなことで連絡をしていくべきだと思いますが、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、携帯電話なのですけれども、携帯電話通報では何かなったというような、電話ができるということになっていますけれども、先日救急車をお願いするときに、夜でしたけれども、たまたまそのときはお通夜の晩で、そのときに倒れた人がいまして呼んだときに携帯から電話したら旭川が出ました。携帯電話では119番押したときには今現在やったときは名寄消防署が出るのですか、出ないのですか。多分あのときは旭川の消防署が出まして、名寄ですね、名寄に転送しますという形になったのですけれども、今現在まだ名寄市の場合にはそれはなっていないだろうと思うのですが、その辺のお願ひいたします。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、携帯の名寄消防本部のほうに入ってくるにつきましては、名寄消防署のほうに入るといふふうに聞いておりまして、実際に谷内議員が入らなかったよという話についてはちょっと確認させてもらおうと思っています。あえてこの場で、先ほどの水害で水没された車の被害者の方の話もありましたので、先ほどもちょっと言いましたけれども、来年の1月をめどにしまして携帯電話からの緊急通報あったときの対応につきましては図面上で確認できる現在地確認システムというものも動かすように考えておりますので、今具体的につながるといふふうに聞いていた話がつながらなかったよという話でしたので、ちょっと確認させていただいて、実際につながるようになっていないとすればいつからなのか、ちょっと後で確認して連絡はしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 携帯電話なのですけれども、たしか間違っていないければことし12月ぐらいからそれが開通するというような情報は私はいただいていますので、今現在はたしか通じないだろうと思います。そんな中で、この中の答弁書ではなると書いてあったものですから、そういうような情報だったものですから、その辺お伺いしました。

本当に私質問した油をつくる問題にしても、やはりそのためにも一生懸命努力していただきたいと思ひますし、実現させていただきたいと思ひますし、消防につきましては本当に市民の財産と生命を守ることでありますので、今後十分に配慮し、風連地区にはいろいろな不安がありますので、その不安の解消のためにも日夜努力していただくことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小野寺一知識員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木総務部長より発言を特に求められておりますので、これを許します。

佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほど谷内議員の質問に対しまして風連の消防署の出動態勢の関係につきましてはちょっと一部舌足らずな面ございましたので、補足説明させていただきます。

第1種出動については、野火と警戒出動については職員で対応すると。建物火災の場合については、第1種の段階であってもその段階から建物の火災についてはサイレンを鳴らして吹鳴させて団員を招集するというものでありますので、ちょっと説明が舌足らずでしたので、訂正させていた

できます。よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 原油価格の高騰に対する支援策について外2件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、大きい項目、原油価格の高騰に対する支援策についてお尋ねいたします。エネルギーや原材料の高騰で値上げラッシュが続き、食品や飲料水や自動車までもが値上がりしております。家計のやりくりはますます厳しさを増しております。このような家庭の日常品、食料品値上げで景気が一層悪化しております。家庭内の節減、節約も限界に来ており、今後の生活の影響も甚大であります。昨年本市も福祉灯油や歳末助け合いなどで年を越された方がたくさんおられました。昨年の対策状況と本年の生活者への影響についての理事者の御見解をお願いいたします。

なぜ今景気が悪いのかといえ、特に食料品、ガソリンなどの生活必需品の値上げで家計が苦しいことでもあります。それはより所得の低い人々に影響を与えております。こうした低所得者、一層のしわ寄せを受けている人たちに直接手を差し伸べて支援するという意味でも行政として動かなければならない時期に私は来ていると感じております。本市として低所得者、高齢者、生活保護者、障害者への今後の対応と施策について理事者の御見解をお願いいたします。

現在灯油価格は昨年の需要期に比べ40円以上も高くなっております。昨年よりも大変なことがわかると思いますが、オイルショック時には収入がふえたため大差はほとんどありませんでした。しかし、今回は、収入がふえればよいのですが、その状態ではなく、逆に収入が下がっております。そのため高齢者、母子家庭、低所得者への福祉灯油の本市の取り組みをどうするのか、理事者の御見解をお願いいたします。

続きまして、大きい項目、農商工連携による地

域活性化対策についてお尋ねいたします。食品の産地や品質を偽装して検挙された事件は、ことし1月から6月に9件あり、昨年1年間の4件を大きく上回っております。今庶民は安心、安全の食材と食料を求めています。名寄の農産物は、このニーズに合ったものと私は自負しております。しかし、単に農産物をつくって売るだけでは経済的な波及効果に限界があります。付加価値をつけて、農業の新たな試みをしなければならないというふうに思っております。本市の中山間農業関係の加工品加工グループの状況についてお知らせいただきたいと思います。

本市にはすばらしい食材がある中で、付加価値をつけた農産加工がなかなか出てこないというふうに思われています。安定的に売れる商品づくりが今後の地産地消も含め必要となると思いますが、行政として農業加工の取り組み状況についてお知らせいただきたいと思います。

農商工連携は、商業者、生産者、農業者がサービスや商品の開発など連携し、地域活性化を促す取り組みで、単に農林水産物をつくって売っただけでは経済的な波及効果が生まれず、農業者が中小企業と連携して相互の経営資源を活用、新商品や新サービスを生み出すほか、工夫を凝らして取り組みを展開することでそれぞれの経営の改善が見込まれます。地域の活性化を促して、ひいては雇用にも反映されております。地域を支える中小企業と農業者が連携した事業に対し、税制面でも支援されているそうです。農商工連携促進法がことし成立し、支援措置や予算も計上されておりますが、本市の取り組みの状況と理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、総合的な危機管理体制の整備についてお尋ねいたします。いつ発生するか予測できない自然災害やテロ、事件や事故に備えるため、危機管理体制の整備や各自治体の体制づくりが進められております。地震等のハードやソフト面での基礎整備について理事者の御見解をお願いいたしま

す。

平常時から危機管理体制を強化し、市民が安心して暮らせるまちづくりのため、事前準備の一番最初の必要なマニュアル体制、また職員の連絡体制についてどのようになっているかお知らせいただきたいと思います。

続きまして、事後措置で、まず災害が起きた場合現状住民への周知方法についてお知らせいただきたいと思います。

我が国は、これまで地震、台風、豪雨、津波など多くの災害に見舞われております。近年北海道では、平成12年、有珠山の噴火、平成15年8月、台風10号の直撃、9月の十勝沖地震、平成17年の連続した台風、ことしに入りゲリラ豪雨など、生命や財産に甚大な被害を及ぼす大規模な自然災害により多くの被害が発生しております。市町村防災行政無線は、災害における通信のふくそうや発信規制が行われないことから、自治体と住民及び防災関係機関相互間の災害情報伝達的手段として有効に活用されております。本市としても連絡システムのIT化と音声通信システムの導入ということで防災計画に書かれておりますが、本市の御見解をお願いいたします。

以上をもちましてこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 高橋議員から大きく3つの項目について御質問をいただきました。大きな項目1番目の原油価格の高騰に対する支援策については私から、大きな項目2番目の農商工連携による地域活性化対策については経済部長から、大きな項目3番目の総合的な危機管理体制の整備については総務部長からそれぞれお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

お尋ねのございました原油価格の高騰に対する支援策についてであります。その中のまず最初に生活者の影響についてお答えをさせていただきます。

原油価格高騰に端を発しました諸物価の値上がりにつきましては、名目賃金が一向に増加しない中、まさに経済状況が低迷しているにもかかわらず物価の上昇が続くという状況を呈してございまして、市民生活に深刻な影響を与えるものと感じております。特にこれから需要期を迎えます灯油価格は、きょう現在昨年8月期の市契約価格と比較し45円15銭高の129円15銭、同12月期との比較でも29円40銭高く、高どまりの状況となっております。市民の灯油購入価格につきましても、市契約価格と多少差はあるにいたしましても同程度と推定されることから、灯油需要期を迎え、さらに家計負担の増加が見込まれるところでございます。また、原油は現代社会の基礎資源となるものであり、食品、交通、医療などの諸物価に大きな影響を与え、原油価格が高どまり、あるいはそのまま高騰が続くと家計負担への影響ははかり知れないものと危惧しております。

次に、低所得者、高齢者、生活保護者、障害者への今後の対応と施策についてと福祉灯油の考え方について一括してお答えをさせていただきます。原油高騰を背景とした諸物価の値上がりに加え、暖房灯油の需要期を迎え、家計への負担に大きな影響を及ぼすことが十分予想されております。しかし、残念ながら現在の状況は一自治体の施策で根本的に解決できるようなものでもございません。市として特に低所得者の皆様への対応を強く感じてございまして、対処的対応とはなりませんけれども、本年度につきましても平成19年度と同様な内容で福祉灯油支援事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、昨年実施いたしました福祉灯油支援事業の実績といたしましては、支援灯油量につきましては一般世帯100リットル、施設入所者35リットル、支援時の単価でございますが、1リットル当たり99円75銭、実績配布数でございますが、合計世帯201世帯、うち施設入所者78世帯にお配りをさせていただいております。合計の

事業費総額でございますが、149万9,243円でございます。時期等でございますが、平成19年12月25日、歳末助け合い運動義援金配分時に186件を一斉に配布いたしまして、後日それぞれの申し出により追加されたものは20件程度ございました。

以上、原油価格の高騰に対します支援策についてのお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大項目2であります農商工連携による地域の活性化対策、中でも本市の中山間農業関係の加工品の加工グループについてのお尋ねをいただきました。

当市における付加価値を高める加工品の取り組みはかねてからの課題でありますけれども、現状は低次元加工や素材供給がほとんどで、付加価値化が低い状況となっております。一方、地元の農産物など特色ある地域資源を生かしまして、市内原産原料のよさ、安全性など原料や製法にこだわることによりまして食品の安全性や健康に関心の高い消費者ニーズに対し取り組む例が徐々にふえてまいりました。市内におきましては、地元産を使用しての農産加工の状況でございますけれども、企業ベースではもち製造のもち米特産館、それからカボチャ、スイートコーンの冷凍加工であります樋口醸造店さん、その他市内の製めん製造、菓子製造の業者が一部地元産の農産物を使用いただいております。また、農業サイドにおきましては、農村女性グループ3グループが漬物、みそ、カボチャ、芋だんごなどの取り組みをしておりまして、新規就農者が合同会社を設立いたしましてミニトマトのジュース加工にも取り組んでいる事例もございます。今後さらに推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、行政としての農業加工の取り組みはとのお尋ねでございます。行政としての直接的な農産加工の取り組みはございませんけれども、平成17年度からアスパラガスのブランド化を目指しま

して名寄アスパラのまちプロジェクトを立ち上げ、アスパラの粉末加工の試験研究をし、アスパラ粉末を使用した新たな商品開発、販売に向けた商品化を促すため、今年度はアスパラ粉末加工振興事業を創設いたしまして、名寄産アスパラパウダー利用組合のもとで取り組んでいるところでございます。利用組合は、市内11の食品加工業者で設立して、プリン、焼き菓子、大福、冷めんなどこれまで8種類を商品化、販売し、好評を得ているというふうに聞いております。今後さらに商品化に向けた振興を図ってまいりたいと思っております。

アスパラパウダーに関してのさらなる研究開発につきましては、北海道立花・野菜技術センターが重点領域特別研究事業や札幌市の株式会社ツカモトミルズさんが経済産業省の地域資源活用型研究開発事業の採択を受け、アスパラパウダー低コスト化粉末化技術の開発、粉末の機能性、加工食品の施策を名寄大学や名寄市内加工業者とプロジェクトを組んで取り組んでおりまして、その成果に期待をしているところでございます。

また、市では地場農産物の高度利用による特産品の開発と地域住民の食生活の向上を目的に名寄地区にはあぐりん館、風連地区にはグリーンハウスと農産加工施設を設置しておりまして、ここから生まれた加工食品もございます。さらには、実行委員会を組織いたしまして、毎年12月の第1土曜日に地産地消フェアのイベントを開催いたしまして、農畜産物を使用した加工品や料理の展示即売会を開催し、多くの市民の御来場をいただいているところでございます。

次に、農商工連携促進法の推進をとのお尋ねでございます。中小企業と農林漁業者の連携による事業活動を促進するため、本年5月に成立いたしました農商工等連携促進法は、地域間格差の拡大、進んでいない産業間連携を背景として制定された農林水産省、経済産業省それぞれ100億円、合わせて200億円を超える予算措置をされている

ところでございます。想定される事例といたしましては、新商品の開発、農業レストランの開設、農産物の新規流通ルートの開発等々が考えられ、基幹産業農業のまちとして、モチ米、アスパラ、カボチャ、パレイショ、豆類等、多数の地域資源があり、可能性を秘めているというふうを考えております。現実には交流の機会が少ない農商工の連携を図るために、今後一層JAや商工会議所、商工会とも協議検討を進め、特に若い農業青年、商業青年の異業種交流を通じて本事業の可能性を探ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから3点目の総合的な危機管理体制の整備について御答弁させていただきます。

（1）のハード、ソフト両面の基盤整備につきまして、ハード面に関しましては北海道から大雨警報や洪水警報などの気象情報が即時的に市役所に送信されてくる北海道防災行政無線システムが整備されております。災害対応に関する指揮命令につきましては、名寄市地域防災計画に基づいて市長を本部長とする名寄市災害対策本部を設置して対応することになっております。災害対策本部におきましては、気象に関する警報の発令や地震の場合は発生した震度など具体的な基準を設けて準備、警戒、出動の3段階の配備体制をしく中で職員配備の内容や出動する職員の範囲などを定めております。

（2）番目のマニュアル作成、職員の連絡体制につきましては、風水害や地震などの災害の種類に応じた市民向けの対応マニュアルといったものは作成しておりません。災害時の行動マニュアルというものではありませんが、洪水などの発生した場合の避難所や被害防止の自己防衛手だてなどについて記載してある洪水ハザードマップは作成して、市民周知を図っております。災害時におけ

る市職員の出動に向けた連絡体制につきましては、職員向けの災害初動マニュアルを作成して全職員に配布しており、その中で職員配備指令の連絡系統を定めております。具体的には勤務時間中と夜間や休日等の勤務時間外に分けて連絡ルートを定め、その上で各職場の所属長を通じて職員一人一人に非常招集等の緊急連絡が行き渡るようにしております。

（3）の現状の住民への周知方法につきましては、災害対策本部の設置や避難勧告の発令に関する市民周知方法につきましては、災害対策本部の指示のもとに市役所、名寄庁舎内に設置しております緊急割り込み装置を使ってのエフエムなよるの緊急放送、消防車両等における広報、町内会ルートを使った電話連絡などを行うことにしております。

（4）の連絡システムのIT化と音声通報システムの導入につきましては、防災情報の緊急連絡システムのIT化につきましては人工衛星を使って市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝えることのできる全国瞬時警報システムと言われる通称Jアラートと呼ばれるようなデジタル防災無線を整備することが求められておりますが、このシステムは市役所に端末を設置しても街頭放送や公共施設での緊急放送システムなどを使って市民に伝達する手段がないと意味がないものになってしまいます。また、街頭放送を緊急時の情報伝達に活用する形での音声通報システムがある近隣自治体もありますが、名寄市にはこうした市民への伝達手段がありません。Jアラートにしても音声通報システムにしてもこれを整備するには億単位の費用がかかるものと思われますので、そうしたシステムの導入につきましては将来的な課題として検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 御丁寧な答弁をあり

がとうございます。再質問と要望をさせていただきます。

まず、福祉灯油は、今名寄も実施されるということで、4日前の道新には名寄市の名前が載っていなかったものですから大変心配しておりまして、先ほど答弁にあったように去年八十何円からいきなり125円という灯油の上がりようで、本当にもう低所得者だとか生活保護者だとか、あと障害者、高齢者の方も大変この部分は心配をされていたのではないかなというふうに思いまして今回出させていただきました。去年も201世帯の一般の方に、また施設の方78世帯ということで、より多くの方々にこの福祉灯油というのが活用されたのですが、現状やっぱり若干その範囲で漏れた方もいて、大変な方が何人かというか、相当おられたかというふうにもお聞きしているものですから、今回もこの大体201世帯、また78の施設に住んでいる方々ぐらいの配布になるのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今年の福祉灯油につきましては、十何年の間隔を置いてとり行ったものですから、周知等についてもなかなか市民の方々に伝わっていないのかなというふうに思っております。ことしにつきましては昨年のベースができましたので、そのほかに新聞等々の報道もかなりあったというふうに理解しております。これから予算につきまして財政とも相談しなければならぬと思っておりますが、福祉サイドといたしましては昨年度よりも少なくとも100件程度はふえるものというふうに推測をしております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当に100件ふえれば大体400世帯の方々にこの福祉灯油が配布していただけるということで大変安心なのですが、道のほうでもこの福祉灯油の補助に関して9月の補正予算で2億円を計上していただける

ということで、昨年まであった1自治体100万円程度というのが上限枠が撤廃されるというふうに書かれておりますけれども、まだ補正ですからどんな形になるかわかりませんが、この上限枠100万円を撤廃されれば、名寄も半分半分ですから予算がふえるのですけれども、ある程度の金額というのは大体本市としても考えておられるのかちょっとお聞きさせていただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 北海道の地域政策総合補助金につきましては、従前3万円から5万円の自治体につきましては140万円という上限縛りがございました。上限枠は撤廃するというふうに北海道のほうから伝わってまいりましたけれども、全道平均におきまして昨年度1世帯当たり7,000円という額が176自治体の実績の平均でございました。名寄市の場合につきましては、先ほど申し上げましたように100リッターという単位で出させていただきましたので、1万円でございます。今回の部分につきましては、上限枠を撤廃するかわりに1世帯当たりの上限枠を9,500円というふうに提示しております。名寄市が従前と同じように100リッターを支給しますと1万3,000円程度の額になってまいりますので、ここの部分での持ち出し額も多くなってまいります。それから、もう一点は、その上限枠の2分の1しか支援してまいりませんので、去年よりも持ち出し額は相当ふえると思っております。名寄市単独分だけでも持ち出しだけで約200万円を超えるというふうに思っております。全体事業費といたしましては、351万円ぐらいの積算をしております。ただ、ここはまだ財政のほうと調整が終わっておりません。したがって、支給量になるのか、額になるのか、それとどこまで支援するのかについてはこれから、今回はことしについては昨年と同じ内容で福祉灯油を考えているという内容でございまして、予算措置を伴いますの

で、これから内部調整を行った後、議会のほうに提案してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしく願います。これから冬に向かって必要な灯油、本当にもうこれだけ高騰した中で低所得者、または生活保護者、また障害者の方々が本当に希望を持てる正月が迎えられないのかなというふうに思いますので、全力で支援のほうをよろしく願います。

続きまして、農商工連携についてお聞きしたいのですが、まずアスパラ等のパウダー、利用組合で8種類のもので今推進されております。先ほど部長が言われたように経済産業省と農林水産省で共同で100億円ずつということで、農業者の方々は自分のところでつくった安心、安全な食材を商業、または工業関係の方々と連携して新しい商品、または新しいサービスを進められるという部分で本当にこれからの名寄には必要な部分ではないかなと。先ほど若干お聞きしたところ、やっぱり新商品といいますか、このすばらしい食材があるのになかなか加工品だとかそういうものに入っていないというのが名寄市なのかなというものも感じておりますし、今現状名寄市として先ほど土曜日に名寄の食材を使って市民の方にアピールしていると言われましたけれども、毎週土曜日どちらのほうでやられて、どういう団体で進められているのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私のほうの説明がちょっと足りなかったのでしょうか。毎年12月のことでお話しさせてもらったのですが、地産地消フェアというのを毎年やらさせていただいております。この中で、地元でとれたものをどういうふうに地元の食材を認識していただくか、そして加工、即売というようなことで、合併して毎年開いていますから今回で3回目ということに

なります。この中でもそういった取り組みの事例、あるいはこういったすぐれた商品があるのですよというようなものをそのフェアを通じて皆さんに広く知っていただく、それから関心を持っていただくというようなこと、安全、安心について理解をしてもらうと、こんなようなことのフェアをしていると、取り組みをしているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 昨年ですか、私経済産業のメンバーと藤花でこの名寄市の食材を使った農業フェアといいますか、加工したものを、本当に名寄でとれた食材を使ってのパーティーにお誘いいただきまして、名寄の食材が入ったものをふんだんに食べさせていただいて、こんなにすばらしい食材があるのになぜもっともっとアピールできないのかなという部分を私も考えまして、ああいうパーティーを市民にぶつけたら、この名寄の食材のすばらしさ、そのときにはお刺身も出ていない、何も出ていなかったのですけれども、本当に名寄の食材だけでつくった食べ物を食べさせていただきました。本当に私はああいうことが必要ではないかなと。今の地産地消を含めての部分でもああいう部分が必要でありますし、ぜひ計画的に市民にアピールする部分でもああいうことができないのかどうかというのちょっと後でお聞かせいただきたいというふうに思いますし、今農商連携がずっと進められて、江別では農業の方と地元の企業の方、そして行政が有機的に連携して取り組んだ結果、江別小麦めんというのをつくり出したそうなのです。それは、本当に最高級的小麦ハルユタカをベースにして、市内の粉末会社が北海道小麦をブレンドして、市内の製めん会社でめんを仕立てて、そしてラーメンだとかパスタだとかいろんな部分にそれをつくっているわけなのです。そして、やはり農家の方も会社の方も行政もそれをやったことによって年間166万食の食材が販売し、05年で166万食、06年で26

0万食売れたと。そして、経済波及効果が28億円とれたというのです。やはりそういういろんな農産物の付加価値をつけてやるのがこれからの農業を助けていこうし、雇用も生まれるし、後継者も夢を持てるというふうに感じております。そして、これは新しい生産方式の販売方式を開発したIT企業の方々なのですけれども、460戸の農家の方々とカット野菜だとか冷凍加工野菜を取り扱って、年商10億円の売り上げをつくっている。また、福岡県の地元農家の方は減農野菜をつくって、その地域にあるホテルと連携して、その野菜を使ってジャムだとか加工品をホテルがつくり、それをホテルで販売する。月50万円から100万円の売り上げがあるというのです。これは、やはりその地域の商工業の方の努力と農家の方の努力と行政の方の努力が私は重要ななというふうに思うのですけれども、その辺名寄市としてはどのように考えるかちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 冒頭高橋議員のほうから御紹介いただきました昨年たしか農業セミナーの後にホテルで行った食事会のことだと思っておりますが、たしか私も参加させていただきました。種類は決して多くなかったのですけれども、地元の食材を使って料理にして、そして地元の新鮮さ、そういったおいしさをふんだんに皆さん方に食べていただいた。そこにあったのは、飲み物は地元のものではなかったのですが、食べ物のほとんどが、ほとんどって全部だったというふうに、地元こだわった食事会というふうなメインでやったというところでございます。大変好評を博しておりました。そんなことでできないかというようなお話をことしの20年度も検討していたのですけれども、今私のほうで考えさせていただいているのは、食育立ち上がりまして、それから地産地消も協議会も動き始めましたものですから、そこら辺との兼ね合いで何かそういった機会を先

ほど申しあげました地産地消フェアとは別にそういった皆さん方に触れていただけるようなイベントをできたらなど。それは料金をいただくことになりますから、行政が直接ということには相なりませんけれども、関係機関と連携しながら、取り組めるものであればこの機会に、1回きりになるかもしれないけれども、取り組んでみたいなという思いは正直持っているところでございます。

それから、先ほどお話ありましたように私どものほうで今農業者、生産者、それと商いをされている方、商業の方々、こういった方々をどう行政が場をつくって御理解をしていただいて、そういったものの商品開発をできるのか、既に取り組んでいる事例がございますから、それはそれとしてさらに伸ばしていくということが大事なのでしようけれども、新たなチャレンジの機会をつくっていくというようなことなのだろうと思っております。

実は、ことしの5月だったかと記憶しているのですけれども、農業商工セミナーを開催させていただきました。北海道の食品加工研究所の永田副所長さんお見えになって、お話をさせていただきました。常にやっぱりそういうチャンスがあるのだよと、そういうものを常に心に置いておかないと取っかかりを失ってしまうというようなお話でございまして、10あるうち10が成功するものではない、10のうち1つの成功したら、それはもうすぐれた取り組みだよというようなお話も承っております。私どものほうの力不足かもしれませんが、できるだけそういった集まりのときに私どものほうから生産者あるいは商業者、そういった方々とも連絡をとり合いながら、こういうお話を御紹介申し上げながら機会をつくっていきなと、こんな思いをしているところでございます。

○議長（小野寺一知識議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 私なぜこれを出したのかというと、ある名寄の商店の方というか、店を開いている方が来年から農業と連携して加工品

をやってみたいのだと。思いは持っている方は持っているのです。ほかの人でも短大生がもちのアイスクリームもつくったけれども、開発したのだけれども、それが販売まで結びつけなかったという部分もあったそうです。やはりその部分で、もちのアイスクリームをつくって、おいしかったみたいなのですけれども、販売までいけなかった。それはやっぱり行政として失敗だというふうに私は思うのです。やはりこの名寄市でとれたすばらしい食材の部分はどう外の人にアピールするか、きょうNHKのニュースでやっていましたけれども、札幌で各地元で加工した部分の食材を東京のデパートの担当者が買い付けに来ているというか、見に来ていたニュースが入っていました。やはりそういうところにまで出せる商品を開発して、でき上がるまで私は行政が背中を押していく必要があるのではないかなというふうに思いますし、この農商工連携の補助金をもらうのもやっぱり個人や何かでは無理ですから、行政がお手伝いしないと進まない部分だというふうに思っておりますので、しっかりとその辺行政としてやっていただきたいのと、そしてこういう部分があるのだという部分をやはり広報だとか何かに出して私は進めていく必要があると。これだけの補助金をいただく、きっと3,000万円だとかそれぐらいまでいただけるような話ししていただきましたので、ある程度の設備投資してもいいのではないかなと。先日経済常任委員会でミニトマトの工場に行ったら、手づくりでやっていて、やはり高島屋さんと契約するにはちゃんとした工場が必要なのだと、ジュースの機械が必要なのだと。そこら辺はやっぱり農家の方々と名寄の関係者が一緒になって連携することによってその補助金もいただけるでしょうし、どんな方法でもいいから私は名寄からこういう何とかのトマトジュースだ、すごいのが出たよ、下川や何かもあそこのトマトは糖度が高くてどうのこうの、テレビにも出て販売が間に合わないと言われていて、やっぱり悔しいですね。名寄でこ

んな地元でいいものがとれているのに、そして加工もしているのに、販売ルートまで何とか持っていけないということが何か寂しいなという感じがするのですけれども、その辺広報を含めて、やっぱりこれから付加価値をつけて、少しでも農業野菜が安い中でどれだけ農家の方々に反映できるかというのが必要だと思うのですけれども、その辺ももう一点よろしくお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員の御質問を聞いて感じたのですけれども、風連地区でもちの特産館、これをここまで今きておりますけれども、最初のつくりから、思いから、かけたエネルギーとか、お金もそうなのですけれども、大変な年月がかかったのだな、そしてここに至ったのだなという思いをしておりますし、今は情報の部分でいきますと、おかげさまで4月20日の日にオープンさせてもらいましたけれども、道の駅がいい意味で刺激になっているのかなというふうな思いをしております。そんな意味からすると、もっともっと道の駅を生かした形の中での情報、商品売る、販売するというだけにとどまらないで、そういった優良な考え方の思いがあの中にかくさん詰まっているのだなと、そんな思いをしております。

それから、今お話ありましたようにミニトマトにつきましても先般見せていただきましたし、ごらんをいただいたと思っています。私どものほうはその部分がどうも今越えられなかった部分のかなというふうな思いをしております。今この農商工の部分につきましても、ソフト事業とハード事業と2つに分かれておりますけれども、ハードの中でも決して少ない支援ではないなというふうな思いをしておりますから、こういったものはどんどんこれから皆さん方に、生産者あるいは農家の方々に、商いをされる方々のほうに情報提供すると同時に、何とかできないのかというようなことをむしろ私どものほうから後ろを押し続けるぐらいの思いで取り組めたらなと、そんな思いを強

くしています。いずれにしても、すぐれた農産物があるのは間違いありませんので、これにどう付加価値をつけていくかということの話になると思いますから、それらにつきましては今後もやっぱりしっかりとした気持ちで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。食料自給率がこれだけ低い中、北海道は200%を超えております。そういう安心、安全の食材がある中で少しでも付加価値がついて、農家の方々に反映できる制度でありますので、しっかりと広報のほうよろしくお願ひいたします。

最後に、災害について、危機管理についてちょっとお尋ねいたします。先ほど答弁いただきました。本当になかなか厳しいなというふうに思います。その中でマニュアルが作成されていないという部分が、洪水ハザードマップや何かはあるのだけれども、マニュアルが作成されていないというふうに言われましたが、やはり名寄は災害は本当はないというのに近い幸せなまちであります。地震もほとんどない。何年か前に震度3になったぐらいでほとんどないのですけれども、去年、おととしですか、台風15号が直撃して多大な被害を受けました。そういった意味でも絶対ないというのはないというふうに私は思いますし、防災計画の中にどうすればこういう初動態勢、または足の不自由な方々を守るだとか、体制を整えるのかをしっかりとマニュアルは作成していただきたいなというふうに思いますし、このマニュアル作成についていつぐらいやられるのか。防災マニュアル、言いましたけれども、こういうふうになったときにこうするという部分がやはり先ほど佐々木総務部長言われたように少ないというふうに私は思いますし、一番大事なものは市民をどう安全に誘導するだとか、どう対処するというのが一番重要ではないかというふうに思いますけれども、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほど答弁させていただきましたのは、風水害とか地震とか災害の種別に応じた対応マニュアルというか、住民を誘導するマニュアルというものについては現時点でつくっておりませんが、直接的には洪水ハザードマップということで、名寄は名寄の歴史が始まってから大震災に遭って重大な被害を受けたという経験がない反面、天塩川、名寄川に挟まれた地域に存在しておりまして、川の増水による洪水が発生するというのは私が市役所に入ってから数回ありまして、ぎりぎりの警戒水位だということもありました。そういう過去の経験も生かしまして、洪水ハザードマップということで作成させてもらって、市民のほうに周知をさせてもらっています。

それと、実際数年前からやっております防災訓練につきましてもそのハザードマップ、それから名寄で想定されるであろう災害について実際に町内会の方々をいかに誘導するかという誘導訓練等、それから市役所の機構の中でそれぞれ役割分担等を行って、訓練を行っています。これはちょっと別な観点からいいますと、最近の異常気象の関係もありまして、今まで東南から来る風が逆の方向から風が来て、ここ数年大きな樹木が倒れて市民生活に支障が出るということで、実際の地震ではないのですけれども、暴風雨による樹木の倒木とかということに対する災害は実際に訓練をしまして、訓練というか、実際に対応させていただきました。職員もそれぞれ現場対応、それから樹木の撤去作業、それからということも含めて、ある意味住民の方については避難してもらうことはなかったのですが、職員レベルではそういう部分の暴風雨におけるときの職員の出勤については経験させていただきましたので、各職場に現場に出るときにはヘルメットかぶって出るとか、車で出るときは2人体制で出るとか、そういう具体的なカメラ持っていけとかということも含めて、実際の地震ではないのですけれども、暴風災害、台風につ

きましては訓練が実際に起きたことに対しましてできたのかなというふうに認識しています。

いろんな災害を想定するときどこまで災害を想定するかについては、例えば本州の地震多発地帯と想定される部分とほとんど経験していない部分のところについては住民の感覚も多少温度差はあろうかと思っています。ただ、最近でも活断層がわからないと言われた場所の活断層が地震が起きてから発見されたという例もありますので、慎重に取り組んでいかなければならないと思いますが、もう少しこの厳しい財政状況の中、住民の理解を得られる形で新たなマニュアルについて必要性があるとすればその辺についても研究してまいりたいと思っています。現時点では名寄の災害は、洪水を想定したハザードマップで一定の役割は果たしているのかなというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ハザードマップのマニュアルのほうはわかりました。

まず、市民へ周知の部分で、今は何かがあると消防からサイレンを鳴らす、また先ほど言ったようにエフエムなよろですか、に緊急割り込みをして伝えると。また、町内会に連絡体制をしくというふうに言われていますけれども、この災害起きた場合エフエムなよろにやる、しかしエフエムなよろが通じない地域も名寄にはあります。そういった部分はどうするのか。地震があって、電気がとまったと。そうしたら、電話も通じないといったときに町内会との連携をどうするのかだとかという部分も私は出るというふうに思いますけれども、このエフエムなよろが通じない地域の対処というのはどうなされるのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地元のエフエムなよろ放送がベストかどうかということについては、聞いていただけない地域が風連の東側地域のほう

に一部あると聞いています。私は情報伝達手段の関係につきましては、現在のところまず市民の多くの国民の方々というのはNHKのラジオとかテレビとか、それを中心に聞いているのではないかなと思っています。それで、一部市外のところでは、近隣市では街頭放送を設置しているところも聞いております。名寄も昔放送社というところあったのですけれども、今はそれなくなっていますので、また逆に言うと携帯電話が相当各家庭に普及しているとか、それから農村地域については、ちょっと話が古くなるかもしれませんが、農村ファクスが入っていて、農協から情報が一斉に流れるというシステムもあるやにちょっと聞いております。近隣市のそのものも20年以上前に1億数千万円かけてつくった施設だということで、実際には定時にチャイムを鳴らしていて、本当に防災になったときにどういう活用ができるのか、まちのすべてを網羅するわけではなくて国道沿いの商店街を中心にして縦横に若干入っているという部分で、1つは農村地区の関係のそういう緊急のファクス関係が有効に使えるということで、複数の伝達手段を活用していかなければ今の時代は難しいのかなと。それから、ハード環境でも地震が起きた場合に今現在の通信手段が可能かどうかという面で見ると、家庭の普及状況考えると携帯電話というのがかなり有効なのかと思っています。財政状況厳しい中でハード環境の整備にお金のかかるシステムを採用するか、もう少し今ある携帯電話の普及されている状況を踏まえて、それにダイレクトに情報を流せる方法も検討する必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 携帯電話、有効な手段だというふうに思います。消防団のほうもやはり火事の折は携帯のほうで通信されているみたいで、でも若干時間がかかって連絡来るので、それが心配ですけれども、防災行政無線を私はつけて

ほしいと。今現状、先ほど谷内議員も言われましたけれども、やっぱり今ついている部分では旧型のものでなかなか発信できないという部分もありますし、本当にデジタル化の防災無線、または先ほど言ったようにスピーカーで何々が起きたというのを連絡するだとかという部分でも使われていますし、ほかにも地震発生の警告、災害の避難命令、火災発生の知らせ、戦争犠牲者の追悼のためのサイレン、朝昼晩子供が帰宅するときに流す放送だとか、行方不明の捜索の依頼だとか、交通安全月間、食中毒の予防だとか、架空取引の振り込め詐欺に遭わないようにだとか、誘拐防止、変質者出没のときに使うだとか、運動会の延期連絡だとか、クマ、猿の出没だとかにもこの防災無線は使われているというのです。だから、防災のときだけに使うのだったらきっと相当高い金額に私はなるのではないかなというふうに思いますし、今現状消防署にある連絡網であれば本当にやっぱり古いですし、連絡するにも時間がかかる。連絡もつけられないという状況も出ているというふうに思っております。本当にこの防災無線、防災があるからではなくて、災害がある前にやらなければならない。先ほど言ったようにマニュアルもそうですし、こういう緊急システムを私は災害があるにかかわらずやはり配置する部分ではないかなというふうに思います。今北海道では恵庭市だとか天塩町、えりも町、幕別、むかわ、鹿部、小平、浜中、釧路市、そして札幌市という形で防災無線が配置されていますけれども、ことしに入りましてまた個別に防災無線配置事業ということで24の市と町と村がやられます。やるためにはお金が必要ですし、財源が十分ないというのもわかりますけれども、市民の安心、安全のためにやはり事前処理というか、それをやっておかないと、いつ何があるかわからないというのがやっぱり防災でありますし、ことし先ほど部長が言われたようにゲリラ豪雨だとか本当に異常な気象になっております。市民の安全のためにやはりこの無線機

は私は必要だと思しますので、計画的な部分になるとは思いますけれども、ぜひ推進していただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

名寄市の行政財政運営からについてを、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより順次質問を行います。

最初に、名寄市の行財政運営から生活福祉行政についてお聞きをいたします。昨今の物価高騰のありようは、まるで70年代に2度にわたって引き起こされたオイルショックを想起させ、当時店頭の商品の何もかもが値上がりしたあの狂乱物価の時代をほうふつとさせます。この物価高騰とも相まって不慮の病気やけが、不測の失業や事故などさまざまな事情を抱え、日常生活のありとあらゆるところで大幅に切り詰めざるを得ない、文字どおりつめに火をともしそうした生活を余儀なくされる市民も少なくありません。とりわけ支給額の薄い年金生活を送る高齢者、入院、通院に伴う治療費の出費で生活が圧迫されている障害者、また就労の機会に恵まれず収入が途絶している中高年の方々の中にはもはや節約、儉約の域を超えた容易ならざる厳しい生活に直面しています。こうしたそれぞれに異なる不遇な事情を抱えた生活弱者となった、あるいはなりつつある市民の皆さん、いわば駆け込み寺、あるいは最後のよりどころとなるであろう名寄市の生活福祉行政における救済施策、あるいはセーフティーネットの対策についてお知らせをください。

次に、名寄市の行財政運営から行財政改革等についてお聞きをいたします。第2回定例市議会では、島市長より名寄市行財政改革推進実施本部を設置したという行政報告を拝聴いたしました。この行政報告では、島市長を本部長とする同実施本部は、組織機構、使用料、補助金、負担金、公共

施設のあり方の3つの検討部会を設け、効率的な行政運営、健全な財政運営推進に向けて事業の見直しに取り組むと述べておられます。しかしながら、この7行200字足らずの行政報告からは名寄市行財政改革推進実施本部の設置の背景や組織の構成、機能と権能などが一切が不明で、私は第3回を数えた今定例会の行政報告において詳細な報告があるものと期待をしておりましたが、残念ながら片言隻句、一言半句たりとも触れておられません。名寄市行財政改革推進実施本部とは一体どのような組織なのか、これまで回を重ねて行われたであろう協議経過と今後の日程、各検討部会におけるそれぞれの推進項目の要点についてお知らせをください。

以上、この場での質問を終えます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 議員から名寄市の行財政運営に関し大きく2つの項目について御質問がございました。1点目の生活福祉行政については私から、2点目の行財政改革等については総務部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、生活福祉行政についてお答えをさせていただきます。原油価格の高騰は、次々と市民生活に大きな影響を及ぼしており、今までの物価の優等生の代表と言われた卵などでも例外ではなくなっております。一方、市民の所得はこれに見合った増加が伴っておらず、家計への影響は厳しさを増しております。これから灯油の需要期を迎え、この地に暮らす者の必需品である暖房灯油代はさらに家計負担を増すものと考えており、このことは生活弱者と言われております低所得者層に与える影響はより深刻なものとして危惧をしております。

御質問のございました生活福祉行政におけるセーフネットでございますが、市では各地域の民生委員児童委員を名寄市福祉委員に委嘱いたしまして、地域の皆様の御相談、見守りなど、地域福祉のかなめとして御活動をいただいております。内

容によりまして福祉委員では対応ができない場合や行政事務にかかわる部分につきましては担当部局、例えば高齢者の場合は高齢福祉課あるいは地域包括支援センターで、障害者の場合は障害福祉課、生活保護、子育ての場合は社会福祉課で御相談をいただき、それぞれの窓口での適正な対応に努めているところでございます。また、市とともに地域福祉の中核を担う社会福祉協議会においても町内会行政区ネットワーク事業などを通じまして、特に高齢者に対し地域福祉サービスの提供やニーズの把握を行っているところでございます。さらに、障害者自立支援法の施行に伴いましてNPO法人や社会福祉法人が地域に暮らす障害者等の生活相談窓口に取り組んでおりますので、それぞれの専門性やノウハウを活用しながら、連携して役割を担ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから（2）の行財政改革等についてお答えします。

名寄市は、平成18年7月に社会の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営を推進するため名寄市行財政改革推進委員会を設置し、委員長に当時の副市長が当たり、19年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定し、合併による事務事業、制度の一元化、業務の質、量に応じた職員の配置、民間活力の導入等の行財政改革に取り組んでまいりました。また、昨年6月には地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、財政健全化の判断指標である4つの指標、1つは実質赤字比率、2つは連結実質赤字比率、3つは実質公債費比率、4つ、将来負担比率の公表と比率に応じた健全化計画等の策定が義務づけられました。平成20年度予算は、財政健全化法を念頭に置きながらも新名寄市総合計画の具体化を最優先にしたため、6億円を超える基金に大きく依存せざるを得ない予算編成となり、一、二年で財政調整基金がほぼ枯

掲してしまう状況になりました。合併後10年を経過すると、合併算定がえで財政支援されてきました4億3,000万円の普通交付税の減額が始まり、合併15年後はこの金額はゼロになり、さらに名寄市の財政状況は大変厳しいものになってくることが想定されました。この危機的な状況を打開すべく、よりスピード感を持って行財政改革を推し進めるため4月に新たに市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部を設置し、組織のスリム化、使用料、手数料、負担金、補助金の見直し、公共施設のあり方など、既得権や既成概念にとらわれずに実施すべく以降3つの検討部会を設け、議論を進めているところです。

組織・機構検討部会では、合併に伴い一部肥大化した組織を市民サービスを考えながら簡素で効率的な組織機構にスリム化を図る、使用料・手数料及び負担金・補助金見直し検討部会では各種事業の見直し、一定の見直し、基準の取り組み、公共施設のあり方検討部会では民間活力の導入、重複している施設の統廃合、老朽化した施設のあり方等の検討を進めているところであります。各部会では、それぞれ新名寄市行財政改革推進計画の個別課題推進計画72項目の推進状況の検証、負担金評価調書、補助金評価調書、使用料手数料評価調書、公共施設の管理調書の資料の提出を各担当課に求めて、部会で見直しの議論、判断を行っています。補助金につきましては、5月下旬に交付をしている団体に対し、見直し作業を進めている旨通知をさせていただきました。これまでの間組織・機構検討部会は3回開催し、事務局案を提示しました。9月16日に4回目の部会を開催後、再度職場会議を開催する予定であります。使用料・手数料及び負担金・補助金見直し検討部会は4回開催し、負担金及び補助金の内部協議がほぼ終わり、使用料及び手数料の協議に入っています。公共施設のあり方検討部会は1回開催し、各職場から意見を集約しましたので、それをもとに部会で検討を進めてまいります。部会の進捗状況につ

いては、8月7日に開催されました総務文教常任委員会で説明をさせていただきました。各部会ともあと数回開催する予定であり、実効のある見直し案をつくり上げ、実施してまいりたいと考えています。

当然ながらこれら見直しは、市民の理解、協力がなければ進められるものではありません。一定の整理がついたもの、固まったものについては該当する各団体と市民にお知らせをし、理解を得てまいりたいと考えています。3つの部会では年内までに取りまとめを行い、行財政改革に取り組んでまいります。まとめにつきましては、整理をしてお示しをしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございます。

それでは最初に、福祉行政のほうから再質問をさせていただきます。それぞれ事情によって窮地に陥った市民が生活福祉行政のそれぞれの御担当される窓口を訪ねて、相談に乗っていただくというようになっていくのであろうと思うのですが、取り急ぎどうしても先ほど最初の質問でも申し上げたように不測の事態、あるいは不慮の事故、あるいは病気、けが、そういったものでよんどころなき事情におかれて生活が非常に困難だというような場合については、やはり生活福祉部の中でも緊急的に資金の援助が得られるかなというふうに考えられて、市民の大半の方が生活保護の窓口を訪れるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 議員おっしゃるとおり、私どもことしの4月から社会福祉課のほうに生活保護の相談員を配置をさせていただきました。現実に御相談をいただきまして、実際に生活保護に至らない場合も数多くございまして、そういった場合につきましては担当者の知識力とい

いますか、持っている今までの経験をもとにそれぞれの担当課のほうに違う制度で救済できないかということで、そういう相談をさせていただいて、いろいろな窓口に行くのではなくて、まずそこで相談を受けるような体制を現在構築させていただいている次第でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それでは、焦点がぼけないように今回は生活保護にテーマを絞って質問させていただきたいのですが、以前の定例会の中で私保護費の支払いについて相談に訪れて、申請、そして支給というような、そういう手続に入ろうかと思うのですが、その際に、ちょっと記憶でお話をするので、大変恐縮なのですが、またテーマがテーマで非常にデリケートなところがあるのですが、生活保護費の支給の決定の際に、8つの扶助があらうかと思うのですが、それぞれ扶助額、数種類の扶助額が合計されて支給されるというケースにおいて、本来加算しなければならない扶助額の支給を失念をして、後日さかのぼって支給をしたなんていうケースはあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 生活保護の内容につきましては、今お話のありました生活扶助ですとか住宅扶助、それから教育扶助とかいろんな部分の中で構成をされているというふうに思っております。生活保護の申請を受けて、その申請者に対してどういう決定がなされるかという部分につきましては、ケース会議の検討の結果に基づきまして保護費の決定がされる状況になっております。その後いろんな調査なり、家庭訪問等々をケースワーカー行っておりますので、そういった中で未支給の部分があるのであれば更正がされるでしょうし、過支給がある場合についてはその事実があった日からさかのぼって返していただくような手続についてはあるというふうに判断をしておりますが。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 以前先ほども申し上げたように生活保護に伴って道内の自治体で、医療扶助でなかったかなと思うのですが、とんでもない金額が支給されていたなんていうケースがあったと。本州のほう、あるいは九州のほうで職員による、言葉が適当かどうかわかりませんが、流用あるいは着服というケースがあったというような事例も用いてお話をしたケースがあったのですが、こうした不作為の事故から作為に変わるなんていう想定はありませんか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在私どもは生活保護システムという電算化によって生活保護の支給を行っております。担当者、担当しているケースワーカーが行って、先ほど議員がおっしゃったようにどういう費目に該当して、幾ら支給するかという決定をした後、係長が決裁をし、支出担当のほうの庶務係のほうに流れてまいります。この一連の流れにつきましては、最初に決定する段階では紙ベースと、それから電算化の中にデータを送り込んでまいります。そこら辺の部分につきましては、人の手が加わる要素というのは非常に少ないというふうに思っております。

一方、滝川のお話が出たかと思いますが、移送費に関しまして非常に大きな額での不正がございました。これは、保護受給者の方が輸送会社と結託をいたしまして保護費の不正受給があったわけでございますけれども、内容につきましてはタクシー会社の会社の口座に入るのではなくて会社の代表者の個人の口座に入ったというふうに調査がなされておりまして、そういった面ではちょっと支給のあり方そのものについても滝川市は少し責任を問われたのかなと思っております。現在私どものほうで移送費に関する目立った高額なものはないというふうに聞いております。

現状私どもの保護費の支給のあり方について問題や課題となるようなものについてはないというふうにお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それでは、生活保護のところへ市民の方が相談に来られたと。申請までの間に相談に乗っている際に就労の可能性のある方にはやはり就労の指導を行っていますよね。いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在の保護費の流れというのは、自立支援ということを基本にしております。したがって、就労の可能性のある者につきましては就労をまず優先にして、そこに足りないものを保護費として支援をしていくというふうに理解をしております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 昨今ちょっと札幌でもあったかなと思うのですが、相談者に対して、名寄の場合です、ちょっとあれなのですが、ちょっと長いので、あれなのですが、一般労働派遣事業者あるいは有料職業紹介業を名指しで紹介している事例はありませんでしたか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 特にどこにも就労を求めるといような場所が見出せない、例えば職安に行くつもりもないとかという場合のこともございまして、そんな場合について日々そういうところ派遣している会社も名寄にありますので、そういった部分について新聞等に記載があって、募集はしていますよというお話はさせていただくことがあるというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それは、名寄市の職業紹介、事業所名を出して紹介するというのは職業安定法には抵触はしないのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） うちのほうがあっせんするということではなくて、こういうことで日々の求人募集が出ていますよということでお話をさせていただいているつもりでございますの

で、御理解をいただきたいと思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 重ねて、しつこいのですけれども、名寄市自体が厚労大臣の許可を得ないで特定の事業者名を出すということ自体が職業紹介というのは本来的な適切な指導になるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 基本的には公共職業安定所さんと、ハローワークさんにつながって、就労支援という形の中で求職をしていただくことが適切かというふうに思っております。しかしながら、そこにも行かないという方もいらっしゃいますので、そういった場合どこにも職がないではないかというときの話の一環としては、こういうところもあって、募集して、仕事が全くないというのは違うのではないのでしょうかということはお話することがあると思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 重ねてしつこいなと思われるかもしれませんが、本当に問題はないのでしょうか。無届けという形、あるいは許可をいただかないで紹介ということで問題はないのですか、本当に。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 担当者と協議をして正式にお答えをさせていただきたいと思いますが、こういうところがありますよ、ここに行ってくださいではない、ここで働いてくださいと言っているわけではなくて、保護者の抗弁としてどこにも働くところがないではないかと、だから私は働けないというようなお話があったときに、こういう記事も載っていて、実際に求職もしていますよという情報を提供しているというふうに私は理解をしております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 時間だけ過ぎてしまいますので、次に移らせていただきます。

次に、行財政改革等にかかわる再質問を行います。先ほど佐々木総務部長よりお答えをいただきましたが、名寄市の定例会は3カ月刻みのタイムスパンで開会をされていると。ですから、年4回開会をされているのですが、その都度定例会では島市長から行政報告が行われている。ただ、残念ながらことしの4月28日設置されました実施本部、4カ月が経過した中で本来であればこの第3回定例会で口頭で報告を、質問されたから報告するのではなしに行政報告の中で中間報告というものがあってしかるべきだろうというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 4月の末に市長を本部長とします行財政改革推進実施本部を立ち上げまして、その後6月に行政報告の中で一定の説明させていただきまして、他の議員から質問がありまして、そこには市長をなぜ本部長にしてやらなければならないのかとのことにつきまして、例えばことしの予算編成の1月時点でなかなか合併したことによる事務事業の一元化も進まないという状況の中で、市長査定という手順を踏みながら、議員の皆さん方のほうにも今後事務事業の統一の方向性についてすぐ取り組めるものと多少時間かかるものと、保育料のように合併してから10年かけて一定の完結を見るものと、そういう通常の行財政改革よりは合併したことによってそれぞれ100年の歴史を持つまちづくりをやっていた中でなかなか即事務事業の一元化はできないという部分もありまして、それが先ほど言いましたように10年たつといや応なしに、合併を選択したことによりましていや応なしに合併算定がえという財政支援がだんだん、だんだん消えていって、15年ではゼロになると、こういう状況の中で市長を本部長にした理由も含めまして3部会の設置した経過とどういふ議論を展開させるのだということも含めまして、一定の説明を6月の一般質問の中でお答えさせてもらうことにしました。

その後ちょっと組織的な諸課題もありまして、それ以降の進展状況がちょっと進みが弱かったこともありまして、9月の議会では6月の議会でお示した内容よりも余り進んだ状況でなかったのもう一つは根っこには中期財政の状況が予算編成の時点でも市広報等で周知しましたが、相当予想外に大きく収支不足が出てしまって、6億円を超える状態になってしまったと。それにつきましては、19年度決算委員会に新たな中期展望の財政計画をお見せしたいと。そういう時期の中で、9月の行政報告の中では特に6月の時点から大幅に進んだ状況なかったものですから、財政計画はこういう状況になって、相当ひどくなっていると。それに向けて一定の行財政改革はこのようにした、組織改革の関係についてはこのようにスリム化を図ってきましたということ、今日程決まりましたけれども、10月末の決算委員会に日程の報告はさせてもらおうと思っていました。全体的にいいますと、年内、12月までには一応組織、それから補助金、それから公共施設のあり方について、場合によってはちょっとすべての作業がおくれぎみでしたので、年度内には一定の取りまとめをして、最終的に予定では12月、結果的には年度内に報告できるような取りまとめ方をしようと考えておりましたので、そういう面ではちょっと6月議会で質問があって一定程度お答えしたとはいいいながら、説明が不十分だったことについてはおわび申し上げたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 佐々木部長の丁寧な答弁を聞いてしまうと次の質問の矢を放ちづらいのですが、あえて質問を続けさせていただきたいのですけれども、この中間報告がないということもさることながら、そもそもこの名寄市の行財政改革推進実施本部というのがようわからないと、正直申し上げると。先ほど御説明はいただいているのです、市長を本部長とするという。ただ、この結果として、既存の委員会なりございますよね。

行財政改革推進委員会、こちらは先ほど佐々木部長のほうから御説明があったように副市長を委員長とすると。これは、行財政改革の推進と進行管理を行うと。もう一つの委員会が行財政改革実施委員会、これは佐々木総務部長を委員長とする各部の課長さんを委員とした構成で組織をされている委員会があると。これら2つの既存の委員会、どちらも委員会ですね、委員会とこの本部、この本部と委員会の関係、位置関係が不明であるのと同時に、そもそも先ほどから6月の定例会でも質問があったので、お答えをしたという丁寧な御説明をいただいたのですが、基本的にアナウンスが不足しているなという感じがいたします。以上の2点いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほど実施本部をつくったことにつきましては、1つは市長の意気込みも示すこと等ありまして、このような組織立てをしました。中身については、行財政改革推進委員会のトップに本部長であります島市長が就任したということで、事実上は中身は変わっておりません。それから、行財政改革実施委員会につきましては、当時の総務部長と、それから指定する課長職を委員にして、こういうふうな推進項目の調査研究、それから事務事業の見直しを行うということになっていましたが、これにつきましては総務部長だけの一部長だけの推進体制では十分議論を含めてなかなか難しいということもありまして、そこにつきましてはカテゴリー別に、さっき言ったように組織機構と、それから補助金、使用料と、それから公共施設のあり方について3つの部会を設置して、そこにそれぞれ総務部長、生活福祉部長、教育部長をはめまして、そういうふうな形での組織を再構築しました形で実施させていただいております。確かにその辺の部分も総務文教常任委員会に8月7日には説明させていただきましたけれども、今までの取り組み状況がPRも含めて十分だったかどうかについては、不十分だ

ったなという認識をしております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） くどいというふうに言われそうなので、恐縮しながらもちょっと質問するのですが、この2つの委員会に今回の本部、実質的な機能を果たしていないというような、聞き間違いかどうかわかりませんが、そういったものを含めて新たにこの本部を起こしたということで、少なくともやっておられる業務の内容が行財政改革ですよ。2つの委員会に新たに本部を設置するという事は、だれが見ても屋上屋を重ねることにならないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 当時の手続的なことちょっと私よくわからなくて申しわけないのですが、現実的には行財政改革推進委員会と行財政改革実施委員会につきましてはこの実施本部のほうに移行したというふうに私考えておまして、ダブって両方で審議をしているというのではないというふうにして理解しています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） この19年2月に日付が入っている新名寄市行財政改革推進計画というのがありますが、これは全部で72項目ございました。今回3つの検討部会でそれぞれ各部長を充ててやって、年内にまとめていきたいということなのですが、72項目というのはこの3つの検討部会の中ですべてが網羅しているわけではないのですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） これもちょっと説明の仕方が不十分かもしれませんが、6月の他の議員の御質問の中で組織・機構検討部会と、それから使用料、公共施設のあり方の関係についてすべてをそこに網羅する形で役割分担としてきちっと張りつけをしまして作業を進めるようにしておりますので、漏れている部分についてはない

と考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 事ほどさように不明な点が結構ございますので、遅まきながらも結構ですので、ぜひとも次月の広報等で周知を図っていただきたい。あるいは、名寄市のホームページを使って、目と耳だとかいろいろな視聴覚に訴えるような広報をお願いしたいと思います。

1つ、最後になるのですが、名寄市の行財政運営に関連をして島市長にちょっとお尋ねをしたい点がございます。今定例会は、1日に開会をして、最終日が12日になっています。うちこの本会議場で審議をやっているのが4日間、残り8日間は休会となっています。私一般質問初日に通告をいたしました。一般質問の通告は9月1日から3日までというふうになってございましたが、ごらんになっていただいているのだろうと思うのですが、お手元のこの質問文書表というのがあるのですけれども、拝見をすると同僚議員の質問は微に入り細にわたって書いてございます。では、あなたはどうかと言われると、4番目の大石はたった3行しか書いていないと。これは、前回第2回定例会も実は3行足らずの質問の通告なのです、私。一般質問の答弁書をつくる担当の皆さんには大変申しわけないなと思いつつも、今回6月の定例会と9月の定例会、これは意図的に実は簡潔な文章で質問をさせていただきました。何でだというと、私一般質問を通告をしてから翌日あるいは翌々日ぐらいに一般質問の通告に対する部課長さんになるのでしょうか、こちらの方がヒアリングと称して質問の内容について詳細を聴聞されるという時間が設定されておりました。お手元の質問表を見ていただいてもおわかりになるように、ここまで詳細に質問の内容をブレイクダウン、落とし込んでいて、なおかつ質問の通告に対するヒアリングというものが果たして必要なのかと。これは、忙しい職員の皆さんが3日から4日、5日と土曜日、日曜日を挟んで答弁書を作成しておら

れるようではございますけれども、こういった行財政改革の一環からも一般質問にかかる時間がかかりとられているように思われます。仄聞するところによると、一般質問の通告に従ってヒアリングを行いたいというのはどうも執行者の側のほうから議会に対して申し入れがあったという話なのですけれども、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 旧名寄市の過去の事例をちょっとお話をしたいと思いますが、第2代目市長、3代目市長の時代はこのようなことはやっておりませんでした。本会議で一たん答弁が食い違いますと、半日ぐらいは日程が完全に議事進行がかかって進まない。ですから、議会の日程が定まらないと、こういうことがしばしばあったというふうに記憶をしております。桜庭市長時代からそれまでの反省も含めて、議員の皆さんが質問をする場合にはその質問の趣旨について答弁するのに遺漏のないように、あらかじめ議場でお伺いする前にそのような聞き取りと申しましょるか、させていただくと、こういう運びを続けておりますから、もう20年以上になりました。このことは、一面的には議会の議員にとりましてはこの議会日程がスムーズに1人持ち時間1時間の中で空白時間のないやりとりができると、こういうふうに私も思っておりまして、新市になりましてからも以降そのように私どもは部長会議、庁議でそのような議会対応を真剣にさせていただいております。

今までの議員の中で、もう退任した議員も含めてこのような2行か3行というケースはありました。実際に聞き取りをしてもなかなか聞かせてもらえないと。これは、その議員の持ち味ですから、それ以上のことは追及はできません。できませんが、私は市民の皆さんがどの議員がどういう質問をするのかと、それに対して理事者がどういう答弁をするのかと、このことがしっかりと監視されているのではないかと、こんなふうに思ってお

ります。それだけに事前にこのような通告を受けた事案に対して私どもは相当の時間を持って答弁をさせていただいておりますし、私が答弁をしないケースであっても名寄市行政体の全体の意見統一を図って答弁をしていると、こういうふうを受けとめていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員、今の質問に対してまた再質問ですか。

○5番（大石健二議員） くどい質問ではないです。

○議長（小野寺一知議員） 私から申し上げますけれども、名寄市議会の今までの経緯の中で一般質問については具体的に質問を通告してくださいということを議会要覧の中に申し合わせ事項で述べております。それは、今までの経緯の中でそれが最大の進め方だというふうに理解をして今まできているわけですし、それに対して不都合を述べるといことはちょっと差し控えていただきたいし、これからも一般質問するときについては具体的な通告をしてやっていただきたいというように思いますので、それらを御理解して質問するのであればやっていただきたいと思います。

大石議員。

○5番（大石健二議員） 決して今まで積み上げてきたものに対して昨年の選挙で当選した私ごとにかく言うものではなくて、今までこう行われてきていること、一般質問の通告制度に倣って、さらに追加で担当職員によるヒアリングが行われているということ自体が果たして時代にマッチしているのだろうかという私の素朴な疑問と、それに対してかつて行政の執行側のほうからヒアリングに対して議会に対して申し入れを行われたと。それが時間が経過して、かなり高位にある職員の方がほぼ8日間近くですか、それが全部とは言わないのですが、今定例会で見ても8日間近く一般質問に対する時間が割かれているということ自体にいま一度立ち返って、振り返ってみて、いか

かなものだろうというふうに反省をする、反省という言葉が当たっているかどうかわかりませんが、見直す観点、余地はあるだろうというふうに考えて、今回島市長にお話を聞いています。よろしいですか。

それで……

○議長（小野寺一知議員） ちょっと待ってください。日程のことについては、議会運営委員会で議論をして、市長の都合であるとか、あるいは名寄市の行事であるとか、そういうものをかんがみながら日程を決めているという、そういうことがございますので、ですから一概に間が8日間あいているから、それをもっと詰めるべきだということにはなっていないだろうというように考えますので、それらを含めて、これからもそういうことがあり得るということを理解するのであれば答弁をいただいても結構だというふうに思いますが。よろしいですか。

○5番（大石健二議員） よろしいですか。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 私は、会期について云々は申し上げていないのです。一般質問の通告に従って行われているヒアリングについてそろそろ見直してもよろしいのではないかと。議会と執行者の側に緊張感を欠くような一般質問の場であってはならないという、そういう私なりの思惑はあります。午前中の吉原生活福祉部長が緊張してというお話をされていました。今回第3回定例会で初めて一般質問の答弁に立っておられる。こういう緊張感というのはなかなか入念に準備をされた答弁書を手にしていても答弁漏れがあるという、そういう緊張感というのはある意味で議会と執行者の側で、大変ちょっと語弊があらうかと思いますが、お互いのシナリオを読むという、そういうことではなしに議場でやはりかんかんがくがく1時間という60分の持ち時間の範囲内で緊張感を持った質疑応答が行われてしかるべきだと。そのためにはあらかじめ入念なヒアリングが行われて

いては緊張感を持った質疑応答というのが果たして可能なかどうかという、それが私の真意でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） ただいまの大石議員の質問については、議会側と執行者側の一つの立場の違いがあって、それぞれの考え方で今まで運営してきたというふうに私も考えているわけで、今大石議員の質問については、質問のそのことについては議会改革、あるいは議運で協議すべき事項ではないかというふうに考えますので、ちょっと休憩をとって調整をさせていただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時57分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま大石議員の発言に対して黒井議員のほうから議事進行がかかりましたけれども、議会の今までの経緯について協議いたしましたところ大石議員には理解をいただきましたので、再開をして議事を進めたいというように思います。

なお、大石議員から発言を求められておりますので、これを許します。

大石議員。

○5番（大石健二議員） 長い間の慣行と習慣に基づいて行われている議会の運営について多少抵触するところがあるというお話でございました。

ただ、私の今回この質問の中の要旨としては、会期中に一般質問にかかわる業務の中で非常に高位にある職員の方の消費されるであろう、使われるであろう労働時間、執務時間がかなり一般質問にかかわる時間に費やされているのではないかと、そういった意味で今回の行財政改革の中でその執務労働時間の短縮、縮減にかかわって見直しの対

象となる必要があったのではないかと、あるいは業務時間の短縮に向けて何らかの見解、検討の余地があるのではないかと私の趣旨でございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業振興施策について外2件を、植松正一議員。

○2番（植松正一議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目の1点目は、農業振興施策についてでございます。名寄市の基幹産業である農業を取り巻く現状は、農家人口の減少、高齢化、農産物価格の高騰を初め肥料、飼料、農業生産資材価格等々、農業経営はかつてない危機的状況であり、今後さらなる状況の悪化も大いに予想され、来年以降の農業経営が成り立っていくかいかないか、本当に危機にさらされていると思っております。名寄市も新名寄市農業・農村振興計画を19年から28年度まで樹立していますが、このままでいくと農家経営者、担い手不足が大いに予想されることはほかならず、夢の抱ける農業づくりはできないのではないかと思っております。今後は国、道の農業施策は施策として、生産者、JA、行政の役割を明確にして、新しい独自の名寄市の農業ビジョンを作成する必要があるのではないかと思っております。

そこで、1つ目に、燃料、資材高騰への行政としての支援対策について、価格高騰の影響と支援策の内容についてお知らせを願いたいと思えます。

2つ目に、農業労働力の確保と法人化についてでございます。今後農家戸数や家族労働力の減少

により、他に農業労働力を確保しなければ営農が難しい状況にあり、農業労働力の確保対策と法人化の推進についての考え方をお聞きしたいと思います。

3つ目に、土づくりについてでございます。農業の基本である土づくりがないがしろにされているような感じしております。近年家畜ふん尿処理施設などが整備されており、耕畜連携を含め土づくり推進をすべきではないかと考えております。考え方をお伺いしたいと思います。

4つ目に、市営牧野母子里地区、名寄地区の統一についてでございます。両牧場の管理運営の内容と統一に向けての課題について伺いたと思います。

次に、大項目の2点目、市有地の現況について。現在合併後の制度の統一や新名寄行財政改革推進計画の推進に伴いまして4点ほど質問させていただきます。1つ目に、遊休地の保有状況について。現在遊休地となっている土地総体の面積と中でも緑丘第2団地跡地のような面積も広く未活用の土地はどの程度あるのかお知らせ願いたいと思います。

2つ目に、遊休地の活用計画は。遊休地をそのままにしていると雑草などが生えてくるため景観上も好ましくない、早急に遊休地の利活用を検討すべきと考えるが、返答をお願い申し上げます。

3つ目に、現在予定されている遊休地の活用について。現在予定されている遊休地の活用経過はあるのか伺いたしたいと思います。

4つ目に、遊休施設、旧職業訓練校に陳列されている農機具などの一般開放について。市民から寄贈を受けた文化財でもあり、整備と活用方法がどのようになっているのかお聞かせを願いたいと思います。

大項目の3点目、公営住宅ストック総合活用計画についてでございます。1つ目に、公営住宅の年次計画と北斗地区建てかえ計画についてでございます。昨年の10月に策定した公営住宅ストッ

ク総合活用計画が平成20年より新たにスタートしましたが、今後の公営住宅設備計画がどのように進められるのか、また北斗団地の建てかえによる入居者への対応はどのように進めているのかお知らせ願いたいと思います。

2つ目に、今後の環境整備、維持管理に関する基本的な考え方について。今後計画に基づいて団地の建てかえが進められますが、建設後において周辺の緑地などの管理や除排雪の管理はどのようになっているのか質問をさせていただきます。

以上をもちましてこの場での質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては総務部長から、3点目につきましては建設水道部長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

初めに、農業振興施策についての燃料、資材高騰への行政としての支援対策についてのお尋ねでございます。名寄市における農業関係への影響の見込みにつきましては、JA道北なよろが平成19年度実績に基づきまして平成20年度見込みを試算したところでは、燃料関係で1億9,800万円、肥料で約4億1,400万円、温床資材、包装資材、配合飼料関係で約5,200万円、合計で6億6,400万円の影響と試算されているところでございます。特に肥料高騰の影響が心配されているところでございます。飼料関係は、ホクレンがメーカーとの交渉、早期手配等で値上りを圧縮しても平成19肥料年度、これは平成19年7月から平成20年6月までの分でございますけれども、その当初対比で約60%の値上がりというふうになっているということでございます。このことを受けまして、JA道北なよろでは組合に対して早期取引奨励で化成肥料、それからBB肥料、それから単肥、単独の肥料、燐安これらの価格低減をすべく対策を行い、約30%の値上りに抑

えられる模様でございます、申し込みの状況にもよりますけれども、約6,000万円ないし7,000万円の支援となるのではないかというふうに伺っているところでございます。

国、道が講じる対策では、省エネルギー技術設備及びバイオ燃料、バイオマスエネルギーの開発導入促進に対する補助事業あるいは融資事業、燃料等に関する税制措置、経営の維持安定に必要な資金の融資が予定されておりますが、直接的な対策は現在のところ示されておられません。市の支援分につきましては、燃料、資材高騰の影響で農業関係だけではなく他産業分野や市民生活全般への影響も懸念されておまして、そうした中で今後の国、道の総合的な対策を見きわめる必要があると考えているところでございます。

次に、農業労働力の確保と法人化についてお尋ねをいただきました。市内における農業従事人口は、農家戸数と同様に年々減少してきており、平成2年に3,787人の従事者に対し平成17年には2,332人と38.4%も減少しており、平成28年には2,054人程度に減少するものと見込まれております。農業も機械化が進んだとはいえ、野菜や畑作、酪農等は農業労働力を要します。労働力確保につきましては、即効的な対策が見当たらない状況であります。現状の対策といたしましては、1つ目にはコントラクターや酪農ヘルパーなど農業支援組織の育成、活用の推進、2つ目には農作業の共同化、外部委託による労働力の軽減、3つ目には外国人研修生の受け入れ態勢の充実、4つ目には新規学卒、Uターンなど担い手育成支援の充実、5つ目には積極的に新規参加者を受け入れる地域支援体制等々さまざまな対策を地道に進め、何よりも若い担い手に魅力ある農業、農村づくりが必要と考えております。

法人化の推進につきましては、法人志向農家に対する相談活動や経営指導などを通じて法人化を促進するとともに、現在進めている家族経営協定により発展していくことを期待しております。ま

た、農地の受け手、農作業の受委託者、高齢者などへの雇用の場の提供など地域農業の中核として広域的な役割を担う地域連携型法人について関係団体と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

土づくりについてお答えをいたしたいと思います。土地利用型農業にとって地力の維持向上は農業経営維持のためにも最も重要なことであり、従前農家は圃場残渣や刈り草などと飼育していた牛馬、豚、鳥などの家畜ふん尿と敷料による堆肥を施用して経営内の有機循環システムをつくり上げていました。しかし、規模拡大や機械化が進展した昭和40年代以降無畜化による化学肥料依存度が高まり、畜産系も多頭化時代に入り、経営内の有機循環のシステムは崩れてきました。この結果、堆肥など有機質が極端に欠乏することにより耕地がやせたり、家畜ふん尿の耕地への還元過多など弊害も出てきている状況にあります。

当市における家畜排せつの発生量は、年間約9万947トンと推定され、うち77%が堆肥化処理、8%がスラリー処理、約3%が放牧処理され、残り12%が浄化処理されています。家畜排せつ物の利用につきましては、約88%が堆肥、液肥として農地に還元され、その約66%が経営内の利用、残り約34%が経営外利用されていて、経営外利用では多くの畜産農家で耕種農家への堆肥を供給しております。残り12%は、尿、雑排水を浄化処理後河川に放流されております。これまでは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に対応すべく家畜排せつ物の管理に重点を置いた施設整備が進められ、管理基準適正対象農家は法で定められた管理基準を遵守している状況となっております。家畜排せつ物は、適正に処理を行うことで堆肥として有機質資源となることから、今後は畜産農家から耕種農家へ堆肥の供給及び適正な利用拡大を推進することで耕畜連携を図り、資源循環型畜産、クリーン農業、有機農業の促進に向けた家畜排せつ物の利用促進を

図ることが必要となります。

こうした中、北海道は平成19年度に北海道家畜排せつ物利用促進計画の見直しを行っております。我が名寄市も本年度7月に計画を見直し、家畜排せつ物の利用促進を図ることとしております。昨年畜産担い手育成総合整備事業で完成いたしました養豚農家の処理施設は、年間のふん尿処理量が4,644トンで、年間の堆肥製造量は1,620トンとなっており、良質な堆肥が製造されております。また、稼働したばかりでございますので、十分な堆肥量とはなっておりませんが、今後の供給が期待されているところでございます。当市には家畜排せつ物の適正管理のために整備された堆肥盤等が多くございます。堆肥やスラリー、液肥の有効利用のためにも耕畜連携のシステム化が必要と考えており、良質な堆肥の製造や運搬、散布、機械の導入やオペレーターの確保を含め関係機関、団体、農家と連携した調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、市営牧野母子里地区、名寄地区の統合についてのお尋ねをいただきました。名寄市営牧野と名寄市母子里地区共同牧場は、それぞれの条例があり、運用されております。料金も異なっており、基本的な部分で申し上げますと市営牧野の放牧料は乳用牛16カ月未満で220円、16カ月以上では241円、母子里牧場の放牧料は牛が18カ月未満で180円、18カ月以上では200円と設定をされております。管理運営につきましては、両施設ともJA道北なよろが指定管理者として運営をいただいております。平成19年度の利用状況では、市営牧野が248頭、下川サンル牧場への預託が28頭で、農協の専門職員と臨時職員、常時2名による管理体制をとっております。使用料収入では785万円、指定管理者への委託費が964万円となっております。一方、母子里牧場では牛100頭、馬7頭で、臨時職員1名と臨時的にJA職員による管理体制で牛の牧区移動、予防注射、線虫駆除等においては生

産者、市、JAが出役し、作業しており、使用料収入では271万7,000円、指定管理者への委託費が226万4,000円となっております。

現在合併後の制度の統一や新名寄市行財政改革推進計画の推進に伴いまして、両牧場の使用料や運営方針について協議検討を進めているところでございます。課題といたしましては、1つには使用料金の統一、2つ目には指定管理者であるJAの管理運営の一元化、3つ目には両牧場の施設の整備、草地更新、4つ目には両牧場の将来の方向等が課題でございます。

いずれにいたしましても、生産者、JA、市による牧場の運営についていましばらくの協議が必要であろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大項目の2、市有地の現況についてお答えします。

(1)の遊休地の保有状況につきまして、市の普通財産として管理している宅地分譲や施設建設などが可能な遊休地はおよそ5万8,000平米あり、そのうち面積が3,000平米以上の区画の大きい遊休地は、土地開発公社所有地を除いて7カ所あります。内訳は風連地区で3カ所、旧風連幼稚園跡地、旧役場跡地、北栄町宅地分譲地、名寄地区では4カ所、緑丘団地第2団地跡地、そよかぜ館左土地、徳田団地跡地、文化大ホール予定地となっております。

(2)番目の遊休地の活用計画につきましては、御指摘のように遊休地をそのままにしておくことは衛生面からも好ましくなく、年一、二回の草刈り、見回りなどを実施し、十分とは言えませんが、定期的な管理に努めております。これらの遊休地が計画的に効率よく利用されることは、まちづくり全体の視点からも大変重要なことでありますが、過疎化の進行、厳しい財政状況などから具体的な

利用計画は立てられないまま現在に至っています。今後新たな事業展開などの際には地域で皆さんの意見を聞き、利活用を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

(3) 番目、現在予定されている遊休地の活用について。次に、現在予定している遊休地の活用計画についてであります。面積の広い遊休地7カ所のうち、大まかではありますが、計画されているのは文化センター大ホール建設予定地となっております。また、緑丘第2団地跡地につきましては、広い区画割りを持った宅地分譲ができないかという構想を持っております。その他の5区画については、現段階では明確な活用計画を持っておりません。

以上、3点についてお答えしました。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務部長(佐々木雅之君) 大変失礼しました。役割でもう一カ所ありました、済みません。

(4) 番、遊休施設、旧職業訓練校に陳列されている農機具等の一般開放についてお答えします。旧職業訓練校の校舎につきましては、廊下でつながれた北側の電気工事科実習場と南側にあります塗装科実習場の2棟の建物が昭和58年3月に北海道より市に譲与を受けました。その後一部は高見区の町内会館として利用されておりました。平成9年からは、その大部分を北国博物館に収容し切れぬ大型資料の収蔵庫と一部は交通安全機材等産業振興課の資材置き場として活用してまいりました。平成15年には北海道の緊急地域雇用創出特別対策推進事業を導入し、老朽化の著しい南側の建物から北側の建物に資料を移動し、資料の清掃と展示棚などの整備を行ったところです。平成16年以降は、展示を兼ねた収蔵施設として観覧が可能となりました。期間は、4月から10月までの間、火曜日から金曜日の9時から5時まで利用できます。農林業と生活用具を中心とした大型の資料を約1,000点展示しております。現在まで小中学校での総合学習や体験学習のために主

として学校教育への活用を呼びかけてまいりました。しかし、立地的なこと、利用の際は博物館から職員が出向いての開場となることなどの利用のしづらさから観覧が少ないのが実情です。今後は少しでも多くの方に観覧をいただくため、地域の福祉施設に団体入り呼びかけるなどPRを工夫したく考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

大変失礼しました。

○議長(小野寺一知議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 私からは、大きな項目で3番目の公営住宅ストック総合活用計画の2点についてお答えをさせていただきます。

最初に、公営住宅の年次計画と北斗地区建てかえ計画についてであります。昨年度住宅マスタープランによる公営住宅ストック総合活用計画を策定し、今年度より新市の計画としてスタートをさせました。この計画は、老朽化した団地の建てかえ計画及び既存団地の適正な維持管理を年次ごとの具体的な整備方針を定めたものであります。この計画の実施につきましては、名寄市総合計画及び北海道住生活基本計画との整合を図りながら、事業を進めてまいります。

北斗団地、新北斗団地の建てかえ計画及び改善計画につきましては、住みかえ住宅として今年度より着手いたします、仮称であります。南団地と地区全体の建てかえ計画の入居者説明会をことしの1月に開催をし、計画期間が10年を超え、長期にわたることから、住宅買いかえ年次の早い入居者からアンケートや個別に訪問をさせていただき、今後の意思の確認と建てかえ計画についての御理解をお願いいたしました。今後も住みかえ、建てかえ対象となる入居者には、これまでどおり早い段階で対応をしてまいりたいと考えております。

次に、環境整備、維持管理に関する基本的な考え方についてであります。公営住宅は、建設後における住宅の廊下などの電灯料金及び周辺の緑地

部分、いわゆる共用の部分の費用は公営住宅法により入居の方が負担することとされており。名寄市におきましては、住宅使用料以外の共益費の徴収は行っておりませんので、今後も自治会で自主管理をしていただくことを基本に考えております。しかし、屋外の管理につきましては、これまでも各自治会と協議をしておりますが、団地ごとの共用部分には差があることから一定の基準を定め、自治会管理区分と市管理区分を明確にしていきたいと、このように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） それでは、農業振興施策のほうからちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今説明の中で燃料高騰を含めて大変だということでございますけれども、実は先日農協の本所のほうにちょっと行ってまいりました。そして、担当者などにお会いしましたけれども、今私のペーパーというのは、これは先ほど若干説明してございましたけれども、やはり燃料の高騰ですとか、肥料が60%以上、これは8月4日現在ということですが、60%以上、また温床資材なども5%以上、包装資材が6.6%以上、特に配合飼料、牛と豚の配合肥料関係が24.5%ということでございまして、19年度の実績では18億7,000万円ぐらいのものが20年の見込みで25億3,500万円ぐらいだと。それで、その影響額というのは6億6,000万円と、こういうようなちょっと資料もいただいたわけですが、また先ほど説明されましたけれども、JAのほうで肥料の関係、在庫整理も含めてということで、そして継続奨励に上乘せをして今注文を含めてやっているということで、農協は農協サイドでやられているわけでございますけれども、やっぱりこれは当然上乘せの部分ですから早く注文して、来年の春に向けての肥料なども確保しているということで、最終的には1億円ぐらいになるのではないのか

という話もしていました。それも含めて、問題は原油やら、それから原油、肥料の高騰がこのまま続きますと当然生産費も、労働費を除いてです、生産費も当然これは上がっていくと思うのです。それで、このアップを続けられているということ、これからことしの恐らく来年の組勘を含めて来年の営農計画などにいきましたら、営農計画含めてこれは続けられるかどうか死活問題の面も出てくるのではないのかと、私もそういう考え方は持っております。

そこで、今答弁もいただきましたけれども、あえて農業関係でいきますと今の現時点で農業施策の中でどう考えているのか。また、農協のほうも毎年要望というか、お願いは出しているのですけれども、10月の下旬ぐらいだと、そういうような話もしていましたが、ちょっと遅いのではないのか、生産者のことも考えながら、また行政としても今そんなに裕福ではないわけですから、それも含めて最低限どこまで農業サイドで支援策ができるのか、まずその辺ちょっと1点お願いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員お尋ねいただきました部分でございますが、ちょっと政府の支援策、あるいはきのうから道議会始まっておりますけれども、道議会の支援、あるいは各市の支援、あるいはJAを中心とした支援ということでの私のほうで情報収集をさせていただいております。今収穫を目の前にして、こういった燃費含めての高騰、大変深刻な事態だなというふうに思っておりますし、日々報道されているわけでございます。来年の営農計画がどうなるだろうかと、ことしの作物をとっても組勘どうなるだろうかと、来年の営農計画どうなるだろうかと、こんなような状況なのかなというふうに思っております。

基本的には私どものほうの行政としての考え方といたしましては、農家の来年度の再生産に向け

た体制をどう組むのかと、どういうふうな支援があるのか、どういうふうな応援ができるのかということが原則になろうかと思うのです。したがって、これから先ほど言いましたように国を初めとするそういった機関の支援の内容にもよりまされども、基本的にはそういった形に沿っていくのだろうとは思っていますけれども、名寄独自のものというのはなかなか考えづらいのかなと思っています、農業に向けての支援は。したがって、ここら辺は注視していきたいと思っておりますし、あわせて農協とも今後十分話をしていきますし、JAのほうは生産者の実情をしっかりと把握されるものというふうに思っておりますので、ぜひともそんなことでは今後連携とって、しかるべき支援の方向で進めてまいりたいなど、こんな思いをしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） ぜひその辺も含めて、やっぱり生産者、それから農協、それから行政と一体となった、そんなに今行財政を含めて何もかも減らしている中でどれぐらいのあれはできるか別にして、帯広市のほうでは、あそこは平らなところですし、そして農家一本ですから、ある程度の支援策、土壌診断を含めてやっていますけれども、この辺は水田、畑作並びに野菜農家などもありますので、やはりこの辺のそれぞれのあれといってもなかなか大変ですから、農協含めて一括した中でぜひその辺の支援策含めて十二分に検討されて、早急をお願いをしたいなと思っております。

続きまして、農業労働者の確保の関係ですけれども、これは今東地区や何かもこれから水田含めて大型機械、当然水田もでかくなるわけですから今以上の大型機械なども導入されるのだろうと思うのですけれども、先ほどからも言っているように資材高騰などで、赤字経営と言ったらおかしいですけれども、今こういう状況になってくるとやはり生産費の伴っていない、先ほどちょっと言い

ましたけれども、やはりこの辺の対策も含めて赤字になったらもう本当に担い手も含めて今大ピンチに至っているわけですから、そこで今ちょっと説明ございましたけれども、私も農業委員会にいますので、家族協定ですか、家族経営協定、それとあと進めようとしている地域連携型法人ですか、この辺を簡単でよろしいですからちょっとお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほど地域連携というような言葉を使って御答弁をさせていただきましたけれども、基本的には農業生産法人、法人化ということで私ども受けとめさせていただいております。農業生産法人に向けてはなかなか進まない、遅々として進まないというのがこの地域の実情かなと思っていますし、地域性もあるのかなというふうに思っています。議員も既に御承知だと思いますけれども、今経営もなかなか厳しいというようなことございまして、あるいはまた厳しいがゆえに、あるいは高齢化の部分も手伝ってか離農される方も予定されているというようなことで、大変厳しいなど。あるいはまた、新規就農につきましても、紹介はあるのですけれども、なかなか米作、畑作、そういったものに対するものというのちょっと薄いのかなというような感じをしておりますけれども、いずれにしてもこういった農業環境の条件にございます。したがって、私どものほうとしましては、地域連携型の法人化を模索するといいたまいますか、これは去年の段階でもちょっとお話しさせてもらったと思うのですけれども、また引き続き地域の中に御相談をしながら、農協とも連携をとりながら、地域がどういうふうに連携しながら法人化、いわゆる遊休地含めた、耕作放棄地も含めたものの受け皿になり得るのか、ここら辺については十分考えていかなければならないし、あわせてそういった考え方を打ち合わせたりリーダー育成にも力を注いでいかなければならないのかなと思っております。

いずれにしても、総花的な話はできませんけれども、しっかりした思いで、場合によったら法人化の部分を全面的に取り組んでいくというような話になっていくのかなと、そういうふうな受けとめをしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 何十年前かに生産法人協同組合とかなんとか、共同化みたいなものがありましたけれども、いずれにいたしましてもこの辺もやっぱりこれからかなりの面積もだんだんふえてくるわけですし、畑作は別にしまして水田なんかも大分ふえてくるわけですから、ですからその辺もやっぱり進めて、大型機械を含めて共同利用ですとかできるどころからやっていって、そして効率化を図っていかないと、例えば今これから生産費が上がっていくとやはりなかなか大変な時期に来ると思うので、その辺も行政含めて一生懸命改革含めて新しい農業ビジョンをつくっていただきたいなと思っております。

続きまして、土づくりでございませうけれども、実に今あえてこの土づくりに対しては根本的に早くからやるべきですけれども、今まで完熟堆肥だとかそういうのも余りなくて、これからやっぱり求められるのは完熟堆肥ですよ。それで、今下川ですとか土別のほうでやっております。たまたまこの間私の45年ぶりで名農のクラス会をやったのですけれども、土別の方も来ていました。それで、自分は水田野菜農家なのですけれども、隣近所牛もいるということで、それでそれぞれの完熟堆肥をつくって、そしてあとはつくった分を搬出してまくのがやっぱり手間だと思うのです。ところが、よく聞いてみますとある運送会社にその工程をみんな任すのだと。そして、うちの土地はこれだけあって、こここのところは何ぼぐらいまいてくれということであれば、自分がいなくてもちゃんとそこの面積のところに行ってまいてくれると。ですから、今度私の畑や何かも去年みたいに干ばつときや何かでもやっぱり堆肥の効果があ

るぞと、今度名寄のほうもそういう形で進めてもいいのではないかと、いや、ちょっと今回一般質問もするのではという話もさせていただきました。問題は、私は何でこの完熟堆肥これからやらなければならぬというのは、やはり今農業の問題、それから減肥料の化学肥料の問題なども含めまして、消費者のニーズというのは必ず今変わってきますから、ですからそういうものをつくって、そして農業の基本であるやっぱり堆肥づくりをするべきだと私は思っているのです。それによって生産費も上がってくるだろうし、そして消費者もこれ減農薬ですか、安心、安全なものですよねということでやっぱり購入すると思うのです。ですから、その辺が化学肥料をたっぷり使って、農薬使っているものを大体みんな名寄市の生産者と言ったら語弊ありますけれども、やはり長野みたいにああいうみずみずしさ、レタスですか、ああいうようなものがみんな求められているわけですから、ですからそのためにもこの堆肥づくりというのは大事ではないかと思えます。

それで、またこれも耕畜連携を含めてですけれども、ちょっと堆肥づくりに対してもう一度お聞きしたいと思うのですけれども、今説明ありました智恵文の北名、豚の関係、あれもちょっと見させてもらいましたけれども、堆肥を熱処理やって、循環しながらやって、製品を、一部ありましたけれども、見たとおり、あのものも本当に手でさわっても全然臭くないと。ただ、ことしから始めたわけですから、ですからまだ成分表や何かも、成分、あれや何かもまだやっていないと。ですから、当然この関係も売り口に困る、あれだけの堆肥つくっているわけですから、やっぱり売り口も行政としてどうなのだとか、それから今朝日地区のほうでも、これはちょっと角度が変わった式で、ガス化させて今やろうとしているわけなのですけれども、そしてその残った分の、浄化してあとかすや何か残った堆肥というのはくれたところに還元するとか、そういう余り大がかりなあれではない

のですけれども、来年から始めようとしているわけですけれども、ですからそこもあの内容も農協も入っていますし、ですからそこも含めてやはり中身総体的に把握して、そしてさっき言ったように堆肥をあちこちに業者を頼んでやるとか、それから中身をちょっと改良してあげるとか、やっぱりそういうのもこれから大切でないのかなと、こう思っております。その辺もちょっと一たん軽くお伺いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 土づくりにつきましては、先ほどお答えをさせていただきましたように農業の基本であるというふうな受けとめをさせていただいております。普及所のほうでも特徴的に今モデル地区をつくって、名寄地区のほうなのですけれども、稲わら堆肥の土づくりというようなことでテストケース越えてモデル地域として今取り組んでいる優良事例もあります。そんなことも講習会等々ありましたら御紹介をさせていただいているのが実情でございます。

それから、今お話ありましたように智恵文地区の施設をごらんをいただきました。あそこは供給契約をされて、地域の方々に使っていただくというふうなことで、完熟の肥料でございます。御案内のとおり、私どものほうで先ほどお話ししましたように9万トンほどの家畜排せつ物が出ているという現状でございますので、これを少なからずやっぱり生かさなない手はないだろうというふうな思いをしておりますから、ぜひとも全部が全部ということの勢いはならないまでも、常にやっぱりそういった視点を持って土づくりに取り組んでいくと、有機肥料をきちっとつくるといものが大切だろうというふうに思っております。

また、今後につきましてもそういった機会あるごとに、普及所のセンターのほうでもお話をすると思っておりますけれども、行政あるいはJAとも連携とりながら、土づくりの基本に原点にもう一回立ち返りまして、お話をする機会があったらしてい

きたいなという思いを強くしているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） そういうセンターを含めて、普及所を含めて今後、いいことはわかっているわけですから、その辺も流れだけをして、実際に農家の生産者も含めてやっぱりそういう協議会みたいというか、そういうあれも新たな設置もいいのかとないのかと思っておりますので、その辺はよろしく願いいたします。

続きまして、市営牧野と母子里地区の名寄地区の統一でございますけれども、これは経済常任委員会の付託はなっていないけれども、これから議論するわけでございますので、一応答弁ももらっていましたが、これは今後経済常任委員会でいろいろとあろうかと思っておりますので、ちょっとこれは再質問は割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、遊休地の関係でございます。今回3,000平米以上の方で5万8,000ぐらいあるということでございまして、この中には3,000平米以下の面積もあろうかと思っておりますけれども、それはそれにして、この計画が固まっている、総体では7カ所ということでございまして、計画が固まっているのが文化大ホールだと。そして、これは予定ですけれども、緑丘第2団地跡地は分譲構想と、こういうふうなことでございまして、まだ目的外の土地もあるわけですから、7カ所のうちに何カ所かちょっと聞き落とししたのかどうかわかりませんが、この財産、市民の財産を今まで公売含めてしているのか。こんな目的もないものをいつまでも荒らして、そして草刈りなどの管理をかけているわけですから、その辺の一般公募をかけている実績があるのか、また今後これをどういうふうにして持っていくのか、どういうぐあいに持っていくのか、ちょっとわかる範囲でよろしいですからお知らせ願います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 大きな面積のものを除きまして、従前は公共用地、市有地であいている土地の関係につきましては公共事業の代替用地というか、そういう形でできるだけ保持をしようという体制でいた時期も一時期ありました。現在は、歳入確保するという観点から可能なものから売却処分をして売っていきこうと。売り方は公募です。それで、18年度につきましては、9区画公募をしまして売れたのは2区画です。それから、19年度については7区画公募をしまして、売却は1区画です。20年度、今現在は6区画公募をしております、1区画が申し込みがありまして現在手続中であります。これらはなかなか今の経済情勢の中で、名寄でいいますと大橋とか緑丘に商工団地的なものを過去につくった例もありまして、そこに大量の住宅が建てられたこともありまして、なかなか売買の動きが鈍いと思うのですが、できるだけ財産管理委員会との協議もしまして、公募制によりまして名寄に住んでもらえる方に住宅用地として公募を今後もかけて、処分を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 芦別市さんのほうでも、財源不足になってくるとこの辺が、少ない額かどうかはちょっとわかりませんが、こういうのをちゃんとしてこないで行財政改革だ云々といっても、やはり足元からちゃんと固めておかなければならないのかなと、こう思っているわけでございまして、それであとこれからそうしたらこれを公募を含めて、現況も含めてこれから実施をしなければ私はだめだと思いますけれども、しかしながら公募してもなかなか売る区画のところも満杯にならないというような状態だろうと思うのですけれども、今後どういうふうになされていくのかももう一度お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 遊休土地の処分の

関係につきましては、従前は固定資産評価の0.7で割り返した数字が売買実例価格イコールだというふうになりまして、そのような形で売っていたのですが、最近では相続税倍率は税務署のほうで決めるのですが、0.8で割り返した部分というものもありまして、財産管理委員会と協議させていただいて、最近では固定資産評価額の0.8で割り返して少しでも安く、市が遊休地として持っているよりは名寄に住まわれる方に住宅用地として買っていただいて、家を建てていただくと固定資産税も入ってくるところもありまして、できるだけ価格に、余り高値でつり上げるのではなくて、公募制によって価格も比較的買いやすい価格を設定しての公売をこれからも続けていきたいと思っています。

なお、土地の関係につきましては、現在教員住宅も過疎化の進行に伴いまして空き住宅も出てきますので、名寄の考え方はコンパクトなまちづくりということで、高齢化に伴って中心部のほうに出やすい、医療機関とか買い物をしやすい状況も勘案しますとできるだけ町場のほうにある公共用地の遊休地、将来は教員住宅の出るであろう空き地の関係についても計画的な公売を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） その辺も今後よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、今の遊休地にかかわりまして、第2団地の跡地の関係でちょっと皆さん方に理事者の考え方をもう一度お願ひ申し上げます。私も15年のときと、それから昨年年第2定例議会にもこの第2団地跡地の利用を含めて一般質問をさせていただきました。そこで、現在残土の整地、それから改良工事なども改良いたしまして舗装工事なども完了いたしまして、住民、そよかぜ館、それからあそこを利用している丘の上学園なども非常に道路も散歩などしてよくなっていると、その辺はお礼を申し上げたいのでございますけれども、

これは8年からですからもう12年ぐらいあのまま整地をされまして、整地をしたら、よくなりましたね、今度何ができるのですかという話になるわけです。そうしましたときに、去年の第2定のときに御質問をさせていただきました。そしたら、前からの構想どおり基本的には宅地化だと。宅地をして分譲をするのだと。そして、私の提言から、あそこに福祉施設ありますから、福祉関連の施設もどうなのだと提言をさせていただきました。その後、振興計画含めて何ものっていないような関連ございませけれども、この辺が早い段階で実施すべきと私は思っておりますし、私の町内会でもそれは早急にだれでも望んでいるわけございまして、そして一般公募を含めて、もしあれでしたらこういう年度で、そして何を目的で何年に何をするというのを早く打ち出さないと、業者を含めて、それから各施設含めて市からはっきりした物申さないとなかなか進んでいかないと思うのです。ところが、このまま終えていくのかどうなのか、私どももちょっと心配でならないわけございまして、その辺も含めてこの早い段階での方向づけがどうなっているのか、ちょっと質問させていただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員御案内のとおり、緑丘第2団地の土地利用計画につきましては、平成8年度の用途廃止以降市内でいろいろ検討してまいりました。17年度以降については、宅地造成をして、比較的面積の広い住みやすい住宅地としての提供も含めて、お金のかからない段階での整備をしてきました。これは、公共残土を入れて、できるだけこぼこであった部分のものを平坦地にして、今現在は議員おっしゃるとおり一部道路もメイン道路はきれいに整備されまして、横に入って行く道路についても一定の仮道路的なものを整備させてもらいまして、素掘り側溝ぐらいまではつけました。問題は、そこから一般に公募するときには現在の価格で数千万円近い造成費

用がかかることが見込まれておりまして、その中では当然東京なよろ会とかそういう市外の方、道外の方々に対して一定のアプローチ、調査させていただいて、具体的に土地の価格はこの程度ということも含めて御希望を聞いた事例が実はあります。その事例で、それはすばらしいことだねということでの意見はありましたけれども、では具体的に私が買ってそこへ行きましようかということまでは結びついていないのが現状です。それから、福祉関係のものにつきましても2つの施設がありまして、市のほうで一定的な財政支援の一環として行ったものはありますが、なかなか民間の福祉事業者も新たな事業展開、進出ということにつきましてもできるだけまちの中の遊休地を活用するというのも含めて現在のところまでについては問い合わせ来ていません。市のほうとしましては、具体的に企業進出が見込めるような場合ですと何千万円かかる分譲用地の敷地造成をしたりなんかして対応できるのですが、現時点では民間企業の進出も企業立地補助金等を用意していろいろ画策しておりますけれども、現実のところ来ない状況でありまして、逆に言うと名寄に住んでいる方々の住宅対策については先ほど言いましたように大橋、緑丘の中小企業の方々の住宅対策についても既にもう終わっているということもありまして、現時点では整備に要する費用と、それから実際に来てくれるものについての見通しが立たない状況ですので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

なお、地域振興課のほうでは定住促進、移住促進ということも含めまして、さまざまな機会を通じて全国に情報発信したり取り組んでおりますので、そちらとの関連も含めて、できるだけ売却処分の方でできるようにさらに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） しばらくお待ちと言う

けれども、そんなに待ってられませんので、よろしく願います。

それでは、続きまして旧職業訓練校の跡地の関係は一定の理解をさせていただきました。ただ、施設、それから学校のそういう情操関係も含めてその辺は願いますけれども、それとあえて言えば市が実施している公共施設含めてのバスや何かもございますので、その辺も利用してやられたほうがいいのかと、これは願いをしておきたいと思えます。

時間になりましたので、その次に北斗地区建てかえの計画の中ですけれども、これは年次計画と建てかえ計画は10年を超える長期計画でございます。これはまだ質問はいたしません。それとあと、整備管理、維持管理についてですけれども、これは東光団地がやはり今になりましてから、二、三年前から維持管理だとか草刈り、それから除雪の問題だとかいろいろ出ています。この辺もしっかりと検証して、今の北斗団地を壊して建てかえになる前に私がいればこの関係ではしっかりと質問させていただきたいと思っております。

ただ、1つだけ質問させていただきますけれども、この公営住宅ストック総合活用計画の中にシルバーハウジングの住宅と申しますか、その関係がのっていないわけです。それで、今高齢者に優しいまちづくりと申しますか、その関連で当初から計画をしていなかったのか、これから入れようとしているのか、ちょっと疑問な点がございまして、この辺を予定はあるのかなのか、あるのだしたら当初から入れたほうがよかったのではないかと、そういうようなこともございますので、この辺は中西福祉事務所長でよろしいですか、願います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 平成19年12月に新しい名寄市の住宅マスタープランを作成させていただきました。御質問にありますシルバーハウジングにつきましては、バリアフリー化など

を施しました高齢者に配慮した仕様となっている公的賃貸住宅と、高齢者向けの住宅の中でもそういう位置づけがされておまして、名寄市におきましては市営住宅と道営住宅が従前整備をされております。現在緑丘第1団地に14戸、それからマーガレットヴィラ、道営住宅でございますが、23戸、それから東光団地に15戸、計52戸準備しております。先ほどの計画の中に平成18年から平成30年までの予定で北斗、新北斗団地の建てかえ計画が入っております。この際計画の中に30戸をお願いしております。現実的には当然北斗、新北斗団地は従前高齢者の方々が非常に多い住宅でございますので、バリアフリー化につきましては住宅的な対応についてはなされるものというふうに聞いております。もう一方、LSAの方の確保と救助施設の確保と、さらには安否確認ですとか生活相談等を行うことが求められておりますので、こういった施設を追加することになります。この状況につきましては、今平成21年から始まります第4期の高齢者保健医療福祉計画と介護保険計画を今現在やっております、そのためにアンケートも実施しております。この住宅の建設自体の動きが来年度ぐらいから始まってくると思っておりますので、第4期ではなくて第5期の計画のときにシルバーハウジングが何戸適切なのかを含めて御審議をいただいた上で計画を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまです。

散会 午後 4時17分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐々木 寿

署名議員 川 村 正 彦

平成20年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年9月11日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
福 祉 事 務 所 長 中 西 薫 君
上 下 水 道 室 長 和 田 博 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 院 長 内 海 博 司 君
市 立 務 部 長 三 澤 吉 巳 君
市 立 務 局 学 長 成 田 勇 一 君
会 計 室 長 成 田 良 悦 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知識員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に谷内司議員より遅延の申し出がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 岩木正文 議員

17番 田中好望 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

中心街活性化事業について外2件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、1番目に、中心街活性化事業について伺いたいと思います。中心市街地とは、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきたまちの顔のことを指しますが、社会構造の変化に伴い都市機能の拡散、大型店の郊外立地、居住人口の減少など、中心市街地のコミュニティとしての魅力低下や商店街が顧客、住民ニーズに十分対応できなかったことにより中心市街地の衰退が進んできました。当市も平成12年に中心市街活性化基本計画を策定し、各種事業に取り組んでまいりましたが、消費行動の二極化には歯どめをかけることができませんでした。さらに、ことし大型商業施設の開店で活性化の意欲が減退しているのは事実だというふうに認識をしております。しかし、今こそ人口減少、少子高齢化社会を迎えて、多様な都市機能がコンパクトに集積した子供や高齢者を

含めた多くの人にとって暮らしやすい歩いて暮らせるにぎわいあふれるまちづくりを総合的かつ一体的に推進することが必要です。これはある意味でまちの再生であり、さきに述べた顔を取り戻す事業です。市民とともに民間との共同作業で実効性の高い基本計画を期待しますが、策定作業が当初スケジュールよりおこなわれているようですが、3項目について伺います。

まず、1番目に、各委員会が設置されていましたが、その協議経過について伺います。

2つ目に、商店街の整備やまちなか居住など再開発事業がありますが、地権者や関係団体の理解と課題についてお伺いをいたします。

3つ目に、21年度スタートに向けて間に合うのか、今後のスケジュールについて、以上3点を伺い申し上げます。

次に、2番目ですけれども、名寄大学について伺います。この件につきましては、3月の議会でも質問がありましたが、改めて質問をさせていただきます。前回の答弁にありましたように、18年に開学以来志願状況は募集人員を大きく上回る18年度、5.95倍、19年度、5.0倍、本年は4.69倍と高水準を維持しており、在籍学生管理も適正であり、日ごろの教職員の努力に敬意を表するものであります。明年の入学生を迎えて完成年となりますが、気になるのは財政面です。確かにまちの中には女子学生のバイトの姿やボランティアを多く見ることができるようになりました。本当に好ましいことだというふうに思います。しかし、4大化に向けての議論の中では、人口3万人のまちでは財政的に心配が常にありました。まだ3年程度で判断はできませんが、当初の財政シミュレーションと比較して現状を伺いたいと思います。また、開学に向けて投資は最小限に抑えた経緯から見て、施設整備を含めた将来構想についても伺います。

次に、教員の確保ですが、完成年をもって定年退職者が多いと聞いています。現状の教員数と確

保に向けた対策等を伺います。

3つ目に、大学の地域連携ですが、久保田学長は一般的な大学の使命に加え、地域貢献と地域との連携を大きな柱と位置づけています。どのような取り組みを行っているのか伺います。

3つ目ですけれども、農業政策について伺います。ことしも収穫の秋を迎えました。近々の9月1日の普及センターの作況によりますと、水稻、畑作物はおおむね平年作から良と発表されています。農業者としては大変喜ばしい、安心するところでございますが、心は曇り後雨の心境です。既に承知のとおり、昨年よりの原油高騰で生産資材等の経費が大きく経営を圧迫しています。さらには、消費者物価が上がっていますが、野菜の生産者価格は一向に上がらず、逆に低迷している状況です。農林漁業金融公庫が1996年度から行っている農家の景況感調査によりますと、07年は前年と比べてよくなったと答えた農家の割合から悪くなったと答えた農家の割合を差し引いた景況DIはマイナス18で、前年のマイナス5.9から大幅に低下したとの発表がありました。この景況感の悪化は3年連続で、悪化の度合いでいいますと酪農、畑作、水稻の順だそうでございます。08年度の見通しは推して知るべしで、もう限界に来ているというふうに感じます。今農協系統が各レベル、いわゆる全国、北海道でいいますとホクレン、あるいは単一農協単位で高騰対策を行っていますが、長くはもちません。根本は、生産費に見合った生産者価格をつけることが最良ですが、現状では困難です。せめて国産、地産の商品に強い意識を持ってもらうことだけでも農家の窮地を救うことになるだろうというふうに考えております。

そこで、3点質問させていただきます。まず、1番目に、燃料、肥料等の農業資材高騰における影響と対策についてですが、昨日の植松議員への答弁では6億6,400万円の影響とありました。では、一般的標準的経営規模の酪農、畑作、水稻、

野菜での個別経営での影響額を伺います。また、対策については、直接は農家への支援は困難とありましたが、期限つきでもよろしいので、中国研修生事業対策あるいは良質米生産技術対策、それなどのさらに農家負担軽減対策の考え方についての有無を伺います。

2番目に、自給率向上等の新政策の認識についてですが、私は以前から思っていました、国は自給率を45%に上げる目標を立てていましたが、何ら対策もせず、米の生産調整や農産物の輸入を行ってまいりました。農水省は、07年度の自給率が13年ぶりに1ポイント上昇して40%になったと公表いたしました。要因はいろいろあるようですが、13年間で1ポイントです。今度の数値目標は50%です。現状より10ポイント上げなければなりません。経営者の高齢化、担い手不足、不作地、経営の悪化、まとまらなかったWTOの行方、中途半端な政策や予算で目標が達成できるとは思いませんが、市理事者の認識について伺いたいというふうに思います。

最後に、地産地消の推進と特産品のPR戦略について伺います。さきにも述べましたが、国産、地産地消の運動はこれからの農業支援対策で重要な位置を占めてくると思っています。これも昨日の高橋議員の発言にありましたようにどう付加価値をつけるか、安心、安全をどう表現するか、生産者、市民を巻き込んだ対策が必要と思われませんが、考え方を伺います。また、特産品のPR状況はどのようになっているのか、新しく示された名寄ふるさと大使の活用についても伺いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま黒井議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目と3点目につきましては私のほうから、2点目につきましては

大学事務局長からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、中心市街地活性化についての各種委員会の協議経過についてのお尋ねをいただきました。これまで市と商工会議所とそれぞれの会議に担当者が出席し、連携を持った中で協議を重ねてまいりました。商工会議所では、商工業の考えをまとめ、基本計画に対する提言を行うことを目的に中心市街地活性化特別委員会が昨年8月に設置され、11月まで6回の会議をもって結審されたところでございます。内容は、1つ目には複合交流センターの設置、2つ目にはまちなか居住の促進、3つ目には商店街の活性化を重点的に取り組みを行うべきとの方向性を示したものでございます。また、中心市街地活性化設立検討会として、商工会議所と私ども事務レベルでの基本計画策定に向けた進め方の会議を持たさせていただきました。さらに、活性化基本計画の民間事業を中心に、事業化の議論、推進体制について具体的に検討を行うまちづくり委員会として今年5月から8月まで6回の会議を開催し、健康をテーマに28事業の今後の取り組む事業として検討を加え、確認されたところでございます。一方、市では庁舎内において横断的な会議として調整会議を設け、議論を行うとともに、懇談会、民間有識者によるプロジェクト会議を立ち上げ、事業のたたき台を中心に協議し、取りまとめを行ってきたところでございます。これらを受けて、商工会議所は現在個別事業の事業主体とその内容及び受け皿等について中心になる方々による会議を行っているところでございます。

次に、地権者、関係団体の理解と課題についてのお尋ねでございますが、地権者には夏以来権利変換を含め事業説明をしてきております。3・6ビルを中心に建物名義者等に意向確認をしてきております。権利者の意見といたしましては、1つ目には年齢的なものもあり、あと三、四年はこのまま営業したい、またある方は開発事業に協力は

いたしますけれども、また決まれば場合によっては廃業すると、3つ目には権利変換で営業を継続していくなど、おおむね了承の内容となっておりますけれども、これからも一層理解を得る努力をしていかなければならないものというふうに考えているところでございます。

課題につきましては、土地、建物名義の部分と確認作業をしておりますが、亡くなられた方もありますので、追跡調査を要すること、権利関係での事務処理に一定の時間がかかりそうであること、また出店予定がない店舗での保留床の活用についても検討がなされるものと思っております。各事業による事業主体での会議議論を経て、まちづくり会社設立、法定協議会設立の動きになってくるものというふうに受けとめております。

今後のスケジュールについてのお尋ねをいただきました。これまで認定された中心市街地活性化基本計画の状況は、全国で53市で54区画を認定されております。道内では4市が認定をされているところでございます。提出から認定まで熟度の違いはあるものの早いところで8カ月、平均して14カ月かかっております。富良野市でもことし3月提出、まだ認定を受けていないことを考えますと、年度内の内閣府認定は難しい状況に入っているというふうに考えております。しかし、事業主体が整えば並行して協議会の議論に入れることとなりますが、ここ一、二カ月の判断になってくるものというふうに考えているところでございます。

今後のそれぞれの役割として、商工会議所ではまちづくり会社の設立、法定協議会の設立、運営、中心市街地活性化に向けた取り組みへのコーディネーター役などが考えられます。市といたしましては、基本計画の策定、まちづくり会社、法定協議会組織への協力、法定協議会への参加などが考えられると思われれます。内閣府からは、官民協働で実効ある計画が求められております。今後の日程につきましても事業主体の決定が基本計画策定

に大きく左右するものと考えられますので、そこを見据えて作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、大項目3つ目の農業政策についての燃料、肥料等の農業資材高騰における影響とその対策についてお尋ねをいただきました。原油、肥料、飼料等の高騰は、生産費の拡大や所得の減少など農業経営に大きな影響を与えており、本市における農業関係への影響の見込みにつきましては、JA道北なよろが平成19年度実績に基づき平成20年度見込みを試算したところでは、燃料費関係で約1億9,800万円、肥料で約4億1,400万円、温床資材、包装資材、配合飼料関係で約5,200万円、合わせまして6億6,400万円の影響と試算しているところでございます。

営農類型ごとの影響額につきましては、1つにはモチ米が20ヘクタール規模の水稻専業経営では、19年度に対しまして20年度の見込額は約61万円、21年度見込額では173万円の影響を受けるものというふうに試算をしております。次に、麦、大豆、バレイショ、カボチャ、てん菜、コーンの38ヘクタール規模の畑作専業経営では、20年度見込額は約98万円、21年度見込額では約255万円というふうに試算をしております。次に、コーン、タマネギ、大根、白菜、アスパラ、てん菜、カボチャ、レタス22ヘクタール規模の野菜専業農家では、20年度見込額では約128万円、21年度見込額は314万円であります。次、米、秋まき小麦、花卉18ヘクタール規模の施設園芸専業経営では、20年度見込額は約200万円、21年度見込額は334万円であります。次に、乳牛飼育頭数110頭、草地73ヘクタール、うちデントコーン8ヘクタールですが、規模の酪農専業経営では、20年度見込額は約566万円、平成21年度の見込額は何と約700万円と試算しているところでございます。

支援策についてでありますけれども、全農などJA系統では既に対策を発表しており、JA道北

なよろの独自対策として早期手配等で値上がりを圧縮し、組合員に対して早期取引奨励で約30%の値上がりに抑え、総額約6,000万円ないし7,000万円の支援となるのではないかというふうに聞いているところでございます。国、道が講じる対策では、省エネルギー技術設備及びバイオ燃料、バイオマスエネルギーの開発導入促進に対する補助、融資事業、燃料等に関する税制措置、配合飼料価格安定制度の補てん金積み増し等、経営の維持安定に必要な仕組みの融資等が予定されておりますが、直接的な対策は現在のところ示されておりませんが、直接的な対策は現在のところ示されておりません。市の支援につきましては、原油価格高騰は他産業や市民生活にも大きな影響を与えることが想定されますので、今後国、道の総合的な対策を見きわめながら、関係団体と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、農家への普及指導については原油高騰影響を最小限に抑えるため、施設園芸ではハウス加温の設定温度の変更だけではなく暖房効率の向上、被覆資材の適切な選択利用、適正な生育環境整備が必要でございます。肥料高騰に対しましては、土壤診断を奨励し、診断に基づき蓄積している肥料成分の有効利用、成分が農作物に効率的に吸収されるような施肥法の導入など、肥料コストの軽減に向けた取り組みを促してまいりたいと考えております。飼料高騰に対しましては、適切な飼養管理の徹底、自給飼料の増産、未利用、低利用資源の活用などに取り組む必要がございます。今後とも関係機関、団体と連携して、対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、自給率向上の新政策の認識についてのお尋ねをいただきました。今日我が国の食料自給率は、2006年度にはカロリーベースで39%、約40%というふうになってございまして、極めて深刻な課題でございます。加えて世界的な気候変動や中国、インドなど経済成長が著しい国の所得向上、バイオ燃料の大幅増産に伴う世界的な穀物の逼迫と価格高騰は、我が国の食料自給率が低

水準であることから、現在及び将来にわたる食料の安定供給の不安要因となっております。国の食料自給率の目標45%を早期に達成し、将来的には50%以上を国内生産でできるようにしていくことが重要であり、北海道、そして当名寄市は国内の食料基地として最大限貢献できるよう関係者と一体となって努力しなければならないというふうに考えております。

国ではこれらの背景を踏まえ、国内における食料自給率の向上と食料供給の強化を図るため、2009年度の概算要求に約3,000億円を盛り込んでおります。主な施策といたしましては、1つ目には産地づくり交付金に転作の新規拡大分に米粉、飼料米や麦、大豆、飼料作物を新たに支援する策、2つ目には耕作放棄地など再生利用のため障害物除去、施設補完整備、営農定着活動に対する支援、3つ目には粗飼料の生産拡大により飼料自給率の向上を図るため生産体制の整備支援に対する支援、4つ目には面的集積、水田汎用化関連基盤整備に対する支援、5つ目には食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に対する関心が深まるように消費者に向けた情報発信に対する支援、以上のような施策が出されておりますけれども、まだ具体的な内容については示されておられません。

次に、地産地消と特産品のPRについてお尋ねをいただきました。当市における地産地消の取り組みにつきましては、平成18年度末に名寄市地産地消推進計画を策定し、生産者、農協、行政を初め、消費者や商工業者の連携により安全、安心で良質な農畜産物を基本とした産地づくり、地元農畜産物を利用した加工品づくりを推進するとともに、都市と農村の交流を促進して観光客も含めた地域内の農畜産物の消費拡大を図ることを目指し、各種事業を実施しております。各イベントでは地元農畜産物の販売、活用をしておりますが、さきで開催されました第30回産業まつりでは名寄産モチ米を副原料としたもちビールの販売や餅若衆によるもちつきなど、もちにこだわった取り

組みを行ってきております。米どころ名寄を広く市内外にPRをしてきたところでございます。直売グループによる直売所開設では、直売所マップの作成をしております。それから、それを全戸配布をさせていただいております。新鮮で安全、安心なものを求める市民への情報提供を引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、特産品のPRにつきましては、作付日本一であるモチ米やウルチ米の消費拡大に向けて、米プロジェクトが中心となって市内外のイベントにおけるもちつき実演、ウルチ米試食、サンプル配布を実施、作付全道一であるグリーンアスパラガスにつきましてはアスパラのまちプロジェクトが取り組んでいますアスパラパウダーを利用した加工品の開発等に対し支援を行い、地道なPR活動によって名寄の知名度が着実に上がってきているものというふうに受けとめております。PRに対する支援では産地づくり交付金を活用し、産地PRや地産地消を推進する団体に対してPR用資材作成費用を農畜産物PRを主体としたイベント開催に要する費用の助成を行い、産地PRを通じた販路拡大の推進を図っております。今後におきましては、インターネットなどを活用した情報提供活動の強化、直売グループの拡大、学校、福祉施設、市内飲食店における地場農畜産物の利用促進、農業体験、料理講習を通じた生産者と消費者との交流など、生産者、農協、行政が連携をして、地産地消を生かした産地づくりを目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 私からは、大きな項目の2点目、名寄市立大学についてお答えをさせていただきます。

まず、財政面の運営管理の現状と将来構想について御質問をいただきました。大学開設3年目を迎え、本学の運営にかかわる収支について平成19年度の実績から見ますと、歳入の主なものは授

業料、入学料、入学検定料等であり、本学の運営費に占める自主財源の割合は35%前後となっており、残りは一般財源で、そのうちの大部分は地方交付税となっており、授業料等については条例で独自に定めておりますが、国立大学の標準額に準じたものであり、この水準を超えて高く設定することについては公立大学という性格上極めて困難であります。また、その他の納付金についても他の公立大学より高く設定していることから、これ以上の自主財源の確保は困難な状況にあると思われ、このような中で大学運営の財源としての地方交付税については、学科の分野ごとによる単価の算定から学部ごとの単価算定となったことにより1億6,000万円ほどの当初計画を上回る交付税の算入額となり、収支状況も同額の上方向修正となっているところでございます。しかし、今後は当初予測できなかった本学特有の実験実習に伴います経費や新カリキュラム編成に伴う人件費などの支出が見込まれるとともに、地方交付税が削減傾向にあることは何ら変わらないため、厳しい運営を余儀なくされるものと考えております。また、教育目標を実現する上で必要な施設整備については、開学時及び学年進行に合わせての必要最小限の整備計画となっており、4年制大学完成時の学生数に見合った施設整備が完備されていない状況にあります。そのため大講義室を含む新図書館の建設や教育機器の整備、そして学生の福利厚生面での食堂の狭隘化やテニスコート、クラブハウスの確保など、多くの課題に早急に取り組む必要があります。当然これらの課題の取り組みには多額の費用が見込まれますので、しっかりとした年次計画を策定し、計画的に進めていかなければならないと考えております。

次に、教員の確保についてでございますが、平成20年4月1日現在、教授34名、准教授15名、講師8名、助教、助手12名の計69名の教員が在籍しております。このうち短期大学部を除いた保健福祉学部は61名でありまして、職位構

成は教授29名、准教授14名、講師6名、助教、助手12名で、講師以上の専任教員は49名の配置となっており、大学設置基準の定める必要教員数と講師以上の専任教員に占める教授の割合は満たしているところでございます。しかしながら、教員の転出等に伴います後任の確保が難しく、授業担当科目において教員の負担に偏りを生じている実情が続いているところでございます。このため欠員の補充と現在進めている新カリキュラムの再編に伴う新たな教員の確保対策として、年内及び来年度採用に向け教員審査などの手続を進めているところでございます。

また、平成22年3月の学年完成年度をもって13名の教授が定年退職を迎える予定となっておりますので、学内に専門委員会を立ち上げ、教員体制の検討を進めております。看護学などの専門領域担当の教員につきましては、近年の栄養系、看護系大学の新設や学部の増設の影響を受けて不足状態にありまして、適任者がなかなか得られないといった厳しい状況でございますが、必要な人材の確保に向け、なお一層の努力をしてみたいと考えております。

次に、大学と地域連携についてでございますが、地域との連携、社会貢献に大学として組織的に取り組むため地域交流センターを設置し、実施できることから順次取り組みを進めてきております。保健医療福祉分野においては、個々の教員が地域や社会からの要請を受け、地域と連携し、貢献を果たしてきております。平成19年度の実績では、道及び市町村などの審議会への委員派遣は39名、講演会等への講師派遣は192名となっており、70名足らずの教員の規模から見れば決して少ない件数ではなく、地域の政策形成に関する連携支援や地元住民への教育文化活動の支援に対しては一定の評価をいただいているところでございます。これからも教育研究に支障がない範囲でできるだけ地域の要請にこたえていかなければならないと考えております。

また、年3回の開催が標準となっている公開講座につきましては、大学と地域、大学と保健医療福祉の専門職に対する方とを結ぶ重要な活動と位置づけ、平成18年度は名寄で考えるスローフード、食育カントリーライフ、平成19年度は子育てで考えることをテーマに実施し、1回当たりの受講者数の平均は50人となっています。

また、高大間連携や産学連携の取り組みといたしましては、平成18年度からの名寄農業高等学校給食センターとの食育をテーマとした研究、またアスパラ残渣を活用しての食品化に向けての企業等との共同研究、ことし3月に協定を結びました地元の素材を生かした農業関連のビジネスの事業化を支援するための北星信金との産学連携、そしてそれに伴う地域シンポジウムが地域資源の掘り起こしと産業化の課題をテーマに11月1日に開催する運びとなっております。

このように社会に還元する取り組みを進めてきてございまして、人材の育成や地域貢献に一定の役割を果たしてきていると考えております。今後も大学としての教育研究水準の一層の向上を図るとともに、広い分野での地域との連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず、順番でいきますけれども、中心街活性化事業について再質問させていただきたいと思えます。一生懸命いろんな委員会等を通じてこれからの中心街、あるいはまちづくりについて真剣に協議をされているというふうに思えます。冒頭申し上げましたように、ただ商店街につきましては二極化といいますか、郊外型で押されて縮小をしたり、あるいはことしオープンした中ではかなり意欲が落ちているのかなという雰囲気を持っています。今現在進められている協議についても28事業、広大な事業でございますので、そこにはちょ

っとなという雰囲気があるのかなというふうな懸念もしているわけですが、やはりこれは民間が主体でございますけれども、そこら辺の意識的なものは行政がきちっと指導をしながら前へ進めていかなければならぬのではないかなというふうに思います。今一番市民で、いわゆる市民、消費者といいますか、徳田にあれだけの大型店がある中で、以前駅横といいますか、昨日もちょっとお話ありましたのですけれども、いわゆるコープさっぽろの出店が行政側の土地というようなことがあってどうなっているのだというのが一番今のところ関心、それを核としてまちは活性化、再生されるのかなという意識があるのでないかなというふうに思うのです。そういった意味で、多分商工会議所はそこら辺についてまだ答えは出していないと思うのですけれども、何回か商店街あるいは消費者に対してのアンケートあるいは調査を行っているような気がするのですけれども、そこら辺の結果について理事者側は承知しているのか伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今コープさっぽろのお話がありました後のお話だと思いますけれども、実はかなりお話をいただいてから経過をしております。私どもも早くというふうな思いはあったのですけれども、中活の議論があったものだから、名寄に営みをされている方、そういった方々が今後中心市街地を形成していく上で大きなやっぱり役割を持つだろうというような思いもあったものですから、そういった方々の思いがどこにあるのかというようなことで、ちょっとコープさっぽろの御返事はずっと時間を置いてきたところでございます。その経過の中で、商工会議所の中でも営業されている方ばかりではなくして別の角度からもアンケート調査を実施をされておりました。その中では、憂慮される方もいらっしゃいましたけれども、総じて商工会議所の結論は結論を出すに至らずというふうなことの判断をされたよ

うでございます。その後特別委員会あるいはまちづくり委員会、そちらのほうに議論の中身を預けたといいたいでしょうか、そんなような経過をたどっているというふうに理解をさせていただいております。と同時に今コープさっぽろのお考えなのですけれども、先般もちよっとお話をお持ちをいただいた方々とも接触をさせていただきました。コープさっぽろのほうは思いは変わっていないというような受けとめをされているということで、私どものほうもやっぱり行政としてもそんなにそんなにほうっておくわけにはいかなないと、お返事をしなければなという思いでございます。先ほどお話しさせてもらったように、ここ1カ月、2カ月が山場といいたいでしょうか、局面をつくっていくのかなというように思いをしております、それらの判断を十分に受けとめながら、今後計画書をつくる作業に入るのか入らないのか、ハードルを下げるのか、そういったものの判断をしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 関係者といいたいですが、商工会議所では出店については結論は出さぬと。いわゆる今の中活においての事業の組み入れの中で取り入れるか取り入れぬかという判断という考え方でよろしいのでしょうか。

コープさっぽろについては、やっぱり以前から名寄市で町中で出店をしたいというのは変わっていないということなので、行政側としても長い間塩漬けになった遊休土地を活用できるのであれば一番いいわけですがけれども、これは商店街の意識を余り無視するわけにはいかなないと。行政側としてはそれはありがたいことなのだろうというふうに私も判断します。そこで、1つ伺いたいのですけれども、中活とは全く関係なく民間の土地を買収をして、出店するというような予測はできるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大変失礼をいたしました。コープさっぽろさんとお話をいただいてからかれこれ1年ぐらいたつのかなというふうに記憶をしておりますけれども、その段階でコープさっぽろのほうの思いは駅横というふうに絞ってお話を持ち込まれたというふうに受けとめておりますから、その後それがもしだめであれば別の土地というふうな考えはまだ確認はとっておりませんけれども、コープさっぽろさんは駅横に出られるものというふうな思いを今も持ち続けているというふうに承っておりますので、そういう考え方はないのかなというふうに思っております。民間の土地を買って、そちらにという考え方はないのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 余りそこを追及すると限定されてくるとは思うのですけれども、出店したい意向を持っているものはどんな形でも出てくるという認識を持ったほうが私はいいのではないかなと。いつまでも結論を出さないでいるというのは、行政側にとっても名寄市にとっても余り得ではないのではないかなと思います。やっぱりそれはもうきちっと認めて、それは確かに5丁目、6丁目等には影響はあることは間違いないというふうに思うのですけれども、今の中活をいってもやっぱりその駅横、駅前というのは重要な場所でありますので、そこに民間の資本が入るとことは決してマイナスではないかと、将来的において、一時的な問題は別。それをきちっとしておいて、3・6ですとか、あるいは南広場ですとかというものをどう位置づけるかという、そういう方向でいったほうが私はいいのではないかなと。どっちもこっちも結論出さぬで、地権者あるいは関係団体にどうする、どうすると言っても、これははっきりしないものを結論は出せない。中にはもうそういうことになればやめて出ていきますという人もいるということなのですからけれども、それはきちっと協議をしていったほうがいいのではないかなと

いうふうに思います。そういった意味で、本当に中心街の活性化をやる気があるのかなのか、あるいはだめだったら次のことも考えているのか、そこら辺がどうも不透明だなというふうに思います。細かなこともう少し伺いたいのですけれども、このぐらいにしたいと思いますけれども、このことについて島市長の考え方を改めて伺いたいのというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 部長のほうからも答弁をしておりますけれども、昨年の夏以降熱心に商業者の皆さん方が町中のにぎわいを取り戻す策についてこの機会に国が支援する活性化事業を導入してやりたいと、こういうような意気込みを持って協議をいただいております。名寄市の市有地ということで、3条6丁目に約500坪程度、あるいは南広場、駅の横と、こういう大きな3地点に公有地、あるいは土地開発公社の土地があるわけでございますから、私はこの土地も含めて活性化の中で再生をしっかりと組み込んだ計画をつくってほしいと、こういう期待をしてこれまで関係者の協議を見守ってまいりました。なかなかこのような国の支援もいただきながら、再生事業を組み立てるといのはそうたびたびチャンスがあるものではないと。ですから、少し時間がかかってもというスタンスを持って眺めておりましたけれども、今議員の御指摘のようになかなか当事者だけで方向づけができないという状況が続いているということでもあります。このことは、日本の経済、とりわけ地方都市における共通の悩みだというふうには思っておりますけれども、しかし先送りをしていい条件が出てくるということはないと。やはりどこかできちっと決断をつけるべしと、こういうふうに思っております。

協議の中で多く出てきていますのは、まちなか居住と、こういうことが非常に多いわけございまして、建設業者あるいは行政が町中に住宅を建

てて、住みよいコンパクトなまちを形成していきたいと、してほしいと、こういうような願いでありますけれども、皆さんのほうも当然人口の動向が一つありますけれども、皆さんそれぞれ持ち家等を持っているわけですから、計画どおりにそのような事業をやっても例えば埋まらないだとか、こういうことも想定をされるわけでございまして、私はこの中活事業が建物をつくって目的を達したということではないと。あくまでも商業者を中心にした知恵と頑張りで市民の皆さんがその中心地にいろいろなものを求めているものが実現できることと、その中に行政がどう応援をするのかと、こういうことに集約されるものと、こんなふうに期待をしております。コープさっぽろの進出等につきましても、あのゾーンについては私ども行政そのものが複合交流施設ということでバス停も含めてのともと計画を持っているわけですが、それ以外の利用方法の提言はやはりまちなか居住と、こういうことに特化をしてきているということがありまして、今回の御意見も含めて、残された限られた時間でありまして、しっかりと商業関係者と協議をしたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 風連の再開発事業もいよいよ着工するというところで、合併して名寄、風連ともに発展、ともに寂れない、にぎわいを持つまちづくりを目指していく中では、今名寄市の中心街については非常に重要なまちの施策の一つだというふうに思いますので、しっかりと関係者あるいは民間レベルで協議をしながら進めていただきたいというふうに思います。

次にまいります。次に、名寄大学の件ですけれども、交付税で1億6,000万円当初よりふえたというようなことで、非常に心配している中でもよかったなというふうに思います。ただ、申し上げましたように施設なんかはまだまだ4年制大学としては不足している状況でないかなと思います。

そこで、財政的にもあるわけですが、いわゆる独立行政法人化を含めて、当初そういうお話もありました。含めて自主運営を目指していくという方針の中で、今後授業料等の見直し、先ほど答弁にもありましたけれども、公立でございまして、なかなか難しいと思っておりますけれども、いわゆる国等の見直しの中で名寄大学についてもその見直しに乗って、その可能性はあるのか。それから、施設設備をすれば最優先順位、あるいは新名寄市総合計画での整合性からいって、いわゆるローリングの中で早めてやる可能性もあるのか、この3点を伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 1つは、独立法人化に向けての取り組みかなと思っておりますが、御案内のとおり平成16年4月に地方独立行政法人法というのが施行されまして、国立大学に引き続いて公立大学についても法人化が進んできてございます。現状を申しますと、公立大学今全国に75ございます。そのうちの約半分近くが法人化になってございます。公立大学の中には都道府県立、あるいは市立大学、さらには事務組合等の大学と、こういうことに区分されるのですが、大体3区分も半分ぐらいの法人化の取り組みと、こういう状況になっています。それで、議員からお話ございましたように本学につきましてはまだ完成年度を迎えていないということもございまして、教員の問題、あるいは設備の部分につきましてもまだ未整備の部分がたくさんあると、こういう状況の中ではやはりきちっと基盤づくりをまず進めるということが大事なかなというふうに思っておりますし、法人化の取り組みをすとなると学内はもちろんでございますけれども、議会との関係もいろいろ出てきますので、まず法人化の部分についてはやっぱりきちっと基盤づくりをしてからその後の課題と、こういうことで受けとめていくところでございます。

それで、施設の整備の関係につきましては、先ほど今後予想される主なものをお答えをさせていただいたところでございますが、前期、後期合あわせてハード面あるいはソフト面入れますと20本ぐらいの部分を実は想定をしております。当然厳しい財政状況ということでございまして、それを踏まえての計画ということになるかと思っておりますし、またきのうもお話ししましたように全国から学生さんたちが本学にお越しをいただいていると。そういう中では学生さんたちが勉学をする教育環境が十分整っているのかと、こういうこともやはり大事でないかなと思っております。そういう部分では学内の中できちっと協議をして理解をすることも大事なのかなということで、その部分については今後進めてまいりたいと、このように思っております。

さらには、当然事業の優先度というのが出てくるわけなのですが、内部で今詰めている部分もございまして、今月から総合計画のローリングが始まってきますので、その中で説明をさせていただいて、できるだけ早く、当初後期であるものについても例えば前倒しでなるような、そんなことで取り組めればいいかと、こういうことで意見反映をしていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 申しわけございません。授業料の見直しの関係につきましては、先ほども申しましたように当時は国立大学に準じて設定をしてきてございます。国立大学は国立大学法人に変わってございまして、法人化というのはその趣旨というのは柔軟な経営をしていくといいましようか、そういう発想のもとに法の中で上限だけを定めてございまして、その中で各大学個々に授業料等を定めることができると、こういう仕組みになってございます。そういうことか

らいきますと、公立大学もそれに準じるという部分あるのですが、私どもまだ法人化になってございませんので、当初の標準額というのがそのまま推移していくのかなと、こういうふうを考えておりました、先ほど答弁させていただいたと、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） わかりました。魅力ある大学というのは、優秀な学生で、最終的には希望の持てるところに就職して、社会貢献をしていただくというのが大事で、さらには施設設備、そして優秀な教授陣と、いわゆる教員というのが一つの要素でないかなというふうに思います。先ほど13名の退職がいずれ出るというようなことですが、そこはしっかり大学と行政と連携をしながら、人員の確保に努めていただきたいと思いますというふうに要望しておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、農業政策について伺いたいと思います。まず、1つは、支援対策ですが、直接はできないということですが、農家負担軽減のためにさまざまな政策をやっていますけれども、この経費かかる数年間については、私冒頭申し上げました研修生事業ですとか良質米生産の技術対策ですとか、そういったものに少し農家負担軽減になるような予算措置をしていただけるように農協と内部協議を進めていただきたいと思いますというふうに要望しておきたいと思います。

自給率向上については、なかなか難しい問題で、この地方議会で云々ということにはならないわけですが、いずれにしても北海道はもう食料は200%生産しているわけで、本州にといいですか、府県に移出をしながらその人たちの食料を賄っているという食料基地なのですが、やはり北海道は輸送費がコストでかなりの大きなウエートを占めているわけで、今の自給率向上対策

の中にはなかなか新規作付云々という、不作地作付云々というようなことあるわけですが、この遠隔地、北海道の食料基地をさらに伸ばすためには輸送経費の軽減に対する助成措置、あるいは政策というものをやはり国に要望していく必要があるのではないかと私思いますので、こちら辺もしっかり一名寄市でなくてオール北海道として、この政策がきちっと反映されるように市長を中心に要望していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、地産地消の件ですが、今ふるさと応援条例ができて、どうこれをPRしていくのだというような話があったわけですが、私は地域で発送される、個人的にでも商店的にでも発送されるいわゆる物産の中に島市長のごあいさつを入れたパンフレット、リーフレット、その中には名寄市はこういうまちですよと、ぜひ地方の皆さん、名寄に縁故のある皆さん、こういう応援をしていただきたいと思いますというようなことを含めたそういう新しい考え方を持つことができるのか伺いたいというふうに思います。もう最後でございますので、その点1点だけよろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地産地消の取り組みも部長から答弁をさせていただいておりますが、非常に道の駅の開設も含めて広がってきたと、こういう認識をしております。名寄市民だけが地元の産品をとということにはならない生産という産地でございますから、広く全国に買い求めていただく努力ということがありますが、あわせてふるさと納税制度のPRも含めて御提言をいただきました。ぜひ参考にさせていただいて、この名寄市が広く全国に認知をいただくと、そしてまた応援もいただくと、こんなことに取り組みを強めていきたいと、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

生産資材高騰による農家経済の影響と展望につ

いて外2件を、日根野正敏議員。

○11番（日根野正敏議員） 議長より指名がありましたので、今定例会において大項目3件について通告に沿い、お伺いをいたします。

生産資材高騰による農家経済の影響と展望について、この関係につきましても昨日の植松議員、それから先ほどの黒井議員と重複するところもありますけれども、お許しをいただきたいと思いません。生産資材に限らずすべての物価が上昇し、農業者に限らず社会全体の景気が低迷している現状ですが、特に1次産業の農業は生産物に価格転嫁ができない流通構造になっているため、大きくその影響を受けているところであります。ことしは、農産物全般にわたり全国的に豊作基調で推移し、販売価格が低迷し、水稲につきましても集荷円滑化対策、余剰米処理の発動も予想され、価格の上昇も難しい状況が予想されます。次年度に向けての再生産可能な農業経営の限界を大きく超えた状況であり、国、道、自治体それぞれの責任において効果的な施策が必要と考えます。資材高騰の要因は、原油の高騰は言うまでもありませんが、もう一つ、毎年利用する肥料成分のリン酸とカリの原料高騰で、特にリン酸の原料であります燐鉱石につきましても現状の採掘方法ではあと数十年で枯渇の予想も出てきており、価格の下がる見込みは薄く、輸入にすべて頼っている日本の農業にとっては大きな課題であります。名寄市としても現状をしっかりと把握し、今後の営農展望を明るくする状況を見出さなければならぬと考えます。

そこで、5点について質問をいたします。資材高騰の影響とその把握についてお伺いをいたしますが、これについては一般的な経営体、水稲、畑作、酪農での影響額についてはどうなのかをお伺いをいたします。

次に、2点目、3点目ですけれども、今後の所得補償と支援策についてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

4点目、振興センターから見た所得向上に向け

た有望視される作物があればお伺いをいたします。

最後、5点目、情報化時代を迎え、資材や作物について来年あるいは長期的な信頼性の高い情報を把握し、一つの情報として発信すべきと考えます。以上、5点について農業関係でお伺いをいたします。

次に、下水道終末処理場、炭化センター、市内循環コンポストについてお伺いをいたします。地球温暖化など深刻な問題を抱える地球環境については周知のとおりであります。ことし7月に行われました洞爺湖サミットでも主要議題として議論をされましたが、最終的に最も効果が上がる方策は地球に住む人間一人一人が意識を高め、できることから実践することです。その船頭役である自治体が率先し、経済効果も踏まえて市内から出た汚泥や炭化物は市内で再利用し、循環させることが重要と考えます。さきの質問にもありましたように、生産資材の高騰の関係でも肥料の高騰は続くと考えられ、農業者の生産費抑制にも役立つように利用できる汚泥や炭化物のコンポスト化は環境に優しく、利用価値の高いものと考えます。

そこで、4点について両施設に質問をいたします。1点目、両施設の年間の排出量は各何トンずつあるのかお伺いをいたします。

2点目に、現在の利用方法と利用できない処理状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

3点目に、下水汚泥肥料、炭化物肥料の主要成分は何が何%含んでいるのかお伺いをいたします。

最後に、4点目でありますけれども、今後の課題と利用の見通しについてお伺いをいたします。

大項目3点目でございますが、特認校の状況と今後について。特認校制度については、保護者や生徒の意向を生かし、学校選択制の弾力化を図るため取り組まれ、名寄市では平成10年度より全国的にもいち早く取り入れ、現在では小学校4校、中学校2校を特認校に指定し、小学生、中学生合

わせ20名の生徒が指定校の自然豊かな環境の中、少人数のメリットを生かし、目の行き届いた環境のもとで学校生活が行われ、その効果を上げていると理解をしています。今後もこの制度を有効に利用し、子供たちの健全な育成と保護者、児童生徒の希望にこたえた教育の場の提供に努力をしていくべきと考えます。

そこで、4点についてお伺いをいたします。初めに、特認校に通う生徒の増減の動向はどのようになっているのかお伺いをいたします。

2点目に、特認校指定に当たっての基準は何かをお伺いをいたします。

3点目に、適正配置、学校再編との整合性をどのように図っていくのかお伺いをいたします。

4点目に、特認校には公共交通費の助成がありますが、公共交通のない地域に住む家庭に対しても公平な制度にすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

この場からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま日根野議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては上下水道室長から、3点目につきましては教育部長からの答えとなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、生産資材高騰による農家経済への影響と展望についての資材高騰の影響とその把握についてお尋ねをいただきました。当市における農業関係全般の影響の見込みにつきましては、先ほど御質問でお答えさせていただきましたとおり、合計で約6億6,400万円の影響と試算しているところでございます。

営農類型モデルごとの影響額につきましては、先ほどの黒井議員の質問と繰り返しになりますけれども、申し上げますと、1つにはモチ米、20ヘクタール規模の水稲専業経営では19年度に対しまして平成20年度見込額は61万円、平成2

1年度では約173万円、次に麦、小豆、バレイショ等々の30ヘクタール規模の畑作専業経営では20年度影響額は約98万円、21年度見込みでは255万円、次にコーン、タマネギ、大根等々22ヘクタール規模の野菜専業経営では平成20年度では128万円、21年度では約314万円、米、秋まき小麦、花卉等々18ヘクタール規模の施設園芸専業経営では20年度で見込額約200万円、21年度では334万円、乳牛飼育頭数110頭、草地73ヘクタール規模の酪農専業経営では平成20年度見込みでは約566万円、21年度では約700万円の影響があるものというふうに受けとめております。いずれも経営的規模の大きな経営体での見込額というふうになってございます。

次に、所得確保に向けたお考えでございますけれども、農産物価格につきましては特に平成11年度以降国内の景気低迷、消費の減退や国際化の進展による輸入農産物の拡大により、農産物価格は大きく低迷しております。規模拡大によるコスト低減の努力は限界に近く、農業所得は毎年減少し、所得の確保が難しい状況にあります。国は、平成19年度より担い手の経営全体に着目した水田・畑作経営所得安定対策等の新たな経営所得安定対策が導入されたものの、地域の実態には合っておらず実効が上がらないことから、20年度に見直しをしたところでございます。一方、世界的な原油高騰、穀物価格の高騰の影響によりまして農業経営費は大きく上昇し、農業経営を圧迫しております。所得の確保は、何といたっても国の政策によるところが大きいということは言うまでもございません。国も平成21年度の概算要求で食料自給率向上に向けた取り組みを総合的に支援する対策を盛り込んでおります。農業再生産が可能な所得安定対策を要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。当市におきましては、農業・農村振興計画に基づき、1つには土づくり、2つには農業生産基盤の整備、3つ目に

は農畜産物の安定的な生産、4つ目には特産農産物の振興とブランド化の各種施策を推進し、収益性の高い農業を確立し、所得の確保を図ってまいります。

ことしの作柄は、幸いにいたしまして全般的に良好で、平年並み以上の状況となっておりますけれども、反面価格に心配を残しております。米につきましては、昨年以上の仮渡金と聞き及んでいるところでございます。野菜につきましては、現在のところ計画に近い市況ですが、大根、葉物類は計画を大きく下回っている状況であるというふうに受けとめております。

次、支援策の考え方を申し上げます。国の支援策につきましては、1つ目には原油価格高騰に対応した省エネルギー技術設備の導入促進、2つ目には肥料コストを抑えた施肥体系の転換促進、3つ目には飼料価格の高騰に対応した飼料供給体制の強化などが打ち出されておりますが、具体的に示されていない状況にございます。道も国と連携を図りながら、時期を逸することなく対策を講じていくものというふうに受けとめております。農協系統も肥料を中心に全農、ホクレンも支援を打ち出しており、JA道北なよろでは肥料の早期取引奨励で代金決済、21年6月30日というふうに聞いておりますが、化学肥料、BB肥料、単肥、燐安の価格低減をすべく対策を講じていくというふうに聞いております。市の支援につきましては、燃料の高騰につきましては影響は農業だけではないということでございますので、そうした中、道の総合的な対策を見きわめながら検討してまいりたいというふうに考えております。

今後の営農指導も含めた考え方につきましては、先ほども申し上げましたけれども、土壌診断の実施による施肥の適正使用による肥料のコスト低減や普及指導、あるいは国、道の対策に注意を払い、関係機関、団体などと連携を密にして、情報提供を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業振興センターから見た所得向上に向けた有望作物はとのお尋ねでございます。食料自給率40%の我が国において、米の生産調整や水田・畑作経営所得安定対策の導入などでどの作物も作付が制限され、しかも価格が低迷している現状の中におきまして特に畑作や野菜農家は作付に頭を悩ませているのが実態であろうというふうに考えております。市の農業・農村振興計画におきましては、アスパラ、カボチャ、バレイショ、花卉、ユリネ、イチゴ、ネギ、トマト、ピーマンを振興作物と位置づけているところでございます。農業振興センターにおいては、名寄地域に合う新しい有望作物の試験等を行っていますが、今すぐ生産者にお勧めできる作物及び生産技術には至っておりませんが、現行の作物でも出荷時期を調整し、収益を上げる技術、または収量を上げる技術の実証試験を行っております。アスパラガスではハウス促成、伏せ込み栽培技術を用いた定植2年目の収量の増大と定植作業の軽減を図る栽培技術、2つ目には露地ナガネギではマルチ被覆による早期出荷の技術、3つ目にはスイートコーンで高品質スイートコーンの栽培技術、4つ目ではイチゴでは夏、秋収穫が可能な品種等々ございますが、設備投資、労働力の確保、生産性など各生産者の状況に合う作物を選択することが重要になりますので、JA、振興センター、普及センター等に対応してまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、国内及び世界情勢の把握と情報発信はとのお尋ねをいただきました。作物の作付の動向をいち早く把握でき、営農計画を考えることができれば価格面で優位に立てるとは思いますけれども、気象条件や輸入によって価格が大きく左右される状況でもあります。ホクレン、種子業者などは、国内はもちろん世界的な状況をにらみながら戦略を立てていることとは思いますけれども、末端の自治体が素早く情報をつかみ、情報発信を行うことは限度があろうかと思っております。ただ、前

年度までの作付状況、価格状況を調査、確認することは可能と考えております。JAからの情報発信が適切と思いますが、生産者が多少なりとも営農計画を立てやすい情報発信の仕組みを今後関係機関、団体と研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 私からは、大きな項目2点目の下水道終末処理場、炭化センター、市内循環コンポストについて関連していますので、一括してお答えさせていただきます。

(1)の各施設の年間排出量につきましてはですが、名寄下水終末処理場は生活環境の改善、快適で安全な暮らしの実現という基本的役割を担った下水道整備事業の一つとして、昭和55年より供用を開始しております。汚水を処理し、きれいな水にして河川に戻す処理の過程で発生するものが下水汚泥と言われるものであり、年間に800トンから900トンで、平成19年度実績で812トンの下水汚泥が発生しております。炭化センターでは、名寄市、下川町、美深町の共同で一般廃棄物処理施設として平成15年から供用を開始しており、生ごみ、紙くず等々を乾燥、炭化処理する年間の取り扱い量は平成19年度で4,183トンであり、処理に伴い発生する生成炭は313.5トンとなっております。

次に、(2)番目の現在の利用及び処理状況ですが、下水汚泥につきましては平成12年、肥料法改正により下水汚泥肥料としての基準要件を満たしていることから、農林水産大臣の認可を受け、再生利用業の許可を受けている智恵文地区の利用組合の畑に提供してきました。平成19年度の利用組合員圃場への農地還元した量につきましては509トンとなっており、残りは産業廃棄物として処分をしています。また、炭化センターの生成炭313.5トンのうち310.9トンは、新日鐵室蘭でガス発生抑制剤として利用されてお

ます。

次に、(3)の下水汚泥肥料、炭化物肥料の成分ではありますが、下水汚泥には窒素、リン酸等の肥効成分が含まれているため、資源的価値が見直され、農地への還元が行われております。下水汚泥肥料の成分につきましては、3要素である窒素は1.2%、リン酸は1.1%、カリウムでは0.5%未満で、微量元素の亜鉛は汚泥1キロ当たり96ミリグラム含まれております。炭化センターの生成炭につきましては、窒素2.7%、リン酸では2.57%、カリウムでは1.09%と亜鉛につきましては生成炭1キロ当たり444.7ミリグラム含まれていると成分分析結果を得ています。

次に、(4)の現在の課題と利用の見通しについてであります。下水汚泥の農地還元に当たっては廃棄物処理及び肥料取締法等の関係法令のほか北海道の関係部局より下水汚泥の利用に当たっての通達が出されており、これらを遵守しながら市内から発生する有機質資源の循環有効利用及び肥料費の節減のため、下水汚泥肥料の活用としての位置づけをもって供給できる量に制限はありますが、需要者の希望に対応していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3点目、特認校の現状と今後についてお答えをいたします。

初めに、特認校に通う生徒の現状と生徒数の増減についてお答えをいたします。特認校制度については、保護者が特認校の設置趣旨と目的に従い、小規模校の有する特色の中で児童生徒に教育を受けさせたいという場合に限定されるものであり、保護者の希望のみで通学すべき学校の変更を認めるものではありません。本市は、平成10年度から特認校制度を開始し、小学校4校、中学校2校を指定しておりますが、過去の通学者については中名寄小学校が4名、智恵文小学校が1名、智恵

文中学校が10名となっております。また、平成20年5月1日現在の在學生については、中名寄小学校が11名、智恵文中学校は9名の合計20名が特認制度を活用して通学している現況にございます。

次に、特認校指定の基準についてお答えをいたします。特認校指定については、学校教育法施行令第5条第2項の規定や名寄市小規模校における通学区域外に関する取り扱い要綱に基づき教育委員会が市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模校の小学校や中学校を特認校として指定し、通学区域制度の弾力的運用を図るものでございます。指定に当たっては、当該学校において児童生徒、保護者が心身の健康増進や豊かな人間性を培いたいという希望や少人数の学習指導による基礎、基本の定着が図られるなどを一定の条件として指定してございます。しかし、既に特認校と指定している小中学校6校のうち4校については現在児童生徒の就学がなされていない現況にございます。学校教育法施行令第8条では、学校指定の変更や区域外就学を認める理由について児童生徒の具体的事情に即して通学区域の弾力的な取り扱いができることから、今後特認校指定をしている小中学校の実態を見きわめて、指定の取り消しなどの措置も必要と考えているところでございます。

次に、適正配置との整合性についてお答えをいたします。本年4月に策定いたしました名寄市立小中学校適正配置計画第1期において郊外農村地区の小中学校配置の将来方向と適正配置の実施時期について定めてございます。対象としている郊外農村地区の小中学校は、中名寄小学校、智恵文小学校、下多寄小学校、東風連小学校、風連日進小学校、智恵文中学校、風連日進中学校の7校でございます。このうち下多寄小学校を除く6校の小中学校が特認校に指定している現況にございます。適正配置計画における将来方向については、地域の実情に応じて中心となるべき学校への統合を含めた検討を行い、再編を進めることとしてご

ざいます。また、適正配置の実施時期として、児童生徒数の将来推計による欠学年の発生が将来にわたって継続していくことが予測され、学校施設の老朽化や耐震化の推進を考慮して検討を行うこととしております。この計画の策定に当たって、平成18年度、19年度の2力年にわたり審議をしていただきました名寄市小中学校適正配置検討委員会において特認校の現状やあり方について議論がなされ、平成20年1月の報告では特認校の制度は存続の必要を認めるが、指定に当たっては必要性を十分に吟味することが肝要であるとの考えを示しております。

適正配置計画の基本的な考え方は、児童生徒数が減少し、教育条件が変化していく中で、子供たちにとってよりよい教育環境を保障するために学校の統廃合や通学区域の変更により適正な学校規模の確保を図ろうとするものでございます。また、本市が実施しております特認校の制度は、郊外小規模校の特色ある教育活動により児童生徒に教育を受けさせたいと希望される保護者の意思に基づいて、一定の条件のもとで就学を認めるものでございます。両者は、子供たちにとってよりよい教育環境を保障しようとする目的は同じであります。施策の考え方や実施方策などに相違があり、統一的な整合性を持つものとは認識はいたしておりません。

次に、通学助成、公共交通のない学校の対応についてお答えをいたします。遠距離から通学をする児童生徒については、居住地から学校所在地までの区間に対し遠距離児童生徒補助要綱に基づき公共交通機関を利用し、通学している児童生徒に通学費の助成を行っております。特認校へ通学している児童生徒に対しても遠距離児童生徒補助要綱により通学距離にかかわらず通学費の支給を行っております。平成19年度では小学校では9名、中学校では11名に対し助成を実施いたしました。平成20年度につきましても20名の児童生徒に助成を行っているところであります。今後

におきましても特認校制度対象の児童生徒について継続して助成を実施してまいります。

また、指定している特認校6校については、通学的手段としてすべて路線バスが運行しており、公共交通機関での通学が可能となっております。現在児童生徒が特認校として通学している中名寄小学校と智恵文中学校については路線バスを利用して通学をしている状況であり、今後他の特認校への通学についても路線バスを利用した通学を進めていきたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、最後にお尋ねしました特認校の関係から再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、最初の答弁がちょっとわからなかったのですけれども、近年の特認校に通う子供たちがふえているのか、それとも現状ここ何年も通う児童生徒がふえていないのか、その辺の増減についてもう一度お伺いしたいのと、最後の答弁で特認校の指定の取り消しも今後考えていくというような御答弁もありましたけれども、その理由として考えられるのはどういうことがあるのか。例えば適正配置で統合の関係もあってもう先がないと、そういうことで指定を取り消すのか、それとも指定をしても通う子供がいないから指定を取り消す方向になるのか、その辺2点についてまずお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 特認校に通う生徒の増減ということでもありますけれども、平成10年度からこの制度が開始されておまして、当初は少ない人数で通っていたと。これは、特認校で各学年何名以内というふうに決まっておまして、そのことも含めてあろうかと思っておりますけれども、特認校で今行われている中名寄小学校、それから智恵文中学校、現在も数名の子供たち通っている

わけですけれども、やはりそれぞれの学校の特色あるいはバググラウンドを子供も、あるいは保護者もその教育環境をよいという部分の中でそれが認められ、そしてそこに通う子供たち、保護者を見て、周りの方もその学校に行きたいといったことも含めて特認校に通う、今2つ行っている学校についてはふえてきているという状況にございます。

それと、特認校の措置解除という部分のお尋ねでございますけれども、これは平成10年度から制度開始してから一定の年数がたっております。その中で、ある学校については数名通って、その後途切れているという状況にあります。それで、その途切れている年数がかなりたっているということもございまして、そのままいいのかどうかということがあります。それは、各学校あるいは地域での考え方もございましょうけれども、やはり一定程度その特認校に通う子供たちがいないということになれば、その辺についてそのまま特認校として指定をしていくことがいいのかどうかということも含めてありますので、これについてはどうしてそういった形で特認校に入っていくのかという部分もありますので、その辺については学校等について協議をしていきたいというふうに思って、そういうふうな答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 風連の場合は、特認制度が旧風連時代はなくて、ここ一、二年でその指定をされたということで、名寄とは大分歴史が違うわけで、今現在認定を受けて通っている子供はいないわけですけれども、何かきっかけがあって、子供たち一人でも二人でも入ればその状況は変わってくるのではないかなというふうに考えますので、それともう一つはやっぱり歴史が浅い分、特認校の中身を風連の保護者あるいは子供たちもよくわからないのではないかなというふうに

考えているのですけれども、その辺の周知を徹底しなければなかなか通学区域外から飛び出して、その指定校行くということにはならないと思うので、その辺の周知、もう少し教育委員会のほうでも努力をするべきではないかなと思っていますけれども、今現状の見解でお伺いしたいのと、それから適正配置との整合性なのですけれども、今の適正配置については、計画については地元の子供たちの人数で、地元から子供がいなくなるから統廃合ということになっていると思うのですけれども、特認校にほかから通っている生徒についてもその人数の実績に応じてプラスした考え方もある程度したほうがいいのではないかなというふうに考えているのですけれども、それはやはりその学校の努力であったり、地域の関係者の努力があって子供たちが集まってくるということですので、その努力をまるきり見ないということにはならないのではないかなと思いますので、その辺の見解、2点お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 特認校制度がどのようになっているかということでのPR、それが不足しているのではないかということですが、これは広報等を通じて特認校制度というのはこういうものでありますよと、市内の特認校指定はこういう学校がありますということで広報等ではお知らせしております。また、実態的には各学校がやっぱりその学校の特色なり、あるいはバググラウンドのよさといったものもPRしなければならないというふうに思っていますから、その辺については教育委員会もその支援をしていくということで、それぞれの学校との協議をしているということでございます。なお一層支援がまだこういう部分の中でできるのだよというPRの手法、そういったものがあるということであれば、そういったことで今後また検討していきたいなというふうに思っております。

それから、2点目の適正配置との関連というこ

とでありますけれども、先ほども申したように適正配置につきましては現況の学校が今後どういうふうにして推計されていくのかということでの適正配置検討委員会での論議がございました。これは、学校規模による部分でございます。そういった部分では、特認校の問題についても適正配置検討委員会の中で論議がされましたけれども、特認校の制度の問題と現況の子供たちが将来どういうふうになっていくのか、そしてよりよい教育環境を求めるときにどういうふうにするのかといったことが議論の集中された部分がございますけれども、この部分につきましては将来的な学校の児童生徒数の推計に基づいて、そういった教育効果が求められないという状況になってきたときにやはり学校あるいは地域とその部分について協議をしていきたいということですので、適正配置と特認校をリンクするというものではありませんので、その辺については御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 整合性について、結論的には特認校に何ぼ通学区域外から生徒がたくさん来ようがそれは見ないという結論なのか、その辺もう少しはっきり教えてほしいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 特認校ということで、その学校のよさを含めて子供たちが通ってきて、それで教育環境的にそれが継続されていくということであればその環境は認めていくことになろうと思いますけれども、現状的にその中でそうした学校環境、例えば今学校の施設の経過、そういったものとどういうふうにリンクをしていくかということでございますので、その辺についてはそういった具体的な事例が出てきた部分の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） わかりました。

続いて、通学助成についてでございますけれども、これからもバス通でない補助金は出さないよというような答弁でございますけれども、これは合併前から名寄市が行っている助成で、風連と合併してからとはちょっと状況が違うのではないかなと。どこの学校も指定校の前にはバスが通っていますけれども、そのバスに乗るまでにバスがないというのが現状なのです。新名寄市になって非常に面積的に大きなまちになって、南北ですと35キロもあると。幾ら子供たちが減ったとしても、端から端までそれぞれ子供たちは少ないとはいえますので、その辺市内優先でなくて端っこに住んでいる子供たちにも、あるいはその親御さんにも何らかの助成が当たるように検討をすべきではないかなというふうに考えますけれども、もう一度見解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 特認校制度の目的といますか、趣旨といますか、これについては先ほども言ったように郊外の小規模校に通う、そしてその教育、バググラウンド、そういったものに保護者あるいは児童が行きたいと、よりよい教育環境を求めて行きたいということで認めているという制度であります。そういった中で、平成18、19年度の適正配置検討委員会の中でも特認校の問題について出たわけですが、自分で、あるいは親がそこに通わせたいと、意思を持って通わせたいといった部分にその通学費の補助をすべきなのかどうなのかといったような論議もありました。一般的に遠距離通学というのは、校区内が決められて、一定以上のキロ数を通わなければならないときに通学補助をするといったことで通学補助制度がありますけれども、特認校制度の部分についてはそういうことではなくて、そういう子供たち、親たちの意思で行くということでもありますから、通学費の全額補助ということではなくて2分の1の補助をするということでもあります。また、その通学条件については公共交通機関

を利用してということであっておりますので、それを親御さんも納得して、理解をして行ってもらおうといったようなのが特認制度の趣旨でありますので、その辺について御理解いただければなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） そこに行く決めて意欲を持って行くのだから、ある程度遠くてもバスを使えというように受けとめたのですけれども、しかし名寄の例ではないですけれども、一般論として例えば特認校に通う子供たちというのは区域内の学校に行きたくないだとか、学校自体もう既にある程度行きたくないから親御さんなりが心配して、そしたらこういう環境に入れようという、そういう裏事情があって行っている子供が多いのではないかなというふうに考えているのですけれども、それに輪をかけてバスを使うとなれば、例えば名寄から日進に行く場合ですとバスの一般的な時刻がない回送でというようなことも考えているようですけれども、朝6時台からそのバスに乗って、学校に行きたくない子供がそれを意欲を持って行くかどうかというのもまた疑問になりますし、またバス停まで親御さんが車を使って送ったり、学校まで送ったりという経済的などということが進めない場合もあると思うのです、行かせたいと思っても。だから、そういうちょっとしたはずみをつけるために、大きな助成をすれというわけではなくて、ささやかな助成でもある程度名寄市全体をフォローできるような、距離的に通学助成をわずかですけれども、与えるという考えを持ってほしいなと思うのですけれども、最後にもう一回この見解をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 機会均等という部分の中で考えていくと、その辺が非常に難しい部分だというふうに思いますけれども、現状での学校に通学するという目的といますか、そういったことを考えていきますと、それを全部に当ては

めていくというのが本当にいいことなのか、あるいはできることなのか、そういった難しさが、二者択一的な難しさがあります。できればそういったことであるのがいいのかもしれませんが、本来の学校に通うという本質からそうしたことでの幅を広げていくと今度どこまでいけばいいのかといったこともありますので、その辺非常に難しいと思いますので、教育委員会としては現状どおりの制度で進まさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 何か不公平感が残るような感じもしますけれども、今後機会があれば再度検討していただきたいという要望で終わらせていただきます。

次に、下水道汚泥のコンポストでございますけれども、名寄の関係の数量はわかったのですけれども、風連の関係も年間何トン出ているか、また肥料としては利用登録をしていないということなのですけれども、今後登録できないのかお伺いしたいのと、それからことし名寄の終末処理場で成分検査で基準値以上の水銀が検出された。その原因は究明できたのか、またできないとすればどういう可能性があってその基準値を超えた水銀が入ったのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいま風連の浄化センターの年間発生量でございますけれども、風連浄化管理センターでの汚水処理区域は180.2ヘクタールあります。その中の汚水処理能力が日最大で1,786立方メートル、そのうち年間発生量としましては平成17年が148トン、平成18年が184トン、平成19年が143トンとなっているところでございます。

また、今の名寄終末処理場から出ている汚泥の肥料を風連のほうにもということでございますけれども、現在下水終末処理場の下水汚泥肥料につきましては、智恵文地区の名寄有機入り肥料組合

ということで15組合員が設立しまして、その中の畑作農家でスイートコーン、またカボチャ、牧草、バレイショ、こういったものの栽培作物で、作付面積につきましては28ヘクタール、量にしましては509トンとして利用されています。新たな風連地区への供給でございますけれども、汚泥受け入れ農家で利用組合を設立することが求められています。その中で受け入れ態勢の整備を図っていただき、なおかつ今現在汚泥肥料として名寄地区で使われていますけれども、生産量にも限度があります。そういったことで、今後十分この辺を検討協議をしながら、必要と考えていきますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

もう一点目のさきの6月の下水終末処理場から水銀の流入ということで、実は下水終末処理場ではこれまで肥料として還元を行う汚泥につきまして肥料取締法に基づく含有金属検査を年2回実施してきましたが、この間水銀含有濃度は0.3ppmから0.69ppmと極めて低い値で、問題が発生したことがありませんでした。また、今回6月に問題が発覚して以来市内全域にわたる水道需要幹線、または公共桝などの調査も実施してきましたが、この汚染につながる状況の発見にはまだ至っておりません。ことしの2月に行った試験結果では全くこういった問題はない、その後何らかの要因で一時的に高濃度の水銀流入があったものと推測されています。こういったことでまだ原因はつかめていませんけれども、今後も継続的な調査、試験を実施しながら、さらに下水道使用に係る注意事項の啓蒙を行いまして、再発防止を図ってまいりたいと、このように思っていますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） わかりました。水銀については、ぜひ今後とも啓発活動を継続していただきたいなと思います。

それから、下水汚泥の肥料の関係なのですけれども、成分をお聞きしましたら本当に汚泥についても、特に炭化物については本当に肥料として高成分を持っているということでございますけれども、ただしかしどちらも、汚泥肥料は水分があつてばそぼそでちょっと一般の肥料まきではまけないという欠点があつて、堆肥まきみたいな酪農家が持っているそういった部分ですとまけるのですけれども、まきづらいという欠点があります。それから、炭化物については非常に粒子が細かくて、普通の肥料まきでまくと目が詰まって下に出てこない可能性もありますし、うまくまかさつたとしても空に飛んでいく分が多いのではないかなというふうに考えます。そこで、この2つをミックスすれば、下水汚泥については水分がある程度なくなるし、それから炭化物についてはまきやすくなる、その辺の今後研究をしていただきたいのですけれども、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいま下水汚泥肥料を炭化センターのとまぜれないのかということの御質問でございますけれども、今の下水汚泥肥料そのままでは水分もかなり多く、粘性度もあることと、それから今議員言われるように炭化センターの炭化物につきましては乾燥した微粉末であることから、両方をまぜることによって水分調整、それと肥料の3要素の割合も高く混合していくのではないかと、よくなるのではないかと、そのようにも考えているところでございますけれども、この両方をまぜることによって下水汚泥肥料としてどうなるのか、登録が可能なのか、その取り扱いがどうなるのか、そういったことを今後研究等々進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） ぜひ積極的に研究をしていただきたいと思っております。先ほどから農業問題については担当部局も今の状況はよくわかっ

ていることと思っておりますので、市に個別保障をすれといつてもこれは無理な話でありますので、こういうところから積極的に農家に後方支援を強く望みたいと思っております。下水道に関しては、これで質問を終わります。

最後に、資材の関係でございますけれども、今言ったとおり名寄市の農業についてはもう危機的な状況を超えて、このまま続けばいつ離農してもおかしくないような農家が続々と出てくるのではないかなというふうに考えます。まず、経済部としてことしやらなければならないことは、先ほど答弁にもありましたとおり、国、道の各種支援策を漏れなく網羅して、理解をして、それを農家につなげていくということが最大の仕事ではないかなというふうに思っています。

それから、最後の答弁でいろんな情報をつかんで市が発信するというのは難しいというような答弁もあつたわけですが、しかしこれはやらなければだめな仕事で、今ある農業振興センターを使ってやはり積極的にこの部分は本当に進めていかなければ、いつまでたつても道北の名寄の土地では上に上がっていけないというような気がしますので、振興センターももう一度機能のある程度精査して、例えば今水稻の試験だとか麦の試験だとかやっていますけれども、それらについてはもう既に上川農試ですとかいろいろところでデータというのは集まりますので、そういうところに労力を使わないで、そういった先進的な農家の所得の上がるような方向に力を集中すべきではないかなと思っておりますけれども、その辺の見解をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 農業振興センターのあり方についてお話があつたわけですが、私もあそこで2年ぐらいおりましたので、内容はよく存じているつもりであります。しかしながら、その後合併ということでまちの規模が相当変わってきたというようなことから、当初の考え方を

少し変えていかなければいけないというふうに私自身も考えております。当時は、転作に対応した転作作物をどういうふうを選んでいくかと、そしてその作物を上手に換金できるような方法を選んでいこうということで、この土地に合った作物は何であるかということも含めて試験展示をやっていき、それぞれある程度一定程度の成果をおさめてきたのかなと、このように思っております。

昨今の農業事情を含めて、グローバル的になってきたと。世界の作物が全部日本に入ってくると、このようなことも含めて、今作物を選ぶのには相当勇気を持って、そして情報を持って選んでいかなければいけないのかなと、こういうふうを考えております。好みがたくさん今ありますから、例えば花にしてもことしピンクはやったら来年もピンクつくってあればいいのかと、こういうことにはなりませんので、どういう種がどういうふう販売され、そして来年の生産量は日本的にはこういうふうになると、世界的にはこうあると、こういった情報というのは農家にとっても非常に大事な情報かなと、このように思っております。その上で、作物を選定していくと、これも農家にとって非常に大事な仕事なのかなと、このように思っています。そういった仕事も担いながら振興センターはこれからもやっていかなければいけないと思っております。しかしながら、上部にはそれぞれ試験研究の部分では農業試験場がありますから、そういったところの情報はいただけるわけですが、それよりいち早く情報を得るにはやはり種を売っているところ、これが来年はどの作物がどういうふうになっていくという情報が一番早いのは種屋さんでございます。これは、あそこの振興センターを通じながら、それぞれ種屋さんも出入りするわけですから、そういうところの状況を把握しながら、情報として流していきたいなど、このように思っておりますが、非常に数限りなくある種でございますから、また日本の企業もたばこをやっている専売公社が種をつくったり、キリ

ンビールがつくったりというようなことでふくそうしておりますから、そういった部分もきちっと交通整理しながら情報を得るとか公開に当たっていければなど、このように思っていますし、農業の情勢がだんだん変わってきますから、それに対応できた農業振興センターでありたいなど、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新学習指導要領等について外2件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問してまいります。

1点目は、新学習指導要領についてお伺いいたします。本年の3月28日に新しい幼稚園教育要領、小学校、中学校学習指導要領が告示され、学校教育法施行規則の一部改正が文部科学省から報告されました。この新学習指導要領は、幼稚園は平成21年度から、小学校は23年度から、中学校は24年度から実施の予定で、現在は周知移行期間であります。全面実施年度に向けて整備を着実に確立しなければならないと考えます。

さて、8月下旬に全国学力テストの結果が公表されました。その結果、全国では昨年よりさらに基礎的な知識も応用力を問う問題でもそれぞれ10%程度の低下となりました。また、地域格差も浮き彫りになりました。北海道は、小学校、中学校とも全国の中でも昨年と同様全国正答率を大きく下回るという結果になりました。道教育委員会は、家庭学習習慣や読書習慣化、正しい生活習慣など保護者に呼びかけている5つの提言や学校改

善支援プランの取り組みが反映されていない結果で、残念であるとコメントいたしました。そしてまた、ことし1月に昨年の全国学力調査で14支庁管内別結果から地域格差の存在が浮かび上がりました。これは、居住する地域にかかわらず質の高い教育を受けられる環境を創出している自治体は、指導力や教育力向上に独自に努力している結果だと分析しております。今回の調査の分析結果を住民に説明し、質の高い教育に結びつけていかななくてはならないと思われまます。平成24年度の全面実施される新学習指導要領は、約3年の審議を経て、また昨年の全国学力テストの分析を経ての新しい学習指導要領であると思っております。今後の教育に大いに反映されるものだと期待しているものであります。このたびの新しい学習指導要領は、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、生きる力をはぐくむという学習指導要領を実現するため、その具体的な手だてを確立する観点から学習指導要領が改訂されました。これは、教育現場の教師だけでなく、家庭や地域、市民も教育に対して共有しなければならないと考えまますので、教師を初めとする教育関係者、保護者等に対する説明はどのようになされたのか、どのようにするのか伺います。

次に、21年度実施の幼稚園教育要領について伺います。幼稚園教育要領は、文言がなくなったり、新たに入ったり、また大項目も削除されたり、新たに創設されたりしております。特に総則の冒頭に幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な云々と続くわけですが、こういう文言が入りました。これは、義務教育はもとよりその後の人生に影響する重要な教育現場であることが明記されたわけでありまます。また、食育に関する項も新設されました。食育を通して食習慣や食べる喜び、楽しさを味わったり、食べ物への興味を持たせたり、進んで食べる気持ちを育てたりする教育も入りました。集団生活に関しても新設されました。これは、教師との深いかわり

が重要になってまいりまますし、家族と連携しながら育成教育がされなければならないと考えまます。名寄市の場合厚労省管轄である保育所を含めて幼稚園、家族等の連携はどのようにされるのか伺います。

次に、21年度前倒し教育について伺います。国を愛する態度、公共の精神等の総論、道徳は前倒し教育となっておりますが、教育そのものに反対の方もいると思われまます。どのような対応をしていくのか。また、理数科目も前倒しとなっております。特に実験や実践で培う活用する力を育成するには教材等の整備が欠かせないものと思っております。教育環境の整備はどのようになっているのか伺います。

次に、新学習指導要領等の趣旨の具現施策について伺います。新学習指導要領の主な改訂事項には、各教科などにおける言語活動の育成を充実させる、科学技術の土台となる理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、環境教育やキャリア教育、食育などの充実などですが、趣旨を実現するためには指導体制の確立を含む教育条件整備、教科書や指導方法の改善などの諸施策を総合的に展開していくことが極めて重要であると文部科学大臣の談話にありまましたが、名寄市にとっても今後具体的に取り組みを進めなければならないと考えまます。新指導要領に前向きに取り組むことこそが立派な人間形成と学力向上につながるものと確信いたしております。現実問題として学力向上を目指すには、国際的にトップを誇るフィンランドとか国内トップを誇る秋田県では教育環境は地域、家庭、学校との連携、少人数指導が要因にあるようでありまます。また、教師も自己研さんしなければならないでしょう。自己研さんできる環境をつくらなくてはならないと思われまます。いろいろな機能が兼ね合ってこそ子供たちの学力が向上するものだと思います。学力が子供たちの唯一の尺度とは言えないものの、子供たちの実態を見ることによって次

のステップのきっかけとなる重要なものであることには間違いのないと思われます。そこで、どういう環境づくりをしていくのか構想をお聞かせください。教師の増強、保健体育での武道、ダンスの導入、英語科目に対する環境整備等についても構想をお聞かせください。

第2点目に、株式会社ふうれん望湖台振興公社の運営管理についてお尋ねいたします。ふうれん望湖台は、多様化する生活文化の創造と振興及び情操豊かな市民の育成を助長し、地域住民の健全な発展と豊かな森林環境による住民の保養に寄与することを目的として設置されているわけですが、春から秋にかけて地方からも利用客が滞在し、自然を満喫して帰る人もいます。特にゴールデンウィーク、夏休み等家族でのオートキャンプ場の人気には定評があります。子供たちのカブトムシ採集にも人気があります。

さて、株式会社ふうれん望湖台振興公社は、指定管理者としてセンターハウスと自然公園全体の運営管理を任されて2年となる19年度の実績は、ハウス利用客は落ちたものの宿泊増加と経費見直しによる経費節減努力により71万2,000円の利益を上げました。本年度も新たな事業計画のもとさまざまな事業を行ってきたわけですが、上半期事業の見込み実績について伺いたいと思います。また、自然公園の未整備地区の整備事業計画についてどのような予定と予算を見積もっているのか伺います。総体的に運営管理についての将来展望についても伺います。

3点目は、風連本町地区市街地開発事業についてお尋ねいたします。この事業は、今から10年前の平成11年に人口減少や高齢化社会の到来、購買人口の流出、建物の老朽化等と商店のにぎわい、活力の減少対策が協議されて、平成17年度に中心市街地活性化基本計画を国に提出、18年3月には都市再生整備計画の事業認可を受け、着手してまいりました。本町地区、そして風連市民は10年来の念願がかない、待望しているものと

思われます。さきの定例会で市長の行政報告の中でも権利変換計画の認可を受け次第事業着手し、行政としても事業が円滑に進行するよう施行者と連携を図って支援するという報告がありました。そして、本日地元の新聞によりますと、9月5日で認可がおりたことで工事着手の準備が整い、12日には転出者に対する補償費を支払い、今月中旬からBブロックとCブロックの解体工事に着手し、来月上旬から中旬に建築工事が始まり、23年3月の完成を目指して工事が本格化することが報道されました。しかしながら、昨今の状況は原油高騰、物価高、特に鉄筋資材の値上がりと直接施行者、事業に影響が懸念されます。今後この現状が続くと予想される中で、影響事項とその対策、取り組みはどのようになされるのか伺います。

以上でこの場の質問とします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ただいま大きな項目で3点について御質問いただきました。1点目は私から、2点目は経済部長から、3点目は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

新学習指導要領等について初めにお答えをいたします。教師を初めとする教育関係者、保護者等に対する説明についてお答えをいたします。文部科学省では、教育基本法や学校教育法等の改正を踏まえ、平成20年3月に新しい学習指導要領を告示いたしました。今回の指導要領の改訂では、バランスある学力が求められており、基礎、基本の定着と全国学力・学習状況調査等から浮かび上がった活用力の育成が求められております。平成20年度は周知期間となっており、内容の解説についてはことし6月から7月に都道府県教育委員会を対象として中央説明会を開催してきております。各寄市教育委員会といたしましては、各学校がこれら新しい学習指導要領の趣旨を生かし、子供たちのよりよい教育に向けて準備を進められるよう内容の周知等に取り組んできているところで

あります。8月26日には上川教育局に講師を依頼し、校長等を対象とした新しい学習指導要領の内容や変更点などについて研修会を開催してまいりました。現在各学校では来年度の教育課程の編成準備を行っており、新しい学習指導要領の内容や変更点の理解、移行措置への対応準備などに取り組んできているところでございます。来年から始まる移行措置では、学年によっては授業時間の増加により日課表等の変更も必要となりますことから、保護者にも学習指導要領の趣旨や変更点などを十分周知し、その移行も踏まえながら計画案の策定に努めるよう各学校に指導してきているところであります。

また、今年度の全国学力・学習状況調査結果につきましては、8月29日に文部科学省から調査結果が送付され、現在名寄市教育研究所におきまして分析等を行っており、その結果に基づき昨年度作成いたしました指導改善プランを改定し、各学校の指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

名寄市教育委員会といたしましては、今後とも新しい学習指導要領の内容にかかわる情報を積極的に収集し、各学校にその趣旨を十分周知するとともに、北海道教育委員会で発行を予定している移行措置編成の手引に基づき次年度から始まる移行措置に関して各学校が遺漏なく準備を進められるよう校長会等を通じて指導してまいります。

次に、21年度実施の幼稚園教育要領についてお答えをいたします。幼稚園教育要領では、幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っているとし、特に留意する事項の中で幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のために交流の機会や連携を図ることが求められています。名寄市においては、これまでも幼稚園、保育所と小学校との連携が図られてきており、小学校では学校行事や生活科等で園児などを招待し、学校の雰囲気や生活科等を味わわせたり、幼稚園、保育所に出向いて交流を図ったりなどもしております。

教員間では小学校の参観日などに幼稚園教諭や保育士にも案内して、小学校教育を理解していただいたり、年度末には子供一人一人にかかわり丁寧に引き継ぎを行うなど、各学校の状況に応じて連携を図ってきております。また、幼児の生活は、家庭での食習慣や生活経験を基盤として地域社会を通じて広がっていくことから、家庭と幼稚園等との密接な連携は非常に大切なものとなっております。今後とも名寄市教育委員会といたしましては、幼小連携の促進を図り、子供の発達と学びの連続性を確保することで小学校教育への円滑な接続を図ってまいりたいと考えております。

次に、21年度前倒し教育について及び新学習指導要領等趣旨の具現化施策についてあわせてお答えをいたします。文部科学省では、新しい学習指導要領の告示とあわせて移行措置関係規定を発表し、平成23年、小学校、24年、中学校の学習指導要領開始までの移行内容について細かく規定しております。この移行措置関係規定によれば、平成21年度からは総則で述べられております道徳や総合的な学習の時間など特に教科書に基づかない学習活動については新しい学習指導要領によることとしており、その他のものについても順次計画的に移行していくようになっております。特に道徳教育においては、我が国と郷土を愛し、公共の精神を学ぶことなどの充実が求められており、平成21年度から各学校に新たに道徳教育の推進を主に担当する教師を置き、全教職員で道徳教育の推進を図っていくとなっております。数学、理科などについては、別途文部科学省が教科書に準じる補助教材を用意し、平成21年度教科書と一緒に配付することとなっております。

また、新しい学習指導要領では、小学校で5、6年生に外国語活動が、中学校では武道、ダンスが必修として取り入れられました。武道は、剣道、柔道、相撲等の中から学校が地域や学校の状況を勘案して1種目を選択することとなっております。文部科学省では、これらの導入にかかわり教職員

の定数をふやすなどの措置は講じていないことから、現状の教職員数での対応となるものと考えます。名寄市教育委員会といたしましては、これらにかんがみ、各学校が移行措置の準備を進め、取り入れる種目、内容に応じて職員研修や地域人材を確保し、指導の充実を図るよう指導してきているところであり、また、新しく加わる内容等については、教材等の整備も必要なことから、各学校から次年度以降必要な教材等について意見を聴取し、学校配当予算において措置することとなっております。新しい学習指導要領への移行にかかわりまして、今後とも各学校間との連絡調整を図り、遺漏なく進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな項目2つ目でございます株式会社ふうれん望湖台振興公社の運営管理についての上期分の事業実績のお尋ねでございます。株式会社ふうれん望湖台振興公社の平成20年8月までの経営状況ですけれども、平成20年度の主な事業といたしまして振興公社パークゴルフ大会、白樺まつり、それからジンギスカン・焼き肉祭り、それから北海道河童サミットなどを開催し、利用者数の増に取り組んでまいりました。施設利用件数は4,001件と前年対比で74.3%、総売り上げは441万465円と前年対比82.3%で、内訳といたしまして入浴料が前年対比72.7%の71万7,300円、宿泊料につきましても前年対比86.3%の243万6,051円と総体的に減少状況となっております。平成19年度の決算につきましては、工事関係の宿泊者の増により総売り上げで平成18年度を上回りまして、経常利益を71万2,424円計上したところでございます。昨年度は、イオン名寄ショッピングセンターの建設に伴う工事関係者の宿泊と特殊な要因で売り上げ増となったところでございますので、今後は合宿誘致など営業活動

を積極的に行っていくということで営業会議で確認をされて、その取り組みを進めているところでございます。

次に、今後の自然公園整備の事業の見通しでございますけれども、ふうれん望湖台自然公園の整備につきましては名寄市総合計画には改めてのせてございませんけれども、今年度に入り望湖台自然公園の保安林整備に関して上川支庁の林務課治山事業係と協議をいたしまして、施設等の再整備を要望したところでございます。要望内容につきましては、パークゴルフ場周辺のバリアフリーの歩道の設置、運動広場の芝全面吹きつけ、あずまやをパークゴルフ場に、菖蒲園の遊歩道の全面取りかえなどでございまして、北海道が取りまとめ、秋には国のほうに補助申請を行うことというふうなことで取り進めているところでございます。事業が認可されますと北海道が事業主体となりまして、共生保安林統合補助事業として平成21年度以降事業が実施されるということになります。この事業は全額国費のため、今後も上川支庁を通じまして要望活動と情報収集に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、運営管理に関する将来の展望でございます。望湖台自然公園には、議員御承知のとおり、スズラン、ミズバショウ、ハナショウブ、シベリアアヤメ、クロフネツツジなど四季折々の花が楽しめる遊歩道が設けられておりまして、バードウォッチングや自然散策、森林浴などに最適であろうと。また、カブトムシなど昆虫収集にも多くの家族連れが訪れ、憩いの場となっております。自然を満喫した後にはセンターハウスのお風呂でおくつろぎいただき、心身のリフレッシュにも適しているというふうに考えているところであります。センターハウスは、昭和57年に建設されたものでございまして、昭和60年に増築して以来23年経過しております。その間の施設の改修は特にされておらず、施設の老朽化により宿泊者を初め施設利用者が年々減少してきているところでござ

います。軽微な修繕は直営で行っておりますけれども、今後引き続き水道光熱費など維持費の節約を含めた経費削減を努めながら、お客様に満足して御利用いただけるような施設に合った各種企画、プランを立て、社会人、大学生、高校生、中学生の合宿誘致の営業活動を行い、地域の観光資源をPRしながら、顧客の獲得のため一層力を注いでまいりたいというふうに考えております。

平成18年度からふうれん望湖台振興公社が指定管理者として管理運営をしてきております。一定程度収益のあるセンターハウスと収益の出ない自然公園との管理体制を今後どのようにしていくのかということが今抱えている課題というふうに受けとめているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目で3番目の風連本町地区市街地再開発事業について、原油高、物価高の現状における事業影響事項及び対策についてお答えをさせていただきます。

平成20年度に入ってからのお油類、鋼材など建設資材の価格高騰により、3月に完了した実施設計で建設工事を積算した場合事業費が増加する可能性がありました。施行者である株式会社ふうれんでは、工事の施工業務を受託している特定業務代行者と対策を検討し、施工の簡素化や設計の工夫などでコストの削減をできるよう技術的な提案や独自の流通により安価な資材の仕入れなど品質を下げないで同じ効果を得る提案を受けながら、権利者と幾度となく協議を重ね、低コストの設計内容に見直しをし、現時点では当初の事業費を変えないで施工できる見通しがつきました。先日知事認可がおりましたので、解体から工事に着手できる見通しにあります。市としましては、民間施工で風連地区市街地の住環境の整備とまちの活性化を図る事業であるという観点から、施行者と連携を図り、事業完成に向け支援をしてみたい

と考えておりますので、御理解を賜りたいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。私のほうからは、再質問と要望をしてみたいと思います。

まず初めに、新学習指導要領についてでございますけれども、これにつきましては教育基本法あるいは学校教育法等、それを踏まえて、さらに昨年度の全国学力テストを踏まえて学習指導要領が出されたわけなのですけれども、またことしも、昨年度はちょっと遅く出て、ことしは早目にこの学習指導要領の調査結果が出たわけなのですが、名寄市としても先ほどの御答弁で改善プランを出しているということでございますが、この学習指導要領と全国学力テストというのは表裏一体なものだと私は思っております、この評価で分析ではかなり違うものになってくるのではないかと。それで、今回の学力テストではトップクラス、あるいは最下位の都道府県でもそれぞれ教育長の考え方というのが、評価というのが違ってきているわけです。例えば秋田では成績トップにもかかわらず、全員ができる問題がまだあったのだというような厳しい評価をしておりますし、また沖縄では子供たちは頑張ったのだと、全国平均に大分近づいたので、子供たちは頑張ったからということでいい方向に評価していると、こういうところで、名寄市も教育長としてこの今回の学力テストについてはどのような評価をしていただけるのか、まず冒頭にお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 8月29日に全国一斉に行われるこの学力・学習状況テストの結果が私たちのほうに戻ってきたわけでございまして、先ほどの答弁にあるようにこの内容の分析についていまま少し時間をいただきたいと。北海道の結果については、報道等で示されているとおりでござい

ます。昨年と大きな違いはなく、しかもそれぞれ個別に見ますとさらに広がったところもあると、こういう受けとめ方をしております。名寄市の場合はどうなのかは、これから名寄市教育研究所にお願いしてまた分析をしっかりとしていかなければならない、その中でやはり明らかになった点は今後の施策としてしっかりと明示する必要があると、こう思っております。

特に私は、名寄の学力のとらえ方として大きく何点か押さえているわけでありますが、たまたま全国学力・学習状況調査にも関連するところでは学習環境の把握、このことを大切にしていきたい。この実施では学力そのものと、それから学習環境についても同時に調査をしております。昨年は名寄市も学力を中心にさまざまな分析をし、その改善プランを立てさせていただきました。今年度はさらに一步踏み込んで学習環境がどうなっているのか、この辺各学校の実態をしっかりと踏まえた上で、名寄市挙げての確かな学力の定着を図っていく必要があるのではないかと、こう思っているところであります。あたかも新しい学習指導要領が時数の増加とか、それから確かな学力の一層定着を図る、そういう内容が示されていることから、まさに今議員のお話のとおり両者をしっかりとリンクさせながら、これからの名寄の教育についても構築してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ありがとうございます。やはり名寄市の学習指導要領というのは、先ほども申しましたように学力テストだけでは評価できないと、今教育長も言うておりましたが、今教育長が言われている各学校においてもこの名寄市内で学校の格差というものがやっぱりできてきているのではないかと私は思うのです。それで、各学校の格差をどのように指導していくのか、この改善プランの中にそのあれというのはどういふふう反映されているのか、その辺を聞きたいと

思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） その年、その年によりましてそれぞれの子供たちがいるわけでございまして、1回、2回の全国学力テストの中で多少の違いが出てきたことをその学校のランクというふうにはつけにくい、そういう要素は当然あるわけでございますが、まずもって新しい学習指導要領についても先生方がその内容をしっかりと理解することが大切でございます。先ほどの議員のお話のとおりでございます。名寄市としましても、これはせんだっての新しい学習指導要領が告示されたときの名寄市が作成した冊子でございます。この冊子は、これは小学校用でございますが、全教職員に配付してありまして、この中できめ細かに例えば算数の指導ではこうあるべきだと、新しい学習指導要領ではこういうふうに教えていこうという、こういう共通理解を図っているところでありまして。こういう指導も今後ともしっかりと設定する中で、仮に学校によって教える内容とか、あるいはその他のレベルに差が生じるということはあるとはならないことでございますので、そういうことに努めていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） その学習指導要領もかなり厚いもので私もびっくりしたのですが、国で発行している学習指導要領、これについては大変内容も難しいというか、理解できない部分も教師の中にはしっかりと、先ほど言われましたように内容をしっかりと把握してからの指導ではないと本当の指導ができないのではないかとと思うのですが、特に国で出している指導要領、これは生きる力というものを示しております。前面に出しているこの生きる力というものなかなか理解できない部分もありますけれども、これは理念ですから、基本とか基礎等をしっかりと身につけて、それでいかなる社会にも変化しようと思わずから課題を見つけて、主体的に判断して行動し、よりよく問題を

解決していく能力と資質、これはなかなか教師にとっても、若い教師にとってもなかなか難しい問題ではないかと私も思うわけでありまして、その中でこれはやっぱり先生に対する研修会とか、あるいは名寄としてもいろいろとそれを配付したとしてもそれを研修する場、あるいは認識を統一する場というのはこれはどういうふうなことに計画されているのでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今教員の資質と云ってはあれですけども、指導力という部分だというふうに思いますけれども、新しい学習指導要領では理数科や体育などでも新しい内容が付加されているということでありまして。その新しい内容について、やはり教師もそれについて研修もしていかなければならないということでありましてから、これらについては北海道教育委員会の中でもそういった研修をするということでありましてから、そうした研修に教師を参加をさせるということが必要なかなというふうに思っています。また、各学校においても定期的なそうした研修の場を設けて、教員同士が研修を積んでいくといったことも必要でありますから、そういったことも教育委員会から各学校にそうした指導もしていく必要があるのかなというふうに思っております。

また、教育委員会にはいろんな文書等も参りますので、それらについて各学校にこうした研修会等が、あるいは講座等があるということも含めてお知らせをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） やはり先生方が本当にこの内容を熟知して、そして教えるということは、なかなか熟練が要ることなのかなと私も思います。あるところでは各企業に就職した後に例えば学校の先生になるとか、レベルが高いところは大学院終わってきて先生をやるとか、そういう本当に教師の資質というか、能力といいますか、そ

ういうものを高めて教えているというふうになって、先生に負担がかかってくるのではないかと思いますのですが、私は先ほどの先生に対する取り組み、これはやっぱり自分でも研さんしなければいかぬと思うのです。それで、その自分でも研修する場、例えば名寄あたりでは余りないのですけれども、大都会では自分でもそういうような研修の場というのは、例えば設定されているところに教師同士がお互いにその科目を勉強するためにそういうところにみずから行って勉強をする、研修をするというふうなことが取り組まれているわけなのですが、名寄も今後やっぱり先生のこの影響というのが物すごく大きくある、もちろん家庭とか地域とかしっかりと連携しなければならないにしても、最初に当たるのがやっぱり先生でありますので、そういう研修の場というものをぜひ設定していただきたいと、こういうふうに思います。

それと、全国学力テストでいろんな課題が見つかってきたわけでありまして。これは、子供たちの生活と学力が大分影響していると、こういうことで、規則正しい生活、あるいは食生活をやっている学校のほうは学力テストの成績もいいと。あるいは、例えばテレビを3時間以上見ている子供は成績が低いとか、学校のことで家庭に持っていきょうあったことを家庭で話すとかという、そういう子供、これが少ないところとかというふうになるとやっぱり10%ぐらい学力の差があるということなのです。これは、名寄としても非常に重要な問題だと思っておりますが、名寄市としてのこの実態とか家庭に対する連携、指導というものはどういうふうになされているのでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 最初に、教員の資質の向上についてのお話ありがとうございました。これは、教員には自主研修と、それから校内研修と校外研修、この3つの大きな研修の制度がございまして、それぞれ例えば自主研修では長期休業中、夏休みとか冬休み等には研修の権利が与えられております。

そういうものをフルに活用して、名寄でもそれぞれの先生方が自己の目標に応じてこれまでも研修をしてまいりました。これからもそういう研修制度は大いに生かして、先生方の資質を向上させていきたいと、こんなふうに考えています。

さて、今のお話でございしますが、お話のとおりでございます。基本的な生活習慣、ひいては家庭での学習習慣、これがやはり総合的な子供たちの学力に大きな影響を及ぼしているということは、これは名寄市ばかりではございません。昨年も名寄市の分析の中にやはり家でテレビを見る時間が長かったりとか、あるいは家庭でほとんど学習していないとか、こういう傾向の部分も見受けられたところであります。そういうところに着眼して、今年度はこういう学習環境についてしっかりメスを入れてみようと、こういうことに考えております。家庭学習の平均時間、道教委の調査によりますと小学校で約30分だと。それから、中学校で約40分、全国から比べると半分以下だという、そんな道教委の調査もあるくらいでございます。また、ある調査によりますと宿題の量、中学校で出す宿題の量というのは北海道の場合は全国の下位グループであると、こんな調査の結果もあることから、やはりこういう家庭学習を重視したこれからの名寄の教育のあり方というものもしっかりと考えていかなければならない。あわせて読書についても、これまでも進めてきておりますが、これからはしっかりとそういう習慣づけを図る、こういう取り組みを進めていきたいものだと、こう考えております。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 学習指導要領が今年度始まったばかりですので、次代を担う子供たちの教育というのは本当難しいものだと思っております。物をつくるとかというのは本当に簡単に、ある程度設計どおりつくればよいというものだと思いますけれども、教育というのはなかなかそういうふうにはいかないのではないかと思います。

それで、やっぱり学校と教師と家庭と、それから地域と、地域の人も先ほど答弁でもございましたけれども、地域の人材がいっぱいいるわけですから、一生懸命活用して、学校に来てもらって授業をしてもらうとか、あるいは学校も地域の人に多く来てもらって授業態度を見ろとか、そういう環境もつくっていただいて、しっかりと一致団結をして、教育活動に取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

それでは次に、ふうれん望湖台についてお伺いをいたします。ふうれん望湖台は、合併をして去年で2年目ちょっと過ぎましたのですが、合併したときに損益といいますか、赤字というのが解消されたと私は聞いております。それで、その額は幾らぐらいになっているのでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 合併は平成18年に合併したということでございまして、合併後の経営の分につきましては、細かくは覚えていないのですけれども、約230万円ほどの赤字があったということでございます。合併のときには全部清算してしまっただけで赤字はないと。18年度スタートしたのですけれども、230万何がしの赤字があったということでございます。19年度につきましては、その分のうち71万円先ほど申し上げた利益が出ましたものですから、230万円から71万円を差し引きますとその分の残りが赤字としてまだ残っているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 私は、合併前の18年度までは1,190万円ぐらいの赤字があったと聞いております。それをゼロにして、それで指定管理者として始まったわけなのですけれども、さらにこの1年を過ぎてもやっぱりそれぐらいの赤字の額になるということは、先ほどの御答弁でもありましたけれども、何ほ自助努力をしても歳出を努力してもなかなか利益につながらないという

ことは、将来にもかなり影響してくるのではないかと私は思うのですが、これは後で副市長さんしっかりと御答弁をお願いしたいと思いますが、私はこれは深刻な問題だと思います。今後赤字をやって本当に努力してもサービスが伴わないとか、やはりこれはいろんな努力しても現場にいた人が、やっている人が本当に困るのではないかと私は思っているわけです。この間も春ごろ視察に行ってみいましたけれども、本当に大変だなと現場を見て感じたところでもあります。副市長さんの前に、ところで整備の関係が出ました。整備は、要するに公共保安林事業で道に認可がおりれば公園整備には進むということで答弁をいただいたのですが、そのほかのあそこにあるテニスコートとか遊具場、これは先回の竹中議員も質問したのですが、そういうところの整備というのはどうふうにお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 望湖台自然公園につきましては、旧風連町の時代に130ヘクタールほどの区域が望湖台自然公園として指定をさせていただきました。あそこに忠烈布湖というのがありますけれども、その南側といいたいまいしょうか、こちらから見ると対岸ということになりますけれども、道有林なのですけれども、それらも含めての望湖台自然公園というふうなエリアの設定をさせていただきます。あの自然公園につきましては、保安林という指定をさせていただきます。したがって、一定の規制、制約があるのですけれども、管理につきましては市が主導で、市といいたいまいしょうか、旧は町が主導で整備を進めてきたということでございます。それぞれ事業起こしは幾度となくやってきたのですけれども、公園の整備です。公園の整備の事業起こしは、上川支庁を通じて道のほうに、あるいは国のほうに要請をして、再整備事業は取り組んでまいりました。しかしながら、今お尋ねの望湖台センターハウス周辺のテニスコート、ローラー滑り台等々だ

と思いますけれども、これらにつきましては今道のほうの事情も、それから国の事情もありまして、森林整備にかかわる分につきましては特に再整備事業につきましては取り組んでいただけるような環境にはありますけれども、テニスコートだとかローラー滑り台だとかという、そういう施設といいたいまいしょうか、そういったものについては余り手厚いような支援といいたいまいしょうか、整備補助といいたいまいしょうか、主体的に取り組む事業の中には薄いというふうに判断をしております。先ほどお答え申し上げましたようにかなり10年、15年というふうにたっている森林公園の中での花を中心とする、樹木を中心とするそういったたぐいのものにつきましては、整備計画のお話をいただきましたものですから、ぜひともこの機会にお願いをしますということで、来年度に取り組んでいただけるようなことで私どものほうも現地踏査を立ち合わせていただいて、今事業計画にのせていただいて、応分の応援をお願いしようというふうなことで取り進めているところでございますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） やはりあそこら辺の整備も振興公社でやるとなったらますます金もないわけでありまして、この運営に関しては、自然公園のこれからの運営に関してはある程度それは希望があるかもしれません。しかし、センターハウスにつきましては赤字の決算が完全に予想されるわけですよね。それで、始まったばかりですけれども、指定管理者で1,800万円ぐらいしているのですけれども、それは5年間ですから幾らもないのですけれども、そのあれも使い果たして全部なくなった場合なかなか難しい運営になってくるのではないかと思います。そこで、指定管理者である副市長に、やはり株主の方も立派な企業の方がいっぱいいる中で、そういう将来に向かったことを余り亀裂が開かないうちに議論をして、しっかりと現実を受けとめなければいけないと私

は思っております。見解を伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 望湖台のセンターハウスと、それから公園の委託料を入れまして、年間1,800万円程度の委託料いただいているわけでございます。先ほど部長のほうから答弁ありましたとおり、自然公園については利益の生む場所がないと、ただ管理のしっ放しと、こういう部分も含めて指定管理料をいただいているわけございまして、今センターハウス等についても苦しい状況にはあります。しかしながら、この指定管理を受けるときにきちっと清算をしていただいたと。そして、前々からありました赤字の分は一回会社のほうに補てんしますということでゼロから始まった仕事ございまして、残念ながら18年度については230万円ほど赤字を出してしまったということで今きているわけございまして、昨年は何とか原油高等々の高騰にありながらも条件が少しよかったのかなと思って、七十数万円黒字を出ささせていただきました。その差額分が今現在として会社としての赤字分として残っております。今年度については、先ほどお話あったとおり上半期まだ締めておりませんから、9月いっぱいまでありますので、これらの情勢を見ていくわけですが、8月段階では82%程度の売り上げが伸びていないという状況になっております。しかしながら、大事な市の財産を預かっているわけですから、きちっと努力をして、何とか赤字を出さぬようにということで従業員含めて努力してまいっております。ことしのこういう状況というのは当初から見込まれた部分でございますから、年々利用者は減ってくるだろうという予定の中で、それではどこを切り詰めていけばいいのかということを引きちと論議しまして、それに基づいた計画を立てながら当初計画をつくっておりますから、計画からするとやや計画どおりいっているのかなというふうに思っております。これからまだ半分ありますから、このままでいきますと、石油高、

重油高ありますけれども、その分をカバーしながらでも何とか赤字にならぬようにということで努力してまいっておりますから、ことしの決算を見ない限りちょっとどうしても赤字になるというようなことではないのかなと思うわけございまして、先ほど申し上げましたとおりかなり築後年数をたっておりますから、今の施設が本当に宿泊施設としてふさわしいのかどうかということについては非常に問題があるのかなと思っております。合宿等についても小部屋を要求してくる時代になってきましたから、今の施設は何人か一緒に泊まるというような施設でございますから、ちょっと今の時代には合わないのかなと思いますが、でもあそこでは老人クラブ等の人たちが毎月例会をやりながらやっておりますから、その方向性を出すにはただ単にもうからぬから切り捨てると、こういうことではなく、やはり住民の意見を聞きながらやっていかなければならないなと、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） では、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

あと、風連市街地につきましては今始まったばかりで、つまずきがないように進めていただきたいと思っております。住民がみんな待望しておりますので、しっかりと進めて、何かあったら情報を流してもらいたいというふうな気持ちでおります。

以上で終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

農業振興施策について外2件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から御指名を受けましたので、さきの通告順に従って、質問をいたします。

まず最初に、農業振興施策について伺います。私は、JAとの連携は不可欠だと感じていますが、行政の立場からはどのような問題点があるでしょうか。正直にお答えください。

次に、地産地消について伺います。私は、理想的なのは地産地消だと思います。見方を変えれば、規格外品を地元で売って、規格品を地方に売る方法もありますが、現実にはそうはなっていません。

J Aの職員は、規格外品を市場に出せば規格品の値段が下がると言いますが、現実には規格品を地元で売られていてもごくわずかです。農産物も生き物ですから、育ちのよいものがあれば育ちの悪いものもあります。それをうまく販売できれば上出来なのですが、何とかして第1次産業、農業者の所得を上げることが必要だと考えます。それが将来の名寄市の未来につながるとは思います。お考えがあればお答えください。

次に、これからの地域農業について伺います。私は、抜本的な見直しが必要だと感じています。例えばデンマークの奇跡のような取り組みです。敗戦により土地を失った資源のない小国デンマークがダルガス親子の植林事業からの半世紀の努力により、デンマークの人々の心が耕され、希望が生まれ、敗戦で失った以上のものが国内に生み出され、豊かな福祉国家を実現しました。その結果、エネルギーの自給率が2%から137%に、日本は23%から4%です。デンマークの食料自給率は300%ですが、日本は皆さん御存じのとおり約39%です。これからは、有畜循環農業や有機農業の推進を進めていかなければならないと思いますが、お考えがあればお答えいただきたいと思っています。

次に、バイオマス事業について伺います。バイオマス利活用の現状は、建設発生木材に関していえば発電、熱利用などで約40%であり、未利用は約60%であると推測されています。未利用バイオマスにはほかに稲わら、もみ殻、間伐材などがありますが、そのような中で名寄市における未利用バイオマスの現状についてお答えください。

2つ目に、土地の有効利用について伺います。バイオマス事業を始めることによって遊休土地の有効利用が実現します。市の遊休土地の現状をお

知らせください。

3つ目に、バイオマスのメリットについて伺います。バイオマスには地球環境に優しいメリットがありますが、具体的にはどのようなものなのかをお答えください。

4つ目に、他市町村との連携について伺います。お隣の下川町ではバイオマス事業に取り組んでいて、さまざまな成果を上げておられますが、連携した取り組みができないかをお聞きします。

次に、中心市街地の活性化について伺います。空き店舗の有効利用の問題点について行政としてはどのようにとらえているのでしょうか、お答えください。

次に、空き地の有効利用について伺います。市有地の現状についてはどのようなものなのでしょうか。それに御答弁いただくこととその有効活用論議は進んでいるのでしょうか。これについてもお答えいただきたいと思っています。

商店街のユーザーターゲットはどのようなものなのでしょうか。目標がなければ具体的な施策や行動がとれません。行政から仕掛ける方法もあると思いますが、お答えいただきたいと思っています。

法的な中心市街地活性化協議会のようなものでなく、ミニ版的なものを設置すべきと考えますが、市民を巻き込んだものでないと消費者の動向はわかりません。直接生の声を聞くような環境を整備すべきと考えますが、お考えがあればお答えください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま渡辺議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。私からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っています。

初めに、農業振興施策についてのJ Aとの連携についてお尋ねをいただきました。J Aは自主的に設立した協同組織として、営農指導事業、信用事業、共済事業、経済事業等事業を行い、農家、

組合員の経済的、社会的地位の向上や地域農業の振興はもとより地域経済社会の発展に貢献をいたしております。道北なよろ農協も広域合併して3年半余りたち、この間農業情勢は必ずしも好転の材料はなく、組合員の減少、農畜産物価格の低迷、さらには原油、肥料、飼料の高騰により取り扱い高は落ち、経営環境は厳しく、経営の効率化、合理化を進めております。また、平成19年度から大きな農政改革が導入され、農家経済が逼迫していることから経営体質の強い農協を進める必要があろうというふうに思っております。広域合併し、ロットの拡大や販売力の強化など期待されるものも大きい反面、広域化によるサービスの低下や組合員との結びつきの希薄化の懸念もありますが、組合員ニーズに的確に対応し、地域農業に密着した農協であるよう期待しているところでございます。

現在の農業は、国内外の競争力に勝たなければ生き残れないほど国際化が進んでいます。そのためにもJA、行政の役割を明確化し、協調、連携を図らなければなりませんし、産地づくり対策や担い手対策などJAとは常に連携の上、農業施策を推進しているところでございます。役割の明確化につきましては、生産者は土づくりを基本に地の利を生かした作付と消費者に目を向け、安全品質の高い農畜産物の生産に努めることであろうと思っております。JAは、販売や流通において消費者、実需者が何を求め、価格がどう推移しているのか的確に把握し、敏速に対応できる有利販売の体制により農業所得の向上の貢献に努め、行政は基幹産業である農業を守り、農業、農村の振興を図るための基盤整備、近代化施設の支援、農業技術の普及を図っていくものというふうに理解をしているところでございます。

次に、地産地消についてのお尋ねをいただきました。規格外品の販売ですけれども、野菜につきましては、かなりの量規格外品やすそものが出ます。これらについては、JAにおいてもできるだ

け販売につなげるよう努力をしているところでございます。市場では値段がほとんどつきませんので、加工、業務用で販売しておりますけれども、おおむね市況価格の20ないし30%であり、収穫、運搬、販売手数料を差し引くと採算に合わないケースもあり、採算を考えながら販売している状況でございます。例えばバレイショの加工向けにつきましても、規格品はサイズや形が整っており、加工工場の生産ラインは大きさや形が整ったバレイショの皮をむき、切断するようになっているため、規格外品は生産ラインにならせないで、人力でするしかなく、結局時間と経費がかかる状況にあり、加工業者も歓迎いたしません。しかしながら、もったいないと思う気持ちはそのとおりでございますので、優良事例に規格外農産物の有効活用をし、野菜の粉末やカット野菜、野菜ジュースなど地元で加工する仕組みをつくり成功し、所得向上や生産意欲の向上につながっている優良事例もあり、調査してみたいと考えております。既に御案内のプロジェクトで取り組んでおりますアスパラ粉末につきましてもアスパラの切り下や規格外のアスパラを活用しての取り組みであり、規格外品の活用は地産地消を念頭に置いて進めてまいりたいと考えているところでございます。

これからの地域農業についてお尋ねをいただきました。畑作野菜農家にとって地力の維持増進は農業経営維持のため重要でございます。従前から農家は飼育していた牛、馬、豚、鳥などの家畜ふん尿と敷料による堆肥を施用して、経営内の有機循環農業をしてまいりましたが、規模拡大や機械化が進展した昭和40年代以降は家族労働力にも余裕がなくなり、小規模複合養畜経営は衰退し、耕種経営においては無畜化による化学肥料依存度が高まりました。一方、畜産経営も多頭化時代に入り、経営内の有機循環農業はほとんどなくなりました。議員御紹介のデンマークは、国土面積の62%が農地で、従来の穀物生産から畜産に転化し、畜産主体の集約的農業を展開しております。

2000年で農家戸数5万8,000戸、平均経営規模では46ヘクタールで、1975年以降農家戸数の減少と規模拡大が急速に進んでおります。畜産と耕種作物を組み合わせた複合経営が多く、ほとんどが家族農業経営でございます。農業の労働生産性は他産業と遜色がなく、農産物の3分の2が輸出向けとなっており、デンマーク経済の重要な地位を保っております。農産物の自給率は300%、エネルギーは137%であり、国民1人当たりGDP世界第4位と世界一住みよい国と言われ、まことにうらやましい限りでございます。議員おっしゃるとおりデンマークは有畜循環農業、有機農業を推進して今日があるのではないかと考えております。日本農業につきましても持続可能な農業、環境保全型農業の取り組みが徐々にではありますが、取り組んでおります。長い年月がかかるとは思いますが、国、道の要望も含め、推進してまいりたいと考えております。

次、大項目2つ目でございますが、バイオマス事業の中の未利用バイオマスの現状についてはお尋ねでございます。バイオマスには生ごみや家畜排せつ物、建設廃材などの廃棄系バイオマス、稲わらや間伐材などの未利用バイオマス、飼料作物、トウモロコシなどの資源作物に分類されますが、当市における主なバイオマスについての賦存量と利用状況のお尋ねでございます。お尋ねの部分につきましては、推定値で申し上げますと農業関係では家畜排せつ物が9万1,000トンでほとんど堆肥化で利用されております。稲わらは2万3,000トン、もみ殻は5,500トン、麦わらは3,300トンをそれぞれすき込み、家畜飼料、堆肥で約90%は利用されております。林業関係では、除間伐材、製材工場の残材、建築廃材等で1万900トンは堆肥化、家畜敷料が中心ですが、建築廃材は廃棄がほとんどと考えております。また、家庭ごみのうち生ごみ、紙くず、これにつきましては4,100トンは炭化センターで炭化処理し、生成炭として約310トンがガス発生抑制剤

として利用されております。下水汚泥は約950トン発生し、その半分、500トン余りは土壤改良材として農地還元にご利用されております。ほとんどのバイオマスは、堆肥や敷料を中心に活用されておりますが、稲わらやもみ殻はすき込みによつての障害もあり、水田から搬出して堆肥化を促しているところでございます。

次に、土地の有効利用についてのお尋ねでございます。バイオマス資源作物を作付可能な市の遊休土地についてのお尋ねですけれども、植える作物にもよりますが、農地として活用となれば限られると思っております。普通財産の市有林は2,488ヘクタール、原野、雑種地540ヘクタールほどの市有地がございますが、遊休の土地で作付可能な土地となると調査が必要ですので、この場での具体的な場所、面積は申し上げることはできませんが、未利用地のうち智恵文の北山の肉牛繁殖センターの跡地約150ヘクタールで植林を進めておりますが、現在まで21ヘクタールを植林したところで、まだ129ヘクタールの植林予定地がございます。また、市有地ではございませんが、当市には農林業センサス上農地50ヘクタールが耕作放棄地という数値も出ておりますので、これらも含まれるものかなというふうに受けとめております。

次に、バイオマスのメリットについてのお尋ねでございます。バイオマスは、生物が合成した有機物で、生命と太陽がある限り枯渇しない資源でございます。また、バイオマスを燃焼する際に放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、大気中の二酸化炭素を増加させないという特性を持っております。バイオマスの利活用は、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素の排出削減に貢献でき、循環型社会の形成に役立つと言われ、農林水産業の新たな領域を開拓するとともに、エネルギー問題にも対応できるメリットがあると言われております。国は、地域の関係者連携のもと食品残

渣や家畜排せつ物を堆肥化したり、建設廃材や林地残材などを発電するなどバイオマス資源の循環利用の促進を図るため、バイオマスタウン構想により推進をしているというふうに理解をさせていただいております。

次に、他市町村との連携についてのお尋ねをいただきました。下川町は、森林林業を基盤として発展してきており、地域内で地場のエネルギーを活用することでこれまで取り組んできた循環型森林システムが生かされ、林産業の活性化を図り、地球温暖化防止に寄与するとして木質バイオマス資源を中心に取り組んできております。これまでも五味温泉等に木質バイオマスボイラー、あるいはペレットストーブを導入し、成果を上げており、バイオマスタウン構想も構築しており、先進的に取り組んでおられるというふうに理解をしております。当市においてもアグリエネルギー研究会やそのもとに資源原料検討部会が設立され、農業振興を基本としたアグリエネルギーの可能性、企業化の調査研究をしているところであります。また、名寄市立大学道北地域研究所においても今年度から地域資源、これにつきましてははひまわり、亜麻でございますが、活用による道北地域のアグリビジネス企業化戦略の基礎的調査研究を実施しております。他市町村との連携につきましては、アグリエネルギー研究会等もございまして、関係者と協議しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

大きな項目の3つ目でございますが、中心市街地活性化の空き店舗の有効活用の問題点はどのお尋ねでございます。空き店舗の有効活用につきましては、地域活性化の点からも大いに推進すべきものと考えております。市といたしましても中小企業振興条例において支援制度をもって対応しているところで、制度の内容につきましては店舗、商店を営むこととしており、家賃年額の2分の1、限度額60万円と定めて支援してきているところでございます。平成8年に制度ができて以来これ

まで10件の利用がございました。また、商店街区における空き店舗情報は、商工会議所のホームページでも紹介しており、これまで本人の了解をいただいている物件についてのみ掲載をしていますが、不動産企業の協力をいただいた中で幅を広げるような取り組みと現在なっております。さらに、経済産業局におきましては、空き店舗を使った施設設置、運営について中小商業活力向上事業によって補助支援がつけられているところで、一層の情報発信をしていかなければならないものであるというふうに受けとめております。

中心市街地の空き店舗は、かなり年数を経過している物件が多いように見受けられます。そのような中、家賃が高いとの批判も受けておりますが、中心市街地の活性化が行われることによりにぎわいや集客が進み、商店街全体として活気が出て、地価や店舗価格にもよい影響が出るものと思われまます。今回の中心市街地活性化事業は、官民一体のところに意義があると思っております。官だけでやり得る事業では後々続かないというふうに考えているところで、そのためにも議論をしているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

次に、空き地の有効利用についてのお尋ねでございます。中心市街地エリアにある市有地の現状は、主なものとして南広場、旧北洋銀行跡、3・6市営住宅跡、花園公園、なかよし公園、南保育所、市立総合病院があり、駅横には土地開発公社所有地がございまして、旧北洋銀行跡地、3・6市営住宅跡地、駅横用地の一部につきましてはお客様駐車場として使われており、それぞれ有効に活用されているものというふうに思っております。現在中心市街地活性化基本計画策定で協議を進めていますが、中心市街地に魅力を持たなければ幾らまちなか居住を推進してもにぎわいは生まれません。まちづくりに関するいろいろななかかわりのある方々が連携し、一体となって推進していかなければ事業の進展はなく、民間活力とあわさった

取り組みがぜひとも必要であるというふうに考えているところでございます。前段お話をいただきました市有地につきましても、現在中心市街地活性化基本計画策定作業の中でも議論となっているところで、駅前複合センター、3・6ビル、名よせビル、南広場の緑地化事業などが事業として挙げられているところでございます。市有地ばかりの事業ではなく、民間所有地とともにまさに官民一体となった取り組みが今回の中心市街地活性化事業に求められているところでございます。

次に、商店街のユーザーターゲットについてお尋ねをいただきました。商店街のターゲット層を明確にしていくことの重要性は認識をさせていただいております。その中であって郊外の大型店にはない中心市街地の強みは、公共公益的施設やこれまで社会資本を投入してきた建物など価値ある施設があり、祭り、イベントなど地域の歴史、文化活動、地元食材を使うおいしい食べ物屋さんなどの地域資源に恵まれていることではないかと思っております。商店街と生活者が協働し、こうした地域資源を強力に情報発信していくことと同時に中心市街地の魅力、価値を高める取り組みとして、商店街との結びつきを強めることが必要だと考えております。

人口の多い地域ではユーザーターゲットを絞った形での店づくりはできやすいというふうに思っておりますけれども、名寄規模ではなかなか絞り込めないのではないかとというふうに認識をしております。総花的な品ぞろえで、お客様の層について絞り込めない店が多いように思っております。ユーザーターゲットではありませんが、商店街としてはスローガンのようなものがあつたほうが良いように感じております。例えば高齢者に優しい商店街、あるいは若者が集う商店街など、それぞれの商店街の現状の業種構成を考え、進むべき道しるべを立てることで特色ある商店街づくりができると思いますし、商工会議所とも連携して、商店街に働きかけを行っていけるものというふうに考

えております。このことにおきましても空き店舗対策にもつながり、方向性が導かれる要因を多分に持っているというふうに感じているところでございます。

次に、活性化協議会のようなもの、ミニ協議会的なものを設立すべきというふうなお尋ねでございます。前回の定例会におきまして議員から商店街のやる気はというお尋ねでございますが、私ども対話ということでお答えをさせていただきましたし、その考え方に変わるものはありません。消費者との懇談、商店街に対する批判もあると思います。しかし、その中から一緒に取り組めるものを探し、実行することが大切なところと思っております。中心市街地活性化協議会のミニ版はまさにコミュニティ機能の充実にあると思います。地域の方々、生活者の方々に中心市街地に対して関心を持っていただかないと商店街として取り組みは行き詰まるというふうに思っております。日ごろからいろんな機会を生かして交流をはぐくむことが大切だろうと。年に1回程度の集まりでは印象に残りにくく、町内会や老人クラブ、大学、農協などにも参加してもらい、小規模なものでも継続的に行うことが求められております。商店街としては、会議の内容について出席者だけでなく、回覧として街区に配布し、情報を街区全体として共有することも大切だろうと思っております。商業者は、商店街に来られる方が何を求めたいのか、受けたサービスは何なのかを把握し、それをターゲットに個性ある商店街、店づくりが求められていると考えております。まちづくりについての御意見ができる場の必要性は、商業者、消費者双方にあると感じておりますので、会議所とも連携し、意見交換の場について協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私は、JAとの連携について質問しているのであって、抽象的な答弁

は求めています。言いづらいかもしれませんが、具体的な答弁をお願いします。この答弁でJAとの関係が悪くなるかもしれませんが、私の感じているJAは組合員があつての農業協同組合だということを忘れていたような気がします。組合員の所得が上がればJAの力がつきましますし、安定経営にもつながります。この件についての答弁を求めます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 名寄の基幹産業は農業だというふうに私は理解させていただいております。そうした地域農業の中核を担っているのがJAだろうというふうにも思っております。地域経済にもたらす影響も極めて大きいものがあるというふうに思っております。先ほどの御答弁でも申し上げましたけれども、農家組合員の経済的、社会的地位の向上というのが大きな目標として掲げられておりますし、組合員のための農協であつて、農協のための農協ではないのではないかとこのように思っております。今後組合員の所得向上を目指して、農協一丸となつて努力をしていくもの、目標に向かっていくものというふうに理解をさせていただいております。行政といたしましてもそこら辺の連携を十分これから図りながら、地域農業、地域の発展に貢献し、寄与していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） JAの悪口ばかり言っていると思われても困るので、職員の中にも組合員のことを考えている人はいるとは思いますが、ごくわずかだと感じています。農協に何が足りないかといえば営業マンです。私も過去に話したことがあります。名寄地区の農家の方から聞いたところ、ナガネギを出したところ初めはまあまあ価格だったのに急に価格が下がつたとお聞きしました。自信を持って生産しているのに何とかならないかと言っていました。もし営業マンがいて、即対応していればこのような結末にはならなかつ

たと思いますが、今の話を聞いて部長はどのように受けとめますか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 営業マンの必要性ということでございますけれども、これまでJA農協、青果連を中心としながら努力をしてきているものというふうに思っております。実は、20年ほど前になるのでしょうか、私ども四国のほうに研修で出向かせていただきました。四国の香川県でございました。そこは大阪市場が大変近うございまして、そういった今渡辺議員のおっしゃるような営業マンという方々を置いて、市場に張りついて、情報提供しながら対応している事例を目の当たりにしたこともございました。しかし、今名寄のJAが取り組んでいる部分につきましては、御案内のとおり青果連を中心としながら情報の収集に努め、価格動向も把握しながら取引をされているというふうに思っております。営業マンを置くべきということにつきまして、私どもの立場で申し上げる立場にはございませんけれども、要は農家所得の向上に向けての一つでも二つでも上向きになるような取り組みはされるものというふうに期待をしているところで、これからも機会あるごとにそういった心を旨としながら職員と接してまいりたいと思っております。時代的にはどうかというふうなことでございますが、これらにつきましてはまたそういったお話があつたということも先方さんのほうに伝えながら、連携をとつて進めていきたいと思つておりますので、御理解をいただきたいと思つております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 十数年前だったと記憶しているのですが、帯広のJAでは価格を交渉する担当者を決めていて、30代の方に計画生産や東京の市場に打ち合わせに行かせているとお聞きしました。なぜかという、出荷先の担当者の年齢に合わせていると話が合うし、計画的な生産ができるというものです。何月にこれぐら

いの量、何月にはこれぐらいの量というように頼まれるらしいのです。そうなると、計画栽培ができるのではないのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員おっしゃいますように、そういうふうな計画的な出荷ができるのではないかということでのお尋ねですけれども、まさにそのとおりだと思っておりますが、ただその体制をどういうふうに組むのかというようなことが今後の課題であろうと思っておりますから、今議員がおっしゃった部分につきましては私どものほうからもJAのほうとも機会があればお話をさせていただいて、そういう方法もお話としてございましたというようなことでお伝えをしてみたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それなら農協と消費者と行政担当者との地場産品の検討会議のような協議会ができないでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ちょっと答弁ずれられるかもしれませんが、先ほど副市長のほうからお話ありましたように農業振興センターのどういうふうに振興していくかと、運営していくか、どういうふうに振興しようかというようなことで運営委員会というものがございます。それに同じような形になるのかどうなるのかわかりませんが、今後JAとも相談をしていきたいと思っておりますし、それから普及センターにもアドバイスをいただきながら、お話をしてみたいなというふうな受けとめをさせていただいております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 安定供給も大事ですが、私は農業従事者の所得を上げることが最大の課題だと思っております。規格外品でもお金にかえるとか、地元の間は曲がっていくのが細かろうがおいしいことはわかっています。手をかけて料理をすれば何ら変わりはないことの理解はできて

います。トマトの加工をしている下川町に風連地区から規格外品が持ち込まれていることは御存じだと思いますが、それこそが農業従事者の所得アップにつながっていると思っておりますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今渡辺議員おっしゃるのは、一元集荷というか、集荷の部分でなくして地元でとれた規格外品をどういうふうに皆さん方に新鮮なものを規格外品として提供していった、所得の向上を上げるかというふうなお尋ねだと思っております。おかげさまで風連も名寄地区も直売といいたましようか、産直といいたましようか、そういった機関といいたましようか、取り組みをされる方ふえてまいりました。名寄では6カ所、7カ所ぐらいあるのかなというふうに記憶をしておりますし、4月20日にオープンした道の駅でも地物のものが、製品ですけれども、これらについても扱わせていただいております。規格外品の部分につきましては、生産農家の方々の認識というか、意識といいたまいますか、そういったものに頼ることが多いのかなと思っておりますが、お母さんを中心としたグループの中ではそういった取り組みをされている方もいらっしゃると思いますので、今後また御相談をしていきたいなと、こんなふう思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に、バイオマス事業について伺います。

化石燃料が高騰する中、バイオマスの熱供給施設への利活用は環境対策だけでなく重油等を大量に消費している公共施設、温泉、プール、福祉施設などのコスト削減にもつながります。この点について名寄市の可能性と公共施設のコスト削減策についてどう考えているのかお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 重油価格がこれほど高騰しますと、燃料のコスト削減というのが非

常に大事な部分だと思っております、現在名寄市が進めておりますのはこういう地球温暖化対策も含めまして建物の改修、改築時により燃料効率のいい、それから断熱、防音も兼ね備えた建物全体のリニューアル等を考えた形での燃料コストの削減ということを考えておまして、下川町が取り組んでいるようなバイオマスを使ったものにつきましては、木材チップの保管場所等、輸送等も含めて現時点では技術革新の部分によりまして公共施設のコスト削減対策を考えておまして、今後は間近でそういう実例がありますので、さらなる調査研究が必要だというふうには考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） バイオマス導入により下川町の成果としては、五味温泉に至っては重油の高騰もあり、平成17年度、300万円、18年度、400万円、19年度、500万円の削減となっています。今後は公共施設に随時導入することを検討していますと担当者が言っていました、これについてどう考えますか。下川町との連携が必要だと思いますが、これは島市長に伺いますので、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 日ごろ上川北部の自治体、首長会議等でこのような話題も聞かされております。確かに下川町さんの客観情勢と申しましようか、木材資源あるいは未利用資源も含めて名寄と比較をいたしますと豊富にあるというふうには認識しております。私は、五味温泉のほうも今お話がありましたけれども、保育所のボイラーも実は見せていただきました。保育所の暖房にチップの自然にボイラーまでコンベヤーに乗って供給されるシステム、これは林野庁のモデル事業だというふうに聞きました。確かに暖かさも遜色がないと。むしろやわらかな暖かさといいたいまいしょうか、そういう実感を受けました。これからは、限りある資源、特に化石燃料に限られているということ

でありますから、コストの比較だけでなく、やはり未利用資源をしっかりと使い込んでいくと、利用していくということが公共団体にも、あるいは一般の家庭にも、事業主にも求められているのではないかと、このように受けとめております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 公共施設のコスト削減の観点からも積極的な検討が必要であります。ただし、バイオマス導入は現在重油等を販売している業者への影響もあることから、重油販売業者がバイオマス事業に参画するなどにも配慮が必要と考えますが、お考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） バイオマスに限らず、今名寄市ではソフトセルロースを使った代替燃料、それから毎日毎日各家庭から出てくるプラスチックごみの油化施設をつくったらどうだというような検討も実は民間の業者の方々も入りましているいろいろと調査研究をしまりました。その中で、一定程度地の利というか、名寄に合ったような条件のところが比較的やりやすいのかなと。そういう面で見ると炭化センターの重油削減のために名寄の焼却場を解体をして、そこに油化施設をつくって供給するとなれば、搬送距離も短くなって搬送費用も少なくなると、そういうふうな動きのあるものもありますので、できるだけそういうところに参画できるような、そういう仕組みを調査研究してまいりたいと思っています。現時点ではそのグループには重油販売している業者の方々が入っておりませんので、具体的に維持管理のコストの関係、それから維持修繕費にどれだけのお金がかかるという部分について大きなネックになっている問題もありますので、その辺の調査研究と業者の参画の関係についても調査研究してまいりたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 名寄市バイオマス新用途研究会のようなものを設立して、研究や調査

の準備を進める時期だと思うが、お考えがあればお答えいただくこととメンバーにはJ A、商工関係者、J C、燃料販売業者、消費者協会やさまざまな関係機関で構成されなければならないと思いますが、それについてもお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 既に新たなエネルギーを求めるという意味ではアグリエネルギー研究会なり、あるいはプラスチック油化還元研究会等、選択肢を持って今研究を進めております。御指摘のありました部分につきましてもあわせて研究のテーブルにのせて、今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私の言っている研究会の目的は、地域に眠るバイオマス資源や新たな資源の新たな用途に関する調査研究を行い、北海道における地域資源循環利用と新たな産業の創造によりこの地域の活性化に寄与することだと思いますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 当然それぞれの研究会で研究をしている内容につきましては、地域の振興ということで対応しているわけでありまして、実用化が果たしてどれが一番効率的で効果的なのかという実証の部分も当然一定の研究が進めば対応せざるを得ないと、こういうことになってまいりますので、ぜひそれも含めて前段の検討研究から入っていきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 質問を変えます。

中心市街地商店街には市有地、空き地対策が必要です。例えば西3条南6丁目にある市営住宅跡にある駐車場にしているところをほかの地域で行っている屋台団地などに変えるとか、幾らでも方法はあります。そうすれば、夜になるとにぎやかになるのではないのでしょうか。まちづくり協議会的なものの設置を検討してみる価値は十分あると

と思いますが、お考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今中心市街地の商店街活性化の部分についてお尋ねをいただきました。3・6の屋台ということですが、今中心市街地活性化の議論がされております。3・6の部分につきましてもその検討の中に入っておりますし、提言の中にも入っております。今主体的な事業に取り組む方々の中での議論に移行しているわけございまして、今御提言ありましたような方法がよくこういったことがあったらなというようなお話は耳にするわけございまして、その中での議論の中に持ち込んでいきたいと思っておりますが、またまちづくりの観点からも私どものほうでにぎわいがどうつくれるのかという部分につきましても今御提言いただきました部分を旨として、その中で議論をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それから、足の確保です。高齢者の方たちは、交通の便が悪いところには集まりません。私が以前提案したデマンド交通システムの検討が急務だと感じておりますが、デマンド交通システムとはドア・ツー・ドアで予約制ですが、乗り合いタクシーです。お年寄りの方たちの行動範囲が広がった実績もあることから、ぜひ検討すべきです。昼間のタクシー会社の利益にもつながります。この件についてお考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 渡辺議員にたびたびデマンド交通システムの導入について御提言をいただいているところであります。かつて買い物、病院への通院、通学などで路線バスににぎわいを見せておりましたが、車の普及などで客足が減るなどの要因により便数が減ったり、公共交通という役割にも陰りが出てきました。このような状況の中でデマンドバス、乗り合いタクシーなど新し

い交通システムは、利用者の利便性を重視する交通手段で、特に高齢者などの住民の行動範囲が広がることから地域の活性化につながるものと考えています。名寄市としましては、昨年市民組織であります住民ニーズに基づいた公共交通のあり方研究会が発足をしまして、7月に研究会、ことしの3月だと思うのですが、アンケート調査をして、現在集約をしております、今議会終わった後もう少し突っ込んだ内容の検討をしたいと思っています。現状といたしましては、近隣市町村を結ぶ交通機関であります地方バスの運営が年々厳しくなって赤字になってきて、市町村負担が年々、年々ふえてきている状況になっています。そういう中で、少子高齢化の中で特に高齢化の進展によりデマンド交通を必要とするであろう高齢者の方々のニーズも高まっているものというふうに考えておまして、今回とりましたアンケートの関係につきましましては地域の老人クラブ、町内会、行政区などを対象にして行いましたので、その分析結果と、それから構成メンバーがほとんど民間ベースで、各交通機関の代表者の方とかも入っておりますので、忙しいスケジュールの中調整させてもらって、迅速に今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 地元の商店街は、部長おっしゃるとおり高齢者たちにも愛されているのではないのでしょうか。高齢者の方たちは大型店は嫌います。子供たちに連れていってもらっても大型店は歩くのにも大変ですし、お店の方との会話はないわ、何かしらせがまれるわ、その点地元の商店街は好きに買い物ができるから好まれているようです。

それと、地元の商店街の意識を変えなければいけないと思います。以前にもお話ししましたが、ある商店街の男の人が北洋銀行跡地のところで、渡辺さん、レンタルのハウスをそこに展示させてあげるから、その間ただで使わせてほしいと言わ

れました。その男性はまるっきりお金を出すつもりはないと感じましたので、断りましたが、商店街の女性は前向きに考えていると思いますので、商店街の女性を対象に活性化協議会のようなものを発足させてはいかがでしょうか。やる気があれば地元の商店街も何とかなるはずですが、私が以前から提唱している商店街と一緒に月に1回市内循環バスの無料化を実現すべきと思いますが、お考えがあればお答えください。以前名士バスに聞いたところ、1日3万円の保証でしたら燃料高騰の折であります、交渉すれば何とかなると思います。それと、商店街に来て買い物をしてきてくれた場合150円のバス乗車券を出すといろいろな方法があると思いますが、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今御提言ありましたコミュニティーの買い物という理解をさせていただいております。私どもこの中心市街地ばかりでなく、まちづくりの中でもよくお年寄りの方含めてそういったお話を伺うことができます。会話をしている中での買い物、ショッピングをしたいのだと、それから時々の情報交換をしながら、そういった血の通うといいましようか、温かみのあるそういう商店街を求めているのだということは常に耳にするわけでございます。今御提言ありましたように、そういったものを旨としてまちづくり委員会の中でも御議論をしてきましたし、またあわせて今お話ありましたように商店街の方々のみならずそういった御婦人の方々を中心に集えて、情報交換しながら、新たなショッピングを創造するというようなお話も今現在あることはありますけれども、なかなか活動がされていないというようなことでございますから、今後また機会がありましたらそういった方々にもお集まりをいただく、あるいは若い方々にも集まっていただく、そういった先ほどお話しさせていただいているような話し合い、パブリックコメントも含めたそういった議論を市民を巻き込んでしていきたいなとい

うふうな思いをしているところでございます。

交通体系につきましては、先般新聞にも載せさせていただいておりました8月の上旬の循環バスでございますが、大変好評いただいております。3年間実施した分の実績を踏まえて検証して、そしてさらにどういうふうにするのかというふうな段階にきていますので、それらについては時間をちょっといただいて、検証させていただきたいと思っていますし、取り組めるものがあれば検討したいというふうに思っているところでございます。

以上、お答え申し上げました。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） きょう見たのですが、フリーペーパーは一べすとの10面に今月のお勧め賃貸物件の中で西2条南6丁目1階ワンフロア4.5坪で20万円と敷金は2カ月分と出ていましたが、これの支援策については今現在補助金のようなものはないのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお答えをさせてもらいました商店街づくりの部分の中で60万円を限度としてという制度はございますけれども、今それに合致するのか、合うのか、そこら辺はまだわかりませんが、そういった制度で御相談できるものがあれば御相談させていただきたいというふうに受けとめているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 最後に、市立病院喫煙環境の整備について12月の定例会で質問することを市長に伝えて、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会

議を開きます。

場内の気温が上がっておりますので、上着を脱いで進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

児童生徒の携帯電話対策について外1件を、持田健議員。

○7番（持田 健議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

大きい項目の1つ目、児童生徒の携帯電話対策について、1点目、携帯電話の保有の現況と教育委員会としての考え方についてであります。昨年の秋、道教委の調査によりますと子供に携帯電話を持たせている家庭は、小学生が15%、中学生が37%、高校生になりますと92%持たせている。理由は、学年を問わず緊急連絡に必要と安全面を第一に挙げております。使用に関するルールは、使用時間を決めている、料金の上限を設定、利用サイトを親が確認するが多かったようであります。また、有害サイトなどへのアクセスを制限するフィルタリング機能を設定している家庭は14%にとどまっております。保護者への啓発活動を進める考えだとしておりますが、ことしの4月、政府の教育再生懇談会においてある政治家の一人が子供が携帯電話を持つとろくなことがない、悪い大人に利用されるだけだし、人間関係にもマイナスだ、教育上もよろしくないと答えております。そういう持論をぶってからにわかに小中学生の携帯電話規制論が勢いづいてきました。ある政党の一部の議員は、小中学生の携帯電話所持を禁止する立法まで目指していますが、モニター8,000人にアンケートした結果、小中学生の携帯電話禁止すべきと答えた人が60%であり、その理由としましては携帯依存になる、アナログなコミュニケーション能力が衰える、いじめの温床になる、有害サイトへアクセスする、時間を浪費する、親がコントロールできない等々であります。また、小中学生の携帯電話を持たせるべきと答えた人が

40%であり、その理由としましては安否や居場所が確認できる、政府が干渉するべきものではない、フィルタリング等で有害サイトへの遮断はできる、子供にも必須のツール、子供の成長や勉強に役立つ、責任感が養える等であります。結果によりますと小中学生の携帯電話禁止のほうが若干上回っておりますが、どちらにいたしましてもメリット、デメリットはございますが、携帯電話の健全な利用、使用についての親子の間でのルールが確立されていけば、論争の種にはならないと私は思います。そこで、名寄市において小学生の間、また学校と家庭との間に携帯電話を保有したことにより問題等が発生したのかどうか、もし問題点等があるとすればどのような指導をしておられるのか、教育委員会としての考え方をお知らせください。

次に、2点目、ネットいじめについてであります。少子化により児童生徒の数が減少している現在、学校においても町中を歩いてみても公園等に行っても子供たちがたむろし、直接暴力や集団暴行といったようないわゆる昔で言うけんか、いじめ等は見かけなくなっております。また、ゲームセンター、ショッピングセンター、コンビニ等に行っている生徒を見かけるのも数は少なくなっておりますが、学校の帰りやショッピングセンター等で見かける光景は、携帯電話でメールを一生懸命打っている姿であります。私の子供が学校に通っている時期は、まだ携帯電話等もありませんでしたので、子供たちが携帯電話に夢中になるその心境はわかりませんが、新聞やテレビの情報によりますと携帯電話は表面化しにくい陰湿ないじめに利用できる産物だと思っております。道教委によると、2006年度道内小中高校いじめのうちパソコンや携帯電話での誹謗中傷、これは333件で全体の4%だった。専門家は、実態はもっと多いと指摘しております。ネットいじめは匿名で行えるため、書き込んだ者の罪の意識が薄く、過激になりやすい。現実の世界のからかい、無視

とは違い、インターネットや携帯電話を使って言葉によるいじめがはびこっています。帰宅後毎日のようにメールが来る、無視するといじめられそうに仕方なく返信をする、するとまたメールが来る、女子生徒はうんざりした表情を見せた。それを見ていた母親がどこかで断ち切らないと心配しております。現実にもそのような事態が発生しても、学校側としては保護者の通報や被害者生徒の教師に対する相談がない限り表面化しにくいと思っております。全国どの自治体においても大なり小なりこのような問題は抱えることと思っておりますが、名寄市においても小中学生の間にネットいじめの実態があるのかどうか、どの程度承知されているのか、また学校や家庭にどのような指導をされているのかお知らせください。

次、3点目、不登校の増加についてであります。文部科学省の全国学校基本調査によりますと、昨年度に病気や経済的な理由以外で年間30日以上休んだ小中学生は全国で約13万人と聞いております。2年連続して増加しておりますが、特に中学生に至っては34人に1人が不登校という状況であります。不登校のきっかけは、友人関係、親子関係、学業の不振等が上位を占めており、いじめも3.5%と前回より微増しており、学校、家庭、友人関係など子供をめぐる環境が複雑に絡み合っており、学校に行けない、行かないの状況をつくっているのが現状であります。

そこで、まず考えたいのは、学校に行きたくても行けない事態に追い込まれてあえいでいる子供たちの苦しみをどう救うかにあると思っております。登校しても保健室にいるか、特定の授業以外は保健室で過ごすいわゆる保健室登校、教室の息苦しさが心苦しく感じても担任の教師には心を開かれぬ、子供たちも保健室の養護教諭なら悩みを打ち明けやすい、養護教諭が家庭での虐待やいじめを把握した例は多く報じられています。そのことがきっかけで解決した話も聞きます。最近では携帯メールによる誹謗中傷、また陰湿ないじめなど、

子供間のトラブルが表面にあらわれにくい状況にあることはよく認識して、教師が子供の微妙な変化に素早く気づき、しっかり向き合える体制が必要だと思えます。名寄市の小中学校において不登校の実態についてお知らせください。教育委員会は、現状に対しどのような措置、指導をされているのかお尋ねいたします。

次、4点目、学校裏サイトについてお尋ねいたします。卒業生や在校生が立ち上げ、情報交換する掲示板、学校裏サイトをのぞいた。裏切り者、うぜえ、死ねなどの中傷と実名や顔写真が公開されていた。ほどなく不登校となった少年を複数の同級生たちが心配してくれたが、サイトでの中傷は続いた。少年は、目に見える実際の世界とネット世界のどちらが本当なのか信じられなくなったとの新聞記事を読んで思ったことは、昔はよかった、いつの時代でもいじめはあるけれども、不満や中傷をするようなことがあれば、暴力はいけませんが、子供のけんかで済ませた。けんかをするにより痛みを分かち合い、仲よくなり、お互いの気持ちも晴れ晴れしたものです。しかし、現在はインターネットや携帯電話を使って、言葉によるいじめがはびこっている。インターネット上の掲示板は、学校裏サイトを立ち上げ、相手の実名を挙げて、死ね、きもいなど悪質な書き込みが行われていることがあります。だれが書き込んだかわからないためみんなで悪口を書く、集団いじめの温床にもなっております。時には教師が標的になって、体調を崩した例もあります。問題は、学校側がこうした実態をつかみ切っていないことであり、裏サイトを見つけることは難しい、教師や親が気づいてもすぐ別のサイトを開設してしまう。道教委によると、いじめの当事者でない子供が見て見ぬふりをする、そういうケースもあります。いじめは悪いが、傍観も許されない、このことを父母や教師は子供によく伝えてほしい。まさにそのとおりだと思います。記憶に新しいところでは、稚内の高校生が携帯サイトで複数の生徒の中傷を

したことが校内でうわさになり、学校側が生徒から事情を聞いたその日の夜に生徒は自殺を図った、その件は皆さん御存じだと思います。このような裏サイトは、子供を不登校や自殺、犯罪へ導くやみに潜む悪魔のように思えてなりません。名寄市において裏サイトでの書き込み、携帯サイトでの中傷するような実態があるのかどうか、あるとすれば教育委員会としてどのような指導、対策をなされているのかお聞かせください。

次、大きな項目の2つ目、学校、公共施設の耐震についてお尋ねいたします。1点目、学校の耐震について。道内にある公立小中学校の建物の耐震性が極めて弱いことが明らかになった。文部科学省によりますと、道内での耐震性がないと判定された建物は3割を超えた。耐震診断の実施率も7割強にとどまり、全国で最低水準であります。学校は、子供の安全を守ることが最優先であります。中国四川地震で校舎が崩壊し、多くの子供たちが犠牲になったことも記憶に新しいところであります。また、学校は災害時に住民の避難場所になる大切な公共施設でもあり、名寄市は過去大きな地震の体験や形跡等もありません。市史などを見ても震度5以上の地震に見舞われた記録はありませんが、地震経歴がないからといって安全とは限りません。児童生徒の安全確保に向け、耐震診断の結果に基づいて校舎の改修、補強などの整備を進める対策が必要であると思えます。

名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の現状と課題の中で、学校施設の老朽化と耐震化事業の推進の項目があり、それによると建築後40年以上経過した学校施設、屋内運動場を含むが2校、同じく30年以上経過した学校が6校あり、昭和56年以前の旧耐震設計基準により建築された校舎及び屋内運動場を有する学校は12校あり、学校施設の安心、安全の面から耐震化に関する対応が求められています。さきの国会で学校施設の耐震化事業に対する国庫補助を3年間の時限措置で拡充する改正地震対策特別措

置法が成立しました。自治体にとっては、補助が拡大されたとはいえ、財政負担が伴うだけに全対象校で補強工事は難しいのではないかと思います。少子化に伴う学校の統廃合計画に基づいて優先順を定めた校舎の補修、改修、学校の適正配置と連動させる計画等があればお知らせください。

次、2点目、公共施設の耐震についてであります。学校については、直接児童生徒の安全にかかわるため対策は講じられますが、学校以外の場所、災害時において住民の避難難所ともなる公共の施設、例えばスポーツセンター等名寄市の防災計画に記載されている18カ所の一時避難場所に指定されている施設の耐震性は大丈夫なのか。万が一のとき子供や住民が近くの指定された公共場所に避難して安全なのか住民が知りたいのは当然のことです。私は、名寄市の防災計画で示される一時避難場所の公共施設でも一度は耐震診断を行い、安全性の確認をする必要があるのではと思います。名寄市として学校と同じように耐震診断をされたのか、今後において耐震診断をされる計画があるのかお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ただいま大きな項目で2点にわたり御質問いただきました。2点とも私から答弁をさせていただきます。

児童生徒の携帯電話対策についての項目の1点目、携帯電話の保有の現状と教育委員会の考え方についてお答えをいたします。児童生徒の携帯電話の保有状況については、平成18年度に全児童生徒を対象に市内の教育関係団体が実施した調査結果では、小学校で830名の回答者のうち65名、中学校では222名の回答者のうち112名が携帯電話を持っているとの報告がされております。この調査では、半数以上の児童生徒が未回答のため実態を的確にとらえていないことから、今後名寄市小中学校生徒指導連絡協議会において実態の調査を実施してまいりたいと考えております。

2点目、ネットいじめについてでございます。ネットによるいじめについては、平成19年度で1件、平成20年度で1件となっております。発生後は直ちに各学校より報告を受け、実態の解明や生徒への指導など即時に対応しております。また、ネットによるいじめに対する根本的な防止策はないものの、児童生徒や保護者に携帯ネットに関する知識やマナー、モラルについて専門家による講習会などを通じて指導していくことが急務と考えております。

3点目、不登校の増加について。文部科学省が発表した学校基本調査の速報によれば、不登校の児童生徒数は2年連続で増加しているとのことでございます。道内におきましても不登校者の割合は小学校で0.3%、中学校では2.3%に上り、増加しているとのことでございます。新聞記事等によりますと、要因としては人間関係が築けない子の増加、家庭の教育力の低下、保護者の意識の変化などが挙げられております。名寄市におきましては、平成19年度の学校基本調査では不登校者は小学生で9名、前年8名で横ばい傾向にございます。中学生では同じく9名、前年度14名ということで減少傾向にあります。原因においては、生活習慣や無気力など本人にかかわる問題や一部いじめを含む友人関係の問題などが主な要因となっておりますが、保護者の意識の変化から登校に積極的になれず長期欠席となっている場合や他市町村でいじめに遭い転入してきたが、登校できずにいる場合もございます。各学校においては、原因となる問題を解決するとともに、定期的に家庭訪問を行い、保護者や本人と面談したり、行事への参加や保健室登校を促すなど登校への対応を行うとともに、休んでいる間は学習課題を与えるなど子供の状況に応じながら辛抱強く登校への取り組みを行っております。

名寄市教育委員会としましては、市内中学校3校に心の教室相談員を配置し、子供たちの心のケアをすることで不登校等の問題への予防対策を行

うとともに、ほっと21において教育相談センター内にハートダイヤルや適応指導教室を設置し、専門相談員及び指導員による不登校児童生徒への対応を行ってきており、成果を上げてきております。今後とも不登校児童生徒の減少に向けて、子供たちが元気に登校し、楽しく学校生活を送れる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

4点目、学校裏サイトについて。新聞等の記事によれば、宗谷管内の高校生が携帯電話サイトの掲示板に同級生の誹謗中傷を書き込んだことが発端となり、自宅で自殺を図ったとのことで、大変心が痛む事件であります。8月に上川教育局で行われました上川いじめ不登校等対策本部会議におきましても、子供たちの携帯電話メールや学校裏サイトなどを利用し、ネット上で他人を誹謗中傷する新しい形のいじめが深刻化していることが議題として取り上げられております。現在名寄市におきましては、各学校の生活指導担当教員を中心として、学校裏サイト掲示板などの監視を行っているところですが、ここ3年間では数件の不適切な書き込みが発見され、削除させるなどの指導を行ってきたところであります。しかしながら、携帯電話等によるサイトは膨大なこともあり、その実態などは十分につかむことができない状況にあります。このことから、各学校には子供たちの道徳観、倫理観を養い、正しい携帯電話の使い方やネットの利用の仕方を指導するとともに、保護者に子供が使用する携帯電話における利用ルールやフィルタリングなどの必要性を強調するよう指導してきております。また、今年度から組織いたしました生徒指導連絡協議会などを通じて学校間の情報交流を行うとともに、携帯電話等における問題について研修会を開催するなど対応の仕方について検証をしてきてございます。教育委員会といたしましては、今後とも情報教育の充実を図り、子供たちがネット被害などに遭わないよう努めてまいりたいと考えています。

次に、大きな項目の2点目、学校、公共施設の耐震についてお答えをいたします。初めに、学校の耐震について。市立小中学校の老朽化の状況がありますが、現在建築後30年を経過している校舎や屋内運動場などの学校施設は全16校中8校あり、このうち建築後40年を経過している学校施設が2校ございます。また、全16校、30の学校施設のうち、昭和56年以前の旧耐震基準により建築され、耐震性能が現在の基準を満たしていない施設が12校、18施設となっております。文部科学省が本年4月に調査を実施し、6月に公表した公立学校施設の耐震改修状況調査結果で名寄市の状況は、耐震化率30.4%、耐震診断実施率89.7%、昭和56年以前の建物で耐震化を実施する必要のある建物の割合は69.6%となっております。北海道全体の耐震化率は48.4%となっており、本市はこれを下回る状況にございます。

国は、平成18年4月に義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律を改正し、耐震化関連経費を一括して交付する安全・安心な学校づくり交付金制度を創設するとともに、公立義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び同基本計画を定めました。これにより、公立小中学校の設置者には施設整備に当たり目標耐震化率を設定し、耐震化を図ることや教育環境の質的な向上を図ることが求められております。また、本年6月には地震防災対策特別措置法が改正され、公立小中学校の建物については耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務づけられるなど、学校施設の耐震化の加速を求めています。名寄市教育委員会では、平成18年度に風連中学校を除く昭和56年以前に建築された11校、16施設について学校施設耐震化優先度調査を実施いたしました。この調査結果などに基づいて、緊急性、優先度の高い施設から計画的に耐震化を進める考えであります。庁内に耐震化計画の策定検討委員会を設置し、優先度調査結果に基づく優先順位の検討などを行い、本年度中に耐震化計画を策定して、

学校施設の計画的な耐震化を進めてまいりたいと考えております。

学校施設は、児童生徒が日常の大半を過ごす学習と生活の場であるばかりでなく、地域の皆さんにとっては生涯学習活動やスポーツ活動に利用される身近な公共施設であり、災害の発生時には応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担っております。名寄市地域防災計画において本市のすべての小中学校の校舎及びグラウンドは一時避難所に指定されており、屋内運動場は収容避難所として指定されてございます。これらを踏まえて耐震化計画の策定に当たっては、北海道学校施設耐震化推進指針を基本に新名寄市総合計画第1次との整合や本年4月に策定しました名寄市立小中学校適正配置計画第1期などを考慮し、改修、または改築などの事業手法や優先順位の検討を行い、中長期的な計画を策定して学校施設の耐震化を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の耐震についてお答えをいたします。名寄市では、災害時の一時避難場所として屋外については各学校のグラウンドや公園を指定するとともに、屋内の収容避難場所として学校体育館21施設のほかに名寄市総合福祉センターや地域のコミュニティセンターなど名寄地区と風連地区合わせて全部で18施設を指定してございます。これら18施設のうち、耐震改修促進法による耐震改修の対象となるのは名寄市スポーツセンターだけでありまして、残りの17施設につきましては同法に規定された特定建築物以外の建築物ということになっております。なお、これらの収容避難所は、地震の際に限定したのではなく、地震以外の洪水や台風などの災害時にも対応した収容避難所と位置づけております。したがって、大規模地震の発生に伴う避難所につきましては、被害状況にもよりますが、基本的には各学校の体育館を充てることになるものと想定しておりまして、スポーツセンターを含めてこれら18施設の全部を収容避難所に当てるということではあ

りませんので、この点につきましても耐震化とのかかわりにおきまして御理解いただきたいと思えます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） それぞれ答弁をいただきました。さらに理解を深めるために若干再質問をさせていただきます。

まず、第1の携帯電話の保有についてですが、携帯電話をもはや電話ではなく高性能なネットの端末としてとらえるべきだと指摘しております。一例が時間を忘れてネットやゲームに夢中になるゲーム依存症であります。中学校の養護教諭、これは保健室の先生であります。生徒が睡眠不足になる原因のトップは携帯電話を使ったゲームとメール、携帯ネットにはゲームなど遊びサイトが満載であり、寝ないで遊び続けた生徒が翌日頭痛などを訴え保健室に来る。メールでは返信しないと相手から嫌われるという不安感から夜中でも着信音で目を覚ましてしまう。同じように体の不調を訴え保健室に来る。携帯電話による現象、興味本位から依存症に発展し、学力低下、いじめにつながる、そのような実態についてお知らせください。教育委員会として現状に対してこのような措置、指導をされているのかお尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 子供たちが携帯電話をどのように使っているかというのはそれぞれだと思いますし、今おっしゃられたとおりゲーム等で夜中までやっているという実態も耳にしております。その中で、今学校の保健室にどのぐらいの子供たちが行っているかということでございます。名寄市の教育委員会での調べでありますけれども、平成19年度の保健室の延べの利用者ということでお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、小学校では内科的理由で2,229人、外科的理由では2,510人、その他の理由では487人ということになっております。中学校であります

けれども、内科的な理由では2,807人、外科的理由は1,505人、その他では199人という利用者数ということになっております。御質問にありました体調不良の理由ということでの来室でありますけれども、これについてはなかなか特定できないということがありますし、その他の理由の中では一部実態として先ほど議員がおっしゃった部分でそういったことでの来室もあろうかと思えますけれども、実態的にはなかなかそれをつかむことは難しいというふうになってございます。

また、そういったことがあるということになれば、児童生徒の体調管理の上でも非常に厳しい部分がありますから、これらの使用方法などについては機会あるごとに学校あるいは関係機関との連携をとりながら、家庭からのことも当然大事なことでありますから、そうした連携をとりながら、子供たちが学校に来るときにはやっぱり学業に励むということを優先させたような指導をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） 今御答弁いただいたように、保健室の利用等は相当な数、全部が携帯とかそういうあれではないとは思いますが、そういうのも一部あるということをお聞きし、これは本当にいかぬことだなとつくづく思う次第であります。

教育委員会とされましてもその実態の把握、学校、家庭との連絡、そういうのを密にして、事前にそういうことが早く見つければ、ぜひその解決の方法、また携帯電話を正しい利用で有効に使っていただくような指導を家庭、学校あわせてやっていただきたいと思います。

次に、2番、3番、4番の点については、共通しているところもありますので、一括してお尋ねいたしたいと思えます。名寄市において平成19年度1件、平成20年度に1件、これはネットいじめであります。いじめの件数としては最小限で

あり、喜びたいところではあります。被害を受けた子供は楽しいはずの学校生活を暗い人生として送る結果となります。学校がいじめを知ったきっかけは、担任の情報、子供へのアンケート、本人からの訴え等が大半であり、親からの報告は皆無に近いと思えます。子供にとって一番身近であるはずの親がいじめに気づいていない。また、地域の住民からの通報もほとんどない。いじめの実態が住民に見えてこなくなっているからだと思えます。いじめの兆候をできるだけ早くつかむことが対策の基本であり、学校、家庭、住民が協力して情報を共有し、対処できる仕組みが欲しいものであります。

そこで、お伺いいたします。教育委員会あるいは教職員でネットパトロール隊なるものを発足し、定期的にサイトを監視し、子供のブログやアドレスを把握して、子供たちのSOSのサインを見逃さず、状況に応じて保護者や学校に連絡する、そのような考えはないかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ネットいじめについては、非常に難しい問題がありまして、何日か前の新聞にも学校裏サイトが10万件ぐらいあるという、そんなような新聞記事もありました。そういった意味では、この学校裏サイトの中では児童生徒の誹謗中傷ということで非常に子供たちが心に傷を負っているといったことがありまして、いろんな事件に発展している部分もございまして。そういった意味ではそうした掲示板などを早期に発見をして、それを削除するような、そういったような仕組みが必要だろうというふうには思っております。ただ、膨大なこの学校裏サイトということでありまして、名寄市においては児童生徒がよく利用するサイトについては各学校に通知をしてくれているといったような状況も一部ございまして。また、インターネットでそういった巡回も実施しておりますけれども、なかなか全体まで目が届かないという状況にございまして。このインターネッ

ト巡回をしている中で発見をした際には、インターネット対応マニュアルといったものもございませんので、そうしたもので対応したり、あるいは学校における危機管理の手引といったものがありますから、そうしたものを参考にしながら、速やかに保護者に連絡をしたりなど、そういったことで対応しているというのが実態でありますし、また警察、あるいはブログを立ち上げているといひますか、そういった電磁気事業者、そういった方、関係機関と連携をとりながら削除依頼などをするといったことも進めていく必要があるなというふうに思っております。

御提案のありましたネットパトロール隊の関係でございますけれども、これについては児童生徒のプライバシーという部分も非常に壁としてあるということがありますが、ことし各小中学校で結成をいたしました小中学校生徒指導連絡協議会というのがあります。これは、毎月1回研修会、会議を開くということになっておりますので、そうした御提言もこの中で協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ありがとうございます。ただいま御答弁いただきましたように裏サイトを見つける、またネットでいじめる、その現状をつかむというのは非常に難しいことだと思います。でも、何からの方法で学校や家庭への指導ができるよう、またそういうサイトを見つけるよう、これからもいろいろ努力していただきたいし、また指導されることを強く要望します。

先ほど部長から言われましたように、きのうの北海道新聞には学校裏サイト10万5,000件が特定されましたと新聞に出ております。そのうち道内関連が2,500件と発表され、一日も早くこういういじめとか、そういう不登校とかにつながるような誹謗中傷するようなネットをなくし、本来の学校生活に戻してやりたいものだとつくづく

思うところであります。

次に、学校の耐震についてであります。御答弁をいただいた中に耐震化についてかなり計画されておりますし、今後の少子化の進む中において統廃合等計画される中で耐震化計画は盛り込まれております。このことについては、名寄市のため、また児童生徒の安全のためにできるだけ早くそういう耐震化を進めていただきたい。ことしの4月に示されました小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針によりますと耐震化優先度調査による優先度が示してありますが、耐震化計画の早期実現に向け、できるだけ早い安心した、また生徒や住民たちが安心して避難できる、そういう場所の確保の実現に向けていただきたいことを要望しておきます。

名寄市民が万が一の災害時でも、市の防災計画の中に公共場所として18カ所記載されておりましたが、該当するのはスポーツセンターのみということを知り、非常に私自身安心した状況にあります。市民が一番安心できるのは、災害はいつ起こるかわかりません。万が一のとき安心して本当に避難ができるということに確信が持てたことに対し、今回この質問をさせていただいたことに意義あったなとつくづく思うところでございます。市民の安全のため、また児童生徒の安全確保のために耐震化を計画する学校、30年、40年たった学校もありますが、できるだけ早い耐震化計画を望んで、私の質問として終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で持田健議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 岩 木 正 文

署名議員 田 中 好 望

平成20年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年9月12日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結について
日程第4 意見書案第1号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書
意見書案第2号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書
意見書案第3号 社会保障関係費の削減方針の撤回を求める意見書
意見書案第4号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書
意見書案第5号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書
意見書案第6号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型(H T L V-1)関連疾患に関する意見書
意見書案第7号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書
意見書案第8号 学校耐震化に関する意見書
意見書案第9号 生産資材高騰等に関する意見書
意見書案第10号 投機マネーの抜本的規制強化に関する意見書
意見書案第11号 介護保険計画の見直しに関する意見書
意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
意見書案第13号 北海道開発局の存

続に関する意見書

- 日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について
日程第6 委員の派遣報告
日程第7 委員の派遣について
日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結について
日程第4 意見書案第1号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書
意見書案第2号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書
意見書案第3号 社会保障関係費の削減方針の撤回を求める意見書
意見書案第4号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書
意見書案第5号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書
意見書案第6号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型(H T L V-1)関連疾患に関する意見書
意見書案第7号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書
意見書案第8号 学校耐震化に関する意見書
意見書案第9号 生産資材高騰等に関

する意見書	22番	田中	之繁	議員
意見書案第10号 投機マネーの抜本的規制強化に関する意見書	23番	東	千春	議員
意見書案第11号 介護保険計画の見直しに関する意見書	24番	宗片	浩子	議員
意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（1名）

1番 佐藤 靖 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐藤 健一
 書記 間所 勝
 書記 松井 幸子
 書記 高久 晴三
 書記 熊谷 あけみ

日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について
 日程第6 委員の派遣報告
 日程第7 委員の派遣について
 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（25名）

議長 26番 小野寺 一 知 議員
 副議長 19番 熊谷 吉 正 議員
 2番 植松 正 一 議員
 3番 竹中 憲 之 議員
 4番 川村 幸 栄 議員
 5番 大石 健 二 議員
 6番 佐々木 寿 議員
 7番 持田 健 議員
 8番 岩木 正 文 議員
 9番 駒津 喜 一 議員
 10番 佐藤 勝 議員
 11番 日根野 正 敏 議員
 12番 木戸口 真 議員
 13番 高見 勉 議員
 14番 渡辺 正 尚 議員
 15番 高橋 伸 典 議員
 16番 山口 祐 司 議員
 17番 田中 好 望 議員
 18番 黒井 徹 議員
 20番 川村 正 彦 議員
 21番 谷内 司 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
 副市長 中尾 裕二 君
 副市長 小室 勝治 君
 教育長 藤原 忠 君
 総務部長 佐々木 雅之 君
 生活福祉部長 吉原 保則 君
 経済部長 手間本 剛 君
 建設水道部長 野間井 照之 君
 福祉事務所長 中西 薫 君
 上下水道室長 和田 博 君
 教育部長 山内 豊 君
 市立総合病院院長 内海 博司 君
 市立大務局長 三澤 吉巳 君
 市立大務局長 三澤 吉巳 君
 監査委員 森山 良悦 君

○議長（小野寺一知識員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に佐藤靖議員より欠席の申し出がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 持田 健 議員

18番 黒井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市特別養護老人ホーム清峰園及びしらかばハイツの運営状況について外2件を、木戸口真議員。

○12番（木戸口 真議員） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、今定例会に3件の質問を島市長、藤原教育長にしておりますので、まずは先般8月21日に原油、肥料価格などの高騰により生産コストが大幅に増大するなど、農業経営を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあることから、農業経営の環境実態を広く周知していくとともに、政策的な対応を強く訴えるべく消費者団体、経済団体等も含めたオール北海道として、全道農業危機突破総決起大会が札幌市で開催されました。5,000人規模の農業者を中心とした大集会が開かれました。現状の農業情勢では来年度の再生産がままならない状況にあり、農業者の努力ではしのげない現状にあります。国策による打開しか解決の道はないものかと考えるものであります。名寄市においても市長を先頭に上部機関に働きかけが必要と考える

ものであります。市を挙げての対応が必要と考えるものであります。

質問に入りたいと思います。まず、名寄市福祉施設の運営状況についてお伺いいたします。国が定める医療適正化計画、2008年から12年度の5カ年の概要が示されました。現状慢性疾患の高齢者が長期入院する療養病床約35万床について12年度末に15万床まで6割削減する当初目標を緩和して削減を4割にとどめ、約22万床を存続させる方針に転換することになりました。この地域においても高齢者の施設介護を中心に取り進めている地域にとって影響は少なくないとも聞かれますが、どのようなものかお尋ねいたします。

高齢者にとって06年の医療制度改革がされ、長期入院を解消し、医療費年間約4,000億円を抑制する制度改革がなされました。ことしは後期高齢者制度が始まり、1年間の据置期間となっています。今後高齢者の医療費負担がふえる傾向にあり、行く当てのない高齢者、介護が必要な方にとって施設に入りたくも現状では順番を待つ待機者でいっぱい聞くものです。介護員の不足等により利用施設の定員が満たされていない状況にあるとお聞きしますが、両施設の現状をお聞かせ願います。

1つ目に、特別養護老人ホーム清峰園、しらかばハイツの現状の運営状況をお知らせ願います。

2つ目に、両施設の利用定員数に対する考え方をお聞きいたします。

3点目に、両施設の課題、問題点と今後の対応についての考えをお聞きいたします。

4点目に、両施設運営の住民理解を高める方策も必要と考えますが、考え方をお聞きいたします。

5点目に、行政としての今後の両施設に対する支援策の考えがあればお聞かせ願います。

次に、名寄市公民館活動のあり方についてお伺いいたします。早いもので新名寄市がスタートして2年半がたとうとしております。名寄市の中に風連公民館、分館6、名寄公民館、分館6、智恵

文公民館、分館4の3つの公民館がそれぞれの活動をなされており、合併協議においてもお互いの活動の違いを理解し、協議事項では協議されていないものとするもの。風連地区では現在住民自治組織の検討が進められており、地域おこしの原動力ともなっている分館活動を含めた新たな組織づくりに苦慮しているものです。名寄地区では、今検討が進められている自治基本条例の策定においても地域自治の確立には地域おこしの役割を担う人材育成が必要と考えます。こうしたことから、特に名寄市の公民館の分館活動は私は重要と考えています。このことから、教育長に名寄市公民館活動のあり方について伺いたします。

1つ目に、現状の地域性を持つ公民館活動の違いなどの認識をどうお持ちか。

2点目に、風連地区の住民自治組織移行に伴う公民館のあり方について。

3点目に、今後の名寄市公民館活動のあり方について。

次に、風連地区住民自治組織移行への状況について。昨年6月、合併協議に基づき長年にわたり旧風連町で進めてきた行政区制度から住民自治組織への移行について諮問機関ができました。風連区長より委員の委嘱を受け、風連町住民自治組織移行審議会での論議がスタートいたしました。8月の第4回審議会では、区割りの再編見直し素案が示されました。市街地は4行政区、町内会13を5組織へ、農村地区は13行政区を5組織への素案が示され、地域での検討が進められている状況にあるとお聞きしております。手持ちの資料の移行スケジュールでは、移行年月日を平成22年4月1日とし、平成20年10月、審議会が特例区長へ答申、11月から12月、住民説明などを予定しているが、現状についてお知らせ願います。

さらに、地域自治区について合併協定でも合併特例区設置期間終了後は合併前の風連町に地域自

治区を設置することに決まっています。同様に名寄地区でも設置が決まっています。第2回定例会で同僚の佐藤勝議員の地域自治区に対する考え方では、当分の間地域連絡協議会でとの考えであったが、合併の日から5年間の猶予があり、自治基本条例によるところの地域自治を高める意味でも私は地域自治区の設置は必要と考えます。今の時点での地域自治区の設置を延期する考えに理解に苦しむものであります。このことから、風連地区の住民自治組織移行への状況と地域自治区についての考え方をお伺いたします。

1点目に、新たな区域の再編見直し素案に対する住民自治組織の進捗状況と課題等について。

2点目に、住民自治組織移行審議会での論議経過について。

3点目に、今後の住民自治組織審議会の役割、予定、答申を受けての考え方について。

4点目に、合併特例区終了後の地域自治区の設置の考え方について。

5点目に、地域自治区設置に向けて政策転換の考えは。

以上を申し上げて、壇上からの質問といたします。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） おはようございます。ただいま木戸口議員から大きく3点にわたり質問がございましたので、1点目は私から、2点目は教育部長、3点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、名寄市特別養護老人ホーム清峰園及びしらかばハイツの運営状況についてお答えをいたします。御質問がそれぞれ関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。既に御案内のこととは存じますが、まず両施設の概要、沿革などについて申し上げます。清峰園につきましては、昭和48年6月に定員50床で開設し、昭和50年には定員を100床に増床し、現在に

至っているところでございます。平成14年に現在の施設を開設し、ユニット型の個室体制に整備をいたしました。平成7年からは定員2床で短期入所者も受け入れし、現在の定員は15床となっております。一方、しらかばハイツにつきましては、昭和63年4月に定員50床で開設し、平成4年には定員を80床に増床し、現在に至っているところでございます。短期入所者は、昭和63年の開設当時は定員6床、現在の定員は10床となっておりますところでございます。

次に、運営体制でございますが、清峰園は開設当初から名寄市社会福祉事業団に経営を委託し、平成18年からは指定管理者として同事業団を指定しております。また、しらかばハイツにつきましても本年5月から同事業団を指定管理者としております。しらかばハイツの経営が事業団に移管し、1つの経営体制にはなりましたが、長年それぞれ事業所としての歴史、経過があり、施設的な違いからも細部のサービス内容などに違いがありますが、運営につきましては当分の間今までどおりの体制で続け、段階的に統一を図ってまいりたいと考えているところでございます。

両施設の利用状況でございますが、清峰園につきましては平成19年度の年間利用者は1,178人で、月平均利用者は98.2人となっております。また、短期入所者は576人となっているところでございます。平成20年度の状況につきましては、8月末現在で利用者は477人、月平均利用者は95.4人、短期入所者は183人という状況となっているところでございます。一方、しらかばハイツにつきましては、平成19年度の年間利用者が951人で、月平均利用者は79.3人、短期入所者では151人となっているところでございます。また、今年度8月末現在での利用者は383人で、月平均利用者は76.6人、短期入所では65人となっているところでございます。

次に、両施設の利用定員数に対する考え方についてでございますが、この8月末での待機者数に

つきましては清峰園は108人、しらかばハイツでは66人となっているところでございます。利用状況の数字だけを見ますと両施設であきの状態があることにはなりますが、上位ランク待機者の体の都合や空きベッドの性別の状況等もございまして、あきが生じても直ちに入居していただくことができないこともありますことを御理解いただきたいと思いますところでございます。今後におきましてもあきが生じた段階で、入所判定委員会の結果、担当ケアマネジャーとも連絡を密にし、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、両施設での課題や問題点についてでございますが、最大の課題は何といても介護職員などの不足にあります。現在介護福祉専門学校への入学率は50%にも満たない状況であるとの報道もあり、介護職員の不足は一名寄市だけの問題ではなく、全道、全国的な問題となっているところでございます。現在両施設とも加盟しております全国老人福祉施設協議会などを通じて介護職員の確保に対する取り組みを強化しているところでございます。名寄市におきましても介護職員の確保は喫緊の課題として両施設で積極的に行っており、職員の公募につきましては名寄市社会福祉事業団からの要請に基づき新聞の広報欄などを活用し、募集の支援をしているところでございます。介護職員の確保に向け、引き続き必要な支援をしておりますが、市民の皆様にも両施設の介護職員確保に対し御支援、御協力をいただきますよう改めてお願いを申し上げますところでございます。そのほか両施設への支援策では、運営経費や建物等の維持補修などがございしますが、運営経費につきましても今後とも予算要望に対し適切に対応してまいりたいと考えているところでありますし、施設等の維持補修や備品の補充等についても適宜対応してまいりたいと考えているところでございます。

市民の皆様におかれましては、両施設の現状を理解していただくとともに、入所者、さらには今

後入所される方々が安心して健やかな生活を送っていただけるよう努力を重ねてまいりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2点目、名寄市公民館活動のあり方についてお答えをいたします。

初めに、現状の地域性を持つ公民館活動の違いなどの認識についてお答えをいたします。現在名寄市には3つの公民館本館があり、名寄地区を対象区域とした名寄市公民館には6つの分館、智恵文地区を対象区域とした名寄市智恵文公民館には4つの分館、風連地区を対象区域とした名寄市風連公民館には6つの分館があり、それぞれの地域において独自の活動と事業展開をしております。名寄市公民館は、趣味、教養と生活課題、社会課題をテーマとした市民講座の実施と文化活動への支援、芸術、文化鑑賞の機会提供や青少年を対象とした書き初め広場や冬休み児童生徒作品展などを行っており、農村地区で開設している分館においては料理や手芸、しめ縄づくりなどの講習会のほか、地域内の交流のためのレクリエーションやスポーツ大会を行っております。智恵文公民館においては、高齢者学級を事業主体としながら、地域のふるさとまつりや健康まつり、子ども会事業に協力しておりますし、分館では料理や手芸、お菓子づくりなどの教室やオセロやレクリエーションの大会を行っているところであります。風連地区におきましては、名寄地区や智恵文地区と違い、地区全体に分館を設置し、分館ごとに地域に根差した独自の事業展開を行っております。各年代に対応した活動や地域における四季それぞれの行事としての歴史のあるふるさとまつりや運動会、他地域の産業視察を実施しており、地域活動の核となっていることを認識しております。

次に、2点目の風連地区の住民自治組織の移行に伴う公民館のあり方についてお答えをいたしま

す。風連地区の公民館分館につきましては、地域活動の核として長年にわたって地域に根差した活動を展開していただいているところでございます。そのようなこともあって分館が住民自治組織移行との関連でどうなるのかといったことについては、地域住民の大きな関心事になっております。住民自治組織移行に際しての区域再編の中では、現在の分館区域と住民自治組織再編の区域と違うところがありますので、余り分館にこだわりますと区域の再編にも影響を及ぼすのではないかと懸念もございます。これまで風連地区のそれぞれの分館は、地域住民の連帯感の醸成、教育、生活、文化の向上などに大きな役割を果たしてきたことについては十分理解をしておりますので、前倒しできるものはしながらも、その活動内容については基本的に特例区期間中については現行の形を継続していきたいと考えてございます。

なお、その後については、議員御承知のように両地区の公民館分館制度に大きな差がありますので、それを統一しなければならない課題もあります。活動については、これまでの実績から支援は必要と考えておりますが、周辺の自治体では自治組織への移行の際に分館活動を自治組織へ切りかえているところもありますので、それらを参考にしながら今後各関係機関と協議し、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、今後の名寄市公民館のあり方についてお答えをいたします。公民館は、社会教育法の中で市町村その他の一定地域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することと規定されてございます。その事業は、現実的な生活に役立つ教育的、文化的なものとしてとされております。言うなれば地域単位に住民の生活を教育的、学習的手法で高める施設でございます。生涯学習の意識を高め、事業を推進していくための中核施設としての公民館は、今後

も各種学習要求に対応できる機関として整備が必要であり、施設や事業を住民のまちづくり活動を支援する性格のものとし、まちづくり情報を含めた学習、生活情報の提供や相談機能を備えることが必要と考えてございます。分館につきましては、現在の事業展開を推進しながら、3つの公民館本館が情報を共有し、事業の連携をとるなど、それぞれの公民館運営審議会に意見を求め、公民館としての質の向上を目指してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから3点目の風連地区住民自治組織移行への状況についてお答えします。

まず、1点目の新たな区域の再編見直し素案に対する住民自治組織の進捗状況と課題等についてですが、議員御承知のように住民自治組織の取り扱いについては旧名寄市と旧風連町とは組織形態が違うところから、旧風連町の行政区制度を新たな住民自治組織に移行するために特例区では昨年6月に風連住民自治組織移行審議会を設置し、審議をいただいております。その審議会では、行政区長や市街地の町内会長等と意見を交換しながら、将来の人口動向等を見据え、既存の行政区単位や小学校校区、公民館分館の区域を重要視しながら、具体的な区域割りを素案としてまとめ、昨年9月の地域の意見等を集約するために行政区長や町内会長を通じて地域協議をお願いしてきました。地域協議の内容につきましては、区域の再編案はもとより組織の名称、移行年月日等についてもあわせてお願いをいたしました。それらに対して地域では組織の名称、移行年月日については特に異論がございませんでしたが、区域の再編の素案に対しては大筋では理解を得たものの中には現行の行政区をそのまま新組織へ移行したい地域、素案よりも大きな枠組みでの再編を希望している地域、もう少し協議に時間が欲しい地域、また関

連では公民館分館あるいは地域施設の管理は今後どうなるのかといった意見が寄せられたところであります。審議会といたしましては、地域の意向を基本的に尊重することとしておりますので、審議会の正副会長と協議し、大きな枠組みで再編を希望している地域の考えを隣接する地域に意向を伝え、再編に理解を求めるとともに、別の枠組みでの再編の道がないかなど一部の地域と協議をしているところでありますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2点目の住民自治組織移行審議会での議論経過についてですが、審議会が昨年6月に設置されて以来先ほど申し上げましたように関係機関と意見交換をしながら、移行に向けての諸条件や区域の再編などについて議論を重ねてきたところであります。現在は、一部地域の議論の推移を見守っている段階ですが、近日中には意見の集約がなされると思いますので、答申に向けての審議を再開する予定となっております。

次に、3点目の今後の住民自治組織移行審議会の役割、予定、答申を受けての考え方についてですが、新しい組織については行政区制度と違って地域住民が地域におけるさまざまな取り組みを行ったり、地域が抱える課題などに自主的に取り組んで解決したりする仕組みが町内会などの住民組織でありますので、まずは地域住民の理解を得ることが第一と考えております。審議会からの答申予定は、今一部の地域での結論を待っている段階ですが、当初の予定どおり10月中には答申をいただけるものと思っております。答申を受けての考え方についてですが、まだ答申を受けておりませんので、踏み込んだお答えはできませんが、内容は恐らく地域の意向を尊重するとともに、少子高齢化が進展する今日の状況から近い将来それぞれの地域では世帯数の減少と高齢化等により自治活動が停滞することを想定しての答申をいただけるものと思っておりますので、答申を受ける特例区としては現実を直視しながら、地域の皆さんの

理解と協力をいただき、再編を進めるべきものと考えております。

次に、4点目の合併特例区終了後の地域自治区設置の考え方についてですが、この関係につきましてはさきの第2回市議会定例会でも御質問をいただき、お答えをしておりますが、合併協定書では両地区に地域自治区を設置する旨規定されておりますが、名寄地区では時期尚早ということで当面は地域連絡協議会を組織しながら、市民との協働のまちづくりを進めるとしており、既に準備会の立ち上げを終えているところであります。そうした状況を踏まえすと、一自治体の中での二制度は好ましいことではありませんので、風連地区におきましても特例区期間終了後当分の間は名寄地区と同様に地域連絡協議会を組織しながら、地域の課題等について対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5点目の地域自治区設置に向けての政策転換の考えがあるかについてであります。現在名寄地区におきましては7つの小学校区において地域連絡協議会設置に向け準備会が立ち上げられたところであり、年度内には地域連絡協議会が設置される予定になっております。したがって、当面は両地区に地域連絡協議会を設置していただき、広域的なまちづくり活動や地域の課題、問題等に関して地域住民の意見、要望、提言等を行政に反映させる役割を担っていただきたいと考えております。このことは、少子高齢化などによる人口減などの現状を考えますと住民自治機能の充実において地域連絡協議会の設置は将来的には地域自治区への発展につながるものと考えておまして、まずは地域での連携を深めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。時間の関係もありますので、順番とはいかないのですけれども、まず公

民館、そして地域自治組織、そして特養関係の順で再質問をいたしたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

それでは、まず最初に今山内部長より公民館についてのあり方、また今後について御答弁をいただきました。答弁の中にも風連地区の公民館のあり方というのは地域性もあり、歴史があるということで御理解をいただいたとも思いますし、それぞれ名寄については生涯学習を発展させるべく進んでいるのかなと考えております。この違いを認識しながら、しかし今の御答弁ではそういったよさはあるけれども、とりあえずというか、合併特例区の間は今の現状の中で保っていきたい。しかし、その後については統一したいと、そんなお話だったかと思うのですけれども、まずはたしか12月だと思ったのですが、12月の昨年の定例会の中でも同僚であります中野議員からもそういった公民館の関係の御質問をされていたわけですが、そうした中でも今後公民館館長、または運営審議会等でそういった論議をして、詰めていきたいという答弁あったのですけれども、それらについての今現状はどういうお話しされているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問ありましたように、それぞれ3つの地区公民館がございますけれども、それぞれの特色を持って公民館活動を行っているということであります。それで、現在一番の関心あるのはやっぱり分館活動の差と申しますか、地域を盛り上げる活動という部分がございます。その中でも風連の公民館分館は歴史を持った活動をしているという状況にあることは認識してございます。

それで、昨年来公民館の運営審議会、これは風連地区の運営審議会ですけれども、また公民館の分館長主事会議の中でも地域の自治区移行に伴って公民館の分館活動などはどうなるのかといったような、そういったような話もございました。今

まで地区再編の部分について余りはっきりしなかったという部分があります。その中で、今年の12月にもそうした質問をいただきましたけれども、その部分についてはまだ再編の形が定まっていないということもありまして、公民館分館長、あるいは主事、あるいは審議委員さんにもそういった過程の中で分館のあり方についてどうなのだというまた再度の不安の質問等がございました。この中で、私どもは分館の今までの地域の特性を生かした活動をやっているということで、それは認めているわけございまして、これはやっぱり支援をしていかなければならぬということがありまして、今後形はどういうふうになるかまだわかりませんが、そうした支援はしていきたいという話をさせていただいております。このたびこの特例区の期間中は現行の形の中で進めていきたいというふうには思っております。その中でもやはり今この特例期間を過ぎた場合の中でその課題というものがあまして、その課題を解決するためにも特例期間中の中でも前倒しできるものは前倒しをしていきたいという考えを持っておりますので、それらについても公民館運営審議会、あるいは分館長主事会議の中でお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今答弁にありましたように風連地区の公民館長、または主事、または運営審議会の中でもそういった論議がされると。その中では、今答弁あったように特例区の間は現況の、それ以降についても何らかの形でそういった地域性のあるものを支援していきたいという考え方でよろしいのですね。いいですね、そうしたら。

それで、統一するということがあったのですけれども、今現況のよさや何かを十分認識されているというお話だったのですけれども、これは統一するに当たっては財政だとかいろんな問題はありま

すけれども、やはり評価しているものを簡単には切れないと思うのですけれども、そういった今の時点で統一するに当たって、支援はしていくという話だったのですけれども、これは全体の名寄市の中の支援の形をとっていかなければならないと思うのですけれども、そういった名寄市の公民館に対してもさらなる支援というか、そういう頭でよろしいのですか。それとも、かなり風連の今までの支援から見たら大分支援は落ちていくけれども、そういった統一した考えというのはどういうところに置いていますか。その辺のちょっと所感をお聞きしたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 特例期間中については、活動の保証はしていきたいと思っておりますので、その辺で差をつくるということにはならないというふうに思っています。ただ、分館長、主事のあり方についても、この辺についてはかなり差があるということも含めて、その辺が特例期間中に前倒し、ある程度の前倒しができるかどうか、その辺もあるというふうに思っていますし、また今までの分館に対する活動交付金というものがありますけれども、これについては今までの活動を維持するというのであれば、その辺については支援をしていくということに考えは変わっておりません。ただ、その活動をやめたとかそういったことになれば、その辺の内容についてはまた精査をしていかなければならないと思っておりますけれども、現状の活動が続くということであれば特例期間中についてはそれについて保証していきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 大体考え方がわかり、もう一点ちょっとお聞きしたいのですけれども、これはこれから22年4月にスタートする、住民自治組織に移行するというので、それで答弁の中にも近隣の町村の中でも和寒、美深ですか、自治組織に移行して、公民館分館、公民館のあり

方というのが変わってきているというお話だったのですけれども、最後にあったその辺ちょっと御説明いただければと思いますけれども。どんなものなのかという、あり方として。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 名寄地区、それから智恵文地区についての分館活動については、単位町内会と表裏一体になった活動というふうになっておりますけれども、風連分館につきましては現状の行政区が幾つか集まった分館活動というふうになっております。また、今地区再編をやっている中でも単一の町内会イコール分館ということではなくて、幾つかの町内会と分館という形になるのかなというふうに思います。そういったことは、非常に分館から自治組織に簡単に移行できるかどうかというのは、先ほどの答弁の中でもちょっと懸念を持っているという部分があるのは、今までの分館活動的なものがまた裂き状態になるのではないかと懸念がありまして、その辺については十分研究しながら、分館の活動のそうした形への移行を進めるのであればその辺について検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知識員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 1つ教育長にこの問題について最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど特例区の中でも前倒しできる部分ということで、分館長の手当、主事の手当、ちょっと名寄地区から見るとかなり違うものがありますし、活動の内容も違うのですけれども、そういった現場で今まで一生懸命取り組んだ中でそういった報酬、報酬とは言えませんが、そういったものがあったと思うのですけれども、それでもできれば前倒しで調整したいというお話だったかと思うのですけれども、それについてもやはりよく話し合っ、理解を深めながら進めていただきたいのと、これについての考え方と、あと先ほども山内部長が言われましたように新たな自

治組織ができた中で表裏一体の分館というような持っていき方が、近隣もそういう体制をとっているかと思うのですけれども、そういった中で支援は何らかの形でしていくというお話で、理解でよろしいかと思うのですけれども、これからはそういった支援もその活動だとかそういったものに対して一律でなくても、いろんな形の支援があると思いますので、やっぱりその地域の自治組織を高める、住民のコミュニケーションを高めるという、そういった使い方に、そういったものに対する支援を余り金額にこだわらずそういったものを支援していくべきだと私は考えておりますけれども、教育長のお考えをお聞きます、2点。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） せんだって名寄市社会教育中期計画が策定されました。これは、平成20年度から24年度までの名寄市における社会教育のあり方が定めるというか、目標を定めているところでございますが、この中でも学習要求にこたえる公民館活動というところがございまして、公民館というのは地域のそれぞれのニーズに応じた学習活動を率先的にしていくという、そういう目標が掲げられております。これは、1つは学社融合と大きくかかわるものであって、その視点から判断しますと特に風連地区の公民館活動はいわばコミュニティ活動と非常に相通ずるものがあるのではないかと、こう思っているところでございます。そういう視点をまず置いておきまして今の前倒しのあり方ではありますが、部長も答弁いたしましたように風連分館のこれまでの活動というのはこういう視点からは非常に根づいたものになってきている。それだけに一方的にこれを統一するというのではなくて、よく分館長、分館主事、あるいは公民館審議委員会の意見なども聴取しながら、これらの調整を図っていきたいと、こんなことを考えているところであります。

それから、他の地区のことについても先ほどちょっとお尋ねがございましたが、例えば和寒とか

美深あたりでは行政区から自治組織移行にあわせて公民館分館活動は自治組織へ移行されているところがございます。したがって、このコミュニティー活動と分館活動が同じような理念を持っているという考え方からすると、将来的には当然そうなるのではないかなと、こういうことを想定しているところがございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 先ほど言った支援の形もぜひとも参考にさせていただいて、自治組織に移行した中でも部長もそういった支援をしていくというお話だったので、そういったものを十分考慮しながら、そういった支援をしていただきたいと思います。それでは、余り時間がないので、この問題よろしくお願いたしたいと思えます。

それでは、風連地区の住民自治組織移行についてということで、先ほど答弁いただいたわけですが、現状ではなかなか、聞くところによると2月から審議会が開催されていないと。素案に対するそういった話し合いがなかなかつかなかったというお話でした。審議会の委員の中にはそういった現状が知らされないで、なかなか2月から開催されないことに対する不満も私は聞いたところがございます。しかしながら、先ほど答弁の中では一部今検討して、大体まとまるのだというお話と、あとこれから審議会がそういった方向性を見出すのに10月にはスケジュールどおり答申していくのだという考え方だったかなと思えますけれども、もう一度ちょっと確認したいのは、近日中にいいか悪いか、どういうまとまり方するかちょっとわからないのですけれども、そういった方向性を出していただける、そして審議会では10月に答申する、そしてまた移行を早くに、早くにつけて申しわけないですが、移行しないで今の行政区をそのまま進めるところももうはっきりしているところもありますよね。そういったものの理解の仕方、どういうふうにそう

いったものを整理して、答申を受けるのかということをお聞きしたいのですけれども、まずは今の検討されているもう少しでまとまるよという、その状況はいい方向にまとまっていくのか、その辺の状況、あとは答申に向けてこれから時間がないのですけれども、本当に答申が論議されてできるのかと、2月からずっとあいている審議会の中で。あとは新しい枠組みに参加しないよという地域がありますよね。そういった地域に対して今後どう取り組んでいくのか、その3点よろしくお願いたします。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） さきに総務部長のほうからお答えしたとおり、10月をめどに一定程度の答申をしていただくようにお話をしておいております。これは、素案をつくる段階で素案の骨子、モデルになるようなものをつくって出してくれということが審議会のほうから出されまして、それに基づいて公民館と今の行政区との関連を持たせながら、そしてまた将来の人口等を見きわめながら一つの案として出し、それを審議会の中ではこれをもって一応住民説明会をやるということで、それぞれの地域に出向いてやってきたところがございます。したがって、その中には反対、賛成含めていろいろな意見があったわけですが、それらを整理しながら10月へ向かってつくっていくと、このように聞いております。したがって、その一つの方向性で出るのかどうかというのはちょっとまだわかっていないわけですが、それら出た答申を尊重しながら、さらに検討を加えていかなければいけないのかなと、こんなふう考えております。

以上です。

○12番（木戸口 真議員） いいのですか、答弁。私3点聞いたのですけれども、それで答えになっていますか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 大きな流れとしては今

言ったとおりそういった流れできております。ただ、入らなくてもいいとか悪いとかという論議は今のところ出ておりませんから、その部分については今の段階では触れておりません。

それと……

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時57分

○議長(小野寺一知議員) 再開をいたします。

小室副市長。

○副市長(小室勝治君) 現在までそれぞれ地域において説明会を開きながら、意見を聞いてきたところがございますが、当初から大分変更されている部分がございます、独立していきたいという地域もございます。今までのエリアの中でいきたいという地域もございますし、また日にちがたつことによってもうちょっと大きくしてエリアをつくってみたいというような地域もございます。それで、拡大してもうちょっと大きなエリアをつくりたいという部分については、きょう地域に入ってその説明会等を開く予定でおりますので、そういった状況を踏まえながら答申が出されるというふうに考えておりますから、その中できっちりと論議をしていって、やはり組織の変更ということの主眼にしながら、住民の意見を十分に聞きながら、そしてまたそれらの結論を出していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○12番(木戸口 真議員) 現状が動いているという部分もありまして、現状をお聞きしたかったという部分もありますけれども、そういった今慎重な時期に来ているというお話でもありますので、そういった部分大事にさせていただき、近日中にそういった方向が出るという認識を持たせていただきました。また、今の現況のままでいくというところはそれなりに認めていくというか、新し

い住民自治組織に移行していくという考え方でよろしいですね、そうしたら。

それでは、大変そういった現状が動いている中でこういったデリケートな問題を話すと大変な部分もあるのかなと思いますけれども、1つそうしたら現実的な話ちょっとお聞きしたいのですけれども、今までも同僚議員、山口議員、また中野議員もそういった地域のコミセン、また福祉施設の管理等にも言及しているかと思うのですけれども、これあたりも枠組みが決まってからお示ししたい。また、今の答弁の中でも今現況で行政区で現状を維持している4カ所の地域もあるので、そういったものもかんがみながらということだと答弁の中では思うわけですが、これは私の地域においてもやはり大きな問題でありまして、こういった方向になっていくのか、住民負担がある程度の部分もしなければという部分ではやはり大きな固まりになって、そういった負担軽減にもつながるといふ、そういった意向もあるわけですが、この福祉施設について、当初行政が建てたというか、もちろん地域の希望によって建てた部分がありますし、古さも違いますし、大きさも違いますし、そういったものを即維持費あたりはやってもらいますよと言われても、いろんな調整が私がかかると思うのですけれども、これからそういったお話をすることなのだと思いますけれども、今私が言ったようなそういった相当な違いがありますし、いろんな時間をかけてやらなければならないというものもありますし、あと資料、そういった資料を示して、住民の皆さん方が納得できるような方法で私は進めていただきたいと思うわけですが、今後のこういった福祉施設の枠が決まれば、どういう方向で進めるのか。今私が言ったような方向も加味しながら私は進めていただきたいと考えておりますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 小室副市長。

○副市長(小室勝治君) 地域のコミセンの関係

と、それから同じような施設としてそれぞれの地区だけで持っている施設もございます。これらについては、さらにこの枠組みが決まった段階をめぐりに検討していかなければならないのかなど。枠組みがどういうふうになるかちょっと今のところ具体的になっていないものですから、それを経て、コミセンのあり方についても論議していかなければいけないのかなど。そのほかにさらに地域には福祉施設、保育所等々の合併になってあいているもの等もありますから、それらの問題も含めてその地域と話し合いをしていって、今後の運営に当たっていききたいなど、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは、質問の中にもあったのですけれども、合併協定ということをちょっとお考えをお尋ねしたいと思います。合併協定で、2年半たつわけですけれども、使用料、あと保育所のそういった協定に基づいているんなことが目安として定められております。それで、質問の中には私は特例区の終了後自治区に移行するべきだという考え方を示し、また名寄市においてもそういったものを実現をしていただきたいという考えを示したわけですけれども、この合併協定書に、今まで議会もそうですけれども、そういったもので進んでいるのですけれども、今回自治区の設置が当分の間おくれる、まして風連地区もあわせていただきたいというような今答弁があったと思うのですけれども、これについては私は5年間の時間があって、今はまだ1年ちょっとあるわけですけれども、そんな中でなかなか住民の意識が高まらないとかいろいろな話はあったのですけれども、これは合併協定で決まっていますので、こういったものは政策でやはり進めるべきだと。もちろん住民の声というのは大事ですけれども、でもこれは法定協議の中で決まっていますので、やはりこれは政策として進めないといことは実現できないと私は考えておりますけれども、これについて市長はどのような考えを持っています

か。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併時における協議とその後の地域における自治活動の成熟度といえますか、このことについてのお尋ねかというふうに思っております。旧名寄市も行政委員制度から町内会自治活動に移行するに当たっていろいろな歴史がありました。今はそれぞれの地域で町内会活動が地域コミュニティ活動として脈々と動いているわけございまして、現町内会を対象にした説明会等では、現在の町内会活動に対する満足といえましょうか、そのことがかなり根強く残っております。私どもが小学校区単位でということで申し上げているのは、その地域、地域の自治活動はもちろん脈々動いているのですが、込み入ってきた状態で例えば少子化問題、高齢化問題で町内会単独でどうしても自治活動が完結しないような事案がふえてきていると。そういう意味では、今の自治活動のくくりを個別の町内会単位でできるものと一定の組織をくくってできるものと、こういうふうに段階をつくった活動をしていこうと、こういうことで提案をさせていただいて、特に防犯に関するケースですとか、あるいは子ども会の活動のケースですとか、いろいろなテーマを出しながら議論をさせていただいております。まだ熟度が各地域での懇談等も含めて十分固まっておりますから、現在は連絡協議会と、こういうようなことに視点を置いて、今協議会の立ち上げをしているという答弁をさせていただいております。ですから、そのことを発展をさせていかなければならないというのは、合併協議の約束でももちろんありますから認識をしておりますけれども、主体の市民の皆さん、特に町内会の会長さん方の意見もまた十分に受けとめていかなければならぬと、こういうことで申し上げておまして、決してこの地域の自治のあり方、（仮称）自治基本条例の論議もさせていただいておまして、この条例の制定とあわせて地域自治区のありようについては熟度が高

まってくる、こういう期待をしております。風連の合併特例区の時間が経過した後、別個のものというふうには実は考えておりませんで、同様な歩みをぜひ積み上げていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今御答弁いただきました。重要性は十分認識しておられるということで、ぜひとも後戻りなく、ただ先ほど言ったように住民の合意ももちろん必要ですけれども、これは政策でやはり進めていかねばならない問題だと思っておりますので、ぜひともそういった方向で進めていただきたいと考えております。

あと、もう時間、ちょっと1点だけあるのですけれども、福祉関係で……

○議長（小野寺一知議員） 若干認めます。

○12番（木戸口 真議員） 若干よろしくお願いいたします。

福祉関係で、今回定数に対しての考え方をちょっとお尋ねしたわけですが、介護員の不足等による福祉施設がなかなか補完されないという、いろんな面で改めるところは改めなければならないと思いますし、人の確保となるとやはり名寄市としてもパートなりをふやしてあげるだとか、そういったいろんな意味で補完していかなければならないと私は考えております。それで、5月の広報なよろですか、その中でも風連の松田先生が今大変な時期だということをお話されておりましたし、住民にももう少し施設のあり方だとかそういったものをPRするべきだと思ふことと、その考えと、あともう一点は来年度に向けてそういった人材に対する支援がやはり私は必要だと考えておりますので、せつかく定数がある中でこういう高齢者の行く場所がないときに、その定数を満たせない現状というのを把握して、何らかの支援が必要だと思いますけれども、ひとつその辺で御答弁いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 私は、事業団のほうの理事長もしているものですから、逐次運営については理事会等も開催し、内部の協議もさせていただいております。所管の部長からも答弁をしておりますように、どうしても介護専門職が日本の現在の介護保険制度の中のひずみかもしれませんが、処遇等が十分でないということも含めて養成する学校に希望者が集まらないと、こういうようなことがあるわけございまして、全国的に介護現場における悲鳴があるわけでございます。私どもこのことにつきましては、やはり国の責任において介護報酬等の改善をしないと、開設しているところだけの努力だけでは解決できない問題と、こういうふうに認識をしておりますが、9月には理事会等を臨時に開催をして、介護現場における職員の定数の見直し等も図る中で来年の3月卒業する介護のそれぞれの新卒者と申しませうか、そういう人材の確保にしっかりと努めていきたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

食育推進と地場産食材の消費拡大について外2件を、山口祐司議員。

○16番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、食育推進と地場産食材の消費拡大について質問をさせていただきます。近年学校給食の目的が栄養改善から食育の場へと転換されようとしており、文科省も具体的な検討に入ったとの情報もあります。米飯の目標回数においても、全国平均週2.9回を週4回に引き上げたいとのことで、回数の少ない自治体へのでこ入れ策も図る方針とのことですが、名寄市においては現在週何回の米飯を行っているかお聞かせをください。また、一方で米飯の残食が多いとの話も聞いていますが、どのような対策をとられているのかも聞かせをいただきたいと思っております。

昨年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで40%、前年度比1ポイント増とわずかながら改善を見せたわけですが、国内の小麦消費量の1割が米粉に切りかわれば食料自給率は2ポイント上昇するとの試算もあります。最近の小麦高騰によりその米粉が見直されてきていますが、名寄市においても平成21年4月から供用開始が予定されていますパン製造施設にあわせて地場産の米粉によるパンの製造が可能かどうかお伺いをいたします。

次に、環境行政について質問をいたします。本年6月、環境省は全国100カ所の平成の名水百選を選定し、上川管内では東川町の旭岳源水、それからお隣美深町の仁宇布の冷水、十六滝が選ばれました。ともに地域住民に愛され、守られてきたものであり、また住民にいやしと安らぎを与えてきた結果だと思えます。名寄市においても将来のまちづくりに向け、また次世代を担う子供たちのためにも現存する市内各地区の優良で将来ともに保存に値する美観的環境箇所を行政として関係部署と協議の上、再点検を行い、市民と好環境との共生を進めるべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

また、このことは市民を巻き込んだ市民参加型の選定が最良と考えますが、そのための市民周知が重要だと考えますが、このことについてもお尋ねをいたします。

最後に、クラヌマ川の管理について質問をさせていただきます。クラヌマ川は、風連市街地を通り、北に向かって流れる全長で5キロにも満たない小さな川です。沿線に住む農家戸数の減少、それから高齢化により、毎年行われております草刈り作業についても体力的にかなりつらい作業と聞いております。現在市が管理している区間についてどのような管理をされているのか、また今後の管理体制はどのようにされるのかお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ただいま大きな項目で3点御質問いただきました。1点目は私から、2点目については総務部長から、3点目については建設水道部長からの答弁となります。

食育推進と地場産食材の消費拡大についてお答えをいたします。初めに、米飯給食の回数引き上げについてお答えをいたします。現在学校給食における主食の提供は、週に米飯が3.5回、めん類が1回、パンが0.5回となっております。加えてめん類の提供時には半ライスをつけていることから、米飯給食は週4.5回の提供となっております。国は、平成17年6月、食育基本法を制定、それに基づき食育推進基本計画が平成18年3月に策定され、食料自給率の向上や地産地消の取り組み、米の消費拡大などの施策展開を図ることとしております。名寄市の学校給食における米の消費については、献立の基本を日本型給食としており、全量風連特産米を使用、また名寄市はモチ米日本一を誇る生産地であり、月に1回モチ米を使うなど、地産地消を学校給食を通して推進しているところでございます。

また、一方においては米飯の残食が多いのも課題となっております。この課題解決のための方策を図るとともに、現在4月より栄養教諭2名が配置された2校、これは名寄小学校、風連中央小学校でございますけれども、この学校において食育、栄養についての授業を行い、給食時には食の大切さや感謝する心を学ぶなど、給食を完食させる取り組みを担任とともに実践しているところでございます。

次に、米粉を使ったパンづくりについてお答えをいたします。現在名寄市の学校給食におけるパンの提供においては、給食の安全、安心の観点に立ち、すべて道産小麦を使用し、提供しているところでございます。しかしながら、近年米粉パンの需要の高まり、人気から学校給食に米粉パンを取り入れることができないか学校給食センター内

で検討してまいりました。北海道学校給食会では、平成19年度からパン原料として道産小麦100%の供給をしていることから、この点について問い合わせをしたところ、地元産の米粉を使用することに問題がないことを確認いたしましたので、現在米粉パンの試作を始めているところであります。これまで米粉はグルテンがなく、コストも高くつくことから利用されにくい状況でありましたけれども、ことしに入って外国産小麦の高騰、道産小麦の不足から見直されてきてございます。米粉パンの製法はいろいろありますが、名寄市の学校給食においては安全、安心と添加物は使わないとしており、慎重に対応してございます。また、日本一のモチ米も児童生徒に意識してもらうためモチ粉を使用したモチ粉パンにこだわりを持って、旧風連学校給食センターを改修活用する予定の学校給食用食材供給施設において提供していくことを考えてございます。さらには、他の地元農産物、アスパラ、カボチャ、バレイショ等を活用した特殊パンの製造も視野に入れ、進めてまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私のほうから2点目の環境行政についてお答えいたします。

議員から御提言ありましたいわゆるふるさと再発見とも言われるでしょうか、昔からある忘れられている地元の自然の美観地は存在しております。合併後お互いの地域に気づかない場所もあるかと思えますし、魅力ある潜在的な地域資源をいま一度見直し、また新たな美観地の情報収集も行い、周知することによって市民のいやしの場となることも考えられます。従来からあるすばらしいものを再発見し、情報を共有していくことも極めて大切なことだと認識しております。

具体的に取り組んでいる事例としましては、行政分野では教育委員会が本年4月に編集、発行いたしました3、4年生の社会科副読本「なよろ」

の中に四季折々の名寄、風連地区の名勝、自然、指定文化財などについて記載をしております。また、民間レベルでは合併前の平成17年12月なのですが、市職員労働組合の自治研推進委員会が編集をし、「名寄のいいとこみつけた」が500部自費で印刷され、小中学校にはクラスに1冊ごと、あと公共施設、銀行等多くの市民が集まる場所に配布されております。21年度につきましては、今現在風連地区も取り込んだ新しい「名寄のいいとこみつけた」を発刊すべく写真撮影等準備をしていると聞いておりますので、21年には民間レベルでの新しいふるさと再発見のものが出るかと思っております。

市民の周知方法の関係につきましては、広報なよろ、FMラジオ、市のホームページ等があり、ふるさと再発見により忘れられている自然な地域資源の選定収集ができましたら、市民見学も実施していることから、関係部局と協議調整を行い、取りまとめであるとか周知に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、教育委員会のほうが名寄市公民館の活動としまして、名寄入門ということで5月から9月10日まで8回にわたりまして名寄の名所探し、それから風連の名所についてお話を聞くとか、話し合いをして情報発信をどのようにしていくとか、8回にわたりまして市民30名の方々を募集して、このような公民館講座としての取り組みもしておりますので、議員の提言のありました部分につきましても市のほうからさまざまな形での広報活動を行っておりますので、その中に写真を活用するとか、そういう部分についても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目のクラヌマ川の管理について、現在と今後の管理体制についてお答えをさせていただきます。

す。

クラヌマ川は、全長で4.7キロメートルの小河川で、1級河川と言われる北海道の管理区間が約1.4キロメートル、名寄市の管理区間、普通河川が約3.3キロメートルで、風連緑町公園の池より天塩川水系タヨロマ川に合流する河川であります。北海道が管理する区間においては築堤も整備され、名寄市でも要望はしておりますけれども、北海道が維持管理を行っております。名寄市の管理区間においては、昭和50年ごろに農業基盤整備事業によりかんがい排水事業等で改修し、護岸が施工されております。名寄市による維持管理体制は、河川愛護組合活動による除草作業や名寄市においての床ざらいなどを実施しているところでもあります。今後の維持管理体制においても河川愛護組合における環境整備を継続していただけるようお願いするとともに、北海道と連携をして床ざらいなども適時行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきまして、大変どうもありがとうございます。何点か再質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず初めに給食センターの関係ですけれども、米飯給食のことですけれども、週に4.5回の提供ということですが、週に5日給食があるとすれば4.5回というとはほぼ完全米飯に近いような形で行われているのかなということを初めて知りました。

それで、先ほども言われていましたけれども、残食が多いのだよという話を聞いたわけですが、米の残食ですからやはり米嫌いなのか、その子供たちの反応というものがどうなのか把握しておられればお聞かせいただきたいと思うのですが、

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 残食が多いというこ

とで、非常に私どももちょっとがっかりをしているところなのですけれども、この残食が多いという部分での分析結果についてはまだ十分に承知しておりませんが、ことし4月からの教諭2名の配置ということで、それぞれ学級に入って、食育についての授業を行っております。学校給食センターの栄養士から栄養教諭ということでの二足のわらじという形になっておりますけれども、それぞれ栄養士の経験を持ちながら、その経験を現場とどう対峙していくかという、そんなことで今授業展開をやっているわけですが、食育の基本というのがどうなっているのかということでもまず栄養教諭については教えていきたいということで今進めておまして、例えば主食の米の茶わん、そして汁物、それからおかずといったものが個々の子供においてやっぱりばらばらだったということなのです。教え方としては、ミッキーマウスの顔を反対にして、茶わん、そして汁物、おかずというものは置くのだよといったような授業もしているということで、基本的にそういったような食の展開といたしますか、食べ方といたしますか、そういったものも教えていくということで、食事をする部分でのきっかけづくりといたしますか、興味といたしますか、そういったものを教えて、なるべく給食を残さないような、そんな取り組みを今しているところでありまして、今後そういった成果が出てくることを私どもは期待しているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） そういうような形で成果が出てくれればなというふうに思いますけれども、栄養教諭2名ということで、市内2校、名寄小学校と風連中央小学校に配置されているということなのですが、他校についてはどのような対応をされているのか。それから、中学生、中学校はどういうふうになっているのかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 栄養教諭制度、ことし初めて取り入れている部分でありまして、まず名寄小学校と、それから風連中央小学校に在籍をしているわけですが、そこでの授業展開を見ながら、どう子供たちに食育を認識してもらうかということがあります。そういったことで、これからこの1年間の実績を見ながら、今後市内の小学校あるいは中学校にそうした形での栄養教諭の派遣といったものも考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 小学生ですとまだそういう話にも耳を傾けてくれる部分があるかなと思うのですが、中学生ぐらいになるとなかなか難しい部分も出てくるかなというふうに思いますけれども、そういう部分では食育という部分で地道な活動ではありますけれども、ぜひとも続けていっていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、米粉のパンのことについて1つ質問をさせていただきたいのですが、非常に近年小麦高騰ということで米粉が注目されて、新聞、テレビ等で出ているわけなのですが、この米粉の普及という部分ではつかんではないのですか。給食センターとはちょっと違いますけれども、全道的でもいいですし、全国的にでも米粉の普及度というのはかなりあると思うのですが、数字的に何かつかんでいればお願いしたいのですが、ないですか……。

（何事か呼ぶ者あり）

○16番（山口祐司議員） ちょっとこれあれですけれども、そのパンの製造をする場所は風連の旧給食センターということなのですが、新聞等で見ますとパンの製造だけのように聞かれるのですが、ほかに何かそこでどのようなことにパン製造のほかに使用されるのかちょっとお聞かせいただきたいのですが、

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今の考え方については、今の事業者が持っているパン製造機が非常に古くなっていると。米飯機器についてはまだ使用可能といったことがありまして、教育委員会としては今後安定供給ができるようなことということで、そのパン製造機を旧風連の学校給食センターに設置をして継続をしていきたいということでありまして、現状においてはパンの製造のみということで考えてございます。

今学校給食センターの中では先ほども申しましたように米粉を使った試作パンをつくっているという状況であります。それで、米粉の配分割合といいますか、そんなことも例えば50対50だとか70対30だとかといろいろありますけれども、今試作をしている部分の中では70対30ぐらいの部分が子供たちに提供できるようなそういったパンなのかなということで、だんだん完成度が高まってきているということでありまして。4月の予定される供給施設でその試作パンが完成したときには、その施設でそのパンをつくって、子供たちに提供していきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 米粉のパンというのは私は食べたことはないわけですが、ぜひ機会があれば食べさせていただきたいなというふうに思いますけれども、この米粉のパンというのはそのときだけですか、今後続けていかれるという可能性はあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今給食センターで考えているのは、モチ粉を使ったパンということで考えておまして、これも子供たちの将来の人口推計といいますか、児童生徒数というのも絡んできますけれども、できる限りこの郷土のモチ米を子供たちに意識を持って食べてもらうということも考えておりますので、できるだけ継続をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 継続ということになりますと、米粉の機械も必要になるかなと思います。その辺の機械を使ってそこで粉にしていくという考えもおありなのでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今ちょっと現場サイドとその辺まで詰めておりませんが、できればそういったことでその場で全部できるような、そんなシステムが必要なかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 給食の関係につきましてはこの辺にさせていただきたいと思っておりますけれども、2つ目に環境行政についてということで質問させていただきましたけれども、答弁の中では前向きに答弁いただいたのかなというふうに判断をしたわけでございますけれども、合併して2年半ということでもありますけれども、旧名寄市民と風連町民との一体感という部分がまだまだ見えてこないというような感じがしているわけなのですけれども、今回の私が提案いたしましたようなことでお互いの地域を見直して、情報を共有することによって市民の一体感という部分が生まれてくるのではないかなというささやかな期待をしながらちょっと質問をさせていただいたわけなのですけれども、先ほども言いましたように民間といいますか、市職労でしたか、自治研グループが合併前にそういうような部分をつくっていたというお話も聞かせていただきましたけれども、今後も民間もそうですけれども、教育委員会のほうもやっただいていっているということでもございますけれども、これは一つの組織だけがやるのではなくて、市民全体を巻き込んだ中でいろいろな横断的な部分でつくっていくという部分が重要なのではないかなというふうに思っております。一体感という部分では本当にそういう部分で期待をしたいなとい

うふうに思っております。このことは再質問しません。

それから、最後になりますけれども、クラヌマ川について質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、5キロにも満たない川なのですけれども、風連の市街地から流れて、タヨロマ川に合流しているわけなのですけれども、やはり市街地の排水もその川に流れてくるわけですね。それで、下流の農地を持っている人たちが草刈り作業ですとかそういう部分をしているわけなのですけれども、その上流の人は関係なく、下流の者だけが作業をするという部分についてちょっと疑問があるわけなのですけれども、その辺ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 川ですから、当然長いものですから、下流の方々に迷惑がかかるということは確かなのかもしれませんが、ただ、このクラヌマ川に関しては、緑町公園からずっと線路横を通ってくる部分で、私もこの間見させていただいたのですけれども、前からちょっと気になっているのは、1つには改良区が所管している部分と今言う川サイドが所管するというか、管理をしている部分がございます、非常に難しい管理区分を持つ川になっています。線路の横などは非常に草も生い茂ってしまって、この辺は本当にどのようなふうな管理体制がいいのかちょっと今検討中なのですけれども、一番いいのが今議員から質問受けている21線、23線間が状況的にはすごく一番いい状態で、当然地域の皆様方に協力いただいていますから、よくなっているというのは当たり前なのですけれども、今この辺の管理区分に対してはそれぞれ上流部は改良区さんをお願いして、真ん中部分は町場の方に今何とかできないかと、市がしなければならぬ部分も出てくるのでしようけれども、いろんな区分は、ちょっと不公平感はあるのかもしれませんが、その地域を流れている部分をできるだけ地域の方に協力を

お願いしたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 今部長が言われましたように、その21線から23線の間の部分の草刈りというのはかなりひどいと。これ市の職員の方も一回見られたほうがいいかなと思うのですけれども、かなり背丈ぐらいあるような草刈りをされているのだと思うのですけれども、護岸はされているのですが、2線間の1キロの部分というのが高齢化と農家戸数の減少という部分で本当に苦勞されているというふうに聞いております。やはり苦勞をしてといいますか、先ほども言いましたように景観というのは、景観、美観といいますか、そういうものは簡単にはできないわけです。やはりその地域の方々の苦勞があって、そういうものが守られてきているわけなのですから、今後今言いましたように高齢化ですとか農家の減少という部分を考えてときに、これ一体どういうふうになっていくのか。行政としてもお金がないと、道もない、国もないというような、そういうような形でこの環境というのは守られてくるのかなという疑問が本当に出てきます。疑問と不安ですね、そういう部分が出てくるわけなのですから、これやはり市レベルではどうしようもないのかなと。これは、クラヌマ川を一つ例にとっているだけで、こういうような事態というのはどこもあると思うのです。そういう部分で、市長も上京されることもあるでしょうし、そういうときに何とかそういうものの現状というものを訴えていただきたいなというふうに思うわけなのですから、市長、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 日本の少子高齢化というのは名寄のみばかりでなくて全国的な状況でありまして、農水省が農地・水・環境対策というのが私は大きくくりではその点に政策は手をつけていただいたものと、こんなふうに思っております。しかし、これはその地域の中で実際に管理をいた

だく農業者を含めて一般の市民の皆さん方の力を出し合わない、仕組みができていないからということですので対処していただくことにはなっていないのではないかなと。しかし、今指摘がありましたように河川なり、あるいは道路等に沿っている農業者あるいは市民の皆さん方の高齢化等で、機械があっても機械を使えないだとか、そういう悩みがこれから一層強くなっていくのではないかと。そういう意味ではこの農地・水・環境の向上事業というものに機動力といいたいでしょうか、そういうことをどう組み合わせることができるのかというのが課題ではないかと、こんなふうに考えておきまして、昨年風連の一地区がテストとして実行いただいて、評価は十分にいただいているというふうに私ども認識しておりますから、こうしたそれぞれの地区における景観の維持等も含めて、そのような事業に差し向けることができないかどうかということについては今後も取り組みを十分に図っていきたく、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 先ほども言いましたように本当に環境美化というのは一概にできるものではございませんで、こういう部分で市街地の方も御理解をいただきたいといいますか、現状を知っていただきたいという意味で今回質問をさせていただいたわけですが、何とかそういう部分で、ただ川は流れているわけではないわけでございまして、そういう管理のもとに流れているのだということをお理解いただいて、私の質問とさせていただきますと思います。大変どうもありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石油製品の高騰から市民の暮らし、営業を守ることに外2件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、石油製品の高騰から市民の暮らし、営業を守ることにしてお伺いをしたいと思います。この件につきましては、さきに質問した同僚議員と重複している部分がありますので、重複部分については割愛してお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

投機マネーの暴走は、アメリカサブプライムローン問題による金融市場の混乱を引き起こしたのみならず、原油や穀物市場に流れ込み、生活必需品の高騰を招き、国民生活と正常な経済活動を攪乱しています。原油の高騰で石油や関連商品が値上がりし、国民の暮らしと中小零細業者や農業、漁業者らを直撃しています。とりわけこれから厳しい冬を迎える北海道では、灯油価格の高騰が住民に大きな不安を与えています。ことしの暖房費のことを考えると不安でしょうがない、これでは凍え死んでしまう、こんな声があちこちで聞かれます。

そこで、福祉灯油の取り組みについてお伺いをしたいと思います。暖房用灯油の需要期が間近に迫っています。福祉灯油制度の実施、拡充は切実な要求となっています。昨年度道内では180市町村中176市町村が福祉灯油を実施いたしました。これはことしの1月現在ですが、名寄市でも喜ばれたところです。この記録的な高値に対して今年度も福祉灯油実施を強く求めるものですが、先日の同僚議員への御答弁で今年度も昨年度と同様の福祉灯油実施の考えがあるとのことでした。実施の方向には歓迎をしたいと思います。昨年度と同様制度内容で実施の方向とのことですので、対象の方は民生委員の方々が把握している名寄市社会福祉協議会実施の歳末助け合い義援金品配分

世帯などとなるわけです。そこで、窓口での自己申請も受け付けることができるよう配慮をいただきたいと思えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

2つ目に、農業の経営を守る取り組みについてお伺いをいたします。8月21日、札幌で開かれたJAグループ北海道主催による全道農業危機突破総決起大会には過去最大規模の5,300人が全道から集まったと報道されました。名寄からも50名を超える方が参加されたと聞いています。このままでは再生産できないという農業の危機を強く示したものであり、重く受けとめなければなりません。そこで、実態調査、直接支援の考え方についてはさきの御答弁でお聞きしているわけですが、国への対策要望が強く求められているところです。地方からの具体的な実情を伝え、強く要請することが必要かと思えます。また、昨日の黒井議員の質問にもありましたように個別事業への支援策について大いに知恵を絞っていただきたい、そう思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、地域経済を守る取り組みについてお伺いをいたします。原油価格の高騰は、大企業においては製品への価格転嫁が可能ですが、農業や中小企業などではその高騰分を価格に転嫁できず、自助努力も限界に達しているという状況です。中小運輸業者、製造業、クリーニング店など、原油価格高騰による影響、実態については把握されているのでしょうか。直接支援、また国への対策要望についてお伺いをしたいと思います。

2つ目に、サンルダム建設についてお伺いをいたします。自然保護団体などが反対をし、天塩川下流域の北るもい漁協が不同意の姿勢を変えていないサンルダムについて、国土交通省は本体建設費を2009年度予算概算要求に計上いたしました。また、サクラマスの遡上が大きく阻害されると危惧されているサンル川で魚道実験が始まりました。建設の目的が名寄川流域の水害防止、水道水の確保、水力発電という多目的ダムのサンルダ

ム建設について、水道水利用者としてかわり、また推進している名寄市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

1つ目に、サンルダムと自然についてのお考えをお聞きしたいと思います。日本でこれほどたくさんヤマメが見られる川はほかにありませんとサンル川流域の地元の自然を守る会の方は言います。サンル川がヤマベわく川と言われるゆえんでしょうか。日本全体のサクラマス資源の維持に貴重な役割を果たしていると言われていた天塩川水系のサクラマス、このサクラマスを保護するためにダムに魚道をつけるといいます。しかし、二風谷ダムが建設された沙流川では、魚道を通ったサクラマスは道開発局調べでも年6匹程度です。サンルの魚道は二風谷ダムよりも高低差が大きく、ヤマメは生き残れないだろうと言われていました。このほかにサンル川には豊かで貴重な自然が数多く存在しています。絶滅危惧種Ⅰ類のコガタカワシンジュガイ、絶滅危惧種Ⅱ類のカワシンジュガイ、100年生きる長寿の二枚貝だと言われていました。サクラマスのえらに寄生して川を移動すると言われていました。また、準絶滅危惧種のヒメギフチョウは氷河期を生き残った種と言われていました。このヒメギフチョウの幼虫の食草、食べる草ですが、オクエゾサイシンがサンルダム関連工事で根こそぎ削られています。こうしたサンル川の豊かな環境、自然が守られるという担保なしに本体工事に着手すべきではないと考えますが、名寄市としての考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、サンルダムの治水、利水効果についてお伺いいたします。開発局は、名寄川や天塩川の下流域全体にわたって洪水調整の効果があると言っています。さらに、天塩川の被害を6,900億円と見込んでいますが、サンル川は流域のわずか3%にすぎません。日本共産党の紙智子参議院議員は、治水計画の目標流量の根拠に疑問があるとして政府、国土交通省へ質問趣意書を何度も提出していますが、何らまともな回答はありません。

また、道開発局が水害の危険があるという中名寄地区では名寄川の堤防が未整備になっています。治水効果についての考えをお聞きしたいと思います。

次に、利水についてですが、ことし5月、開発局はサンルダムの規模を縮小しました。名寄市と下川町に供給予定の水道水の量が当初の想定を下回る見通しとなったためです。名寄市の最大取水量は、1日で3,700立方メートルが1日で1,510立方メートルとなりました。半分以下です。1秒間に直すと17.5リットルになりますが、縮小された理由についてお聞きしたいと思います。また、ダムに頼らなければならないのか、名寄が渇水時には風連の地下水の利用も可能ではないかと考えますが、お答えをいただきたいと思ひます。

次に、サンルダムによる市民負担についてお伺いします。規模縮小によって名寄市のダム負担率は総事業費の0.46%に変更になりました。総事業費が52.8億円になる見込みということで、名寄市の負担は2億3,900万円になる見込みと思ひます。さらに、完成後の維持管理費もダムを使う限り必要になってきます。市民負担はどのくらいになるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

3つ目に、市民と行政との協働によるまちづくりについてお伺いをいたします。新名寄総合計画の基本目標の一つ、市民と行政との協働のまちづくりから3点についてお伺いをしたいと思ひます。

1つ目は、広報広聴活動の充実と情報公開についてお伺いします。総合計画の最初に市民主体のまちづくりの推進が述べられ、その事業として1つ、市民参画と協働の促進、2つ、広報広聴活動の充実と情報公開となっています。情報公開を積極的に行い、透明性の高い行政運営を行うことでよりよい市民と行政との協働によるまちづくりを目指しているものだと思います。夕張を検証したある本にこう書かれていました。夕張市の後藤健二前市長は、夕張市の財政破綻の最大の教訓は情

報公開のなさだと言いつつ。市の財政状況などもっと早く市民に公開していれば、チェック機能が働き、財政破綻は防げた、こう書いています。情報公開について非常に教訓的だと考えますが、名寄市において積極的な情報公開に向けての取り組みについてお聞きをしたいと思います。

2つ目に、わかりやすい財政情報の公表についてお聞きをいたします。財政の健全性の確保について行財政改革推進実施本部が設置され、財政健全化に向けて取り組みが始められているわけですが、本定例会で委員会付託となったパークゴルフ場利用料のように市民の皆さんにとっては非常に身近な利用料、使用料の見直しがこれからも出てくるものと思います。市民に納得してもらえる見直しが必要ではないでしょうか。そこで、ニセコ町や奈井江町が行っている子供にもわかりやすい説明、小学校高学年から中学生を対象にしたわかりやすい説明が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

3つ目に、行政サービスの推進について。わかりやすい市役所づくりとして、親しみやすくわかりやすい行政サービスの推進についてのお考えをお聞きしたいと思います。後期高齢者医療制度で象徴されるように、制度の内容が複雑でわかりにくい、よくわからないうちに年金から天引きされるなど、対象となる高齢者はもちろん家族の方々も不安がっぱいです。こうした制度についての相談や暮らしの支援などの相談は、まず最初に来るのが市役所の窓口です。広報などで周知されてはいても、わかりづらい、気がつかないことも多くあります。そんなとき親しみやすく、わかりやすい対応は大きな安心感につながるとは思います。いかがお考えでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 川村議員から大

きく3点にわたり御質問をいただきました。1点目の石油製品の高騰から市民の暮らし、営業を守ることにについてのうち、福祉灯油の取り組みについては私から、小さな項目2つ目の農業の経営を守る取り組みについてと3つ目の地域経済を守る取り組みについては経済部長から、大きな項目2番目のサンダム建設については上下水道室長から、大きな項目3番目の市民と行政との協働によるまちづくりについては総務部長からそれぞれお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、福祉灯油の取り組みについてお答えをさせていただきます。石油製品の高騰による諸物価への影響は大きく、食品類を初めとしてさまざまな物価を押し上げております。この道北の地名寄にも冬将軍の訪れとともに暖房用灯油の需要期を迎えることとなります。このことは、現在の物価高に加え、さらに家計負担が増加することにつながり、一般市民はもちろん特に低所得者層への生活に大きな影響を与えることが十分予想されます。御質問のありました福祉灯油の取り組みにつきましては、さきの高橋議員の質問の際にもお答えしましたが、今年度も昨年同様の内容で福祉灯油支援事業を実施したいと考えております。しかし、細部につきましては必要な内部協議を調えまして、補正予算の場での議会審議をお願いすることになるものと予定をしております。

対象者の決定方法を申請方式にできないかという御質問でございますが、市といたしましては少しでも明るい気持ちで新年を迎えていただきたいという思いがあり、年末に配布できるこの方法を選択したところでございます。議員の言われる申請方式にいたしますと、対象となる方に申請交付のため庁舎に足を運んでいただく必要があり、高齢者、障害者の方々の負担を考えますと昨年度の方法がよりよいものと考えております。また、申請方式では申請を受け、課税の状況を調査し、交付決定を行う必要があり、交付まで時間を要する

ことにもなります。道内各市町村の情報も勘案いたしますと、このやり方はベターと判断しております。年末にはそれぞれ該当するお宅に配布したいという思いにどうぞ御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大項目1の2点目でございます農業経営を守る取り組みについてお尋ねをいただきました。ただいま議員からお話ありましたけれども、去る8月21日には札幌市においてJAグループが主催し、5,000人以上の全道農業危機突破総決起大会が開催され、本市からも50人以上の参加をしてきたところでございます。名寄市における農業関係への影響の見込みにつきましては、JA道北なよろが平成19年度の実績に基づきまして20年度見込みを試算したところでは約66億6,400万円の影響となっており、特に肥料高騰の影響が大きいところでございます。

国、道が講じる対策では、省エネルギー技術設備及びバイオ燃料、バイオマスエネルギーの開発導入促進に対する補助、融資、燃料等に関する税制の措置、経営の維持、安定に必要な資金の融資が予定されておりますが、今後具体的な内容が決まれば対応してまいりたいと思っております。肥料関係では、JA道北なよろでは組合員に対して早期取引勧奨で化学肥料、BB肥料、単肥、燐安の価格低減をすべく対策を行い、約30%の値上がりに抑えられる模様で、総額で約6,000万円ないし7,000万円の支援というふうに聞いているところでございます。市の支援分につきましては、燃油、飼料高騰の影響は農業関係だけではございませんので、他の産業分野や市民生活全般への影響も懸念されております。国、道の総合的な対策を見きわめる必要があると考えているところでございますが、全道市長会等を通じ、国、道に再生産可能な農業経営を存続するため強く要望運動を続けてまいりたいと思っております。

また、農家への支援についてのお尋ねをいただきました。農家への普及指導につきましては、原油高騰影響を最小限に抑えるため、施設園芸ではハウス加温の定温温度の変更だけでなく、暖房効果の向上、被覆資材の適正な選択利用、適正な生育環境整備が必要でありますので、取り組みを促してまいりたいと思っております。肥料高騰に対しましては、土壌診断を奨励し、診断に基づき蓄積している肥料成分の有効利用、成分が農作物に効果的に吸収されるような施肥法の導入など、肥料コストの低減に向けた取り組みを促していききたいというふうに思っております。飼料高騰に対しましては、適切な飼養管理の徹底、自給飼料の増産、未利用、低利用資源の活用などに取り組む必要があります。今後とも関係機関団体と連携を密にして対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、地域経済を守る取り組みについてお尋ねをいただきました。平成18年度とデータが幾分時間が経っておりますけれども、名寄市、名寄商工会議所、風連商工会による市内の中小企業の原油高に伴う実態調査を行ったところ、林業は比較的に影響は少ない、製造業は燃料が電気、ガスの使用が多いため全体的に影響は少ない、運輸業は経営の減量化で対応していると。それから、クリーニング業は30%増の影響を受けているとの調査結果が出ました。政府は、8月29日、総合経済対策を決定いたしました。その大半は中小企業対策でございまして、融資の保証枠の拡大に4,000億円が盛り込まれました。北海道では、これまでも中小企業総合振興資金の景気変動対策特別貸し付け及びセーフティーネット貸し付けを実施してきましたけれども、9月定例会で補正予算として新たに原油高騰により原油コストが上昇したり、天然ガスなど代替エネルギーに転化する設備を導入する企業に利率1.5ないし1.7で最大1億円低利融資する原油原材料高騰対策特別資金を創設予定であります。市では名寄市中小企業振興条例で

融資制度、これは経営資金、長期プライム1.9でございますけれども、その融資限度額を2,000万円を設けておりまして、国、道の制度につきましてもあわせて周知しなければならないものというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 私からは、大きな項目で2点目のサンルダム建設についてお答えさせていただきます。

初めに、サンルダムと自然についてであります。水道事業は水道用水の確保を図るため、平成7年から利水者としてサンルダム事業に参画してまいりました。これまでの間サンルダムの建設に当たっては、環境アセスメントの実施並びに希少動植物の保護に関する環境レッドデータブックに基づく調査、対応など、さまざまな取り組みがなされております。特に建設されているサンル川はサクラマスが自然産卵する河川として知られ、またカワシンジュガイなど希少な生物も生息しております。こうした貴重な動植物の保全を図っていくため、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議などが開催され、議論もされていると聞いています。また、その事業進捗に当たっては、北海道知事や名寄市長よりその事業の必要性にかんがみ、早期の完成、また工事に当たっての環境保全、さらには水産資源の保護などの意見もされております。名寄市としては、今後こうした環境への配慮及び対応が十分なされ、事業の進捗が図られていくものと認識しております。

次に、サンルダムの治水、利水効果について申し上げます。サンルダムにおいては、洪水調整容量が3,500万立方メートルと計画され、洪水ピーク流量の低減効果が期待されております。また、治水対策は、天塩川流域全体での堤防整備を初め、河道掘削による流下断面の確保などダム施設とあわせて総合的に進められているものと認識しております。名寄川流域におきましても、一部で堤防

の補強整備や流下断面確保のための工事が必要と伺っておりますので、今後こうした整備が進めば洪水被害の低減効果は大きいと考えております。

利水につきましては、名寄市及び下川町が水道用水の確保を図る計画となっており、本市においては日量1,510立方メートル、下川町では日量130立方メートルとなっております。この利水容量につきましては、さきの事業見直しで将来における人口の減少傾向を考慮して当初計画より減量した経緯はありますが、これだけの水量を安定的に確保できる代替水源もないことから、今後計画される水道未普及地域の解消や風連地区及び自衛隊名寄駐屯地の給水統合事業など、将来にわたる安全、安心の水道水を安定的に供給していくためにも必要な利水計画と位置づけております。特に風連地区に水道水を供給している水源は、地下水特有の鉄やマンガン、硬度成分などの影響を受け、現在保有している5本の井戸のうち2本の耐用年数が残り10年程度と診断されており、将来にわたる維持管理費など総合的に判断して早期の給水統合が必要と判断しております。また、サンルダムでの発電につきましては、将来にわたる電力需要を見越し、環境に優しい発電として計画されていると伺っております。

次に、サンルダムによる市民負担について申し上げます。サンルダム事業への参画に当たり、利水容量に基づいた負担金が設定されております。平成7年の事業参画当時は、利水容量日量3,700立方メートルを計画し、負担率0.7%、負担額にしまして3億7,100万円となっておりましたが、その後の事業見直しにより利水容量日量1,510立方メートル、負担率0.46%、負担金額2億3,916万2,000円とされ、水量では2,190立方メートル減量、負担金は1億3,000万円ほど減額されております。この負担金につきましては、その3分の1が国庫補助金、さらに3分の1が名寄市、残りの3分の1が水道事業負担となっております。平成19年度末までに負担金ベースで70%

が終了し、1億6,800万円を支出し、残り7,116万2,000円となっているところです。

なお、このダム負担金が水道料金に与える影響額は、平成20年度に統一した料金で1世帯当たり15立方メートル使用で月14円54銭と試算されています。また、ダムが完成した後、維持管理費に係る経費につきましても利水容量別に負担を求められることになると思われますが、以前他の類するダム維持費から推測された金額はおおむね年間178万円程度と試算されています。今後ともこうした費用に対し、より大きな利水効果を図る観点から、適正な執行に努めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから3点目の市民と行政との協働によるまちづくりについて答弁させていただきます。

広報広聴活動の充実と情報公開につきまして、新名寄市総合計画では情報公開により市民と市政情報の共有に努め、透明性の高い行財政運営の実現を目指すため、市民参加の基軸となる自治基本条例の制定や地域自治組織創設の作業を進めています。また、広報広聴活動として毎月発行の広報なよろでは、できるだけ余裕ある期間を持って市政の情報発信に努めるとともに、タイムリーなお知らせにつきましては地元新聞の広報欄やエフエムなよろを活用しています。その他市民見学会の開催や市政の部門別関心事を直接お届けする出前トークの実施、合併時にも発行した市民生活の暮らし方ブックによる各種手続等のお知らせも行っています。各種制度の改正に当たっては、担当部局で別途チラシを作成して広報と同時配布し、さらに市民説明会を開催するなど情報の発信と周知に努めています。広報紙の発行につきましては、今後とも図表を取り入れるなど見やすく、わかりやすい紙面づくりに努めてまいります。

わかりやすい財政情報の公表について。名寄市

では、市民の皆さんに予算や決算などの財政情報を広報やホームページを通してお知らせしております。広報では毎年4月号で新年度予算の概要を、11月号で予算の上半期の執行状況を、12月号で前年度決算の概要をそれぞれお知らせしており、またホームページでは予算、決算などのほかに財政指数等の財政状況、公債費負担適正化計画などの財政計画を公開しています。しかしながら、財政に関するものは市民の皆さんにわかりやすくお知らせしてきたつもりですが、専門的な用語も多く、十分とは言えない面もありますので、御指摘のニセコ町、奈井江町などで作成している予算説明書などを参考に、できるだけわかりやすい形で財政情報を提供してまいりたいと考えております。これらの町村につきましては独自の取り組みをしておりますが、市の財政規模との調整も含めて検討はしてまいりたいと思っております。特に地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断指標の公表については、グラフやイラストなどを用いてわかりやすく公表する予定ですので、御理解を賜りたいと思っております。また、現在行財政改革推進実施本部を立ち上げ、使用料や補助金、組織機構、公共施設の今後のあり方など議論しておりますので、一定程度まとまった段階で適宜広報などで情報提供してまいりたいと考えております。

行政サービスの推進について。市長と若手職員の懇談会では、日ごろの悩みや窓口対応、市役所全体の業務が把握できないなど、特に新人職員の不安や意見が出され、有意義な機会となりました。今後も継続して開催し、職員との行政運営の共有化を図ってまいります。市民に対する窓口案内では、職員みずからの研さんが重要であります。先輩、上司の指導など周りの職員とのチームワークで解決できるケースも多いと思います。法律、条例、規則、制度の改正があったときや専門的知識を必要とする事務等について担当者がみずから講師となつての課内学習を推進します。管理職に

あつては、職場の状況を的確に把握し、報告、連絡、相談を常に心がけて、市民に対し親切で速やかな対応をしております。職員の能力向上については、計画的な研修を行っており、接遇、知識の習得、業務遂行能力、政策形成能力の養成など年代別の対応も行っています。研修を受けた者が現場に研修の成果を伝える機会を設け、業務課題に対して共通認識のもと業務に当たるように努めてまいります。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。随時再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、福祉灯油の件について再質問させていただきたいと思っておりますが、支援世帯について、自己申請の部分なのですけれども、最近では隣近所と余りかわりたくないとか、また町内会にも加入しない、こういった世帯も今多くなっているのではないかなというふうに思うのです。しかし、こうした方々の中には収入が低い若い方も少なくありません。ですから、こうした方々が対象から外れてしまう可能性もあるのではないかと危惧しているわけです。確かに今御答弁いただきましたように手続上時間がかかるとは思いますが、しかし、申請時に説明をすることで納得してもらえるのではないかなというふうに思うのですが、どのようにお考えでしょうか。また、民生委員さんにも大きな負担になるのではないかなというふうにも考えていますが、この部分についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 地域で生活に困っていらっしゃる世帯の把握につきましては、民生委員さんのそもそもの仕事のひとつかというふうにも思っております。確かに民生委員さんの負担は少なくないものと感じております。私も昨年福祉灯油を実施するに当たりまして、まさしく民

生委員さんに足を運んでいただきまして、個々の困っている世帯に対象となる歳末助け合い義援金の配分に伴います世帯の把握をしていただいた上で、それらの方に福祉灯油を重ねて支給するような形で実施したところでございます。御質問のありますその後自分も該当するのではないかなというようににつきましては、適時市のほうで情報を収集した後、民生委員さんにつながりまして、改めて申請をしていただくような手続をとらせていただいたところでございます。そういった状況もございまして、ぜひ民生委員さんもそういう情報を地域で把握することが重要なことと考えておりますので、昨年の方で実施したいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今お答えいただきましたが、やっぱり窓口で自己申請をして、またそれを民生委員さんに御紹介して、そういう手間といいますか、そういった部分もふえてくるかなというふうに思うのですが、先ほど私も言いましたようにやっぱりかわりたくない方たちも結構いるわけで、そういった方たち、この窓口でまずそこで処理してもらえということも必要ではないかなというふうに思っておりますので、この部分ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あわせてせんだっての御説明の中では、福祉灯油の地域政策支援金の対象は9,500円の上限があつてというふうなお話がされておりました。ですが、これだけ上がっているわけですから、やっぱり去年と同じように100リットルの支援をぜひお願いしたい、そう思っています。そのことについてお答えいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） さきの高橋議員の御質問の際にお答えさせていただきましたのは、地域政策総合補助金の上限額が9,500円に設定され、3万円から5万円の自治体の上限額140万円の上限枠が廃止されたということで道のほう

からの説明があったということでお答えをさせていただいたところでございます。今回川村議員の御質問の中で、私ども細部につきましては内部協議を調べてから議会のほうに補正予算を提案するという答弁をさせていただきました。これは、現実昨年につきましては100リットルというリットル数で支給をさせていただきました。全道46自治体ぐらいが額での灯油の支援をしております。その中には商品券というところも実はございました。昨年をベースにしてことしの福祉灯油が行われるものですから、そういった面での広がり等々もあります。それから、単価が非常に上がっております。そういったものを総合的に勘案して内部協議を調べて、まず福祉灯油は実施いたしますけれども、細かい部分についてはこれから調整をしたいというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） これから内部については協議という中で、今お願いした部分についてもぜひ考慮していただきながら進めていただければと、そのことを要望したいと思っております。

次に、農業と地域経済を守る部分で再質問をさせていただきますが、名寄市の基幹産業である農業です。島市長は、「北海道北部の地域社会」という本に寄せられた論文の中で農業は名寄市最大の産業と、こんなふうに書かれていました。この農業が中小企業の皆さんとともに地域経済を支え、地域経済が元気になるように頑張ってもらわなければならないというふうに思っているわけです。このままでは再生産できないと、こんな声がある中でこの状況が続くようであれば、食料自給率の問題が随分取りざたされていますけれども、この食料自給率の低下がさらに進んでしまうのではないかなというふうに危惧しているわけです。しっかりと国に対して、また細かな施策について知恵を絞っていただければありがたいなというふうに思います。

最後に、小中学校、保育所などの暖房費の確保、これを十分に配慮していただくこと、このことを強く要望したいと思っておりますが、御答弁いただければと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 昨年来の灯油等の高騰によりまして、学校その他の教育施設でも確かに暖房料等は大幅に値上がりしている部分もございます。1つには、自主的に節約に心がけること、そしてさらにその上で不足している分については教育委員会としてしっかり補ってまいりました。今年度もそういう方向で考えていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

次に、サンルダム建設について再質問をさせていただきます。自然の問題でも知事も附帯意見を、自然を守るようにというふうな意見を北海道知事も述べています。島市長もというお話をされて、ちょっと胸をなでおろしたところですが、利水の部分で風連の地下水利用について、私は風連の地下水ずっと使っていたものですから、ぜひこれを利用していただきたいなというふうに思うわけです。地下水ですから、5年先、10年先ははっきり大丈夫だという保証はないとは思いますが、ただ、今5本の井戸が2本があと10年ほどで管が古くなるというお話でした。漏水していくというような情報ではないかなというふうに思うのですが、そういった不安を抱えているのであれば、2本なくなるあたりでどれぐらいの水が足りなくなるのか、またそれを2本また追加していくためにはどれほどの費用がかかるのか、そういった部分もわかる範囲で教えていただければというふうに思います。また、水質についてでもいろいろ出されているかと思うのですが、白い縁がついてびっくりしたという方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ鉄分やらそういったミネラル分が多く含んでいるという部分では利

用者の皆さんの合意が必要ではないかなというふうに思うのです。ですから、こちら辺もあわせてちょっと御答弁いただければと思いますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいまの水道の地下水、これがそのまま使えないかという御質問だと思いますけれども、現在風連地区の地下水のポンプが5台あります。その5台を利用しながらの給水となっていますけれども、これらの地下水につきましては、先ほども述べさせていただきましたけれども、地下水特有の鉄やマンガン、硬度成分などの影響を受けまして、除鉄、除マンガン、そういった処理、さらには臭気、こういったことを除去するためにただいま活性炭を用いて特殊な処理を行っているところでございます。そして、硬度成分が多く、この多い中で国が定める水質管理目標値ということで上限値がリットル当たり100ミリグラム、これを超過している風連町の現状であります。この100ミリを超えたときには何らかの改良が必要ですよと、そういった国の定めであります。こうしたことから、現在の風連町にある地下水をそのまま維持していくということになりましたら、5本のうち2本があと10年程度しかもたないと、そういった診断がされまして、将来にわたる安定的な取水にも不安が出てくる。先ほど水が足りなくなるとかそういうことではなくて、水質の問題が出てくると、そういったことになります。そういったことで、今後地下水源や浄水場、今現在の浄水場を将来に至るまで維持管理していくということになりましたら、その更新費用、また水質改善費用、また維持管理費、こういったことで18億円、これにつきましては50年間を試算したものでありまして、年間約3,600万円ほどが必要となってきます。そういったことから、風連地区給水統合の中で将来における安定した水を確保するためには、やはり今の緑丘にある浄水場から引くのが一番いいのかなと、そういったことで計画にのせているところでござ

います。また、浄水場施設の維持管理費の節減、さまざまなことが課題として残されますけれども、こういった面につきましても十分これから理解を得るために市民への情報提供等々を行っていきたいと、そのように思っているところでございます。以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今量が少なくなるという不安ではなくて、水質についてのそれを整備していかなければならないのだというようなことでした。それであれば、サンルダムに頼らなくても水を確保することができるのではないかと、素人考えで申しわけないのですが、そんなふうに思うわけです。今50年間を見越して18億円という費用がというお話もありました。これだけ費用をかけなければならないというふうに言われていますけれども、これと、またサンルダムに係る負担とその辺の調整、比べるのが非常に難しいかなというふうには思うのですが、やっぱりこうした部分についても利用者の皆さんほとんど知らないのではないかなというふうに思うのです。だから、利用されている地元の皆さんの合意、やっぱりこれが必要かなというふうに思いますので、どんどん情報を提供していただければというふうに思います。時間もなくなりますので、この部分についてはまた違うところというふうにさせていただきたいというふうに思います。

自然破壊の問題のところなのですけれども、5月、私はサンルダム建設予定地の流域一帯を見てきたわけですが、つけかえ道路建設などによって既に自然破壊が進んでいるのを目の当たりにしてきました。希少生物のエゾサンショウウオが生息している支流がよどんでいたり、またミズバショウの群生が姿を消していたり、そういった状況にありました。しかし、自然の豊かさがまだ残っているサンル川の清流では、ヤマメの稚魚が群れて元気よく泳いでいるのを見てほっとしたところなのですけれども、今回の魚道実験では前日まで

カワシンジュガイの最終調査が行われた川底に大型土のうをどっと配置して行われているわけです。サンルダム建設の基本計画については、先ほども言いましたように高橋北海道知事も環境へ配慮するようというふうに国に対して意見書を出しているわけですが、環境保全に本当に数々の不十分さ、そして改めて先ほどの利水の部分でも不十分さがあるかなというふうに思います。それで、治水についても6月、開発局の説明会がありました。ここで流域の住民を水害から守るためにサンルダムは必要というふうに説明されていたわけですが、しかし堤防の未整備を放置したままダム建設を優先しているのではないかなというふうに考えられるわけですが、この点について御意見をお伺いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいま環境破壊の可能性というお話もありましたけれども、工事に当たりましては環境アセスメント等の実施によりまして環境への影響を最小限にとどめる努力をなされているところでございます。新たに現地の植生復元に向けても植樹などを行いまして、将来における環境保全に配慮した対応もなされており、こうした影響は極めて少ないと認識しているところでございます。

また、名寄川の築堤等々につきましても、先ほども述べさせていただきましたけれども、工事にかかりまして、河道掘削等々もそういった事業が今進められていると、そういったことで、今後そういったことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今回のサンルダム建設については、治水の問題、また先ほどの利水の問題、そして環境保全の問題など数々の不十分さがあるわけです。反対する方たち、また慎重な対応を求める意見も数多くあるわけです。市民負担に

ついても、まだまだふえる可能性もあるのではないかなというふうには私は危惧をしています。実は、忠別ダムでは当初予算が870億円、最終的には1,630億円になっています。こうしたことも含めて、よりわかりやすい情報公開、一般の皆さん方の、もちろん専門家の皆さん方の御意見は必要ですが、一般の皆さん方の意見聴取必要ではないかなというふうに思います。脱ダム宣言をした淀川水系流域委員会というのがあるのですが、平成13年度スタートしてから多くの皆さんに広報したり、また一般意見の聴取を重ねて、専門家の皆さん、市民の皆さん、利用者の皆さんあわせて会を開いて、80回にわたる会議を開いて、河川整備計画に意見を述べています。こうしたことも必要ではないかなというふうには私は考えています。協働のまちづくりにもつながるかというふうに思います。住民の意見が十分に反映される、そういったサンルダム建設が必要ではないかなというふうに思いますが、ぜひこのところを市長のお考えをお聞かせいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） サンルダムの早期本体着工ということで、私も流域の期成会で熱心に要望行動を続けてまいりました。21年度に本体着工の予算要求が開発局のほうから財務省のほうに出ているということで期待をしているところでございます。名寄市は、部長からも答弁をしておりますように、利水では浄水場の水量の拡大ということで、現在給水ができていない市内の農村地区、あるいは内淵にあります自衛隊の駐屯地、そして合併によって新たに水源として風連地区の給水ということに相なっております。それだけに早く水利権の拡大を図って、これらのまだ名寄市の上水が行き渡っていないところにしっかりと届けることが私どもの責任と、このように思っているところでございます。

環境の問題につきましても、特に専門家会議等

で天塩川の全体の流域の計画が2年余にわたって議論をされてきておりまして、私ども地元名寄市としては中名寄地区の今圃場の再整備計画を要望しているわけですが、これらの地区につきましては堤防の整備はもちろんでありますけれども、最近の雨の降り方というのは今までの過去の統計でははかり知れないような局地大雨というのがあります。これらをコントロールするというのは、堤防のかさ上げということばかりで対応できるというふうには思っておりません。やはり水量調整というものはあらゆる手法を駆使して実行していく、このことに安全、安心が確立されると、こういうふうには思っておりまして、ダム水量調整というものが私どもの飲料水も含めて、下流の農地の水害被害等も含めて確立されるものと、このように思っております。特に上水道の水源については、上流にダムができることによって夏の期間、渇水期における水質の向上が期待できると、こういうことでありまして、私どもも浄水場が果たしている機能、浄水機能が水量が定期的に安定されることによってより安全、安心の飲料水を市民に供給できるものと、こんなふうに期待をしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。実は、きょうの報道に熊本県知事の川辺川ダム反対表明がありました。ダムによらない治水対策を追求すべきと訴えています。サンルダム、何度も申し上げますが、自然保護や治水について数々の不十分さがあります。この部分をより多くの皆さんにお知らせして、そしてより多くの皆さんの御意見を聞いていくことが何より重要だと考えています。ぜひそのところを進めていただければと思います。

最後になりますが、市民と行政との協働によるまちづくりについて再質問をさせていただきたいと思っております。今部長のほうから御答弁いただきました。本当に取り組みが進められている様子があ

かがえたかなというふうに思います。今、議会改革特別委員会の中でも市民への積極的な議会報告を議論しているところです。また、市民周知に対して私たち議会の役割も非常に大きな役割があるものと認識しているところですが、市民の皆さんの声としては結果については地元新聞などで知ることが多いと。どうしてこういうふうになったのか経過などについて具体的に説明が欲しいと、そういうふうになることが多いのだ、こういった声が多く聞かれているわけです。ですから、先日行われた先ほども紹介があったかと思えます市長と若手職員の懇談会、こういった部分については大いに私たちも歓迎したいというふうに思っています。ぜひ市民の中へ積極的に入っていただいて、市民の疑問や不安、これにこたえられるように研さんを深めていただければなというふうに思います。いろいろホームページ、また広報、いろんな出前トーク、そういった部分で工夫をさせていただいているかなというふうに思うのですけれども、ただ参加していただいている人数、市民の皆さんの人数が本当に少ないかなというふうに思っています。ですから、市民の情報提供についても職員の皆さんによる創意工夫が強く求められているのではないかなというふうに思うわけですが、この部分についてお答えをいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今現在行財政改革等も進めておりまして、財政問題についてもあるとき朝起きてみたら急に赤字団体になっていたということだけは避ける意味も含めて、住民の方には十分な情報提供をすべきだと思っています。そういう面では、広報とかホームページは大事なのですが、今名寄市では町内会連合会との連携しながら、まちづくり懇談会等でもいろんな情報提供をしておりますので、紙面とかインターネットだけではなくて、直接住民と懇談する時間も設けておりますので、過去には新総合計画をつくるとき

にまちづくり100人委員会の方にいろんな財政情報も提供したこともございますので、そこら辺も含めまして財政の状況、行財政改革をなぜしなければならないかということも含めて、直接市民に語りかけるまちづくり懇談会等でも対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市食育推進計画の恒久的な対策について外1件を、宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） 議長より指名をいただきましたが、さきの質問と重複する部分がございますが、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、名寄市食育推進計画の恒久的な対策について伺います。食は、人間の命をはぐくむものとして昔から大切にされてきました。明治31年、石塚左玄が今日学童を持つ人は体育も知育も才育もすべて食育にあると認識すべしと述べ、また明治36年には報知新聞編集長の村井弦齋が小児には徳育よりも知育よりも体育よりも食育が先、体育、徳育の根源も食育にあると述べ、食育の大切さは昔から伝えられております。ところが、戦後日本の文化は大きく姿を変え、食を含む多くの生活が大きく変貌したことによって本来子供の健やかな成長を支えなければならない家庭の力が失われたとさえ言われております。特に食については、共働き家庭による家庭食の衰退や食の軽視によってコンビニエンス弁当で済ませたり、外食が増加にあります。その結果、このような背景から家庭の中でも安全で安心な食事、食文化の継承、さらには規則正しい食事の見直しが必要とされてきました。

国は、平成17年6月、食育を重要課題としてとらえ、国民的な運動として推進をしていくために食育基本法を制定いたしました。食事の実態や課題は、都会や地方でも大きな差はなく、健康を守るための源となっている食に対する正しい知識

と関心を身につけていかなければならないのは名寄市も同様です。名寄市においても子供たちに対する食育の重要性を踏まえ、名寄市全体で推進するとして、名寄市食育推進計画策定市民委員会で論議され、なよろっ子食育プラン、名寄市食育推進計画を平成20年3月に決めました。課題と現状などを分析し、地産地消への取り組みや料理教室などさまざまな取り組みを通して学校給食や健康と食事、家庭の食のあり方といったことを学び、今後の計画期間で望ましい食のあり方に取り組んでいくこととなります。

そこで初めに、名寄市食育推進計画の現状と課題についてお伺いいたします。家庭での食育方向について伺います。食育、地産地消の発信は家庭からを合い言葉に、食育、地産地消について学び、実践することが望まれておりますが、どのようにして家庭での推進の方向を図るのか伺います。

教育現場での推進方向について伺います。学校では現在栄養教諭2名を中心に教職員と連携、調整を図りながら、正しい食事のあり方や健康に関する正しい知識を伝える指導が今年度からされております。市内の16学校98学級を2名の栄養教諭で指導されるのでしょうか。また、どのような指導をされるのか、教育現場での推進方向があればお知らせください。また、家庭とのより強い連携が不可欠ですが、どのように図るのか伺います。

地域での推進方向について伺います。地域全体が健康な食生活を送るために、食育、地産地消の重要性について情報提供や普及の啓発が必要と考えますが、現在行われている以外の啓発事業も含めて地域での推進方向をお知らせください。

商店、道の駅、青空市等における推進方向について伺います。黒井議員が質問もされておりましたが、私も改めて質問いたします。全国的に地産の農畜産物を使ったり、生産者自身がレストランを開いたりこだわりの料理が観光施設、飲食店で人気のメニューとなっております。名寄市に

おいても地元の食材にこだわった飲食店が見られるようになってきました。また、今年オープンした名寄の道の駅に加工品、農産物が店頭に並び、よく売れておりますが、道の駅に寄る市以外の人たちの多くが買い求めております。市内の農産物生産者や女性たちが曜日や時間を決めて青空市等を開き、市民の人たちが次回の市まで心待ちにするほどの活気となっております。しかし、とりたての新鮮な農産物を購入したくても、その場所、時間帯に行くことができないとの多くの声を聞きます。そのような市民のために施設や期間限定を設けて、空き店舗等を利用し、常設の販売所を設けることが地産地消を推進するために必要と考えますが、推進方向を伺います。

生産者の推進方向について伺います。食の偽装がいとまがないほど新聞報道やテレビのニュースで取り上げられ、消費者の食材や食品への不安は募っております。当名寄市は、気候、自然環境と恵まれた大地を有しておりますが、消費者のニーズに合った安全、安心、良質な農産物の生産や栽培方法など、環境に配慮した生産活動の推進を図るべきと考えますが、推進方向を伺います。

農協、行政の推進方向について伺います。名寄市は、本年も8月31日に健康の森を会場に第30回の産業まつりが開かれました。好天気にも恵まれ、市内外から多くの人々が訪れ、モチ米日本一にふさわしい大イベントでにぎわいました。また、12月の農産物加工フェスティバルでは農畜産品の購入や加工品、新作料理コンテストに腕を振るい、市民の研究や楽しみになっております。このように農協と行政は講習会、講演、祭りやイベント等で安心、安全な地元農産物加工品のPRを事あるごとに推進すべきと考えますが、伺います。また、地域と連携し、食と健康ではさまざまな形で推進を図っておりますが、生産者も参加して地場産のPRすることも必要と考えますが、伺います。

次に、名寄市食育推進協議会について伺います。

名寄市食育推進協議会の位置づけと食育推進計画とのかかわりについて伺います。今年名寄食育推進協議会が設立されましたが、協議会の内容と食育推進計画とのかかわりについてお知らせください。

次に、名寄市食育推進計画の恒久的な対策について伺います。継続的な健康、地産地消、食の安心、安全の取り組みについて伺います。推進計画の期間は、平成20年度から平成24年までの5カ年間とし、既に計画に沿って数々の取り組みが積極的に展開されていますが、推進計画が計画期間内に目的が達成されるものではないと考えます。将来的には取り組みに広がりを持たせて、息の長い活動を総合的に展開することが健康や地産地消、食の安心、安全を市民運動として継続的に考えていくこととなります。そのためには推進計画を恒久的なものとしていくためにも何らかの対策が求められると思われませんが、基本的な考え方をお知らせください。

次に、大項目の2、名寄市立総合病院について伺います。全国的に地域医療の崩壊が伝えられており、道内でも公立病院の診療科目の縮小や閉鎖が相次ぎ、社会問題となっております。名寄市立総合病院は、四国に匹敵する面積の広さを持ち、第3次医療機関であり、中核センター病院として道北地方の地域医療の役割を担っております。今定例会初日、島市長は行政報告で増築工事が1月に着工され、7月14日からレストランが営業開始、7月30日からは救急搬送車の受け入れ、9月下旬にICU病棟が完成と述べられ、さきの佐藤靖議員の御質問で内海部長より10月の稼働とのお答えでございました。今後中核センター病院として近代医療設備が整い、その役割が道北一円の住民から期待される所です。

そこで、名寄市立総合病院の環境整備について伺います。病院内のエアコンの導入について伺います。今年7月発行の名寄市立病院医誌で佐古病院長が不寛容な時代の医療の中で医療事故、医療

訴訟が起きないようにと医療環境の厳しき等病院長としてのリーダーの責務が述べられておりました。また、地元新聞でも市立病院の現状や課題などあらゆる角度からの御提言が報じられておりました。医療関係の皆様には心からの敬意をあらわします。60名を超える医師がいる地域センター病院として医療設備は充実されてきておりますが、病棟はいかがでしょうか。病棟で特に西日が差す西病棟はとても病気を治す環境ではないかと心配されております。入院されている患者さんばかりでなく、医師を初め勤務されている皆さんの環境を考え、西病棟のエアコン導入のお考えはないのかお聞かせください。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま宗片議員から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては病院事務部長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、名寄市の食育推進計画の恒久的な対策の中でございますが、食育計画の現状と課題はとのお尋ねでございます。名寄市食育推進計画につきましては、昨年度名寄市食育推進計画策定市民委員会における活発な議論や各関係機関、有識者からの助言もいただき、策定いたしました。従来食育の推進に当たりましては、それぞれの分野においてさまざまな事業を実施してまいりましたが、社会経済情勢の変化に適切に対応し、より実効ある食育を目指し、総合的に進めていくために策定をしたものでございます。計画では7つの食育推進目標とそれぞれの生活場面に応じた推進方法を定め、家庭や学校、保育所、高校、大学など、あるいは地域、医療機関、生産者、商店、道の駅などの販売、農協、行政が生活場面ごとに役割分担をし、市民に対する情報提供などスムーズなサポート体制を推進することとしております。

1つ目の家庭での推進方向につきましては、全

国的な傾向となっております朝食の欠食や孤食といった食生活の乱れなど、食育機能の低下を招いている現状は当市においても同様な傾向を示しており、家庭の食卓は食育の基本となることから、食育、地産地消の発信は家庭からを合い言葉に食育、地産地消について学び、早寝早起き朝ごはん運動を家庭から実践していくためにさまざまな媒体を使った広報、PR活動を積極的に展開してまいります。

2つ目の教育現場での推進方向につきましては、国は平成20年度において学校基本法の一部を改正し、食に関する指導の推進に中核的役割を担うため栄養教諭制度の導入に向けて慎重な審議をいただいたところであり、答申に基づき今年4月より2名の栄養教諭を配置したところでございます。栄養教諭の指導体制につきましては、答申に基づき本務校である在籍校と、それから学校給食センター業務を兼務することから、学校給食センターの直近の小学校が望ましいとされており、名寄地区には名寄小学校、風連地区には風連中央小学校に配置し、初年度の平成20年度は在籍校の指導に当たっているところであります。したがって、市内の全学校16校の指導につきましては、今年度の経過を見ながら在籍校から連携校への指導体制の整備を図るとともに、教職員、養護教員との連携を図りながら、児童生徒へ栄養と食の大切さやマナー、感謝の心を学ばせる授業を行っているところでございます。

3つ目の地域での推進方向につきましては、既にさまざまなレベルでの取り組みが行われており、地域、農業者と学校との連携による農業体験や生涯教育の一つとして位置づけられています東小学校と連携したコミュニティカレッジ、食生活改善協議会主催による親子料理教室、生涯学習課による食育に関連した各種講座の実施など、調理実習や農業体験などを活用し、見る、聞く、触れる、つくる、食べるという食の流れを知り、食べ物の生産から消費までの過程や地域の文化などを学び、

健全な食生活を行う能力を身につけることができるよう関係者が連携した取り組みを推進いたします。

4つ目の商店、道の駅などの販売所における推進方向につきましては、地場産品を使った加工品の開発や観光施設及び飲食店などにおいて地場農畜産物を活用したメニューの開発を進め、道の駅においては地元農畜産物の地場産品の情報発信の拠点としての活用など、地元農家などからの安定供給により安全、信頼の置ける名寄産食材の提供を促進いたします。

5つ目には、生産者の推進方向でございますが、一部小売店での地場農産物コーナー、生産者による直売所が設置されていますが、安全、安心な食材を消費者に提供することが最も重要なことから、有機農業、減農薬など環境に配慮した生産活動の推進、消費者のニーズに合った安全、安心、良質な農畜産物の生産を目指し、商店や道の駅などと連携を図ってまいります。

6つ目の農協、行政の推進方向では、食育、地産地消に関する情報の収集を行い、ホームページや広報紙などへ掲載することや健康まつり、地産地消フェアなどのイベントにおける地元農産物のPR、食育、地産地消をテーマとした学習の場の設定、住民による自発的な学習講座への支援、地場農産物の提供ができる体制づくり、食の安全、安心に関する情報の提供、妊婦、乳幼児を対象とした教室や健診、相談を通して栄養指導、子育ての支援を行うなど、食育、地産地消に関して農協、行政はさまざまな場面でかかわることから、関連する機関との連携を密にして、市民の皆さんに幅広い知識を身につけていただくよう取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目でございますが、名寄市食育推進協議会についてお尋ねをいただきました。本年度より平成24年度までの5カ年を計画期間とし策定いたしました名寄市食育推進計画を確実に実

践していくため、名寄市食育推進協議会を過日設置したところですが、名寄市食育推進協議会が担う業務といたしましては、1つには食育の推進に必要な調査研究に関すること、2つ目には食育に関する情報の収集、共有及び市民への周知に関すること、3つ目には関係機関、関係団体などとの連携に関すること、4つ目には食育の推進と評価に関すること、5つ目にはその他食育の推進のため必要なことの5点となっており、各関係機関、団体との情報共有、連携しながら、名寄市らしい総合的な食育を推進するものであります。また、具体的な取り組みを推進していくため、協議会のもとに生活福祉、教育、経済の3つの分科会を設置し、委員、市担当部職員、事務局職員を構成員としてそれぞれの分野ごとに課題の整理や食育推進計画で定められました年次ごとに実施する事業についての協議検討、評価を進めていくことといたしているところでございます。

次に、名寄市食育推進計画の恒久的な対策についてお尋ねをいただきました。食育とは生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされていますが、豊かな食材、家庭一緒に楽しい食事をメインテーマに計画を定めました。7つの目標の実現を図るため名寄市健康増進計画、健康なよろ21でございますが、それとか名寄市地産地消推進計画と連携し、行政や消費者、町内会、生産者、経済団体、学校関係者、関係機関、団体などにより相互に協力し合いながら、すべての年代の生涯食育を推進するとともに、食の宝庫であり、生産者の顔が見える安全、安心な名寄の農畜産物を積極的に活用するなど、地産地消を通して市民一人一人が食や農について認識が深まるよう取り進めてまいります。本年から5年間それぞれ年次的に定められました目標に向かって事業を進めることとなりますが、食育推進協議会、分科会、

各関係機関と協議検討を行っていく上において変更や事業追加など考えられますので、見直しすべき点は第2次以降の計画に反省として反映させてまいりたいというふうな押さえをしているところでございます。

以上、お答え申し上げました。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 名寄市立総合病院の環境整備につきましてたゞいま御質問をいただきました。現在当院には入院されている方や外来に来られる1日平均で約1,000名前後の方がおられます。このような方々に少しでも快適な環境のもとでの診療や入院生活を送っていただけるよう鋭意努力をしているところでございます。

お尋ねにありました環境設備、特に西日の入る病棟にエアコンの導入をという御質問でございしますが、院内に設けてございます御意見箱にも利用されている方からも同じような要望が寄せられているのは間違いのないところでございます。当院では、平成4年の全面改築の際に特殊検査室、耳鼻科の聴検室、眼科の一部にエアコンを設置しております。その後診療上必要な耳鼻科あるいは泌尿器科、小児科に設置をまいりました。また、平成11年に増築をいたしました人工透析及び2階の西病棟につきましてはエアコンを設置をきてきてございます。また、今回平成19年、20年度での増改築工事を実施しておりますが、この工事の中でも増築部分のICU棟、人間ドック、あるいは救急棟、さらに食堂棟につきましては当然ながらエアコンの設置をしております。また、改修部門の中でリハビリ部門、生理検査室部門等につきましてもエアコンの整備を図ってきてございます。しかし、毎年夏になりますと院内におきましてもエアコンの導入の話が出てはおりますけれども、病棟及び外来診療科のすべてに導入をいたしますと約1億8,000万円程度の整備費用を要するという試算が出てございます。さらには、

電気料やメンテナンスなどランニングコストもかかります。このようなことから、導入の必要性は認めてございますが、現在の当病院の資力では導入は困難な状況と言わざるを得ません。御利用されております皆さんには御不自由をおかけしておりますけれども、今後の収支状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解くださるようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） それぞれ御丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。改めて質問と要望をいたしてまいりたいと思います。

名寄食育推進計画の恒久的な対策について伺います。名寄市食育計画の現状と課題について、家庭での推進方向はお答えのように早寝早起き朝ごはん運動は家庭からは当然のことです。しかしながら、最近では子供たちが夜遅くまで親と一緒に起きているなど早寝の習慣が乱れてきています。遅寝遅起きでは1日のエネルギーの源である御飯は食べられません。家庭での食事のとり方はそれぞれと思いますが、健康な家族、また家庭を維持できるように広報、PRに努めていただきたいと思います。

私の手元にことし6月13日読売新聞に掲載されたものでございますが、ちょっと紹介してみたいと思います。朝食食べて集中力アップ、3年前に熊本県が行った小中学生対象の学力テストで、朝食を必ず食べる中学生の5教科合計点、500点満点だそうです、の平均はほとんど食べない生徒の平均を65.4点も上回った。規則正しい生活の大切さを裏づけたものだが、専門家は脳と栄養の関係を考えても当然と指摘しております。脳のエネルギーの源はブドウ糖と、これは皆さん記憶が前からあると思いますが、肝臓にグリコーゲンの形でわずかしか蓄えられていなくて、1晩寝ると体内に蓄えられたグリコーゲンは空になる。朝食を抜くと脳に必要なエネルギーが供給されず、

集中力が低下し、ミスが多発すると、これは大阪の名誉教授でございますが、これは脳神経科の先生がお話しされています。こうした食事は、年齢に関係なく共通するそうでございます。年をとると注意したいのは、脳の低栄養化状態だそうでございます。同じ食材を食べ続けると食事が単調になる、またそういうことで病気が長続きする、また脳の老化の引き金になるとさえ言われております。そんなことでちょっと紹介させていただきました。

それから、教育現場での推進は今年度から栄養教諭2名体制で名寄地区と風連地区、それぞれ名寄小学校、風連中央小学校に配置され、指導されているとのことですが、今後指導体制を図るとのお答えですけれども、学校給食センターの業務との兼任で担当の2名の方は休日も準備のために休めない状況と、業務のボリュームが増し、勤務体制が懸念されるところです。今年度から始まったところですが、児童生徒への栄養教諭として専任できる体制も検討されると思いますが、お考えあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 学校の栄養教諭につきましては、現在学校給食センターから在籍校である名寄小学校と、それから風連中央小学校に派遣、派遣というか、在籍をしているということでもあります。その勤務体制でありますけれども、1週目については例えば名寄小学校に1人の栄養教諭が3日出るということになれば、もう一人の栄養教諭は風連中央小学校に2日ということで、2週目についてはその逆ということで名寄小学校には2日間、それから風連中央小学校には3日間ということで、必ず学校給食センターに1人の栄養士が常駐をするという状況になっております。今までは2人の栄養教諭が常駐をしているということでもありますけれども、今年度からそういったような勤務体制になってきているということです。学校での勤務については、1日行ったときには1

0時半から2時半までの勤務ということになっておりまして、そこには学校給食センターから在籍校に行って、10時半から2時半まで勤めて、そしてまた給食センターに戻るといったような勤務体制になっております。

それで、在籍校の仕事の部分でありますけれども、子供たちに食育を学習させるということで、そのための教材の準備等そんなことも含めてございます。そういった部分でやっぱり今までとは違う環境になってきているということと、学校の現場の中では例えば運動会だとか学芸会だとか、そういったときも一般の教諭と同じように学校に出て、そういった状況を見ると、見るといいますか、指導するということになると思います。そういった意味では今議員おっしゃられたように勤務の体系が前年度から比べると非常に変わってきているということで、学校給食センター内部でもそのことについて協議をさせていただきました。名寄市の場合にはことしから入れているわけですけれども、道内市町村で見るとまだ栄養教諭制度を導入していないところもあるということでもあります。全道的なあるいは研修会、そんなところも現状栄養教諭制度を入れたところの状態はどうなのかといったことも含めていろいろ担当者間の中で情報交換しておりますけれども、非常にやはりきつい部分もあるということで、道教委などに対しても例えば補助的な職員でありますとかそういったことを入れた場合の補助制度だとか、そういったものが何とか立ち上げられないかといったことも含めて現在そういったような取り組みもしているということでもありますので、私どももそういった部分の中では栄養教諭がそういったような環境が変わった部分の中で休めないだとか、あるいは体を壊すということがあってはならないということでもありますので、その辺についてはさらに詰めていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます

した。2名の体制で全校を回る、ましてやことしや来年で終わるわけではなくて、子供たちの成長を願ってこれは営々と続く大きな課題ではないかと思ひます。やっぱり環境、勤務環境を含めまして検討していただきたい、そのように思ひます。

これは学校の考えなのですが、私先日車を運転しながらラジオをかけておりました。あるところの学校の取り組みということをちょっと耳にいたしまして、遠足に行きました。学年単位で行ったそうなのですが、とにかくおにぎりだけ、それと水の補給、それだけを持って遠足に行ったそうです。先生はやっぱり大人ですから、子供にとってはすごく大きなおにぎりに見えたのですが、先生のおにぎりは僕たちの何倍も大きかった、2個持ってきた。それで、生徒はそれぞれの体の大きさに合わせて持っていったそうです。先ほどのお話にもありましたが、米飯の食べ残しのお話ありましたが、この間のそのラジオの中ではお米のおいしさを初めて知ったという子供たちがたくさんいた。ほかに食べるものがないわけですから、その御飯だけ、それから水物だけで御飯というか、おにぎりを食べる。おにぎりってこんなにおいしいものだとして初めて知った、そのようなお話がラジオの中で放送されておりました。本当に私あたりも飽食でいろんなものを口に入れて、御飯のおいしさ、お米のおいしさというのを忘れかけている部分があって、こういう方法も一つの方法ではないかなと、そのように感じておりました。

それから、地域での推進方向のお答えありましたようにさまざまな取り組みが行われて、私もいろんなところに参加させていただいておりますが、またこれは健康な生活を送るためには医療とのかかわりが切り離すことができないと私は考えておられます。最近市内のお医者さん、また市立病院の先生方が出前講座ということで各所で行っておりますが、このようなきにお医者さんばかりでなくて食に関する、栄養に関する担当の専門職の方も御一緒に講座の中に入れていただいて、健康

と食のかかわり、そんな講座も開いていただけたらと思ひますが、お考えあればお願いしたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 食育の部分につきましては、健康増進計画のほうにも関連をしておりまして、ことし基本健康診査、特定健診の部分で栄養士の補強もさせていただいたところでございます。現在いろんなさまざまな形で栄養士が地域に出まして、市民の皆様にもそのような形の中で講座も開いているところでございますが、さらに今おっしゃられましたような機関の方々と協調して事業が取り組めるかどうか早急に検討して、そういう要望にこたえられるように努めてまいりたいと思ひておられます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 突然の質問で申しわけなく思ひます。

商店、道の駅等における推進は、本当に地元農家と商店が知恵を出し合ひまして、消費者のニーズに合った品物というのですか、食材を提供していただきたいように要望いたします。

それから、生産者の推進、お答えいただきました。地元のあるものを地元の人が体に入れるというのが一番これは健康にもいいことですし、これは本当に安心、安全、地産地消にかかわるといふことです。食の信条として、また思想として用いられているよくお話しされます身土不二という言葉をお聞きしますが、この理念は一里四方、三里四方、四里四方で育ったものを食べ、生活するのが一番よいとされています。環境に配慮した安心、安全な地場産を提供していただきたいと思ひておられます。

先ほどちょっと有機農法のお話があったので、私ちょっと行ってきたところを御紹介したいと思ひます。ことしの3月ですが、これは農を変えたい！全国運動全国集会在北海道ということで、酪農学園、江別にありますところに行って、

3日間でしたが、私が吸収できる部門のところでもちょっと勉強してきたものです。その座長というのですか、音頭取りが麻田信二前北海道副知事だったのですが、前副知事はみずからも有機農法を実験というか、実際に行われて、実践されている方でした。その中で私もいろいろと勉強してきた中なのですけれども、全国集会ということで、全国の各農業関係の方、それから有機農法を実践されている道内のたくさんの方もいらしていました。これは、道の農務部も主体となって参加しております。各農協、それから消費者団体、実践農家さん、それから若者たち、たくさんの方が講堂、物すごい人数入るのですが、そこで勉強しておりました。その中で思いましたのは、参加している方の大方が若い青年たちなのです。それで、これからの農業をどうしようかということで本当に必死に勉強しておりました。その中で、命と食と土を守る栄養管理士って、安川澄子さん、この方栄養学の博士なのですが、私もこの方と何度かお話ししておりました。名寄にも栄養科がございまして、この方も名寄に何回か来ていらっやいます。この方はこうおっしゃっています。これから巣立つ栄養管理士に食品の安全性、それから地球環境と食、地産地消、食育の推進、文化継承、日本型食生活、それから西洋医学と東洋医学の融合、こういうことを深めることによって真の健康を得られるというお話がされておりました。まさに命のとうとさを思うときにはそれは食のプロとして学んでいきたい、これから社会に巣立つ栄養士には大いなる期待をしているというふうなお話がされておりました。私は、やっぱり名寄、有機農法でたくさんの方実践されている方もいると思いますけれども、この大地を守るため、市民の健康を守るためにはもっともっと研究していただきたいなど。それで、各自治体なんかもたくさん来ていたのですが、私が見落とししたのかわかりませんが、名寄市からはいらしたのかどうかわかりません。それから、農協関係もちょっと姿

が見えない、名寄で耕作されている方は何人かお見えになった、そんな気がいたしました。

次、変えます。

(何事か呼ぶ者あり)

○24番(宗片浩子議員) 済みません。

次に、農協と行政の推進、食育推進、地産地消で切り離すことできないのですけれども、先ほど高橋議員が質問されておりまして、私も農業セミナーの後の地元産のパーティーにも参加させていただきました。もしこのような行事が今後予定されるのか、またできるのか、そのようなことがございましたらお知らせください。

○議長(小野寺一知識議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) きのうの高橋議員のお尋ねでお答えさせていただきましたけれども、早速きのう風連庁舎のほうに戻りましてスタッフちょっと集めまして、去年からもそういう計画はあったのですけれども、なかなかできなかったというようなことで、ことしは先ほども御紹介させてもらいました地産地消フェアが12月の第1週の土曜日にやります。これの前に、先ほどお話ありました身土不二ではないですけれども、新鮮なものを新鮮なうちにできるだけ早く口に運ぶというようなことをぜひやってみようというふうなことで、名寄のしかるべきホテルにお世話になりますけれども、そんな計画をとりあえずしてみようということで今立ち上げるようにする準備をしているところですので、議員含めてまたお願いをすることになると思いますが、その機会にお運びいただいて、新鮮なおいしい地元の食材を味わってほしいなど、こんなように思っているところでございます。

○議長(小野寺一知識議員) 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) ありがとうございます。昨年私も参加させていただきました。本当に地元これだけおいしいものがある、このまま私たちだけには済まされない、何とか皆さんに地元のもののおいしさを知っていただきたい、そんな

話をしておりました。

次に、名寄食育推進協議会について再質問いたします。今年協議会で20名の方が協議会の委員さんとして任命されたと伺っております。また、これは総合的な食育推進としてこれから名寄のまちの大きな道しるべになっていくのではないかと考えます。この委員さんの構成内容はどのようになっているのでしょうか。また、食育は子供から大人までと広い対応が必要なのですけれども、小さいお子さんをお持ちの親御さんは委員として選任されているのでしょうか。もし入っていないければ、子供の食育推進を図る上でも入れるべきではなかったかと考えますが、お知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今食育推進協議会の立ち上げに当たってというふうなお尋ねでございますが、御案内のとおり要綱を定めさせていただきまして、20名ということで御委嘱を申し上げたいということで計画を立てたところでございます。うち15名につきましては、そういった食育計画を策定する段階の市民委員会の段階でも御論議をいただいた多くの、これから引き続き推進するに当たってもそういった方々になっていただきたいというふうな思いもあったものですから、そういった方々にも引き続きお願いしたこともありますし、それから残りの5名につきましては一般公募という形をとらせていただきました。したがって、私どものほうでお願いしたのは15名、一般公募が5名、計20名ということで、推進協議会を立ち上げさせていただきました。

私どものほうで今思いとしてあるのは、家庭からのどういふふうな食育推進を図れるかというふうな思いをしております。もちろん子供が入っておりますけれども、家庭の中で夕食含めて、朝食もそうなのですけれども、夕食も含めて語り、そういったものも大事だろうというふうなお話をちょうだいしておりますから、ぜひとも家庭を中心にしながら、そういった御意見を寄せていただ

きたいなど、こんな思いをしておったところでございます。

協議会の中では、先ほど言いましたようにそういった構成で20名の委嘱をさせていただきました。今後につきましては展開次第では、2年でお願しておりますから、次回の場合でまたそういった貴重な意見を聞けるような機会がありましたら改めてお願いをしながら、多くの意見を聞き取っていききたいなど、こんな思いをしておりますところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ぜひとも小さいお子さんを持っているお母さん、お父さん入れていただきたいというふうに要望いたします。

また、当市には名寄市立大学がありまして、また栄養学科がありますので、学生の若い方の意見も生かすべきではないかと考えますが、御意見ありましたらお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 計画を策定する段階の先ほど言いました市民委員会の中でも多くの方々、大学関係者の方々にも御意見を賜りました。私どものほうも大学の学生さんの御意見等も拝聴するというようなことで受けとめさせていただいておりますが、中には、大学のほうとも今後詰めさせていただきますけれども、本来の学生の学業、あるいは学生の生活といたしましうか、そういったものに今後負担なり、影響がかからないことを心がけなければならぬなどということの思いが一つありますし、またそういうものを超えてぜひとも聞かせてほしいというものもありますものですから、こころは実にデリケートなのですけれども、できるだけそういった参加や意見交換の場をつくる部分には配慮しながら、そういった場づくりをしていきたいと思っております。そんな中で聞き取っていききたいなど、こんな思いをしておりますところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) 学校の構内、学生サークルというのですか、去年から私もお聞きしておりましたけれども、去年は日進の農家さんの畑を借りまして栄養学科中心に体験農業をしているのを聞いております。また、ことしは構内の中で農作業、小さい畑ですけれども、体験しているということがお聞きしておりますが、そのことにつきまして何かありましたらお願いいたします。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 私どもも先般大学の事務局長とお話をさせていただきまして、そういった園芸クラブがあるというふうなことで、先生方を中心に活動されていると、大学農園というふうな受けとめをさせていただいております。耕種、播種、移植から収穫まで実に体験をしているのだなというふうなことでございます。

それから、もう一方では名寄大学の道北地域研究所、三島先生が中心となってことしサンピラーパークの中にひまわり、あるいは亜麻、こういったものを試験的に栽培しております、そういったものを収穫した後にどんな油がとれるのかというようなことで、私どものほうにもお話をちょうだいしております、一緒になって取り組ませていただいております。これらのこともありますものですから、できましたらそういった部分も頭に置きながら、今後進めてまいりたいと思っております。

それから、なおまた前段申し上げました子供方といいたいでしょうか、学生は、そのサンピラーパークの後方支援部隊といいたいでしょうか、そういった部隊でも御活躍をされているやに聞いておりますから、今後ともまた連携をとりながら進めていきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) ありがとうございます。私もサンピラーパーク、上のほうに淡い色の本当に優しい色の亜麻の花、それからひまわり、

遅咲きのひまわりでしたが、行って見ました。本当に学生がいろいろと体験する中で、この体験を将来に生かせるように期待しております。

国や道では6月を食育月間、毎月19日を食育の日と設けておりますけれども、名寄市においてもそのようなPRを行うべきではないか、考え方ありましたらお願いいたします。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 先ほど言いましたように9月2日の日に推進協議会を立ち上げさせていただきまして、その中で1回目の会議を持たせていただきました。これから3部会の中で分科会の議論をしております。ただ、私どものほうで先ほども申し上げましたようにメインテーマでありますところの豊かな食材、家族と一緒に楽しい食事というのを掲げさせていただいておりますし、それから一方ではサブテーマとしましては先ほどもお話ありましたように早寝早起き朝ごはんというような、こういったスローガンを掲げさせていただいております。今後こういった推進協議会の中で御議論をいただきますけれども、そういった話し合いの中で今御提案いただきましたようなそういったPRをしていく部分にこういったのが効果的なのか、こういった部分につきましてはまたそれらを踏まえて今後設置すべきかどうかも含めて検討させていただきたいし、取り組ませていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(小野寺一知議員) 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) 本当に早寝早起き朝御飯、私が小さいとき当たり前だったのですけれども、これ北海道のPRなのです。どんどん食べよう道産DAY、おいしいですよ北海道、毎月第3土曜日、日曜日、こういうので広報でたくさん出してあります。こういうものなのですけれども、こういうことを広報なり、またチラシなりで、何かの形でPRして、健康な家庭づくりをお願いしたいなど、そんなように思います。

それから、食育推進計画の恒久的な対策について伺いたします。島市長にお答えいただければありがたいと思います。名寄市の都市宣言で健康都市宣言を掲げて、名寄市市民憲章には体と心の健康を大切にし、お互いに温かい思いやりを持って安心して暮らすまちをつくりますとうたっております。健康と食は一体でありますので、持続的な健康、地産地消、食の安心、安全の取り組みをするためには食育は一過性のものでなくて、健康な市民と恵まれた大地を守るためというのでしょうか、将来にわたって進められるものと考えます。そこで、この推進を計画の条例化により恒久的な対策として位置づけるべきと私は考えますが、島市長のお考えがあればお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 国が食育基本法を制定をしなけりななかつた要因がどこにあるのかということに思いをめぐらしますと、日本の経済状況にも起因するのかもしれないが、核家族が非常に進んで、家族の皆さんと一緒に食事をするという条件がなかなか確立できない、個々であってもしっかりとした食事をするのが国民の健康を維持することにつながるというふうに起因しているのではないかと、このように思っているところでございます。国が基本法を持って、都道府県、そして市町村が推進計画を持つと、こういう組み立てになっておりますから、私は健康都市宣言もしておりますけれども、今回具体的に名寄市の推進計画をつくって、推進員の皆さんにもまた役割分担をして、生活福祉、あるいは教育、経済という部会でいろいろな活動をしていただくということでもありますから、いましばらくこの推進委員会の皆さん方の活動状況等を見守りたいと、このように思っております。

日本は、統計上は世界で最大の長寿国になったと、こういうことではありますが、ただ寿命が延びたということだけで喜んでいる時代ではないと。あくまでも健康寿命と申しましょうか、元気で社

会参加ができる高齢者も含めての世の中でなければならぬと、こんなふうに思っておりますから、そういう意味ではこの食育の取り組みについては単に時限的な課題ではなくて、私どもが終生この健康な世の中を維持していくという大きなテーマであろうと、こんなふうに思っておりますから、なお研究を続けていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 推進協議会が立ち上がって、これからいろんな論議されると思いますけれども、ぜひともこの名寄の健康を守るために、今市長もお話ありました長生きすればいいというものではありませんで、元気で社会参加できるような、そんなお年寄りが多く住んでいただきたいなど。そのためにはぜひ一過性のものでなくて、また次の推進協議会の中でいろいろとお諮りいただきまして、何とぞ条例化に持っていくような、そういう方向でお願いしたいと思ひます。

次に、名寄市立総合病院の設備について伺います。本当にことしいろんな設備がされて、巨額の投資もありました。エアコンも導入されているとは思ひますけれども、とにかく西日の暑さ、私も何度か訪れておりますけれども、患者さんにとりましては本当に大変なことだと思ひます。体を動かすことのできない患者さんや体温調節のできないお年寄りなんかたくさん入院されております。また、お医者さんやら、それから従業員、かかわる方々の健康管理ですとか労働環境ですとか、そんなことを考えまして、今医師不足ですとか看護師不足の中でそういう人たちにも配慮した、これから時間かかると思ひますけれども、設備を何とぞお願いしたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第27号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

（仮称）南団地公営住宅建設事業建築主体工事について去る9月5日に5社による一般競争入札を執行した結果、中館・坂下・吉田経常建設共同企業体が4億2,000万円で落札いたしました。本件はこれに消費税及び地方消費税2,100万円を加え、4億4,100万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては建設水道部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 市長提案の補足説明をさせていただきます。

本工事は、平成19年度に策定しました住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化した北斗団地、新北斗団地の建てかえ事業により既存入居者の住みかえ住宅を確保すべく新たに中心市街地に隣接する市有地に建設するものであります。昨年の実施設計に基づき、平成21年10月下旬完成に向け準備が整い次第工事に着手したいと考えております。

本日議決をお願いいたします（仮称）南団地公営住宅建設事業の事業概要について御説明をさせていただきます。本工事は、鉄筋コンクリートづくり5階建てで、延べ面積は住宅棟が3,025.06平方メートル、物置、自転車置き場が198.26平米の合計で3,223.32平方メートルであります。住宅の供給戸数は、2DKが12戸、2LDKが10戸、3LDKが12戸で、合計が34戸であります。全体工事費は7億8,600万円を計上しており、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、建具工事の4工事に分けて発注いたしました。

このうち本日議決をお願いいたしますのは建築主体工事であります。入札は、8月6日に入札参加企業を公募し、設計図書の縦覧期間を8月7日から9月4日まで行い、9月5日に条件つき一般競争入札で行いました。入札参加企業は、市内の共同企業体5社であります。結果第1回入札により中館・坂下・吉田経常建設共同企業体が消費税込み4億4,100万円で落札いたしました。参考までに2番札は消費税込み4億4,415万円であります。

なお、工事期間は議決後契約の翌日から平成21年10月30日までを予定しております。

次に、お手元に配付させていただきました説明資料について御説明を申し上げたいというふうに思います。A4判の図面を配付させていただきました。図面1番をお開きください。全体配置図であり、網がけで示す部分が新築場所であり、図面の上部が駐車場で、駐車台数は全住宅分と来客用4台を確保、除雪に配慮した配置として十分な堆雪スペースを確保しております。また、南側には共用の菜園スペースも確保しております。

図面2番をお開きください。1階平面図であり、図面中央の廊下の上部が各戸の物置、エレベーター等の共用スペースがあり、下の部分が住宅となっております。

図面3番をお開きください。2階の住宅平面図

でございます。図面4番、5番は、3階、4階、5階のそれぞれの平面図であります。

図面6番をお開きください。立面図であり、建設場所の北側に道営住宅サンピラー団地があり、これらの周辺の建物との連続性を考慮したデザインとさせていただきます。

以上、補足説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 工事請負費の補足説明もありましたけれども、ちなみに落札率は何%になっているかあわせてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ちょっと済みません、お時間をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

○議長（小野寺一知識員） 再開いたします。

野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 済みません。用意が不足しておりましたことにおわびを申し上げます。

落札率は97.01%でございます。

○議長（小野寺一知識員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 落札率が97.01%ということでありまして、最近の鋼材その他のいわば高値の部分も含めてこうした落札率になったのかなという思いはあるわけでありまして、これまでの工事入札等々を含めて、落札率から比して今回の落札率を執行の側としてはどういう受けとめ方でおられるか御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ことしから一般競争入札を今試行しておりますけれども、今までの推移を見ますと95から九十七、八というのが多い執行率でございます。やはり資材の高騰も含めて今議員が御指摘のとおりぎりぎりの線まで業者の方々が、執行率が少し高目だというふうな私たちも認識をしております、基本的に資材の高騰がやはり影響を与えていて、執行率が少し上がっているという認識は持っております。

○議長（小野寺一知識員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 落札率に関して、入札の結果でありますから、多くを申し上げる必要はないかと思うわけでありまして、とりわけ予定価格から比して公共事業の入札落札率が高いというようなことが極めて一般的な議論として言われているわけでありまして、そういう意味では適正な予定価格であったという一面的な見方もあるだろうし、あるいは落札率が極めて高いということに対するもう一方での見方もあると思えますので、ぜひ今後とも競争入札、これからもあと3つぐらい続くことになるわけでありまして、そういう面ではしっかりと予定価格等々を含めて、できるだけ絞った形を打ち込むように要望して終わりたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第4 意見書案第1号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書、意見書案第2号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書、意見書案第3号 社会保障関係費の削減方針の撤回を求める意見書、意見書案第4号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書、意見書案第5号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書、意見書案第6号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）関連疾患に関する意見書、意見書案第7号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書、意見書案第8号 学校耐震化に関する意見書、意見書案第9号 生産資材高騰等に関する意見書、意見書案第10号 投機マネーの抜本的規制強化に関する意見書、意見書案第11号 介護保険計画の見直しに関する意見書、意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書、意見書案第13号 北海道開発局の存続に関する意見書、以上13件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号外12件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第6 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、岩木正文副委員長。

○総務文教常任副委員長（岩木正文議員） 議長のご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

視察期間であります、8月18日から20日までの3日間でありました。今回、当常任委員会は道内の先進地を視察させていただける決定を受け、当委員会の所管職員であります佐々木雅之総務部長、山内豊教育部長の同行をいただき、室蘭市、芦別市、奈井江町を訪問し、10項目、45点にわたり研さんを深めてまいりました。

最初の視察地は室蘭市でありました。18日午後2時に室蘭市役所を訪問させていただき、「らんらん債」「室蘭市・伊達市の広域連携」「室蘭ふるさと大使」「小中学校の適正配置」の4項目について、各担当者から説明を受け、質疑を行ってまいりました。

最初に市民公募債を意味する「らんらん債」についてであります。ご承知の通り、財政投融资制度の改革に伴い、行政への住民参加や資金調達方法の多様化を図ることを推進するため、平成13年度から市場公募債が制度化されたことから、同市では制度の趣旨を踏まえ1年間の検討の結果、政府資金の配分が減少傾向にあること、まちづくりへの市民参加を醸成するとともに、行政への関心を高めてもらうことを狙いに導入を決める一方、名称も室蘭らしく、言いやすく、覚えやすい名称

として『らんらん債』とし、平成14年度に第1回を発行、今年度が6回目の発行となっております。

概要は、発行額が概ね3億8000万円程度で、市民一人の購入額は10万円から最高100万円までとなっており、期間は3年満期の一括償還。利率は、利付け国債の流通利回りに若干上乗せして決定していました。

充当する事業は、小中学校の建設・整備事業、道路事業など、市民に判りやすく便利な事業を対象としており、反応についても、初回には「即日完売で購入できなかった」などの苦情もあったが、全般的に好評ということでありました。

一方、今後の課題としては、継続的に発行していくために、一定額以上の発行規模とコスト負担があることから、近隣自治体との共同発行を検討する必要性を強調していました。また、金利と発行手数料が発生するため、発行規模が小さければコスト高を招くことも挙げており、20年度も年利1.12%で、手数料を含めた金利は1.54%になることから、金融機関との借入れ金利と変化はなく、むしろ割高感も否めませんでした。

「室蘭市・伊達市の広域連携」については、高度情報化社会に対応した広域的な市民サービスの向上、行政コスト縮減を図るためにシステムの共同利用を検討した結果、連携することで地域インターネット補助事業において補助率のアップが見込まれるなど、財源的に非常に有利であることから共同化事業として取り組むことになったところです。

連携の成果としては、①図書館情報システムなどの稼働で、広域的な市民サービスの実現②室蘭・伊達を光ファイバーで結んだことで、情報通信基盤が整い、小中学校のパソコン整備につながった③導入コスト・運用コストが縮減④今後のシステム共同利用に向け可能性が拡大⑤行政情報の電子化と提供情報の拡大——などを挙げ、広域連携の成果を一定評価していました。なお、事業費負

担割合は、室蘭市が70%、伊達市30%でありました。

「室蘭ふるさと大使」は、同市が開基130周年、市制施行80周年を迎えた平成14年に、「まちの魅力の紹介やまちづくりに役立つ意見、情報の提供をいただき、市勢の振興発展に資する」を目的とした『ふるさと大使設置要綱』に基づき、室蘭市に縁があり、各界で活躍している人を委嘱。現在は30名がふるさと大使として活躍しており、企業立地や誘致に対する情報提供を受けています。市では、単に委嘱するのではなく、PRのために大使各自に名刺を作成して交付しており、「今後は、東京、関西室蘭会などを含め、ふるさと納税にもひと役」と期待を寄せていました。

最後に第1次計画を終え、現在は第2次計画に取り組んでいる「小中学校の適正配置」でありませんが、同市では学校統合を進める基本的考え方として①小学校はクラス替えができること。また中学校では主要教科に複数の職員配置が可能となること。これを基本に小中学校とも1校当たり12～18学級が基本②校舎は、建設後の年数を勘案しながら、改築または大規模改修により整備③通学距離が小学校2キロ、中学校で3キロを超える場合はスクールバス導入④学校のシステムや役割については、子どもたちがよりよい環境で学習できる状況を創り出すことを第1に考えながら、保護者や地域と十二分に協議する——を掲げ、統合まで「学校及びPTA三役を中心とした説明・意見交換会」「地域全体への説明意見交換会」「統合推進協議会設置」「建設事業開始」の手順で推進しています。

またこの間、統合推進協議会と協定書を取り交わし、地域の要望事項の明確化にも取り組んでおり、市民とのかかわりを大切にしている姿は大いに参考となりました。

芦別市では、翌19日午後2時から約2時間にわたり、「財政健全化計画」「インターネット公

有財産売却」「子ども対策」の3項目、13点にわたり視察をさせていただきました。

同市の「財政健全化計画」は、平成18年3月に将来の財政推計を行ったところ、20年度における実質収支見込みが8億2,187万8,000円の赤字、21年度は20億7,370万3,000円、22年度も34億1,434万7,000円のそれぞれ赤字となり、21年度において実質赤字比率が財政再生基準の20%を大幅に上回る32.5%に達することから、19年度予算編成で歳入、歳出を均衡させるため経常費を12%削減するマイナスシーリング予算とする一方、行財政改革を並行して実施したものの、1年後の財政推計でも20年度は実質収支が4億6,049万1,000円に縮小したが、21年は依然として13億6,340万8,000円の赤字となり、財政再生基準を上回る21.7%の実質赤字比率となることが明らかになったため、財政健全化計画の策定作業を開始することとなりました。

従前の行財政改革は総務課主導で取り込まれましたが、これを財政課主導とし、20年度予算編成においても経常費をさらに7%削減しながら、各種施設の今後のあり方、市立芦別病院や保健福祉施設すばる、保健休養施設の会計状況などのヒアリングを行い、昨年12月に「芦別市財政健全化計画」を策定し、今年4月、市民に理解を求める説明会を市内9箇所で開催しております。

計画の内容ですが、目標を①財政健全化団体・財政再生団体転落への回避②収支均衡型の財政構造の確立③「市民との協働」による推進体制の確立——と掲げ、策定に基本的考え方も①市民サービスは低下させないようにする②市民サービスを維持するため、市民の皆様に応分の負担をお願いする③職員数の削減、事務事業の見直し及び施設のあり方の見直しなどにより、徹底した経費削減を実施する——としています。

また、計画期間は20年度から24年度までの5年間で、税率の引き上げ、各種使用料・手数料

の見直し、企業誘致対策等と連動した遊休地等の売却、基金の廃止による一般財源への繰入れ——で歳入を確保するとともに、特別職給与の削減、職員給与の削減、職員数の削減——等で人件費も削減。さらに普通建設事業の見直し、施設・学校のあり方見直し、事務・事業の見直し、公債費の見直し、繰り出し金の見直しにより、52億1,504万円の削減効果を見込んでおります。

市民説明会では、市議会に対する意見も出たようではありますが、市の厳しい財政状況を明らかにすることで、概ね理解が得られたことで、同市では計画の着実な実施を目指し取り組んでいく決意を顕わにしていました。

「インターネット公有財産売却」も、少しでも財源の確保を図るために取り込まれました。きっかけは、昨年10月ごろに市長、副市長から「使用頻度が低い第2市長公用車を、ヤフーオークションで売却処分するように」と指示があり、内部検討を加え、庁内にあった遊休品などを含めて最終的に車両3台、カメラ12台、大型スピーカー2台、その他6点の23件を出品。申し込みは延べ613件で、うち延べ503件が入札に参加し、大型バスが320万2,120円で落札されたのをはじめ、落札総額は482万3,555円に達していました。

特に、全道的に注目を集めたのが消防車で、全国から29件の入札があり、11万9,000円の予定価格に対し、70万3,300円で落札されました。また、今年12月も不動産物件を含めオークション参加を予定しており、主な物件として旧市長公宅、除雪トラックなどを検討しています。

担当職員は、「従来なら廃棄処分となるものも、マニアには売れることが判った。参加手続きが煩雑と指摘を受けた内容を見直しするとともに、不動産以外の少額なものの物件を省略している自治体もあるので、出品は不動産と車両を中心に検討したい」としておりましたが、財源確保策の構築は名寄市においても必要不可欠であり、検討の余

地はあるものと考えます。

「子ども対策」についてであります。同市では子どもたちの悩みを電話で受け付ける「子どもテレホン相談」を毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで受け付けるとともに、市内6つの郵便局に「子ども110番郵便局連絡所」、207箇所の各事業所・病院・商店に「子ども110番緊急避難所」、市役所公用車・タクシー・ハイヤー全車に「移動避難所」を設定。さらに図書館では6・7ヶ月健診時に「ブックスタート」にも取り組み、子どもを見守る体制の整備に尽力をしています。

テレホン相談は、昭和60年から取り生まれ、近年受理件数は少なくなっておりますが、いつでも相談門戸を広げている体制は子どもたちの『安心』につながっているようですし、緊急避難所の充実で犯罪の未然防止になっているようで事例はゼロということでした。また、ブックスタートは現在絵本1冊のプレゼントであります。図書館の幼児連れ利用者の増加、絵本等の貸出増になっており、一定の効果を確認することができました。

最後の訪問となったのは奈井江町でありました。20日午前10時から2時間にわたり「自治基本条例」「町長に手紙を出す運動と予算説明書」「移住・定住促進の取り組み」について学ばせていただきましたが、北良治町長、笹木正男議長の同席をいただき、親しく学びを深めることができました。

同町のまちづくり自治基本条例については、平成14年2月の係長以下職員7名による検討部会設置に始まりました。①理念だけではなく、制度・原則の規定②条例や制度の連結制を高める③子どもから大人まで、親しみやすく分かりやすい条文——を条文検討における課題に設定し、町民や議会への説明をしっかりと行った後の17年4月1日からスタートしております。道内でも先駆的取り組みとなっておりますので、熟知されている議員各位もいらっしやると思いますが、改めてご

報告申し上げますと、条例は前文、制定の目的、基本理念、まちづくりの原則、町民の権利と責任、自治活動、町議会の責任、町長・町職員の責任、町政運営、町民参加の推進、連携・交流、条例の位置づけ——を柱とした全31条構成となっております。北町長は「奈井江は、合併問題で大きな町民議論となりました。この議論の中で、町と町民の目線が同じ位置となり、議論の過程で得たことを基本に策定したのが自治基本条例だ。条例施行を契機に、より豊かで住み良い奈井江町になることを目指し、町民一人ひとりが、お互いに支え合い、力を合わせるまちづくりを進めたい」と語っておりましたが、この言葉にすべてが集約されているように感じました。

また、「町長に手紙を出す運動」も町民参加のまちづくりを進めるために取り組まれているもので、郵送及びファックスでも意見を受け付け、寄せられた意見等の内容については文書で回答するとともに、町の広報誌とホームページで公開している。加えて、町長自身が年1回各学校を訪問し、小学5年生以上を対象に意見交換の場を設定するなど、様々な町民参加手法に取り組んでいることが判りました。

これら意見を交わすことに欠かせないのが、まちのデザインを明らかにする予算説明書の作成です。1年間の予算を局、室、課、委員会など各セクションごとに分かりやすく説明するとともに、職員名入りの構成図も記載し、奈井江町の目指す方向が全ての町民に理解されるよう工夫されており、協働のまちづくりを目指す名寄市にあっても参考にすべき事項と感じられました。

最後に「移住・定住促進の取り組み」であります。同町の場合、住宅用地や賃貸住宅等の供給不足に起因する人口の流出防止及び定住人口の増加を図るため、未利用町有地を活用した住宅供給やホームページを活用した民間賃貸住宅情報の提供などに取り組んでいます。具体的には、戸建住宅建設に適した未利用町有地を定住希望者等に売

却するとともに、土地売買代金の15%相当額を土地購入助成金として購入者に交付し、負担軽減と早期定住化を促進する『奈井江町戸建住宅用地供給事業』、集合住宅の建設に適した未利用町有地を町内業者には基準価格の10%、町外業者には50%という安価で譲渡する『奈井江町地域協働民間アパート建設事業』、町内で民間が所有する戸建住宅・集合住宅・住宅用地に関する情報を定住希望者に紹介する『奈井江町民間住宅等情報紹介事業』の3本立てとなっていました。

なお、利活用する町有地は、全体で戸建住宅用供給事業が7箇所17区画、地域協働民間アパート建設事業は4箇所10区画の計11箇所27区画、延べ11,963平方メートルで、20年度においてはこのうち戸建住宅用地供給事業で4箇所6区画、地域協働民間アパート建設事業は3箇所7区画の計7箇所13区画、延べ7,177平方メートルを募集しており、現在までに1件の応募があるとしておりました。

最後となりますが、今回の行政視察では各委員からの質疑の内容についてもご報告すべきところではありますが、一定限られた報告時間ですので、委員質疑で引き出された視察内容の詳細については議長に復命書として提出しておりますので、ご一読いただくことでご理解をいただき、総務文教常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、民生常任委員会、佐藤勝副委員長。

○民生常任副委員長（佐藤 勝議員） 議長の御指名をいただきましたので、民生常任委員会の行政視察につきまして、ご報告いたします。

委員会は、7月15日から18日の4日間の日程で、滋賀県東近江市、京都市、奈良県天理市の3市を視察研修してまいりました。

16日、最初の訪問先である東近江市では、「菜の花エコプロジェクト事業について」をテー

マに、平成17年2月に合併した旧愛東町にあります「あいとうエコプラザ菜の花館」にて、指定管理者の「NPO法人愛のまちエコ倶楽部」の担当者から説明を受けたところです。

「菜の花エコプロジェクト事業」とは、休耕地を利用し菜の花を植え、ナタネを収穫し、さく油してナタネ油に。そのナタネ油を家庭での料理や学校給食に、さらに、さく油時に出た油かすは、肥料や飼料として使用しています。また、廃食油は、回収して石けんや軽油の代替燃料（BDF）にリサイクルし、排出する二酸化炭素は、菜の花が成長するときに吸収するので大気中の二酸化炭素は増えないことから、地球温暖化防止に貢献し、地域内で資源が循環する「自立」の地域づくりを基本にした事業であります。

廃食油の石けんへのリサイクルに限界が見え始め、新たな利用方法の模索が始まる中で、平成8年「廃食油の燃料化」に成功し、公用車等4台に使用を開始。平成10年「あいとう菜の花エコプロジェクト事業」がスタートし、「菜の花の苗作り」が始まり、営農組合が転作田にナタネを栽培。平成16年産地づくり対策交付金対象作物にナタネを取り入れ、平成17年「NPO法人愛のまちエコ倶楽部」によるナタネ買取・さく油・販売を開始し、市内循環バス2台にBDF燃料の供給、その後、10台に増やすなど事業効果を発揮しています。

菜の花エコプロジェクトの効果として、地球温暖化防止の効果や持続可能な資源であること、休耕地や不耕作地の利活用として期待ができること、油は特産品、花は観光資源として利用できるなどがあげられます。問題点として、原料である廃食油に左右されることから軽油に比べ品質が一定ではない、軽油に比べ酸化の速度が速いなどがあるが、問題点や課題が克服され、北海道、特に名寄地方の積雪・寒冷地に適合し、栽培が可能であれば、転作地や耕作放棄地を活用しナタネを栽培し、農地がエネルギーを生み出すことで、地域づくり

にもたらす影響は大きく、道北の農業に新たな展開を見出すことが可能であります。

17日は、京都市を訪問し、「京都市地球温暖化防止対策条例について」をテーマに研修を行いました。

京都市は、平成9年7月に2010年までにCO₂排出量を1990年比90%に削減を目指す「京都市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど、いち早く温室効果ガス排出量の削減に向け、多彩な取組みを進めてきましたが、その後も京都市域における温室効果ガスの総排出量は、全体として横ばい傾向を示していたことから、更なる取組みを進めるため、地球温暖化対策に特化した全国初の条例として「京都市地球温暖化対策条例」を平成16年12月に制定、平成17年4月1日に施行しています。

条例制定後の具体的な取組みとしては、全庁横断的な推進組織として、市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置するとともに、環境政策顧問を配置し、全庁あげて地球温暖化対策の一層の推進を図っていること。

点検評価のための第三者機関「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置し、点検・評価を行い中長期的な目標や課題解決に向けた取組みの提案等を行っている。などの説明を受けたところです。

地球環境問題は、遠いところの話ではなく、私たちの暮らし方の選択から起こってきた問題であり、地域の現場から新たな価値観の共有に向けた知恵と工夫とを見出し、発信していかなければなりません。また、地球温暖化の進行は、目に見えないだけに対策の必要性を市民、事業者に認識してもらうことは容易なことではありません。地球温暖化は、全ての人が自分の問題として捉えなければならず、そのためにはCO₂削減という環境価値を経済価値に置き換える取組みが有効であり、「京都エコポイントシステム」「京都CO₂削減バンク」のように地域からの取組みも含め、市民、事業者、行政との広範かつ密接な連携が必須であ

ります。特に市は、情報の提供、環境施策の確立などに指導的責務を負っていることは論をまたないところであります。

18日は、「子育て支援事業」で先進的な取組みを行っている天理市を訪問し、「安心して子育てができるための支援体制づくり」について、健康福祉部児童福祉課の担当者から学ぶことができました。

天理市の子育て支援事業は、平成11年10月に開館した「子育て支援ホール」の管理運営と事業展開のために平成12年4月、児童福祉課に子育て支援担当保育士が1名配置されたところからスタートし、子育て支援の基本となる①すこやかホールの設置②出前保育③子育て支援連絡調整会議の設置をメインに据えて支援事業に着手されました。

すこやかホールは、天理市役所内に併設されている保健センターの地階の子育て支援ホールの施設を利用し、日曜・祝祭日を除く毎日開放され、年間で述べ5,000人に上る母子の皆さんに利用されています。子育て経験が乏しい若いお母さんと赤ちゃんが、二人きりで閉じこもりにならないようにと、育児健診などの機会を最大限に活用して育児相談や他の母子とのスキンシップを通して友情の輪を広げ、母子の孤立化防止を図っているとのことでした。

出前保育では、郊外や遠隔地の母子のために、各地区の公民館に保育士が足を運んで、気軽なサロンとして「育児相談」「育児情報の交換」なども行なっています。

また、行政内の組織で「子育て」の冠をつけた事業を行う担当部署による「子育て支援連絡調整会議」を設置し、縦割り行政の弊害を極力廃して、「誕生から就学前の子育て」を横断的に支援する「次世代育成支援対策地域行動計画」の策定に向けた取組み、「子育てサポートクラブ」や毎月発行の情報紙「のびのび通信」など、多彩なメニューを展開しています。

かつては当たり前に見られた、赤ちゃんをあやすおかあさんを見守る温かい家庭や地域のつながりが希薄になった現代社会にあって、自ら子どもたちに係わろうとしない大人たちにも、中高生や高齢者などとの異年齢交流の機会等を設けて、協力の輪を地域で広げていかなければならないなど、つながりを重視した「地域の子育て」について、あらためて新たな取り組みの必要性を痛感させられたところでもあります。

以上申し上げまして、民生常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、経済常任委員会、木戸口真委員長。

○経済常任委員長（木戸口 真議員） ただいま議長の御指名がございましたので、順次経済常任委員会の行政視察報告を申し上げます。大体予定では13分と考えておりますので、よろしくおつき合いを願いたいと思います。

経済常任委員会は平成20年7月15日から18日の4日間の日程で長野県川上村、長野県長野市、東京都杉並区高円寺を行政視察してまいりました。

最初に、長野県川上村の「高原野菜（レタス栽培日本一）の取組みと課題について」をご報告申し上げます。川上村は、長野県の東南部に位置し、人口約4,700人、全村が標高1,000m以上の高地にあり周りは2,000m級の山々に囲まれ、群馬、埼玉、山梨の三県に境を接する高原の村です。役場地点の標高は、全国の役場の中で最も高く1,186m。

このため気象条件は厳しく、完全に霜を見ないのは、7月、8月の2ヶ月に過ぎず、冬期間の雪の量は近年少なくなったものの、気温が氷点下20℃を割り込む日も珍しくなく、戦後、厳しい気象条件と激動する社会情勢の中、林業に変わる新しい産業を興そうといくつもの研究グループをつくり、遂に探り当てたのが、厳しい気象条件を逆

手に取った「夏だし野菜」でした。

その後、日本中でレタスの栽培適地を探していた米軍が、村に調達駐在を置き、種子、栽培技術、そして購入まで、文字通り丸抱えとなり、農業振興に努めたのでした。

その結果、川上村ではレタス栽培が盛んとなり、村の主産業として、全国一の野菜王国へと発展しました。

川上村では、日本一の生産量を誇るレタスを始め、白菜、キャベツ、グリーンボールなど30種類以上を数える野菜や果物の産地でもあります。

独自に3,000万円の川上村野菜生産安定基金を創設し、基金運営協議会規約に基づき、15種類の指定野菜の最低価格の保証や、収穫後の圃場での緑肥作物に対して助成金を交付する等、野菜生産農家の経営安定を図っております。

また、村には600戸余りの農家に、3つの農協が存在し、各農協間で野菜の差別化事業に取り組んでいます。一戸平均面積が2.8ヘクタールと規模は小さいですが、総生産額が1戸平均2,000万円以上を目標にしており、村も中心となり高原野菜産地の確立を目指し、行政支援に取り組んでいます。

また、川上村では、地元の新鮮なレタスを丸ごと使用した爽やかな味の焼酎も生産しており、八ヶ岳の山々の雄大な自然を利用した特産品の取組みにも力をいれております。

今後の課題として、戦後50年、「地域の自立」を基本理念に進めてきた地域づくりは、ほぼ全戸に後継者が定着し、基幹的農業者の平均年齢が35歳と長野県平均の65歳に大きく差をつけていますが、更なる人材育成が必要ということと、一つの産業が100年以上繁栄し続けた例は世界的にも無く、多様化する消費動向の把握、新しい消費分野の開拓、新品種の開発、疲弊した土壌の改良などがあげられます。

川上村の農業は、新たな試みを展開させるべく、行政と農協、そして、農家が共に協力し取り組ん

であり、この取り組む姿は、今後の名寄の農政に活かせるものと実感いたしました。

次に、2日目長野県長野市の「長野市中心市街地活性化基本計画の取組の経過等について」をご報告申し上げます。

長野市は、平成10年に冬期オリンピック大会の開催都市として、高速道路・新幹線などの社会資本の整備が進められ、平成11年に中核都市への指定を受け、その後、平成17年の1町3村の編入合併により、現在では、人口約38万人を有する国際都市・地方中核都市として躍進を続けています。

長野市の中心市街地は、JR長野駅から善光寺に至る善光寺表参道を中心に、県庁・市役所をそれぞれの方向に控えて包摂しており、善光寺表参道は、JR長野駅から善光寺門前までの全長1.8km、高低差約40mという全国に誇る参道です。

こうしたことから、善光寺を中心として街が形成されてきた市街地において、善光寺門前や善光寺表参道などは、他の都市にない「長野の個性」であります。年間600万人が訪れる善光寺は、中心市街地活性化事業の取り組みに欠かせないものです。

長野市では、平成10年度に制定した中心市街地活性化法を受けて、平成11年9月に「長野市中心市街地活性化基本計画」を策定し、活性化に向けた取り組みへの一歩を踏み出しましたが、平成12年7月には、街なかの地元百貨店の長野そごうが倒産し、同年12月には、大型スーパーダイエー長野の閉店により、まちの中心部の2つの大型空き店舗が出現するといった事態に直面し中心市街地の空洞化が進み始めました。

このため、大型店に頼ったまちづくりを見直した旧基本計画を補完するものとして、平成14年度に長野市中央地域市街地再生計画を策定し、先行的、重点的に5年以内に取り組む事業として、大型空き店舗の「後利用」について集中的に取り組みました。

ダイエー長野の空き店舗は、市民6,000人の陳情をもとに長野市がビル一棟を平成14年6月に取得し、「もんぜんぶら座」として再開し、市民代表者で組織されたまちづくり検討委員会やボランティア団体や市が計画策定時に提案した子育て支援施設や高齢者交流施設、市民活動支援施設を設け、一階には、まちづくりTMO機関と協働による、市民待望の食品スーパーが導入されました。

平成18年10月からは、未利用4階に職業相談総合窓口、消費者センター、日本司法支援センター・法テラスが設置され、既存施設を再利用する取組みによりオープン以来300万人を超す利用者と市街地活性化に一定の効果が生まれました。

私たちも、実際に市役所の担当者方ともんぜんぶら座、複合施設「トイゴ」、商業施設「パティオ大門」、善光寺表参道を中心に現地視察致しました。

「もんぜんぶら座」では、人々で賑わいを感じ、特に2階には、飲食店と子育て支援センターが、中心街に設置されていて若いお母さん方が子どもたちとの楽しい姿を拝見でき、市民を巻き込んでの再利用の検討されたことが、市民の交流と憩いの場となっているなど感じました。また善光寺前の「パティオ大門」は、明治時代から残る貴重な煉瓦作り建物を活用した飲食店などが7～8軒あり、古い蔵や古民家を活用して1区画に、歴史を感じるものでありました。

中心市街地活性化基本計画は、20年後の長野の姿を想定した長野市都市計画マスタープランのまちづくりの課題を踏まえた「生きがいや充実感が実感できる都市」をはじめとする都市づくりの理念の実現と、中心市街地の活性化の50の追加事業と整合性をとりながら策定されており、計画の目標と事業の特色については、ひとつに訪れたくなるまち、二つに、すみたくなるまち、三つに、歩きたくなるまち、四つに、参加したくなるまちの四つの目標達成のため、目標ごとに数値設定し

計画期間中に定期的なフォローアップを実現し、市民や関係機関、まちづくり団体、中心市街地活性化協議会から組織される評価機関の「長野市中心市街地活性化基本計画推進評価専門委員会」を立ち上げて体制を構築したことがあげられます。

また、年間600万人が訪れる善光寺を中心とした観光と魅力向上のために歩行者と自転車通行帯の交流人口の増加を図る「中心歩行者優先道路化」事業を5年間の社会実験として進めるなど特色のある事業が導入されていました。

計画推進には、まちづくり機関「(株)まちづくり長野」がハード及びソフト事業を通じた関わりにより大きな効果をあげており、これから24年度に向けては、市民と協働による事業の取り組みや、「門前都市ながの」への実現に向けて行政とTMO等が中心となり協力推進していくこと等を全委員で確認し長野の視察を終了いたしました。

次に、3日目東京都杉並区高円寺の「高円寺パル中心市街地活性化の取組について」をご報告申し上げます。

杉並区と旧風連町とは平成元年に交流協定が締結され、相互人的交流、児童・生徒の交流、文化交流、経済交流が続いており、今回は、友好都市杉並区を更に少しでも知ることが出来ればと考え、杉並区高円寺商店街の「中心市街地活性化事業」を視察先といたしました。

高円寺商店街は、駅前に、パル商店街、ルック商店街、純情商店街の3商店街があり、視察はパル商店街において実施し、高円寺パル商店街振興組合理事長谷幹男氏の説明を受けました。

雨が降っても人の集まる商店街と、売り上げ30%増を見込んで昭和54年にアーケードを建設しましたが、平成9年には、老朽化に伴う構造的な問題等、様々な問題がでてきました。

1には各店の風雨対策、2には日差しの問題、3には昼間の暗さ、4には維持費の問題、5には店舗の資産価値の上昇などの問題が出ていたため、再建計画を6年間におよぶ時間をかけ協議し、平

成15年に東京都の事業として、棟延長274.714mにアーケード再建が決定し、照明は7色の光が躍動感を演出するウェルカムプラザ街路灯、ウェルカムゲート、パルタワー、パルプラザ、ポラード、照明と音響装置などが整備されました。総工費6億8千19万7,000円、自己資金3億2千3百83万4,000円の事業として完成しました。自己資金の内半分程度の積立て資金があったので事業に取り組めたと言う事でした。

また、高円寺の「阿波踊り」は、商店街活性化のために「何かしなくちゃ」との思いから、昭和38年青年38人で「ばか踊り」を始め、昭和42年に「高円寺阿波踊り」に変更後、今では、東京を代表する風物詩になり、見物客120万人が集うイベントとして大きな経済効果を生み出しております。

現在、120店舗ある商店街には空き店舗はなく、「アーケード」と「阿波踊り」は高円寺の「街の顔」として愛されており、特徴として、アーケード再建に対する取り組みにかなりの時間を掛けて行っていること、阿波おどりのイベントも一定の効果を果たしていることを学び杉並区をあとにしました。

以上の視察を終え、当委員会としましては、長野県川上村のレタス日本一ともう一つの顔、「日本一専業農家の増えた町」の取り組みから学ぶ、村人の取り組み姿勢、また、長野市は、箱物建物でない、今ある資産を活用した活性化事業からそれにかかわる人の思いとこだわり、また、同じく高円寺パル商店街振興組合の計画性の高い取り組みと意思統一、どれをとってもそこにいる「人」が基本となり実の有る計画を成功させようとしていること等、今回の視察で学んだものを、名寄市まちづくりに活かしていきたいと考えております。

以上申し上げまして、経済常任委員会の行政視察報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 日程第7 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

署名議員 黒 井 徹

○議長（小野寺一知識員） 日程第8 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 持 田 健